

第七十二回 参議院大蔵委員会 會議録第九号

昭和四十九年三月七日(木曜日)
午前十時十七分開会

委員の異動

三月六日

辞任

稲嶺 一郎君

濱田 幸雄君

志村 愛子君

古賀雷四郎君

竹内 藤男君

細川 護熙君

木村 睦男君

黒住 忠行君

補欠選任

松垣徳太郎君

高田 浩運君

中西 一郎君

西田 信一君

青木 一男君

山崎 五郎君

船田 護君

玉置 猛夫君

辞任

高田 浩運君

補欠選任

鍋島 直紹君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

政府委員

大蔵政務次官

柳田桃太郎君

鍋島 直紹君

田中寿美子君

辻 一彦君

戸田 菊雄君

鈴木 一弘君

野末 和彦君

大蔵政務次官

柳田桃太郎君

事務局側

参考人

大蔵大臣官房審議官

常任委員会専門員

日本銀行総裁

日本銀行理事

日本銀行理事

日本銀行理事

日本銀行理事

日本銀行理事

日本銀行理事

日本銀行理事

日本銀行理事

日本銀行理事

日本銀行理事

日本銀行理事

日本銀行理事

日本銀行理事

日本銀行理事

日本銀行理事

日本銀行理事

日本銀行理事

日本銀行理事

日本銀行理事

日本銀行理事

日本銀行理事

日本銀行理事

日本銀行理事

日本銀行理事

日本銀行理事

日本銀行理事

日本銀行理事

日本銀行理事

日本銀行理事

日本銀行理事

日本銀行理事

日本銀行理事

岩瀬 義郎君

杉本 金馬君

佐々木 直君

渡邊 孝友君

藤本 厳三君

日本銀行総裁

日本銀行理事

日本銀行理事

日本銀行理事

日本銀行理事

日本銀行理事

日本銀行理事

日本銀行理事

日本銀行理事

日本銀行理事

日本銀行理事

日本銀行理事

日本銀行理事

日本銀行理事

日本銀行理事

日本銀行理事

日本銀行理事

日本銀行理事

日本銀行理事

日本銀行理事

日本銀行理事

日本銀行理事

日本銀行理事

日本銀行理事

日本銀行理事

日本銀行理事

日本銀行理事

日本銀行理事

日本銀行理事

日本銀行理事

日本銀行理事

日本銀行理事

○委員長(土屋義彦君) 租税及び金融等に関する調査を議題といたします。

当面の財政及び金融等に関する件について、参考人の方々から御意見を聴取いたします。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○戸田菊雄君 もう時間がありませんから、要点だけ聞いてまいりたいと思いますが、第一点は、非常にこの異常物価高騰で、預金の目減り問題が非常に問題になっておるわけですが、当然日銀の立場からすれば、貯蓄を奨励しているわけですから、そういう預金に対して、まあ、この国民の損害補償という、こういうその防止策については、やはり旗振りの先頭に立たなければいけないのじゃないだろうか、こういうふうに考えるのですけれども、何かそういう面で、日銀として、この目減りの補償策ですね、具体的に検討されておるかどうか、その点をひとつ第一点としてお伺いしておきます。

○参考人(佐々木直君) ただいま御指摘の点は、私も非常に心配しておるところでございます。私どもは非常に心配しておるところでございます。昨年の四月以来、四回にわたりまして預金金利の引き上げを実行いたしましたのも、そういうようなことについてのいろいろ考え方から出ておる面がずいぶん大きいわけでございます。さらに、まああれでよろしいというものでもないわけでありまして、預金の優遇策について目下いろいろの方向で検討いたしております。ただ、この辺の影響がいろいろのところへ具体的に出てまいりますので、そういう点を考えますと、なかなか問題が簡単でございませぬ。まだ研究中の段階でございませぬ。ただ、この問題につきましては、もういまさら申し上げるまでもなく、物価の騰勢をできるだけ早くとめるということが第一義である、これがわれわれとしては目下最大の急務と考えておるのでございます。

○戸田菊雄君 検討中だということは、大体大蔵省の吉田局長も、本件については、衆議院の大蔵委員会の中で、金利体系全体を見直すというの、なかなか困難だけれども、何か特定の一部の預金等については具体的な検討措置をすべきであるということを言われている。総裁も、大体この考えには同じようでございますけれども、そこで、具体的な問題をお伺いするわけですが、たまたま、いま大蔵省でいろいろ検討されているといわれるマル優貯金に対して、一部、七・二五％、これを二％程度引き上げて、預金金利というものを引き上げて、目減り防止策にしてはどうかという具体的な問題の検討に入っているという状況ですが、これは、同時に、やはり総裁のほうでも、こういう具体的な内容についてそれぞれ検討されておるわけでしょうか。その辺の作業はどうでしょうか。

○参考人(佐々木直君) この問題は、日本銀行が直接具体的にやる問題でもございませぬ。結局は、大蔵省が中心になって実行されることと思いますが、そういう、ただいまお話がございましたような具体的な問題については、大蔵省と一緒に検討をいたしておりますので、その点は、銀行局長のお考えなども、いまのわれわれの検討の一つの案として具体的に相談をいたしております。

○戸田菊雄君 検討の終了時期といいますが、いわば目減り補償政策が具体的に出来るという時期はどの辺と考えておられるわけでしょうか、一応のめどを置いてやっているのだからと思うんですが、そういうものがなければ、いまの国民の大多数の皆さんの要望にこたえるということにはならないと思うんですが、その辺は、時期的なめどがあると思うんですが、一体それはどうでしょうか。

○委員長(土屋義彦君) 参考人の出席要求に関する件についておはかりいたします。

租税及び金融等に関する調査のため、本日、日本銀行総裁及びその他の役職員の出席を求めることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(土屋義彦君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(土屋義彦君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨六日、志村愛子君、稲嶺一郎君、木村睦男君、細川護熙君、古賀雷四郎君、竹内藤男君、濱田幸雄君、黒住忠行君が委員を辞任され、その補欠として中西一郎君、松垣徳太郎君、船田護君、山崎五郎君、西田信一君、青木一男君、高田浩運君、玉置猛夫君が選任されました。

また、本日、高田浩運君が委員を辞任され、その補欠として鍋島直紹君が選任されました。

○委員長(土屋義彦君) 参考人の出席要求に関する件についておはかりいたします。

租税及び金融等に関する調査のため、本日、日本銀行総裁及びその他の役職員の出席を求めることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(土屋義彦君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(土屋義彦君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨六日、志村愛子君、稲嶺一郎君、木村睦男君、細川護熙君、古賀雷四郎君、竹内藤男君、濱田幸雄君、黒住忠行君が委員を辞任され、その補欠として中西一郎君、松垣徳太郎君、船田護君、山崎五郎君、西田信一君、青木一男君、高田浩運君、玉置猛夫君が選任されました。

また、本日、高田浩運君が委員を辞任され、その補欠として鍋島直紹君が選任されました。

○委員長(土屋義彦君) 参考人の出席要求に関する件についておはかりいたします。

租税及び金融等に関する調査のため、本日、日本銀行総裁及びその他の役職員の出席を求めることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(土屋義彦君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(土屋義彦君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨六日、志村愛子君、稲嶺一郎君、木村睦男君、細川護熙君、古賀雷四郎君、竹内藤男君、濱田幸雄君、黒住忠行君が委員を辞任され、その補欠として中西一郎君、松垣徳太郎君、船田護君、山崎五郎君、西田信一君、青木一男君、高田浩運君、玉置猛夫君が選任されました。

また、本日、高田浩運君が委員を辞任され、その補欠として鍋島直紹君が選任されました。

○委員長(土屋義彦君) 参考人の出席要求に関する件についておはかりいたします。

租税及び金融等に関する調査のため、本日、日本銀行総裁及びその他の役職員の出席を求めることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(土屋義彦君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(土屋義彦君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

○参考人(佐々木直君) 残念ながらまだ時期をはつきり申し上げる段階まで来ておりません。

○戸田菊雄君 国民春闘といわれる大闘争、そういう状況にいまあるわけですから、この中で強く要請をされておられるわけですね。大体、大蔵省あたりでは四月一日見当に目途を置いて一応幾つかの案を具体的に、単にマル優を中心とか、そういうことだけではなくて、幾つかの案を検討されておると、こういうふうな聞くわけですが、当然私は、日銀総裁として、総裁もそれらについて直接タッチはしないまでも、おおよそこの作業動向については知っておるのではないかと思います。四月一日程度という、こういう具体的な話もあるんですけれども、これは早めたほうがいいと思うんですけれども、そういう面について総裁はどう判断をされておられますか。

○参考人(佐々木直君) できるだけ早いほうがいいと存じておまして、目下鋭意研究中でございます。

○戸田菊雄君 それから第二点は、現在政府は金融引き締め政策を一貫して推し進めておられるわけですが、この中で、どうも私は理解しにくいのは、やはり財投資金等についても、当然金融引き締め政策の対象に私は入れるべきじゃないか。そういうために、日銀としては、それらのコントロールをやったりするべきじゃないか、こういう考えを持つんですが、たとえば四十九年です、これは予算でも明らかのように、総額において七兆九千二百三十四億円、前年比一四・四増、こういう状況になっております。この資金金融資源は、主としてやっぱり零細貯金その他にたよっていることは、もういま私が申し上げるまでもないと思うんです。たとえば、郵便貯金三兆五百億、それから、厚生年金が一兆五千九百億、あるいは国民年金が二千四百億——等々が主要な財源になっておるわけですね。それで、これらの融資体制は、すべて——すべてとは言いませんけれども、それは政府機関関係にも行きますから。しかし、民間対象として行くものは、何といつても一つは、日本開発銀

行から融資をされる、これが総体においてことは三千九百八十億の借り入れ、それで融資は、貸し付けは五千九百億、こういうことになっておる。それから日本輸出銀行、これの資金運用部資金からの借り入れが五千五百六十五億で、貸し付けが七千九百億、こういう膨大なもののほっついていっているわけですね。ですから、当然これも、一般市中銀行の金融引き締め、そして各業者に対する引き締め政策をそれぞれやっている。片方では過剰流動性というものを吸収する対策をいろいろな形でやっている、そういうときですから、この財投資金の融資体制というものを、それなりに引き締め体制の中に入れて、総合的な均衡政策というものをとっていくのが至当ではないか。これがはたしてどうおられます。昨年あたりは農協資金等についてまでいわば網をかけてやっておるわけですから、そういうことは今日必要ではないかと思うのでありますけれども、これらに対する総裁の御見解はどうでしょうか。

○参考人(佐々木直君) ただいまの御質問は、輸出入銀行、開発銀行、こういう政府の金融機関で、中小企業関係でない金融機関、こういうものの融資のあり方についてのお話かと思っております。ですが、輸出入銀行につきましては、御承知のように、日本の国際収支の関係、それから、海外投資の関係、そういうようなことで、相当長期的な計画でやっているものがございまして、こういうものは国内の金融とはやや違う要請のもとに動いておるもので、こういう点は、ちょっといまの引き締めと、普通の金融機関の引き締めの態度とは違うものもあるかと思ひます。ただ、開発銀行のほうにつきましては、総体としての運営については、ただいま御指摘のように、国内の金融としての総体の中で見ていく必要がございまして、ただ、政府が負担するのが適当であるという部分が、どれだけであるかということについての判断を加えることが必要でございまして、総体としては、国内金融の流れの中で、実際の運営態度はきめられるべきだと、こう考えます。

○戸田菊雄君 これは総裁、具体的なコントロール方式というものは何か総裁のほうで考えられておりませんが、総体的な資金をですね。これ大多数が大企業というのか、とにかく大資本に向けてられてやられているわけですから、これは日本開発銀行にしても、輸出入銀行にしても、すべてそういうものを対象にして、主として設備投資資金、こういうものに変えられていっていると思うのです。ですから、そこはやはり、いま大企業は相当手元資金がまだまだ余裕があると思われているのですね。そういうものに対して、やはり財投から年々計画的に、それぞれの銀行を通じて、潤沢な資金融資ができるという、こういう問題について私はもう少し考えるべきだろうと思ひます。さらにいま日本の大企業というものは、何といつても借金でもって運用しているという、こういう状況ですね。諸外国には見られない、自己資本一五％ないし二〇％、そういうやっぱり企業努力を含めて、もう少しこの過保護体制というものを解いて、そして力をつけていくような形に行かなくちゃいかぬと思うのです。それはまあ別にしましても、私は、そういう点が今日のやはり投機体制、そういうものを生み出していると思うのですが、もう少し強い態度で日銀が、これらのコントロール体制、やはり政府にもを言っているという、こういうものがいまほど必要な時はないのではないだろうか、こう思うのでありますけれども、そういう点についてどうでしょうか。

○参考人(佐々木直君) 輸出入銀行も、開発銀行も、ともに具体的なプロジェクトを考えて、それに対する融資をやっておられるわけでございます。具体的なそういう投資の案件自身の選び方が適当であるかどうかという点になってまいらると思ひます。たとえば、輸出船でございまして、国内の船会社のつくっておられます船、こういうものに輸銀と開発銀行が金を出しておられるわけです。こういうものは、日本の海運政策との関連あるいは日本の貿易政策との関連で考えられなければならない

んだと思ひますが、そういうような具体的なプロジェクトとの関連で、資金の供給が行なわれておりますので、正直に申し上げまして、日本の銀行がこの両行の具体的な貸し出しについて、発言をしたことはいままでございません。

ただ、いまの御趣旨につきましては、特に、国内金融については、全体としての金融政策の中で考えてもらいたいという、こういう方向については考えております。

○戸田菊雄君 それから第三点は、日本はこれまで米を中心とした金貨あるいは金価格の引き上げ、こういうものに対して、常に反対の立場をアメリカと同様貫いてきたわけですが、今回EC地域における金価格の暴騰、もうすでに一オンス百六十七ドルぐらいになっておると思ひますが、この一年間で少なくとも百ドル以上引き上げがされておる。こういう状況になって、大蔵省としましても、大体骨子三点だと思ひますが、EC地域内その他二カ国間債務決済のための金価格引き上げを、原則として認めてもよいと。第二点は、ただし現在の自由金価格は、投機によって実勢以上に上り上げられているので、通貨当局間の金取引に適用する金価格は、現在の市場価格以下の水準にとどめる。第三点は、金価格引き上げはSDR——国際通貨基金特別引き出し権等の価値基準の設定後とすると、こういう条件のもとに、現在のEC地域内における各国の金暴騰というものを容認しよう、という態度にいつているようでございますけれども、日銀総裁は、このことについてどう御判断しておられますか。

○参考人(佐々木直君) ただいまお話がございまして、大蔵省の考え方も、まだ、何といひますか、結論に達したとは聞いておりません。御承知のように、いまの金価格というものは、非常に投機的な動きをいたしておりますので、あまりに乱高下をいたしておりますので、いまの相場を前提として、具体的な、あるいは安定的な今後のやり方を決定するのは、時期が適当ではないと思ひております。したがって、この金問題については、い

ろいろな意見が各国から出ておりますけれども、まだそれが具体的に各国の間の相談として取り上げられるところまでは参つておらないようでございます。ECの中で、お互いの国際収支の決済をいたしますときに、いまのような金の価格の状態でございまして、決済手段の中から金をはずしております。ところが、金が外貨準備の相当な部分である国では、金はずされると、決済に困る事態がありますので、そういう点から、この前からECの中の決済には金を使いたいという話が出ております。しかし、現実の問題として、各国の總裁の話し合いを聞きまして、やっぱり金を支払ひに立てることは非常にちゅうちょがあるようでございます。現にいまフランスなどは、ユーロ市場から相当多額のドルを取っております。それで、それを国際収支の決済に使うという方策をとっております。こういうような関係から見ますと、金の要するに国際決済のために充てる場合の価格の決定ということはおそらくもう少し先の問題ではないか。したがって、私どもとしても、ここでこの問題について最後の結論、考え方を固めるといふのは時期が早い、こういうように考えます。

○戸田菊雄君 EC地域金の暴騰というのは、一つは、やっぱり石油危機発生、これが起因していることは間違いないと思ふんです。したがって、国際通貨情勢の変化も織り込んだ金政策の変更、こういうことでわれわれは受け取るのが妥当かどうか、これは見解として承りたいんですが、そういう状況にあるかと思ひます。したがって、日本の場合ですと、金価格引き上げを実現されると、一つは、金の公的価値というものが一つは形骸化していくんじゃないか、いわゆるフロート化される、こういう状況になると思ふんですね。かりにいま三条件で、大蔵省等が再評価を見込んだというところになりますと、一体、日本の場合はどういう状況になっていくのか、金に対して、こういう問題については總裁はどう今後の見通しとして御判断なされますか。

○参考人(佐々木直君) ただいまのお話は、もし金の評価がえがかったときに、日本においては国内でどういう状況が出てくるかという点だと存じますが、日本の場合には、御承知のように、金の保有量が非常に多くはございせんが、それでも、相当多額の評価益が出てまいりと思ひます。問題は、その評価益をどういう使い方をするかという問題になって、どうかと思ひます。でございますが、実は最近、金の評価がえをしようといふ場合に、欧州各国で反対論の一番有力なもの、それによる評価益というものが、インフレーションの源になる、それが非常にいまのような経済環境の中では危険であるということから、反対が強いぶん強いわけでありまして、そういう意味で、おそろくいまのような状況でございまして、この評価益というものは、何と申しましても、なげと申しますか、直接購買力へ転化しない方向で処理されるということによって、国内の経済への影響をできるだけ遮断することが政策的には必要になってくるんじゃないか、こう考えられるのであります。

○戸田菊雄君 これらについての最終態度は、いつごろに大体日銀等も含めて打ち出すつもりですか。

○参考人(佐々木直君) ただいまも御指摘がございましたように、最近の金価格というものが、国際的な商品相場の投機的な動きと一緒の動きをしておりまして、その帰趨と申しますか、行き先がまだちょっと見当がつかないでございまして、したがって、金問題について、最後の結論を出すのはもう少し時間がかかるのではないか、国際的なインフレ的な動きがある程度鎮静しないと、なかなか落ち着いた姿が見当がつかないように思われます。

○戸田菊雄君 時間ありませんからこれで終わりますが、第四点は、この金価格引き上げの解除についてですけれども、これは現行の金価格引き上げ政策が一挙にやめていくというふうなものじゃないですか、いずれは解除される。その解除するに

引は、總裁としてどういう条件が整ったか、金融き締め政策というのを解除するの、そういう内容についても少しお考えがあれば示していただきたい。

○参考人(佐々木直君) 今回の金融引き締め、もうずいぶん長く続いておりますけれども、その効果が出てまいりましたのは、まず最初に、金融関係の指標について出てまいりました。それが昨年の秋の終わりのころからでございます。それから、物価の面につきましては、去年の秋ぐらにある程度落ちつきが出始めておりましたところ、石油問題が起つてまいりまして、すつかり調子が変わってしまつておる。したがって、物価の点につきましては、十二月、一月の急騰といふことから、引き締め政策の効果がちよつとまるとつかみにくくなつてしまつておりました。ようやう二月に入りまして、中旬の卸売り物価が横ばいになつてまいりました。この辺で外発的な理由、すなわち石油価格の高騰とか、銅の価格の海外における高騰とか、そういう海外要因以外、はば勢いが落ちついてきたという見当がついてきたのでございまして。ただ、物価につきましては、御承知のとおり、第二次の石油価格の引き上げの影響が、電力料金その他に及んでまいりますので、これで物価が落ちついたとは申せませんが、これとともやはり、外的な要因からきた物価の上昇と考へられます。したがって、どうも物価の具体的な水準から申しますと、物価問題は安心だといふところまではまだたわけてはございせん。したがって、ここ当分は、金融関係の指標は目立って落ちついてきましたけれども、まだ金融引き締めを緩和するといふ時期には参つておらないように思ひます。当面は、物価上昇を抑える。少なくとも国内の需要の面から物価が上がつてくることをとめるというのを、当面こししばらくの間は続けざるを得ない。したがって、今後の引き締め解除のきつかけと申しますものは、第一に問題の、物価水準の動きいかんという

ことが第一でございます。

それから、あとは、国内の経済の具体的な動き、それが物価とのかね合ひでどう動いてまいりますか、そういう点で判断をいたしたいと思ひます。

設備投資が落ちつくか、落ちつかないかという点でございまして、これは現在新しい機械の受注などが非常に伸び悩んでおります。これは金融引き締めの影響が出ておると思ひますし、それからもう一つは、最近の価格高騰により、設備投資の費用が非常に上がつておるもので、こういうような点から、いま発注が見送られておる面があると思ひます。そういうことで、設備投資の面から金融の緩和のきつかけがつかみにくいという状態ではございせん。繰り返して申し上げることになりますが、物価の落ちつかないかということ、やはり金融緩和の最大の関心の的ではないか、こういうふうな考えです。

○戸田菊雄君 總裁がおっしゃられた、いわば物価鎮静を焦点に置いているということ自体、私も全くそうだろうと、こう判断しているわけですが、ただ、どうしても、政治的判断等の中に介在をしていくと思ふんです。たとえば、この七月に参議院選挙が行なわれますから、あるいはこの各企業の、プレッシャー団体がいろいろなことと申して、どうもいままでの金融引き締め解除については、国民が疑惑を持つようなそういうしるしが多かったと、私は思ふのですけれども、今回もまたそういうことが主になつて解除されていくというふうなことが主になつて、これはたいへんだと思ふ。文字どおりいま總裁がおっしゃられるように、物価鎮静というものは根柢からそれこそくつがえされる、こういう状況になつてくると思ひますが、そういう御心配は全くございせんか。やはり、国民の立場に立つて一貫してそういう姿勢で貫くと、途中どんな各種団体のいろいろな圧力があつても、それはやっぱり一貫して押し通す、こういうことになつておりましたら、それからもう一つは、そういう状況でいつ、

いま非常に中小企業の金融切迫がきておるわけでありまされども、こういうものに対しては私は政策的に特別措置をやはりとるべきだと、こういうふうに考えます。最近新聞等で、五百億以上の金融特別措置を大蔵省は手を打ったというふうなことがございすけれども、やはりこれは別途政策で救済措置をはかるべきだ、これも緊急を要する事態だと私は思ふんです。それと、この金融引き締め政策ですね、こういうものの解除体制については、やはり物価鎮静を重点に据えて、あくまでも各種団体の圧力や政治的判断で、参議院選挙があるからと、こういうことではないんじやないかと思ひますが、その辺に対する總裁の態度を伺つて、私は終つたと思ひます。

○参事人(佐々木直君) 私どもが物価の問題に始まりましたのは一昨年の秋からでございまして、あのときにすでに私もとしては、窓口指導について警戒的な態度をとつてまいつておつたわけですね。昨年一年は、正直に申しまして、日本銀行としては物価との戦いを終始続けてきたものがございまして。したがって、こういうわれわれのいままでのやり方、態度から考えまして、ここで物価を落しつけないと、一体何をすべきかわからないわけですね。したがって、今後の金融政策のあり方につきまして、物価の鎮静を第一義にするということには、もう絶対に動かすべからざる筋であると思ひます。ただ、御指摘がありましたように、中小企業に対しては、それぞれやはり具体的な問題がございす。産業別にございすし、個々の企業についてもございすので、私どもとしては、取引金融機関と絶えず連絡をとり、ことに地方では、日本銀行の支店長を中心といたしまして、いろいろのそういう組織をつくつておりました。具体的な問題について個々の手当てをするという体制を整えておりました。この点につきましては、最近、銀行、信託、長期信用銀行などにおきましても、特別な基金をつくつて対策を講じておるといふようなことでもございすし、それから、政府金融機関も、年度末の手当ても準備し

ておられるようであります。こういう問題につきましては、われわれとして具体的な個々の問題としてやつてまいつて、大筋をくずさないで、対処してまいりつてございす。

○田中寿美子君 私、ちょっと質問の順序を變更まして、さつき戸田委員が貯蓄の目減りのことをおつしやいましたので、それに関連して一、二点だけ最初伺ひたいと思ひます。

貯蓄の減価のことについて、この委員会ですばいふん何回も議論されました。大蔵省も減価していることを認めておるし、経済企画庁もそういう数字を出しておられます。それで、ことに四十八年度の個人の預貯金の総額は六十一兆円をこしている。そして経済企画庁が四十八年度の経済見通しを修正いたしましたので、先日提出いたしましたところによりますと、消費者物価は一四〇年度平均で上がったことになっておる。そうしますと、個人の預貯金総額に消費者物価の上昇率を掛けると、大体、減価を計算することになるわけですね。そうすると、もう八兆円も去年は目減りしているということになるわけですね。で、日銀と云えば、まあ一般の者には何かすばらしい大きな殿堂の中で、總裁なんというのはいへんお偉い方だといふふうに思つておられるけれども、一般の大衆とかかわり合ひといふのは、自分たちの零細な、これはもう調べてわかつておるうちに、一世帯当たり昨年度でも二百十兆円、しかも、預貯金は百四十七兆円、借入金がその中で百三十二兆円もあるという状況で貯蓄しているわけですね。ですから、大衆から見れば、ほんとうに貯金の減価に對する怒りが一ぱいになつておるわけですね。それで、経験的に、感覚的に、一般消費者は自分の使う貨幣が目減りしていることを憤慨しておるし、まして貯蓄がどんどん減つていくということについて憤慨しておるわけなんです。日銀總裁は、二月の十三日、記者団との会見で、あまり貯蓄が目減りしていくので、その対策は何ともしないといけない、せめて貯蓄だけでも特別に優遇することを考えるべきだと思つておるんで、貯蓄に

関する限り、まあ期限を切るかもしれないけれども、利子を、金利を一〇％ぐらいに、あるいは二けた台に乗せるべきだといふような意味のことをおつしやつておるようですね。總裁、そういうお考えがございすかということ、それから大蔵大臣ともそういう話し合ひをしたことがあるといふようなことが新聞紙上で見られたんですね。けれども、そういう話し合ひが進みつつあるのですか、どうですか、そのことを最初にお伺ひします。

○参事人(佐々木直君) 先ほどもお尋ねがございまして、お返事申し上げましたが、私もとしましては、預貯金というものの優遇について、何かいい方策を考えたいということ、目下検討をいたしておられます。私が二月十三日に申しましたことも、そういう趣旨で申し上げたわけでありまして。ただ、一〇％以上といふような具体的な数字は申ししたことはいつてもありません。それから、大蔵大臣とはもちろんいろいろ問題についてお話をしておられます。それで先ほども申し上げましたように、この問題は、大蔵省と私のほうと一緒に検討いたしておるのが現状でございす。

○田中寿美子君 預貯金に限って利子を上上げるということとは可能でございすか。

○参事人(佐々木直君) 非常に大きなものではないかと思ひますけれども、ある限界の中では不可能ではないと思つておられます。

○田中寿美子君 總裁がそうお考えになつておるんであれば、少なくとも貸し付け金利のほうはそのままにしておいて、預貯金に關して利率を上げるといふことは可能だといふ考え方で検討していらっしゃるかと、こういうふうに考えてよろしいですね。

○参事人(佐々木直君) 先ほど景気の最近の状況について申し上げましたが、ああいうことから考えまして、いまここで総体としての金利水準を上げるといふことは、必ずしもいまの時点においては適当でない、そういう判断からまいりますと、そういう環境の中で、預貯金の優遇をいたします

ということになりますと、これだけ独立した動かし方ではない、具体的にできないわけではあります。ただ、独立した形でやりますと、どうも幅が小さくなる。そのところがいまわれわれとしていろいろ検討しておる点でございす。

○田中寿美子君 この問題はあまりやつておる時間ありませんけれども、どこの国でもインフレに對して預貯金に対する優遇策をいろいろ考へておるようです。もう總裁御存じだと思ひますけれども、西ドイツで長期貯蓄預金の優遇策というのをやつておられます。これは期間が相当長いものについて、それから、階級別に低所得層のもの、それから家族数なんかに対応して割増金をつける制度ですね。これ財形貯蓄ですね。けれども、こういうようなことは、これはもう一般會計のほうから財政が支出することだと思ひますが、そういうことすら考へておる国もあるし、ほかの国もあること御存じのとおりだと思ひます。總裁は、金融政策の面での責任者でいらつしやいますから、ですけれども、大蔵省当局などは、絶えず日本の経済政策に關しては意見を述べらつしやると思ひますので、このような点も御参考にお考へていただきたいということ、私は、いま要望だけにはしてございす。おそろくそういうことは考へられたいとおつしやると思ひますので。それで、私、最初にお伺ひしたいと思つておりましたのは、昨日、日銀の統計局が発表されたもので、昨日、主要なる企業、それから中小企業の短期経済観測調査というのをなさつたその結果を発表なさいましたですね。それで、日銀からこれを取り寄せて見せていただいたわけなんです。そこで、總裁の経済見通しを伺ひたいわけなんです。この調査結果によりますと、日銀が発表なさつたのを、これはテレビで聞いたんですが、マクロ的に見て、日本の経済は落ちついていくんではないかといふような立場からの発表でございまして、政府の金融引き締め政策が功を奏したからこういふふうになつたのではないかと、こ

で繰越、さつきちよつとお触れになりましたけれども、設備投資が横ばいになってきたとか、それから金融の逼迫感が、逼迫感といいますが、それがだんだん少なくなってきたとか、それから、需要の超過感といいますが、みんなこれいままで行き過ぎていたものが、だんだんダウンしてきたというふうな発表になっておりますが、これららを参考にしてお考えになった場合、四十八年度の成長率ですね、経済成長率、それから物価の上昇率などをどういうふうにお考えになるか、意見を聞かしていただきたいわけです。これはいろいろ考え方があって、政府のほうでは、四十九年度見通しは、成長率実質二・五%、名目が二・九%という発表をしておりますね。それから物価のほうは、卸売り物価が年間で四・六%、消費者物価が九・六%というふうな見通しを出しているわけなんです。一年間の見通しというのは無理だといふふうにおっしゃるなら、上期の見通しというふうなもの、日銀は、企業から当たって相当詳しいデータをとりついでいらつしやるわけですから、見通しを聞かしていただきたいと思ひます。

○参考人(佐々木直君) 四十八年度の見通しにつきましては、もうだいぶ終りに近づいておりますが、これはおそろしく政府の見通しよりも成長率なんかも少し上回るんじゃないかという感じがいたします。

それから、四十九年度につきましては、二・五%の実質成長率を政府は見通しております。これは一時、油の問題が非常に輸入量が落ちてくるというふうな予想のときには、二・五%あふないんではないかというふうなことでございまして、これは最近の油の輸入の実績から申しますと、大体この程度はいくつではないかと思ひます。ただ、この二月に実行いたしました私のほうの短期経済観測で、四十九年度全体をあの資料から政府の見通しを見直すというのには、少し材料が不足でございまして、今度の短観の特徴は、ことしの一―三ではそれほど経済の需要超過とか、そういうふうな動きに大きな変化はないが、四月―六月には、そ

れにある程度の変化が出てくるのではないかと、いう予想が入っているというところが特徴でございまして。したがって、私は、四十九年度の経済成長率につきましては、政府の見通しをただいま変更するといふだけの資料は今の短観からは出てまいらない、こういうふうな考えでおります。

○田中寿美子君 そうしますと、大体政府の実質二・五%、名目二・九%という成長率、そのくらゐだろつというお考えでよろしいか。いろいろ経済研究所の発表によりますと、実質成長率ゼロという人もありますね。それから、実質成長率一番高いところで八%まで見ている人もあるわけなんですけれども、この調査の御発表になりましたのによりますと、全体として需要のほうも停滞してきたというふうな感じがするし、それから引き締めが浸透してきて、企業の金融逼迫感がこれも後退してきています。それから設備投資の計画のほうも横ばいになりつつある。それから、労働力の不足感のほうも後退しつつあるというふうなことがある。これは伸びていないというふうな感じがする。この調査の結果ですね、在庫不足感にしても、不足感がないというわけじゃなくて、不足感が非常にひどかったものが、後退しているというふうな書き方ですね、全体に。ですから、幾らか伸びてはいるけれども、いままではどひどひ状況じゃない、こういうことでございまして。

足が解けてまいった段階でございまして、ここまでは非常に高い経済成長が始まり、それがさらに需要の増大につながつてまいりますと、せっかく緩和した需給関係がまたこわれるというところになりますので、いまのそういう需給のバランスを維持する、という考え方、経済の運営が行なわれれば、ゆるやかな経済成長は可能ではないか、したがって、政府の見通しの二・五%の実質成長率というものも可能ではないか、こう考える次第でございまして。

○田中寿美子君 そうしますと、政府の考えている物価上昇率も、大体、その成長率に対応して計算されているわけですから、大体、消費者物価指数が年間九・六%というふうなことも可能じゃないかというふうな総裁は考えていらつしやるんじゃないか、私は想像しているわけです。

で、公定歩合ですけれども、十二月二十五日に、最後にまあ九%にしましたですね。先ほど、公定歩合の引き上げで、金融引き締めで、その効果が大体秋の終わりのころから出始めていたところへ、石油ショックで、またひどくなつたと、そこで九%まで引き上げたんだというふうな御説明になつていたと思うんですが、そうしますと、引き締めの効果というのは、結局、公定歩合九%に引き上げたということで、その効果が出てきたと、こういうことでございまして。

は実行したわけでございます。で、私どもとしては、その十二月の終わりの大幅な公定歩合の引き上げが、具体的には二月の卸売り物価に反映してきたと、こういうふうな考えでおります。

○田中寿美子君 それでは、今後のことですが、先ほど、物価が一番大事なんであつて、物価の上昇がずっと緩和してきたならば、金融の引き締めも緩和することがあり得るというふうに、私は御説明を受け取つていたわけなんですけれども、その預金準備率や公定歩合ですね、いま相当のところまでございました、西欧並みに近くなつてくるんじゃないかと思ひますけれども、これは今後また引き下げることもあり得るということになりますか。私は、全体として日本の金利体系というのは非常に低かつたと思ひます。それが高度経済成長の大きな推進力になつてきたと思ひます。いまようやく西欧並みぐらいまでになつてきたと。この状況を今後続けていくこととするのか、つまり、ある意味で高金利のな体制をとつていくのか、それともやっぱり公定歩合も準備率もまた下げていくという方向をとられるのかどうかということ、総裁の方針をお伺ひしたいんですけれども。

○参考人(佐々木直君) 当面は、先ほど申し上げましたように、物価の鎮静ということが最大の目標でございまして、いまの引き締め体制に手を加えるつもりはございせんが、将来いろいろ経済の情勢が変わつてまいりましたときには、公定歩合の引き下げもあり得ますし、それから場合によつては、預金準備率の引き下げもあり得ると思ひます。しかしそれは、あくまでも非常に経済の情勢が変わつてきたときの問題でございまして、いまの状態では、もうすぐ公定歩合の引き下げを論ずるという雰囲気の中ではございせん。

○田中寿美子君 それはわかるんですが、全体に金利が低いんじゃないかという議論がされておりますね。たとえば長洲教授なんかは、預金金利は現在のものにさらに一〇%ぐらい上乗せするべきじゃないかというふうなことを言っている

うようなことを言っていられしやる。それから元の宇佐美日銀總裁は、一五%こした大騒ぎしたもんだと、その後すい経済成長率を上げちゃったもんですから、一五%ぐらいはいたした、軽くそれをオーバーしてしまつたわけですね。それで、去年の八月は三一・四%の伸び、九月が三一・九、十月が二三・九、十一月が二二・二、十二月に落ちた。これ、現金通貨だけじゃなくて、預金通貨まで入れればさういふ、まあ実際に通貨の流通しているもので含めればたいへんなものになつてゐるわけなんですけれども、日銀としても、いま設備投資の傾向も下がつてきた、全体におさまつたとお考えになつてゐるときに、やっぱりその通貨について政策をちゃんとお持ちになるべきじゃないかなというふうに思うのですけれども、佐々木總裁はどういうふうに、どのくらい、いまちよつとおっしゃつたけれども、どのくらいまでなら適量だというふうにお考えになりますか。

○参考人(佐々木直君) 実は、現金通貨、それから預金通貨全体を加えたものの、いわゆるマネーサプライの増加額を調整する問題は、これは各国の中央銀行がひとしく悩んでおられる問題でございます。フリードマンさんのように、たとえば年率五%のマネーサプライの増加を続けられれば、経済は非常に安定して成長するんだというお話がありますが、現実にはその五%というふうな、ある具体的な目標を立てて、それを常に維持するということのようなことは、なかなかできないのでございませう。その点は同じ学説を持つておられた、いまのアメリカの連邦準備制度の總裁バーンズさんが現実には自分で経験しておられまして、そういう意味では、国の総体の経済活動の最後のしりである金融決済、それをコントロールするということは、結局経済全体をコントロールしなければできないことではないかと思ひます。

そういう意味で、私も、たとえば日銀券、現金通貨の流通高が適量であるというふうな、具体的な目標を立てて金融の運営はなかなか

でき得ません、正直に申し上げまして。ただ、多過ぎる、少な過ぎるという感じ、いままでは残念ながら多過ぎる場合ばかりでございまして、多過ぎるのに対して、どの程度の手を打つていき、どこまで落ちてきたら打つた手を排除するか、そういうような、何といひますか、そのときの実態に応じたやり方しか現実にはできないのでございませう。したがって、先ほども申し上げましたように、普通の状態でございまして、銀行券の増発率が二〇%になつておりますことは、やはり警戒が必要であると思ひます。ただ、繰り返しますが、いまのような物価高が現実にもう起こつてしまつておるといふ点において、この二〇%をどう評価するか、これは私は、平時と比べて二〇%は決して高いとは思ひません。相当思い切つて、通貨の流通高は落ちてきてゐると思ひます。しかしながら、もちろんこれだけでいいというものではございせん。私の申し上げましたのは、どういふ評価をするかという評価のしかたの問題だと思ひます。おそらく銀行券の伸び率はまだまだ少し落ちるのではないだらうかという感じをただいまは持つております。

○鈴木一弘君 昨年の一月十六日の預金準備率の引き上げから、金融引き締めが始まつてきたわけですから、もうすでに一年以上経過してございます。特に四・二五%から、去年の四月から急に公定歩合も引き上げて九%になつた。預金準備率も五回も引き上げられたわけですから、かなりの効果が出てきたというふうに考えられます。けです。ですが、まだまだほんとうの効果があるというふうには思つていられしやらないのか、それとも、その辺の評価のことを伺ひたいのです。どの程度に、まだこれからもう少し、先ほどの話ですと何だか引き締めるような、状況によつてはまたゆるめるようなというふうな感じしか私は受け取れないのですけれども、どう評価していらつしやるのか。落ちつくのはいつごろと見ていらつしやるのか。

○参考人(佐々木直君) さつきも申し上げましたように、この一年間の引き締めの効果は、金融面ではマクロで見ます限りにおいては相当きいてきております。したがって、当面これ以上金融面のいろいろな数字から考えて、さらに金融を引き締めなければならぬと思つておりません。現金通貨の問題でも、預金通貨の問題でも、相当伸び率が落ちてきておりますし、それから、企業の手元流動性もいままでの最低のところまで落ちてきておるといふことから見ましても、これ以上追い打ちをかける必要があるとは思つておりません。ただ、しかし、先ほども申し上げましたが、物価の水準というものを考えますときに、この一年のわれわれの努力、これが物価を鎮静させることにあつたことを考えますと、ここで引き締めの役目が済んだという考え方はまだとれない現状でございませう。先ほどいろいろお話がございました二月に実施いたしました経済の短期観測、この数字をいろいろなアンケートの結果を見ますと、四一六には相当落ちつきが出てくるというふうな見方が多いわけでございます。したがって、いまの物価の問題さへある程度落ちつきが出てまいりましたら、その時点では引き締めの効果が十分出たという判断ができるかと思ひますが、これはすべて先の問題でございまして、当面としましては、いまの引き締め態度を維持するということでは、いまの引き締め態度を維持するといふことで、また、総体のワケの中で企業により、産業により銀行性がございまして、その銀行性は正をしていくという程度のこと、金融政策としてはいまいるのが適当である、こゝろいふふうに考えております。

○鈴木一弘君 銀行性の問題と、いま一つは手元流動性がかなりなくなつてきたというお話があつたんです。確かに、土木、建築、繊維、そういうところは相当きびしいと、しかし一方、まだ石油とか鉄鋼というところになりますと、これは豊かではないかという、いま言われたような、素材の業者との間に、總裁の言われた銀行性のあるこ

と確かだと思ひます。その点をどういうふうにとつていくかということ。一方はどうしても過剰流動性どころか、過少流動性になつてくるというふうなことも、いまの御答弁の中でもマネーサプライの増加率が低下したとか、あるいは現・預金比率が低下したとか、倒産も非常に多いわけですから、増大している、そういうことから、ものによつては過少流動性になつてゐるわけですよ。こゝろいふ点についてどう対処していくかというところが、これからの金融問題がむずかしいと思ひます。一番かじとりのたいへんなところだと思ひます。わずかのところで生き延びる中小企業も生き延びなくなつてしまふ。一体、当然しほらなければならぬところがしほり切れないという、いろいろ対処のしかたで、五百億円減らしたとかなんとか出ておりますけれども、日銀の決定が。その点についてはいかがですか。

○参考人(佐々木直君) その手元流動性の多いか少ないかということ、これは預金、それから現金でございまして、こゝろいふものにつぎまして、金融政策で直接コントロールすることはできません。結局は、余裕がある企業には銀行が金を貸さない。非常に苦しくなつたところには、その貸さないことによつてできた余裕をそちらに回すというところによつて、銀行の貸し出しを通じて調整するしかないわけでございます。したがって、そういう点につきましては、私、中央銀行としての政策で具体的に入つてまいりますので、ある限界がございませう。したがって、われわれができませんことは、総体のワケをきめておいて、その中で占める企業、あるいは産業と、ある程度めんどろを見てあげてほしい企業の種類をこちらから伝達するということ、その取引先、日本銀行の取引先金融機関の調整を期待するということになつております。これは私、昨日、ぶつつかつた例でございませうが、わりあい金繰りの楽な企業の社長さんが、おととい突然、自分のほりの商手のワケをいきなり切られてしまつた。こんな乱暴な話があつていいものかということをお私に訴えられまし

たが、しかし、そうしなければ、苦しいところに回せないで、總体の引き締めラインを維持しながら、調整するためにはそういうことをやらざるを得ないわけです。ですから、そういうお話を聞きますと、ただいま申し上げましたようなわれわれの趣旨が、金融機関によって実行されているということを感じたような次第でございます。

○鈴木一弘君 いままでたびたび言われてきていることなんですけれども、金融引き締めということになると、一番被害を受けるのは、どうしてもいま總裁がある会社の話をしても、商業手形のワケが急に減ったという話がありました。そうやって片一方ではめんどろを見ていたのだという、そういうお話を聞かされて、やはり中小零細企業、下請企業が一番被害を受けることは、いままでのことではつきりしています。そういうことで、特に原材料が上った、人件費そのほかというところで、一方は上がっているし、しかも、需要のほうも落ち込んできている。一体この三月、四月、そういうところをどうやるかということが、非常にいまたいへんな問題になるわけです。これは大蔵省がやることであると總裁言われるかもしれないけれども、日銀としてもそういう点の考えですね、おとといの大蔵大臣の答弁でも、中小企業に対しての、政府関係三機関に対してのワケの拡大をやっておられるようですけれども、その点は日銀それ自体として、いまのような、抽象的というところをおかしいのですけれども、手を打たれたと、それ以外に考えられませんか。

○参考人(佐々木直君) 日本銀行の信用を直接供給して問題の解決をはかるといことは、中央銀行の性格として不適当であると思います。ただ先ほど申し上げましたけれども、中小企業の問題は、具体的な案件として、私どものほうの支店長を中心にしていろいろ連絡機関を持っております。そうして取引金融機関との間に入って問題の解決をはかるといような扱いにいたしております。中央銀行の政策で解決できる性質の問題とはちよつと違うように考えられるのでございます。

当面、実は、三月がいろいろな年度末でもございまして、心配されておたつたのでございますが、いままでわれわれが各方面からとっております情報によりまして、三月末に非常に大きな問題が起こるとは考えられません。もちろん全然問題なしにいくとは思いませんけれども、まずまずは無事に年度末を迎えられるのではないかと見通しをいま立てております。

○鈴木一弘君 總裁、ことしに入ってから金融市場の資金不足ですね、これは五千四百億のほどとかいわれているわけです。前年同期のときが二千七百四十七億円の資金余剰があったということ、そうすると、差し引き七千億も八千億も減つてきているということですから、これは確かに引き締めが相当の効果を出したということも一応わかるんでありますけれども、中小企業に対する金融状況というものはどう把握していますか。

○参考人(佐々木直君) ただいまのお話でございますが、去年の一月三と、ことしの一月三との比較あるいは一月二の二カ月かとも思いますが、これらの差額が、実は去年の一月はドルの再切り下げの前でございまして、非常にかけ込み輸出が多かったようなことで、外為会計が多額の払い超過になっておりました。ところが、ことしの一月は、御承知のように、一月二十三日に一ぺんに七億ドル以上のドルの取引が行なわれたということ、外為会計が非常に大幅な引き揚げ超過になっております。したがって、去年の外為会計の払い超過と、ことしの揚げ超過とのプラスマイナスの差額が非常に大きいものですから、資金不足が非常に大きく出ておりますが、この不足は、主として貿易会社、それから大企業、そういうところの貿易関係の分が大きいわけでございます。そういう意味で、ことしの揚げ超過が大きいほど、いま申し上げました特殊なものを除いたところの資金不足は大きくなっておらないと思ひます。そういうことから、いまの中小企業につきましては、金の繰りつきましては、それほどいま三月になりまして苦しいというところまではきていない

と思ひます。特に、最近の特徴は、物不足で非常に悩んでおりますために、いままではとく金融引き締めの際に見られます支払条件の悪化というところが非常に少ないわけでございます。したがって、いつもの引き締め時期に比べますと、中小企業のほうで手形のサイロが延びるとか、そういう面の苦しみはいつもの引き締め時期よりは少ないように聞いております。

○鈴木一弘君 確かにいま言われるように、日銀の経済統計月報を見ても、取引停止処分の負債金額、原因別を見ると、一番多いのは融手操作、高利金融というのが多いようです。二百九十五件もありまして、そのほかの売り上げ不振とかコスト高とか回収困難とかというのかなりあります。しかし私は、金融引き締めをやる、引き締めしていくというのに、どうしてもほとんど日銀で扱われていきますのは各銀行の窓口を通じて、また、預金準備率の引き上げというように、銀行コントロールというところになるわけでございます。それから、そうすると、一般の中小企業というところになれば、そのところへお金を借りたり、金融的操作をしなきゃならない。それができないう高利へ走らないうやらないわけでありまして、

しかし一方で、私は、先ほど戸田委員からありましたけれども、商社や大手石油会社の問題が衆議院の予算委員会でも追及され、超過利得がうんと問題になってきました。そういうこともいままでの過剰流動性の最も大きかったのがそういうところであらうという一つの証拠だと思ひます。ですから、それにもかかわらず、市中銀行だけじゃなく、政府関係の金融機関からも多額の融資というものがもたれては、たとえば輪銀とか開銀とかということが先ほど戸田委員の質問にあるわけですね。

それがどういうように動いていくかということ、せつかくの引き締めもしり抜けになることはもうはつきりしているわけですね。

そういう点は、これは日銀のいまコントロールじゃございせん、それは大蔵省の問題でございまして、私にはわかりませんと言われればこれつきりのことですけれども、これは總裁、一つには、そういう貯金のいわゆるお金の流れというもの、何とか考えなければならぬ。そうしなければ今後効果的な、まあ今回だけじゃなく今後も状況に応じては金融引き締めや、金融操作をやらなければならぬわけでありまして、そういう点についてはもうノーコントロールではいけないときがくるんじゃないかなという感じがしているわけですから、いかにが考えですか。そうでないとやっぱり大企業だけが守られちゃうことになるわけですね。

○参考人(佐々木直君) ただいまの御指摘の問題は、輪銀、開銀のことであらうかと思ひます。

○鈴木一弘君 それだけじゃなくて。

○参考人(佐々木直君) それ以外と申しますと、財政投融資ではその中から公共事業のほうに向いているものもありません。公共事業のほうに向いているものは、今度の四十九年度の予算では相当今度は調整をされると思ひます。それからあと政府系の中小金融機関、こういうところに出るものはこれはまたいまのような環境では相当ふやしていかなければならない。

そのほかにもいろいろおそれる御指摘のような問題があると思ひますが、私どもとしては、そういう面が国内の金融引き締め体制のじやまになるような運営が行なわれますことには非常に反対でございまして、そういうようなものも具体的な例が出てまいりますならば、それに対しては政府に十分申し入れをいたしたいと思ひます。

○鈴木一弘君 非常に答弁がしにくいことはよくわかるんですけれども、銀行のほうの預金の金と、郵便貯金の金と二つの大きなお金の流れがあるわけですから、それが平等にというところをおか

しいですけれども、コントロールされるということとがこれらに必要じゃないかということなんです。よ。その点輸銀に限る——限るといふのじやなくて、公共投資にも向かわれるでしよし、あるいは鉄鋼等そういうところにも出ている金にもなっているわけですから、その点を、ただの、いままでのような金融引き締め、窓口規制とか、そういうことだけでは押え切れないお金の流れが別にあるということですよ。これはよほど考えていかなければならないと思います。そういうことについての御意見を承りたかったです。

もう一つは、大蔵省と日銀で、大手十一行の銀行の特別検査による銀行融資と余剰資金の実態調査、二十六業種、百十社以上の過去二年間のバランスシートを調べて、土地と有価証券と在庫の増減、そういう点をずっと資金面から調べるということが伝えられております。これには相当な期待を持っていてどうなのか、その点お伺いしたいと思います。

○参考人(佐々木直君) 先ほどの金融調整の問題はおっしゃるとおりでございます。そういう政府の郵便貯金の使われ方も、もちろん全体の金融調整の中で大事な項目でございますし、それからまたそのほかの農業系統機関の問題なんかもずいぶんあるわけであります。そういう意味では確かに御指摘のように、われわれとしては、普通の金融機関だけを考えた金融調整ではだんだんそのウェイトも落ちてきておりますので、十分今後考えていかなければならぬ点だと存じております。

それから、ただいまの銀行を通じます企業金融の調査でございますが、これは非常に問題が広範でございます。ただいまは、こちらが調査いたします項目について書類をつくってもらってある段階でございます。今月の中旬ごろからそういう報告がだんだん出てまいります。その出てまいりましたのをまず見まして、それを見ながら今度は具体的な調査に向う、こういうふうな非常にこまかい調査でございますので、金融機関もどの程度取引先を具体的に把握しておるか、おそらく

金融機関でもなかなか勉強が必要だと思ひます。そういう意味で、時間には相当な期間が必要でございましょう。おそらくある程度見当が付きますのは四月に入ってからではないかというふうに予想いたしております。

○鈴木一弘君 これは公表をなさるのかどうか、公表はぜひしていただきたいということがだれもが願っていることだと思ひます。その点を一つお伺いしたいと思います。

それからもう一つは、こういう調査をやられるのはほんとうの例の過剰流動性のものでござい問題になった時点のときにきつとこうやるべきだったんじゃないかという気がしてならないわけです。

だいふこう縮まってまいりましてから、それは銀行性の調査や何かには非常にいいかもしれませんけれども、そういう点はいかがでございますか。

○参考人(佐々木直君) 結果についてはできるだけ公表をする予定でおります。

それから時期の問題、おっしゃることもよくわかりますが、やはりどうも金融がゆるんでおるときにはなかなかああい措置がとりにくいものでございまして、あるいはもっと早くやればよかったかとも存じます。

○鈴木一弘君 ここで、金融問題でなくて金の問題でございとお伺いしたいわけですが、石油価格の高騰あるいは金相場の高騰、こういうことで国際通貨問題に重大な影響を受けてきていて、こういうことが確かに次から次へと通貨問題へ悪影響を与えているものが流れてきていてわけですが、統

発していますけれども、こういうことについて、国際的にインフレ経済になっていることは確かです。いままでの通貨制度を変えなければならぬというところはどうしてもくるんではないかというところが、いろんな形で、おのおの国ごとのエゴもあると思ひますけれども、あらわれてきていてわけですが、どういふふうに通貨制度の改革について考えておられますか、今後の。

○参考人(佐々木直君) 国際通貨制度の改革につきましては、御承知のように、最近ではC20という組

織で検討が行なわれております。去年の秋ナイロビのIMFの総会の際にもこの会議が開かれまして、さらに去る一月の半ばごろにもローマでこのC20の会議がございました。油の問題が起こつてからの各国の国際通貨制度に対する考え方は、やはりこれによりまして非常に各国の国際収支が支の見過しを立てない、長期的な制度の改正の問題もなかなか触れられないということ、当面必要な問題を解決していくということで、例のSDRの価値をどういふふうにきめるかという問題、それから今後こういう問題を検討するに、IMFの組織を強化すると申しますか、そういうような問題、そういう当面の必要の問題を取り上げるというふうに変わつてまいっております。したがって、それを裏返しますと、結局長期にわたる根本的な改正は、もう少し時間をかけて考えていくということになるかと思ひます。そういう意味で、各国がいまやっておりますような為替相場のフロートは当分続くというふうな考えざるを得ないのであります。

それから、金の問題でございますが、最近の金の価格の上昇は、先ほど申し上げましたように、非常に投機的なものでございまして、ちょうど世界で砂糖が上がったり、小麦が上がったり、亜鉛が上がったりしているのと同じような動き方をしているような感じもございします。したがって、通貨の価値の基準に金を使うというふうな考え方、金の価格を決定するよりな環境ではないかというふうな考えをしております。そういうことで、いまの国際通貨制度の基本的な金の問題を持ち込んで解決するということはなかなかむずかしいことになっておりまして、私の個人的な感じを申し上げますと、金の廃貨の傾向は、今度のような価格の急変動によって一そう強められておるのではないかと感じを持っております。

○鈴木一弘君 総裁の金廃貨の傾向が強められておるというのでございますが、長期にわたる通貨安定の問題については、このところではちよつと

ということ、いわゆる金廃貨、SDRの確立というところになっていくわけですが、それが延びているということは、逆に言うと、総裁が言う金廃貨の方向が強まっていると言ひながら、一方では、いわゆる当座何とかなければならないという問題があるわけでしょう。それは、その金価格についての再検討ということになるわけですが、わが国として、日銀総裁として、その金の公定価格の引き上げ、こういうことに対してはどういふふうにお考えなんでしょうか。

○参考人(佐々木直君) 先ほど私が国際通貨制度の問題について基本的な解決が延びているというふうな申し上げましたが、ただ、当面の解決を要する問題として、SDRの価値をどうするかという問題については具体的な進歩があったわけでございます。と申しますのは、やはり国際的にもSDRを使わなければならない時期がきていて、そういうことから、SDRの価値の規定が必要になってきておるわけでございます。したがって、いま当面の問題としては、国際決済に金を使うという問題の前に、SDR決済が先行するのではないかと、こ

ういふような環境であらうと思ひます。それから、金の公定価格の変更につきましては、いまの段階ではどういふふうに変えていいか、変えるにしても、ちよつといまの価格があまりに乱高下いたしました標準にならない、そういうことから見ますと、公定価格の変更ということとは、当面はちよつと無理ではないかというふうな考えをしております。

○鈴木一弘君 そうすると、総裁の意見のようであります。いまフランスの国が要求しているような金の公定価格の引き上げというよりも、むしろ早くSDRの価値を、各国通貨の裏づけでやるか何でやるかわかりませんが、やうて、やうして金を一刻も早く廃貨にしたい。そういうことも実際に金を保有して、その通貨の中、勘定に入れておるわけでありまして、これは総裁、抵抗してくるでしよしね。その点、わが国の主張はわかりますけれども、国際

協調の中ではどういふふうか、どこまでも突っ
ばつていかれる予定でございますか。

○参考人(佐々木直君) 問題は、金の廃貨の内容
であらうかと思いますが、御指摘のように、世界
の国々の中、特に、欧州の国では、準備の中に金
を相当たくさん持っておりますから、そういう準
備の中から金を追い出すということが出来るもの
ではない。問題は、そういう準備を国際収支の決
済に充てるかどうかという問題であらうかと思
います。国際収支の決済に充てるときに初めて幾ら
で渡すかということが問題になってきて、そこ
に、公定価格と申しますか、どういふ価格とい
ふにきめるかという各国の話し合いが必要に
なってくるのではないだろうか。ですから、私が
先ほど申し上げました廃貨という問題は、そうい
う国際収支決済に具体的に使われるという可能性
は当面はちょっと無理ではないかということをし
上げました。いまの準備の中からそれをはずす
ということは、御指摘のようになってしまう
と思います。

○鈴木一弘君 時間ですからこれで終わりにいた
しますが、わが国の外貨準備高が減ってきて、こ
こでインパクトローンを許したり、いろいろなこ
とがあるようではありますが、一方では、輸出の振
興ということで輸出がだいぶ伸びてきている。そ
こで、国の内外でこういうふうになってまいりま
すと、輸出振興で外国と摩擦が起こることもでき
るでしょうし、いろいろなことが考えられるわけ
ですけれども、為替管理の体系、システムとい
いますか、これの改定を必ずまた求められるよう
なときがあるだろうという感じがしてならないわ
けですが、いままでと違つた形にこれをしなければ
いけないというふうに改善すべきことをして、各
国との協調をはからなければならぬと思つて
すけれども、その点はいかがでございますか。
○参考人(佐々木直君) 日本の場合には、経常収
支では大体まあバランスがとれておるとい
いますか、均衡をしておるのですが、資本収支で
非常な赤字が出ております。こういう状態では、

やはり資本収支に対してある程度の為替管理を行
ないままではこれはやむを得ないことではござ
いまして、これはOECDのコードから申ししま
しても、もちろん限界がございましてけれども許され
ることだと思つて。ただ御承知のように、いまま
では非常に受け取り勘定が多かつたものではす
から、資本収支につきましても出るほうはわりあい
自由にして、入るほうをためておつたわけでは
ございまして、最近の状態が非常に変わつてまい
りましたので、入るほうをある程度自由化し、出
るものについては、きつめて例外的ではござい
ますけれども、押えていくという方向に変わつて
きております。もちろん御指摘のように、総体と
してはできる限り自由化する方向へもつていくべ
きだと思つております。

○栗林卓司君 幾つかお伺いしたいと思つて
おりますけれども、お話つておりました、金融引
き締めはだいたいきつてきたという一つの節に
差しかつてきたんではないだろうかという気も
するんですが、そこで、先ほど来のお話の物価問
題なんですが、これがかくも深刻になるのは、全
面的な物価の洗いがえに近い変化になつてしま
つていくことじゃないかと思つて。これを円の外
価値でどう見るかというの、ほんとうは議論に
なるんでしょけれども、幸か不幸かフロートし
ていくわけですから、しばらくそう極まなく
ても済むかもしれません。

そこで国内ではどうかという、ほとんどの
全商品が洗いがえに近い形で物価が変わつて
きていく中で、その相対的な関係がどう落ちつ
いていくのか、水準の問題とあわせて相対的な
物価関係がどう落ちつくのか、これがこれからの
物価問題ではなからうかという気がするんですが
、その中で、金融政策というの、どういふ役割
が期待されるのか、なせいま申し上げたかとい
いますと、いま一応物価が、たとえば、卸売り
物価でも二月で若干横ばいに近い形になつたと
おつしやるんでしょけれども、幾つかの不安定な
要素を将来にかかえての暫定的な安定だと思
つて。

まあ、あげてみますと、海外資源の価格動向
これは石油だけじゃございせん、よくわかりま
せん。さらに、公共料金政策もずいぶんとひず
んだ形になっておりますからいつの日か国鉄、電
力、米とまた出てくるであらうし、賃金政
策の推移によつては、また、これがどうなつて
いくのか、そういう中で、適正な相対価格関係
をどう維持させていくかという金融政策を考え
ますと、どうも常識的にはいまの金融引き締め
を相当長いこと続けていかざるを得ないんじや
ないかという気がしてならないんです。

ただ一つ、そこでお伺いしたいのは、とにかく
全面的な物価の洗いがえなんです。その中で新
しい価格水準と価格体系ができてくる。でき
上がつてくる作業の中で、いまの金融引き締め
が一つの予見としてセットされてくるということ
になりますと、今日の、高い金利政策というのは
中期的には結構なものだと覚悟せざるを得ないん
ではないかという気がするんですが、いかがで
しょうか。
○参考人(佐々木直君) 確かにたまたま御指摘
のように、いまの総体としての価格の洗いがえ
の場合に、金融政策がその中でどういふ役割を
果たし得るか申しますと、結局は、その金融政
策の性格から申しまして、総需要を抑制して、需
要の面から価格の上昇というものが起こらない
ようにしておくと申す方が、きつめて受け身の役
割をしが果たし得ないだらうと思つて。石油の
価格が上がつたので、どれぐらい電力料金が上
がるか、あるいは第二次製品がどれぐらい上
がるか、あるいは洗いがえの場合に、金融とい
うものは直接的には何もタッチできない、そ
ういう意味から申しますと、この洗いがえに
どれぐらい時間がかかるか、その時間のかかる
間は、金融政策としては受け身ではござい
ますけれども、いまの姿勢をくすすわけには
いかない、そういう時間がある程度続くと思
つて。われわれとしては、できるだけ早くや
つてももらつたほうが、物の値段について
の人々の気持ちを安定させると思つて

も、しかし、これとてももちろんそんな短期間
でできるものではございせん。したがつて、た
だいま御指摘のように、いまの金融政策の姿
勢が当分は続かざるを得ないと、私もさうい
うふうに存じております。

○栗林卓司君 全くそのとおりだと私も思
つておりますけれども、ただ、それを続けてい
くときに、いふなん困つた問題というのが付随
的に出てくるのではあるまいか。これは私自身
はわからないものですが、これから物価とい
いますと、卸売り物価を中心にして考
えていたわけですが、これは、国民経済とい
うたいへん大きな舞合で政策議論をする場
合には、これは卸売り物価にとりしても話
はならざるを得ないだらうと思つて。ただ、
全般的な洗いがえの中で、しかも、金融と
してはタイトな環境をセツトして今後こ
ろがしていくんだというときに、一つ考
えられますのは、消費者物価を通ずる資
金調達手段というものがあつて、これは
想像で言つていくんではないか。これは
申し上げるわけにはいかないのですけれど
、だんだん資金が詰まつてくる、こうな
つてくると、値上げをすれば、そこで資
金が結果として調達できちゃう。これは
可能な品物と、そうじゃない品物とある。
国民生活上買わなければならぬ品物とい
うものは、大体単価は何百円と小さいわけ
ですから、百円、二百円積んだからとい
つても、しよるがないというところで買
わざるを得ない。そこで、浮いた値上
げ額というのは、実はその分野における
資金調達手段になつてくちやう。こうい
うものがあつてきやすまいか。これは簡単
なことです。人為的にパニック状況をつ
くつて、奥さんあなた今度一つですと
言えは可能性があつていくという話私
よく聞くのですけれども、その分野につ
いてはどうお考えになりますか。

○参考人(佐々木直君) どうもこれは金融政策
の問題ではないかと思つて、確かに物が不足

○参考人(佐々木直君)　ただいま、また消費者物価の点御指摘がございましたが、その消費者物価の値上げによって金をつくるという、そういうような金融のしかたについて、金融政策を実行する者の立場からどう考えるかということで御質問かと思いますが、それを、集まった金を高い金利の、たとえば、債券を持っていて、それで吸収する

ということが、金融を調整する手段としてできれば、御説の、おっしゃる趣旨も通るかと思うんですが、その点では、実は、有価証券市場の一部には、相当高い利回りのものがすでに出ておりまして、それは、結局、新発債と既発債の利回りの食い違いという形で、また公社債市場にむずかしい問題を投げかけておりますけれども、現実には、そういう、ある程度ゆとりができた金を吸収するための投資物件というものはある程度は現実にございます。ただし、いまの御指摘のようにしてできた資金というのは、なかなか、そういう確定利付き債券の場に入つてこない傾きがございまして、それによつて問題が解決するとは思いませんけれども、一応、いまの市場には、相当高利回りの有価証券の取引があることは申し上げておきたいと思ひます。

○栗林卓司君 それでは、最後に一つだけお伺ひしたいと思ひますけれども、ただ、いまの消費者物価の過程で、自己金融機能というのを、何か値上げで、たいへんエキセントリックなケースだけお考えかもしれませんが、実は、この間調べていてびっくりしましたのは、たまたま飼料が値上がりしたということがありました。これは、いろいろな政策をからめながら、去年から数回にわたつて上げてあるわけです。まあ、倍近くと言つとちよつと言ひ過ぎですけれども、上がつてきた。小売りの上りを見ますとほとんど動いてないんです。大体一三%前後、ほんとうは、利益の絶対額から言へば、それだけふくらんでいるわけです。これと同じ状況というのは流通各部門にあるんじゃないか。そういったものが、手形サイトを短縮しても、わりあい困らないで、資金が流れている面にもいくんではないか。そういう資金の偏在というものが起こつてしまふ。それについてもきめ手がないんですね、どう見ても。そこで、何とか、金融機能は、考へてみたあつちこつちしはつてあつたから、ちゃんとした姿にすれば、そこで補ひ得る部分もあるんではなからうか。そのときに、では、いまの中小金融機関をどうするの

か、長期金利との関係をどうするのか、あるいは公社債の関係をどうするか、これも従来は議論だけでよかつたんですけれども、ここまでくれば議論で申し論では済まないんではなからうかという上げさしていただきます。

最後に一つお伺ひしたいのは、これは、昨年末でございまして、円の先物をめぐつて外為銀行のほうで投機的な動きがあつたということで、日銀のほうでたいへん外為銀行各社をしかりおいたというのを新聞で拝見いたしました。ああいう行動というものは、なぜ起こるんでしよう。一部で聞きますと、それは、お客さんであるところから頼まれたものを取り次いだだけで、何も外為銀行が悪いわけではありませんと、何となく話も聞きますし、しかし、やつぱり、そこで一つの投機的な動きに銀行みずからも巻き込まれていく傾向というのは避けがたく存在したんだらうか。あの件についてお考えをひとつお伺ひして質問を終わりたいと思ひます。

○参考人(佐々木直君) ただいま御指摘の件は、ことしの一月二十三日のことであらうと思ひます。これは、一日でドルが東京市場だけで七億ドル以上取引されました。その相当な部分は、日本銀行が、政府の外為会計の代理人として売つたわけでありまして、それで、このような大きな取引が行なわれた背景というものは、確かに、フランスが共同フロートから離脱いたしましたために、二十一、二十二の二日間、東京の外為市場休みました。したがつて、三日分の取引が二十三日に集中したということもありましたけれども、しかしその額が、普通に考えられます一日の取引額の三倍よりは相当大きく、それで私もとしては、やはり、それはもちろん、バックにはそれぞれ払うべき金があり、あるいは受け取るべき金があつて、そのしりとして出てきたのかもしれないが、その取引について、やつぱり円がもつと下がるかもしれないということから、結局、支払い急ぎ、受け取り繰り延べという操作が行なわれたと思ひます。ですから、十五日、二十日先に払つていいもの

のを、きょう払つてしまふというようなことによる資金の需要というものがあつたと思ひます。そういうようなことから、そういうドルを買つた額が、ほかの銀行よりも飛び抜けて大きかつた銀行に対して、とにかくドルを買うのは円が要るわけでございますから、これだけの金融引き締めの中でそれだけ円の余裕があるなら、それはわれわれのほうに返してほしい。あの日は一日で二千億円の外貨代金の支払いに要つたわけですから、それだけの余裕があるはずはございません。結局、現実にはどういふことが起こつたかといひますと、法律のあれによつて積む必要のある準備預金を一日くずしまして、二千億円くずして払つた、そういうようなことから見まして、やはり度の過ぎたそういう外貨の手当てをした銀行は、やはり手元の余裕があると判断されてもしかたがないではないかといふことで、ああいう措置をとりました。

それで私もそういうような特殊な措置をとつたことは初めてでございますし、その後の成り行きを心配しておつたのでございしますが、その後ぱつたりドル買いがとまつてしまつた、二月などは全然なかつたというふうな姿、ということとは、もちろんほかのいろいろな理由もございしますが、いかに一時的に早手回しに外貨が買われたかといふことをあらわしておる、その後の動きから申しまして、あの措置は適當であつたというふうに判断いたしました。おやります。

○委員長(土屋義彦君) 佐々木総裁には、本日御多忙中にもかかわらず長時間にわたりまして貴重な参考意見をお述べいただきましてまことにありがとうございます。委員会を代表いたしまして厚く御礼申し上げます。

午前の質疑はこの程度とし、午後一時まで休憩いたします。

午後零時十五分休憩

午後一時四分開会

○委員長(土屋義彦君) これより大蔵委員会を再開いたします。

開いたします。休憩前に引き続き、租税及び金融等に関する調査を議題といたします。これより質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言を願ひます。

○田中寿美子君 午前中、総裁のお時間が短ございまして、私もだいたいはしりましたんですが、今回発表されました日銀の短期経済観測調査の結果のこと、もう少し御説明願ひたい点がございします。マクロ的に見て、日本の経済は落ちついていくのではないかと、お考えの方、そのマクロ的という意味は、長期的に、総体的にと、こういうふうな意味でございまして、つまり、言いかえれば、四十九年度全般にわたつてそういう方向に行くんではないかというお考えでございまして、よろか。

○参考人(渡邊孝友君) いまおっしゃられました御質問のとおりでございまして、この短期経済観測というところで大勢を判断いたしますと、全体として、この先行き観といたしまして、製品の需給関係もだんだん需要超過という度合いが落ちていく状況でございまして、設備投資意欲というものが、現に鎮静化しておりますけれども、強くないと、そういうことからいまして、全体として落ちつく方向にあるといふことでございします。

○田中寿美子君 調査は、二月の時点ですでに、そして十月・十二月期の実績、それから四十九年一・三月期の予測、それから四月・六月期の予測とおとりになっておりますね。それで、その結果として、午前中も申しましたような傾向が出ています、そういうことから推して、これは大騒ぎになつていたGNPの伸び、それから物価の上昇率、卸売り物価並びに消費者物価、両方ともまあ落ちついていくんじゃないかというふうな期待感を与えらると思ひますが、そういうふうな解釈してよろしいんですか。

○参考人(渡邊孝友君) あの短観調査の結果で申し上げますと、現時点ではなお全体として需給閑し上げますと、現時点ではなお全体として需給閑

係、まだ需要超過の状態がございますけれども、その先行きとしましては、ただいま申し上げましたように、だんだんその点が変わっていく、たとえば、業況をどう見るか、いままでは、まだ現時点では、業況はいいと判断しているほうが多いんでございますけれども、これが次の期を予測しますと、今度は悪いというものがふえてくるのか、製品需給判断についても同様でございまして、いまの基調的態勢といたしましては、そういう方向にあるということが申し上げられます。ただ、その後にいろいろまだ予想される問題もあることはあるわけでもございまして、物価などについて申しますと、第二次石油値上げの影響がどう出てくるかというような問題は含んでおりますけれども、まあ、主として金融財政の引き締め効果が現にあらわれつつあると、そう考えている次第でございます。

○田中寿美子君 この中に、原材料在庫水準に対する判断は、ほとんどすべての業種で不足感が一致しているというふうに報告されておりますね。ですから、原材料に関しては、そういう楽観的な見通しはないということでございますか。

○参考人(渡邊孝友君) 現時点、この二月時点での調査におきましては、その時点では、ちょうど石油問題の発生というようにございまして、たまた、その感じがまだ残っているということもあつたんだと存じますけれども、なお、原材料在庫の不足感は、おっしゃるとおりむしろ強まっているというのが調査結果でございますけれども、先行きといたしましては、やはりその点もだんだん改まってくると、それが特に製品需給が弱まってまいりますと、また、それからの影響が出てくるかと、まあそういうふうに考えている次第でございます。

○田中寿美子君 ですから、ペンディングな要素はまだあると思うんですけれどもね、それで、先行き需要が減退するとの判断から不足感は後退したものの、業種によりかなりの跛行性を示しているということがありますね。で、不足感がまだ

非常に大きい業種というのは、どういふものでございましょうか。

○参考人(渡邊孝友君) 製品在庫判断からいたしますと、やや不足感が強いのは、製品在庫水準をいたしましては繊維とか、非鉄、それから電気機械、それから自動車、そういうところでもございまして、なお、この時点で不足感が先行きもおおしく見えておりますのは、化学、それから石油精製、あるいは紙パルプ、窯業と、そういう業種でございましてけれども、それらも、なお、だんだん不足感というものが、それ自体はレベルダウンしていると、そういう状況にございます。

○田中寿美子君 中小企業のほうはどうですか。これ、調査対象のうち、中小企業は二千七百七十七社になっておりますね。主要企業五百十社ですね。その中で、傾向として同じような傾向が出てくるのかどうかということをお願いいたします。

○参考人(渡邊孝友君) 中小企業も大体同じ傾向でございまして。ただ、設備投資などにつきましては、大企業よりも早目にスローダウンするといえますか、テンポが落ちていく状況でございまして。

○田中寿美子君 跛行性で、業種別にいまあげられたような出版とか印刷とか、それから化学、石油精製、パルプ、紙、窯業というふうに言われたけれども、それの中で、中小企業のほうで在庫不足だとか、それから原材料の不足感というのは、大企業に比べてどういふ状況にございましょうか。

○参考人(渡邊孝友君) 大体似たような傾向でございまして、供給超過というのを申し上げます。たとえば、食料品関係、あるいは先ほど、大企業でもさうでしたが、繊維関係並びに繊維加工関係が主でございまして、需要超過といたしますと、紙とか、紙の加工品、化学、それから窯業、それから鉄鋼、非鉄という、そういうものも現時点では需要超過というふうに判断いたしております。ただ、これも先ほど申し上げましたように、この次の期という予測でまいりますと、それから需要超過の業種もだいぶ少なくなりまして、そこでなお目立ちますのは紙と紙加工品及び化学関係と、さう

いうことになっております。

○田中寿美子君 調査の結果の報告ですからそのとおりだろうと思えますけれども、第二次の石油値上げがある可能性、いまもう目に見えているわけですね。それがどう響くか。それから、需要超過の面が、いま繊維なんかでも、中小企業でも幾らか落ちてきているけれども、でも全体としては大企業と同じような傾向をたどっているというふうに言われるけれども、たとえば、繊維工業そのものでは需要超過が相当まだ強いかもしれないけれども、これはそれが織物になって、そしてわれわれ消費者のところに渡ってくる面ではいまでもセール、半額セールとか、そういうことを続けなければならぬという状況でございまして、それから、跛行性という場合に、おそらくそういう面までの調査がされているのかどうか、ちょっとこれだけでは私、わからないのでございまして、全体として、マクロ的に見て、経済が落ちつくというふうな判断をされておりますので、その判断にのつとて、一時うわさされた第六次の公定歩合の引き上げということももうすっかりあり得ないと、消えてしまったと、こういうことでございましょうか。

○参考人(渡邊孝友君) まだまだむずかしい問題も残っておりますので、引き続き締めは堅持していく必要はあると考えておりますけれども、現段階、現時点でその効果を着実にあげていくというのを主眼といたしまして、現時点で第六次公定歩合引き上げというようなことは考えておらない次第でございまして。

○田中寿美子君 それでは、通貨の発行量の問題、先ほど、午前中問題にしたところなんですけれども、私たちの感じでは通貨の適正量というのを考えるときに、国際通貨のことをひとつ非常に大事に考えていられる。

それからもう一つは、通貨価値を安定させるという意味では、卸売り物価が上がるか下がるかというところが非常に重大な関心になっていったと思うんです。それで、それに適応して通貨を発行し

てこられたというふうな感じがして、私も一般の消費者物価に関しては、あまり考慮にこれまでに入っていないかったのじゃないかという気がするわけですね。それは政府もそうであって、消費者物価も三十五年以降ずっと上がっているわけですね。そうして定期預金の利率よりは、消費者物価の上がつているようなときがあつても、それを問題にしても、あまり貯蓄の減価のことも取り上げてももらえなかったわけですね。それが一昨年来の卸売り物価の高騰がどんどん統制いき、そして昨年からこのひどい狂乱的な消費者物価の上昇と、そういうことがあつて、急に消費者物価の問題も考慮の中に入ってきているような気がするのですけれども、日銀が通貨を発行する際の一歩大事な目標といえますか、それはどういふところに置いていられるのですか。

○参考人(渡邊孝友君) 日本銀行といたしましては、通貨価値の維持安定ということとを任務としていて、その中で、その場合に、通貨価値と申しますと、対内物価と対外物価というふうに分けられようかと思ひますけれども、その対内物価を何で見るといふことになるのでございまして、これはいろいろの指標はございまして、卸売り物価指数で見たり、消費者物価指数で見たりすることができるといふことで、要するに、それらを総合して考えるということになると存じます。そういうことで全体の経済の運行状況、その中で、特に、物価の安定ということとを重視して考える。その場合に物価は、金融政策の直接及びやすいのは卸売り物価で、消費者物価に対しては、卸売り物価を通じて安定の効果をおこせるという面がございまして、消費者物価は、金融政策以外の面、よくいわれます流通機構とか、その他のいろいろな関係で直接影響を及ぼしていく面があるというところで、端的に申しますと、できるだけまず卸売り物価を安定させる。そして、それに応じて波及的に消費者物価も落ちついてくる。そういうことをねらっている次第でございまして。

○田中寿美子君 いままで卸売り物価が上昇した

ら金融を引き締める、低下すると緩和するというようなやり方をとってきただけだと思ふのですが、通貨の価値の安定という場合に、消費者物価の安定といふものを、今後は相当——直接日銀が消費者物価に介入するということではありませんかけれども、卸売り物価が上がるということでは、消費者物価を非常に引き上げていくという観点で、しかも、消費者物価の上がり方がたいへんいろいろな要素が作用しておかしくなったということから考えますと、過去に公定歩合を引き上げたり、預金準備率を引き上げたのは、いつも卸売り物価が高くなってきたというのでやっていったような気がしますが、今後、消費者物価といふものの安定というの、日銀のする金融政策の中で、十分考慮に入れるべきではないかというふうに思ふのです、いかがでございますか。

○参考人(渡邊孝友君) 私どもとしても、消費者物価の動向、非常に重要なものと考えている次第でございます。最終的に直接国民に影響があり、すの、この消費者物価でございますので、結局は、消費者物価を可及的に落つかせるといふことが重要だと考えるわけでございます。そこで、まあ金融政策の運営について、ただ卸売り物価だけを見ていたというわけではございませんで、これは申し上げるまでもないと思ひますけれども、そういう物価の全体の動き、またさらには、国際収支との関係とか、まあ、全体を総合して、このまれば卸売り物価も上がり、消費者物価も上がるというふうに思われたときは引き締めを行なうと、そういう考え方でございます。ただ、現実、先生御指摘のとおり、これまで消費者物価が——最近でこそ卸売り物価は非常に安定しておりますけれども、最近までは非常に急騰したわけでございますが、その間におきましても消費者物価はじりじり上がってきておったわけでございます。これも決して好ましいことであつたとは思ひませんけれども、そして私どもそのこと自体にも常に注目はしておつたのでございます。ただ、先ほど申しましたように、直接金融及びにくい

面、それから、いろんなこれは理論とか見方がございませうけれども、一般の所得水準の上昇に伴つて、サービス業などの料金はどうしても上がるんだと、そういう見方もありまして、消費者物価を直接押えるというのはなかなか容易ではない。まあ、金融としてでございますことは、総需要を押えて、それによつて消費者購買力が少しでも落ちれば、その面からも消費者物価への影響はあり得るわけでありませう。それと産業投資を押えて、直接的には卸売り物価により強く響き、それが消費者物価に効果を及ぼすというふうに考えてきていますわけでございます。

○田中寿美子君 と申しますのは、まあ日銀は、大蔵省と一緒にたつて貯蓄を奨励していらつしやるわけなんです。で、それぞれ零細な庶民の貯蓄が、日銀やら大蔵省の号令でどどんと集められていて、そしてこれが財投なんに使われてるわけですから、確かに消費者とていうのは、卸売り物価が落ちついているからだいじょうぶですよ、だいじょうぶですよと言われながら、消費者物価が上がるの犠牲を受けてきているわけなんです。この際、日銀の金融政策の中にもそれは十分考へに入れてほしいということを御要望申し上げたいと思ひます。

で、それに関連しまして、日銀券のその発行限度の問題なんですけれども、これは日銀法によつて限度額が、限度は大蔵大臣が限度額を決定するということになっていて、で、限度外の発行の際には、これは、また大蔵大臣の承認を得るということになっております。ところが、これまで、四十年以降を見ますと、限度以上に発行したという事はないようですね。どうですか。

○参考人(渡邊孝友君) 限度超過発行は何回もございませう。
○田中寿美子君 四十年以降あります。か。
○参考人(渡邊孝友君) ずっと毎年ございませう。そして、それが十五日をこえて発行を継続する場合認可を受けるということで、認可を現に受けております。

○田中寿美子君 日銀の経済統計月報によりますと、四十年以降は、最高発行限度額内ですね、全部。まあ、四十九年の私まだわかりません。ですけど、まあ、限度額をこえて発行したということはない。つまり、言いかえれば、限度額というのはいへん余裕をもつてきめられていたような感じがするんですけれども、いかがですか。

○参考人(渡邊孝友君) むしろ限度額は低目にきめられておりますので、毎年年末にはもう必ずかなりの発行超過を来たすのでございませう。先生御指摘の、おそろく平均発行高、月中の平均発行高だろと存じますが、平均発行高ですと、あるいは限度超過にまではいかなくつたと存じます。
○田中寿美子君 ということは、年間には限度額をこえて発行していることもあつて、そして十五日をこえて税金を納めたこともあるということですか。

○参考人(渡邊孝友君) これまでほとんど連年、毎年そういう状況でございます。特に年末、銀行券はまあ御承知のとおりでございますが、月の中でもふえたり減つたり、かなり幅がございませうが、特に年末は急激にふえますので、限度額というものは、それは当然そのときは超過してもやむを得ないんだという考え方でつくられていたと思ひます。

○田中寿美子君 私は平均額で見えておりましたものですから、最高発行限度額、年間のそれに比べてですね、平均発行高で、こえていたときは全然ないものですから、そういうことはないのであると思つたんです。それで、もしそうであれば、発行限度額をきめていたということとはあまり意味がないような気がしたわけですね。

そこで、日銀の金融政策についてなんです、まあ日本銀行は、銀行の銀行で、国の銀行です。すから、国民全体の利益を目ざして金融調整していくという義務があると思ひます。そこでもう一度、もう一回か言われてきましたけれども、日銀の金融政策の一番の何というのですか、ポイントといひますかね、金融政策をするに

あたつての目標というのはどういうところにあるかといふことを、もう一度あらためて伺ひたいと思ひます。

○参考人(渡邊孝友君) それは、一言で申しますと通貨価値の安定と、維持安定ということであらうかと存じます。まあ日銀法で申しますと、「通貨ノ調節、金融ノ調整及信用制度ノ保持育成」といふことを目的とされておりますけれども、これを一言に要約しますと、まあ、通貨価値の維持安定だと思ひます。そのためにどういふ考えでやつていくかと申しますと、その通貨価値の安定をどういふふうに見ていくかということ、ただいま申しましたような物価の安定、それから、国際収支の均衡といひます、適当なる状態、それから生産と雇用と、まあ通常大きく分けますと、こういう各面がそのときそのときにおいて適正、順調にいくと、つまり、通貨価値の安定というワケ内でするだけ生産、雇用の増大をはかつていく、国際収支の均衡を維持していくと、そういうことが私どもの任務だと考えております。

○田中寿美子君 つまり、国際収支の安定といひます、国際通貨価値を維持していくこと、それから、国内の通貨価値を安定させていくということ、それから、いまおっしゃつたその雇用の問題もおっしゃいましたね。これは中央銀行の役割りとして雇用を安定させる、完全雇用というふうなこと。で、こういうふうな目的があると思ひます、通貨が価値を失つては、私にはならないと思ひますがね。それはいかがですか。

○参考人(渡邊孝友君) その点はおっしゃるとおりでございます。通貨価値の維持安定ということが最大の目的でございますから、できるだけそれに努力しているつもりでございます。

○田中寿美子君 で、まあ日銀の金融政策、まあ個別の、具体的なそのときそのときの政策といふものをだれが決定するかという問題なんですけれども、ちやうど昨年の参議院の予算委員会におりに副総裁が出席されたことがございませう。ちやうどそのころ、あれは四月だつたと思ひます

が、預金準備率を引き上げることがうわさされていたことがある。で、経済企画庁長官が小坂さんでしただけでも、預金準備率を引き上げるべきだということを言われておりましたので、私

答申もあるわけなんですけれども、政策委員は、そうそうたる人が名前連ねていらつしやるわけなんです。日銀の政策委員というのは、一体どう

立法みたいな法律で、何べんか日銀法の改正が問題になつてきたんだけれども、それが改正できない理由はどこにあるのかと、私も思いますけれども、例の昭和四十年ですね、山一証券に対する日

ふうな努力はいたしております。しかし、私どもがすべきでないということを、単に政府から言われたからするとか、私どものこうしたいというこ

そのときに、政府のほうに先に準備率を引き上げるとか、公定歩合を引き上げるとかいうことを言うべきものではないはずだと、本来日銀のほうにそれを決定するはずのものなんだけれども、どうしてそういうことを政府のほうに先にアドバ

○田中壽美子君 事実上はあまり機能していないというふうに私は聞いておりますが、ほとんど政府と日銀の首脳部というか、理事ですね、理事さんたちが実際の運営に当たっていらつしやるわけ

たね。あいつたようなことすら起こるんで、あのときは、いまの田中総理大臣が大蔵大臣、宇佐美日銀総裁だったわけですね。そういうことまで

入っていないから認可を受けるということが必要であつただけでございまして、これもあのときの情勢を考へて、日本銀行としても、あのへたをい

政府と日銀とが互いに相談しながらやっていくことであるから、だから、経済閣僚がそういうことを言われてもおかしいことはないんだと。結局い

○田中壽美子君 事実上はあまり機能していないというふうに私は聞いておりますが、ほとんど政府と日銀の首脳部というか、理事ですね、理事さんたちが実際の運営に当たっていらつしやるわけ

たね。あいつたようなことすら起こるんで、あのときは、いまの田中総理大臣が大蔵大臣、宇佐美日銀総裁だったわけですね。そういうことまで

入っていないから認可を受けるということが必要であつただけでございまして、これもあのときの情勢を考へて、日本銀行としても、あのへたをい

政府と日銀とが互いに相談しながらやっていくことであるから、だから、経済閣僚がそういうことを言われてもおかしいことはないんだと。結局い

○田中壽美子君 事実上はあまり機能していないというふうに私は聞いておりますが、ほとんど政府と日銀の首脳部というか、理事ですね、理事さんたちが実際の運営に当たっていらつしやるわけ

たね。あいつたようなことすら起こるんで、あのときは、いまの田中総理大臣が大蔵大臣、宇佐美日銀総裁だったわけですね。そういうことまで

入っていないから認可を受けるということが必要であつただけでございまして、これもあのときの情勢を考へて、日本銀行としても、あのへたをい

政府と日銀とが互いに相談しながらやっていくことであるから、だから、経済閣僚がそういうことを言われてもおかしいことはないんだと。結局い

○田中壽美子君 事実上はあまり機能していないというふうに私は聞いておりますが、ほとんど政府と日銀の首脳部というか、理事ですね、理事さんたちが実際の運営に当たっていらつしやるわけ

たね。あいつたようなことすら起こるんで、あのときは、いまの田中総理大臣が大蔵大臣、宇佐美日銀総裁だったわけですね。そういうことまで

入っていないから認可を受けるということが必要であつただけでございまして、これもあのときの情勢を考へて、日本銀行としても、あのへたをい

政府と日銀とが互いに相談しながらやっていくことであるから、だから、経済閣僚がそういうことを言われてもおかしいことはないんだと。結局い

○田中壽美子君 事実上はあまり機能していないというふうに私は聞いておりますが、ほとんど政府と日銀の首脳部というか、理事ですね、理事さんたちが実際の運営に当たっていらつしやるわけ

たね。あいつたようなことすら起こるんで、あのときは、いまの田中総理大臣が大蔵大臣、宇佐美日銀総裁だったわけですね。そういうことまで

入っていないから認可を受けるということが必要であつただけでございまして、これもあのときの情勢を考へて、日本銀行としても、あのへたをい

政府と日銀とが互いに相談しながらやっていくことであるから、だから、経済閣僚がそういうことを言われてもおかしいことはないんだと。結局い

○田中壽美子君 事実上はあまり機能していないというふうに私は聞いておりますが、ほとんど政府と日銀の首脳部というか、理事ですね、理事さんたちが実際の運営に当たっていらつしやるわけ

たね。あいつたようなことすら起こるんで、あのときは、いまの田中総理大臣が大蔵大臣、宇佐美日銀総裁だったわけですね。そういうことまで

入っていないから認可を受けるということが必要であつただけでございまして、これもあのときの情勢を考へて、日本銀行としても、あのへたをい

政府と日銀とが互いに相談しながらやっていくことであるから、だから、経済閣僚がそういうことを言われてもおかしいことはないんだと。結局い

○田中壽美子君 事実上はあまり機能していないというふうに私は聞いておりますが、ほとんど政府と日銀の首脳部というか、理事ですね、理事さんたちが実際の運営に当たっていらつしやるわけ

たね。あいつたようなことすら起こるんで、あのときは、いまの田中総理大臣が大蔵大臣、宇佐美日銀総裁だったわけですね。そういうことまで

入っていないから認可を受けるということが必要であつただけでございまして、これもあのときの情勢を考へて、日本銀行としても、あのへたをい

政府と日銀とが互いに相談しながらやっていくことであるから、だから、経済閣僚がそういうことを言われてもおかしいことはないんだと。結局い

○田中壽美子君 事実上はあまり機能していないというふうに私は聞いておりますが、ほとんど政府と日銀の首脳部というか、理事ですね、理事さんたちが実際の運営に当たっていらつしやるわけ

たね。あいつたようなことすら起こるんで、あのときは、いまの田中総理大臣が大蔵大臣、宇佐美日銀総裁だったわけですね。そういうことまで

入っていないから認可を受けるということが必要であつただけでございまして、これもあのときの情勢を考へて、日本銀行としても、あのへたをい

政府と日銀とが互いに相談しながらやっていくことであるから、だから、経済閣僚がそういうことを言われてもおかしいことはないんだと。結局い

○田中壽美子君 事実上はあまり機能していないというふうに私は聞いておりますが、ほとんど政府と日銀の首脳部というか、理事ですね、理事さんたちが実際の運営に当たっていらつしやるわけ

たね。あいつたようなことすら起こるんで、あのときは、いまの田中総理大臣が大蔵大臣、宇佐美日銀総裁だったわけですね。そういうことまで

入っていないから認可を受けるということが必要であつただけでございまして、これもあのときの情勢を考へて、日本銀行としても、あのへたをい

指導としてやっていることでございます。そして、いま貸し出しとおっしゃいましたのは、日本銀行からの貸し出しと存じますが、日本銀行の貸し出しと申しますのは、市中銀行と日本銀行との間の貸し出しでございます。いまの市中銀行の貸し出しは、市中銀行と企業、市中銀行のお客さん、企業との関係の貸し出しでございます。それは必ずしもつながらないのでございます。日銀から借りてそちらへ貸すというのではございません。

で、日本銀行と市中銀行との関係と申しますと、これは金融市場というものと関係で生じてまいりますので、たとえば、きょう税金の引き揚げが千億円あったと、そうしますと、多くの方はかねがね市中銀行に預金しておきましたのを、預金から引き出して国庫に納める、そうしますと、銀行としては、その日は少なくとも、預金支払い資金が必要と、中には税金まで借りて払っているというふうな企業もあったと思ひますけれども、簡単に預金をおろして、国民なり企業が税金を納めたとしますと、その銀行の預金が減って、国庫の預金がふえるわけでございますが、その預金の支払い資金というものは、銀行は何かの形で調達しなけりやならないわけでございますが、そこで銀行間の貸借、コール取引というふうなものが生ずるわけでございますが、究極的に現金の金融をするのは日本銀行しかないということで、税金が現金で払われなければならぬという意味におきましては、きょうほかの動きが何にもなくて、銀行券の増減もきょうはなかったと、とにかく千億円の税金納期で引き揚げがあったとなりますと、その日はそれだけの資金を、日銀は何かの形で金融機関、金融市場に供給しなきゃならぬわけでございます。それでただいまのところ、それでも貸し出しという形で出しますことは極力押えておまして、これが今度は日本銀行と市中銀行、これも大手の都市銀行十行ばかりでございますが、との間には貸し出し限度というものが別途ございまして、それはもう三十七年秋からそうい

う限度を設定しておりますけれども、そしてかつ、当初一兆二千億ぐらいだった限度をどんどん減らしまして、ただいまは八千何百億円という程度に、これはもう常時残高としてもそれをこえてはならないという限度としてやっておりますので、このところ日本銀行の貸し出しというものはふえておりません。月の中でさき申しましたような金融のフレで日本銀行のそういうところへの貸し出し残高があるときは三千億円になったり、七千億円になったりというふうな動きがございしますが、その限度をこえての貸し出しということはございせん。しかし、先ほど申しましたように、そういう金融市場の関係で、その日その日としては、日本銀行は現金の供給の任務がございしますので、そういうものは各市中の持つております債券の買い入れとか手形の買い入れとかいう、いわゆるオペレーションというもので主として供給している次第でございます。

○田中寿美子君 私、しろうとで考えで見ますと、公定歩合を引き上げ、預金準備率を上げて、だから、各銀行からの日銀への預金はふえざるを得ないわけになっていきますね、準備率を上げていくから。だけれども、一方銀行への貸し出しについては、貸し出し額というのは増加しておりますね、実際に額としては。そうではないですか。限度額があつて、それをこえてはいないというお話ですが、けれども、私は、その貸し出し額が増加をしているんでは、何かしり抜けのような気がしたもので、そこところの理屈がよくわからなかったもので、そのことから説明していただきたいと思つたわけ

です。

○参考人(渡邊孝友君) 日銀貸し出しの残高の動きでございますが、これは時によつて動きがございしますが、先ほど申しましたのは、一般貸し出しというところでございまして、これはほとんど増加しております。ただ、季節的な動きとしまして、昨年じゅうで見ますと、昨年の一月の残高は九千億ぐらいでございまして、一番少ないときが五月の四千億ぐらいで、また、ここの一月は九

千億になったというふうな動きはしておりますが、これは先ほどの限度を置いていた都銀以外のものも含めておりますので、限度を置いております都銀のほうは、年末の一時を別といたしますと、限度をこえていたことはございせん。ずっと八千五百億円以下というふうなところでございまして、この間において若干貸し出しが全体としてふえたことがございしますが、それは輸入関係の貿易金融でございまして、それはほとんど制度的に、輸入がふえて、ユーザンスといふ支払ひ猶予期間の間だけの金融を円につける、その金は、日本銀行から貸してもいいという制度をずっと続けてきておりましたので、輸入の増大とともにそれはふえ続けていた時期がございします。しかし、これも昨年の十二月からその残高を減らしていくというところでいま減らしている次第でございます。

そういうことで、貸し出しということだけとてみますと、ふえていないと申し上げたいと思ふんですが、すけれども、しかし、日銀じゃ資金を何も供給していないかと言われまして、債券買い入れとか、手形買い入れとか、オペレーションでかなりの金額の資金供給をしているというのが実態でございます。

○成瀬清治君 時間がございせんから、簡単にお尋ねしたいと思ひます。

第一は、先ほど、日銀法をまつまでもなく、貨幣価値の維持ということにあるわけでございますが、そこで、総需要を抑制して物価を下げる、これも貨幣価値の維持だと、あるいは硬直してある金利を少し何とかならうという、預金金利等、金利の硬直化を少し是正していきたいということがあると思ひますけれども、しかし、よく考えてみると、ここ何年もそうですが、金利は目減りがもうカバーできないというところになっておると思ひます。

そこで、日銀として、目減りに対して、あれこれいろいろなことはいいわけですから、元金の目減りに対して、独自の方策を立てる、私はそういうところ

うところにておるんじゃないかと思ひます。そういうことは考えられぬというのか。目減りしたものに對して金利でどうこうするとか、そういうことじゃなくて、元金そのものが現実には減つておるわけですか。たとえば、生命保険を二十年も三十年もかけてきたと、全くもう目減りはひどいものですよ。ですから、この目減りパワーに對する対策というものを、日銀は検討しておるかどうかが、それが第一でございます。

それから二つ目にお尋ねしたい点は、たとえば、石油危機とかいうようなことがあつてきたとか、いろいろなことがございしますが、私は、もう経済というものが非常に国際化してきつたと思ふんです。この次に何がでてきて、どうなつてくるかというふうなことで、なるほど、七一年のニクソンショック以来から日本政府がとつてきた金融政策が、あのときはよかれと思つたけれども、今日考えてみたら、全く間違ひであつたということ

が言えると思ひます。そういう反省があると思ふんです。そこで、そういう中でも国際化してきておるわけですから、私は、日銀の海外調査活動と申しましようか、そういうふうなことが非常に大切だと、そういうふうなことを考えてございします。そこで、そういう国際化に對してどういう対処のしかたというふうなものをとておみえになるのか、これが二つ目です。

それから、これは三つ目といつちや少し第一と関連してまいりますけれども、俗説かもしれませんけれども、いままで日本経済をこういふふう

するの、二百九十円で介入してくるのか、三百二十円で介入してくるのかどうか、今後の円の一体動きというものがどうなるかという見通しを持っておみえになるのか。それと関連して、ドルは一体、外貨保有はどんな形になっていくだろう、どんな形になっていくという、大体、長期の見通しはなくても、あるいは非常に困難かもしれないけれども、大づかみな見通しというものを聞きたい。

以上でございます。

○参考人(渡邊孝友君) 第一の、いわゆる目減りの問題でございますが、これはもう基本的には、何と申しましても、こういった物価の上昇を来しているというところがまことに遺憾なこととございまして、それに対して、何としても私どものなすべきことは、少なくとも金融政策の面からしてできる限りのことをして、できるだけすみやかにこれを落しつかせるといふことしかお答えできないのではないかと思います。目減りそのものをどういふふうに計量し、どういふふうに補うかということは、考えましてもなかなかむずかしい問題でございますが、金利では補えないと先生おっしゃいましたが、確かに現実の物価上昇率と金利との関係ではそういうことでございまして、基本的にはそういうことで、物価をできるだけ安定していくというところに、われわれとしてはわれわれの最大の力を注ぐ、と同時に、金利の面でも考えるということで、先般金利はかなり弾力化して大幅に引き上げ、それにつれて、預金金利としましてはもかつてないほどの高い金利に持ってきている。なお、それで不十分だという御意見が多いことも承知しているわけでございまして、そういう考え方でいるわけでございまして。

それから第二の、国際化の問題でございますが、確かにあのときはニクソンショック——われわれとしても未経験な面があったと存じます。当時は、国際収支が黒字が大き過ぎて困るという国際収支、そういうような均衡、あるいは不況の

打開というようにもあつたわけでございまして。いまから振り返ってみて、その後にやや行き過ぎを生じたということも言えるわけでございまして、問題はあつたかと存じます。これに関連しまして、国際化に関連しての日本銀行の海外調査活動でございますが、これにつきましては、もう以前からニューヨーク、ロンドン、パリ、フランクフルト、香港と、そこには海外駐在員を置いております。ロンドン、ニューヨークには、六、七名ずつ置いておりますので、かなり私どものほうには有益な情報が入っております。それと同時に、また、最近、ここ数年でございまして、つき合ひも、国際間の中央銀行同士の話し合ひ、つき合ひというものが非常に密接でございまして、毎月一回必ず総裁級の集まりがバーゼルでございまして、これには私どもの総裁あるいは理事が必ず出席いたしまして、かなり突つ込んだ話し合ひ、それから情報交換、そういうようなこともいたしております。そういう点は、できるだけ努力をして、次第でございまして。

それから第三の、これまでの低金利政策が誤りではなかつたかというところは、高度成長政策というものと非常に関連があると思うのでございまして。日本の所得水準全体が低いときに、できるだけ高度成長をしていくとする場合には、ある程度金融はゆる目にし、金利もできるだけ低いほうがよいという考え方はあつたと思ひます。それでも、日本の金利が国際的にいふと低かつたかと申しますと、国際的にいへば、従来ずっと低い時期が多かつたのでございまして、金利というものはそう無理ができるものではないと思ひます。で、当然資金の需給からきまつてくる面がございまして、その意識的に無理な低金利政策をとつたと思ひましても、過去何年か高度成長政策と、金利政策というよりな考え方で、また、現実には高度成長ができた、物価の上昇があまりなしに高度成長ができた時期もあつたと思うのでございまして。ここになつてまいりまして、特に、石油問題の発生もございまして、そうでなくても、

かねてそう考へていた次第でございまして、けれども、だんだんこまごま成長が遂げられますと、成長率がだんだん低く、そう無理な高度成長というのはいふまでもないことになつてまいりまして、金利政策なんかもおのずから考え方がそこに変つてこようかと思ひます。ただいまはもう引き締めの中でございまして、できるだけ金利も上げ、そして金融を締めるといふことが基本でございまして。今後におきましては、やはり資金需給の実勢に応じて、金利は弾力的に考へていくというのがほんとうではなからうかと存じます。

第四の円の問題については藤本理事のほうから申し上げます。

○参考人(藤本三君) 四番目の御質問でございますが、日本の円は、これからどうなつていくのかという点でございますが、御承知のように、一月の二十三日ごろまででございますが、ずいぶん長い間にわたつて、日本の為替市場ではドルに対する需要が非常に強かつたわけでございまして、それに対して、外為会計からドルを売り向かつては、為替相場一ドル三百円程度を目安として操作をしておりまして、その結果でございますが、最近、実際には二百九十円前後、円が特に高くなりました。たといはば、二百八十円近くまで円が安くなりました。たといはば、二百八十円程度で申しますと、二百八十七円程度の相場でございます。そういうことで、非常に落ちついた状況が出てきておるわけでございまして。

それじゃこれが今後どうなつていくのかということでございますけれども、あるいは介入を全くしないでいいのか、あるいは介入をどうするかということだと思ひますが、これに對しましては、お答えでございますけれども、これはたいへんむずかしいわけでございますが、もちろん将来の情勢次第

第というふうに割り切つて申しますれば、そう申し上げる以外にないわけでございまして、それが、将来どういふ情勢が考えられるかということであろうと思ひます。これにつきましては、為替市場のドル需給というものは、突き詰めていけば、日本の国際収支がどんなふうな姿になつていくかということに帰着するわけだと思ひます。御承知のように、最近の情勢でございますが、貿易収支は黒字でございますが、貿易外収支がかなり赤字、資本収支が相当大幅な赤字、したがつて、国際収支全体としては、かなりの赤字という姿が続いておるわけでございまして。

この姿が今後かなり変わつていくかどうかという問題だと思ひますが、御承知のように、昨年の秋から石油問題が発生をいたしました。石油問題は、もちろん国内に非常に大きな影響を及ぼしつつあるわけでございまして、国際収支のサイドにも非常に大きな影響があるわけでございまして、あれだけ大きく値段が上がつてまいりまして、貿易収支の上に相当大きな負担が出てくるというところでございまして。しかし、それにいたしましても、この問題につきましては、非常に不安定と申しますか、見通しにくい不透明な要因がたくさんございまして、なかなかはっきりしたことが申し上げにくいわけでございまして。ただ、その石油関係の赤字がそのまま貿易収支の赤字になり、国際収支の赤字になつていくというふうには私どもは考へておりません。やはりそれに対応しまして、輸出価格の引き上げというもののかなり期待できると思ひますし、それを含めまして、輸出の先行きというものにつきましても、決して悲観的な見方を私どもはいたしておりません。それに、何と申しましても、この資本収支の赤字に對しまして、為替管理でもって相当考え方をここにきて変えておるわけでございまして、従来黒字時代にとりまして外資の流入を押え、流出を促進するという考え方を昨秋以来大きく方向転換をいたしております。そういう意味で、資本収支の赤字幅も、おそらく相当大きく減つていくであらう

う、これもまたなかなか見通しにくい要素がたくさんあるわけでございますけれども、そういう意味で、決して私どもも国際収支の先行きをそれほど悲観しておるわけではございません。

ただ、そういう状況のもとでそれではどのくらいレベルになるか、円の相場がどういう水準になるかということになりますと、これは私も、そういう意味で、幾ら幾らというふうには申し上げにくいわけでございますが、おおむね現在の水準からそれほど大きく乖離しなくて済むのではないだろうかという感じを持っております。また、もう一つこれは、いわばその意図として、意図的に申し上げますと、いろいろ要因ございましてけれども、二つと申し上げたいと思うことがあられるわけでございますが、一つは、先ほど申しましたように、日本のいまの姿は経常は黒である、あるいは貿易は黒であるが資本が赤字、そういう状況のもとで、為替相場というものを全く放置しておきますと、まあ、資本の状況によって非常に極端な相場が出てくる、それがはたして適当であるかどうかという観点、問題点が一つあると思っております。

それからもう一つは、これはもうよくいわれることでございますけれども、日本の貿易ばかりでございまして、対外取引の大部分は外貨で行なわれておるわけでございます。特に、ドルで行なわれておるわけでございます。したがって、相場が非常に大きく動きますと、乱高下と申しましうか、そういう状況が出てまいりますと、やはり対外取引の安定というものが期待できないわけでございますので、そういう観点も入れまして、やはり相場というのに対しては、円相場につきましましては、ある程度の介入はしていくべきではないかというふうに考えております。これもまあ最初に申し上げました国際収支の基本的な姿がどうなっていくかということできめられるわけでございますので、そういうサイドも入れながら、基本的な動向にあわせて相場水準を探っていくというふうにいいたしていきたいというふうに考えて

おるわけでございます。

それからもう一つ、ドルの保有がどうなるかという御質問があったと思いますが、ドル保有と申しますと、結局、外貨準備ということになるうかと思ひます。これにつきましては、先ほど国際収支につきましまして申し上げたことから申し上げられることでございますけれども、やはりいまの水準が絶対的に動かない、あるいはもう少し大きくフレがないというふうには申し上げかねますけれども、確かに石油問題があつて、国際収支につきましまして、もかたの赤字要因というものが考えられますが、一方で資本収支につきましましての為替管理の考え方の修正、それがだんだん具体的な数字になつて出てまいらると思ひますし、それから、これもまたよくいわれることでございますが、石油産出国にたまりますドル——外貨というものが、当然これは米国の市場なりユーロダラー市場なり、そういうところへ還流してまいりまして、そういうたのを利用する余地というものもだんだんできてくるわけでございますので、そういう意味で日本の持つておりますドル保有、外貨準備のレベルというものが、将来大きく減っていくというふうな感じを現在のところ私も持つておると思ひます。

○成瀬義治君 私、第一点のことから一言だけ申し上げておきますが、いわゆる預金者が損して、借金をした人が得するということがいかに思ふのです。確かにいまの異常なものを押えなくちゃならぬ、そういうときだから、物価安定に全力をあげるよというところもわからぬわけじゃないです。しかし、ずっと戦後これだけきちまつて、全くもう目減りしておるということは事実なんです。それから、私は、もう日銀政策委員会としてなり、あるいは日銀が内々準備すべきことは何かといえは、やはり目減り対策というものをひとつ考えていくという、そういうときがきておるんじゃないか、また、そういうことをせなくてはいかぬではないか、諸外国でもやっておるんじゃないか、いや、そうじゃない、何にもやらぬよ、このまんまいくんだよ、日銀は目減りが、貨幣価値の維持は、こ

とばでは言うけれども、実際は何にもせぬよというところになってくると、企業間にもインフレマインドです、それが何と云つたつて、資源は人口増、文化の発展からいってマクロ的に見れば資源が不足するということは百も承知しているんです。だから、インフレマインドでいつちまうと思ひます。高度成長じゃなくなつてくるわけですよ。ですから、私は、そういうことを真剣に考えなくちゃならぬということ主張するわけですよ。したいのですよ。それと歯車が合はずに、いや、そうじゃない、物価なんだ、そつちは知らぬよと言ふけれども、私は日銀本来の姿勢に返つて、本来の使命を果たす対策というものの検討に入つた、入るという姿勢が大切じゃないかということ申し上げておるわけですよ。意見は全く間違つておるのですか。

○参考人(渡邊孝友君) ただいまの先生の御意見、その御趣旨は非常によくわかるのでございましてけれども、そのいわゆる目減り対策ということ、どういふことが考えられるか、実は外国でもあまりその例を聞いておりませんが、なかなかむずかしい問題で、そういう時代であるからこそ、できるだけでも過去に例を見ないくらい、高い金利水準に引き上げてきたということが言えるのでございましてけれども、なおなし得ることがあるとすれば考えたいのでございましてけれども、いわゆるその目減りということにまつところからそれにとたえる方法というものは、ちよつといまのところ私もとしては考えられないのでございまして、とにかく今後においてできるだけなべくすみやかに、これはもちろん政府などの施策と相まってということでございますけれども、物価を安定させていくということで、私もその任務につくめたい、そう考える次第でございまして。

○多田省吾君 渡邊理事に二点お尋ねしたいのでございまして、先ほどと重複いたしますけれども、こういう現在のような狂乱物価のもとでは、卸売り物価が三六・七％、消費者物価も二三・一％も上昇している、超インフレの時代でござい

ます。しかも、原油価格の引き上げに伴つて、石油製品の価格の引き上げも時間の問題のような姿になつておるわけでございますから、今後とも卸売り物価、消費者物価が下がるということはまず考えられないような状況でございまして。こういうときには、私は、やはり金利体系の手直しは当然のことであり、こういう金融資産の著しい目減りや、減価を考えれば、預金金利の大幅の引き上げということはどうしてもこれは必要である。大蔵大臣なんかは、外国の例をあげますと、西ドイツやイギリスなんかは大口の預金だけに一四・四％とか一五％の金利はついているが、小口においてはそんなにないというのだから、小口においては預金金利が非常に多いわけでございます、国民全体がこういう預金でございまして。そして、西ドイツなんかでは、財形貯蓄に非常に政府が有利な条件でやつておられますので、勤労者は恵まれておりますけれども、わが国においては、そういう財形貯蓄においてすら非常に不利な条件でございまして。そういうことを考えますと、これはやはり国民を守るためには金利体系の手直しというものは、これは当然行なわなければならない、このように思ふわけですよ。これが一点です。

それから高金利の国債発行ということが問題になつておりますけれども、そういうことをやるお考えがあるのかどうか、これを日銀でどう考えておられるのか、その点をお尋ねしたいと思つております。こういう低金利政策では、国民は通貨価格の下落に伴つて換物運動に走らざるを得ないような姿になるんじゃないか、こういうふうにお考えがります。その点はどう考えておられるのか。

それから、藤本理事に二点お尋ねしたいんですが、先ほどの御答弁で、大体のことはわかつたんですが、四十九年度の原油輸入のために、外貨は百五十億ないし二百億ドル必要であると予想されております。いまのお話では、まあ輸出価格も上げられますので、国際収支の面からもそんなに心配はないというふうなお考えを述べられましたたけ

れども、やはりサウジアラビアなんかでは、原油価格をもう少し引き下げようという話もある。変わらない、このように思っています。そういう点から見て、私は、そんなに心配ないどころか、やはり相当な心配がある、このように思うわけです。しかも、原油価格の引き上げに伴って石油製品価格の引き上げも時間の問題になっておりますので、この値上げが実施されると、これはもう卸売り物価にも相当直撃されるんじゃないか、これが消費者物価にもね返り、物価狂乱の再現が非常に心配されるわけでございます。こういった点でもどのお考えになつてゐるのか。

それから第二点は、まあアラブ諸国、石油輸出国ではこういう原油価格の引き上げに伴ってドルが相当入り込む。世銀のマクナマラ氏なんかの話によりますと、これは報道で知ったんですが、一九八〇年ごろにはアラブ諸国に四千億ドルぐらいたまるんじゃないか、あるいは一九八五年ごろには八千億ドル、すなわちあらゆるドルが全部たまってしまふんじゃないか、こういうような報道も一部なされておりますけれども、この点はどういうにお考えになつてゐるかお尋ねしたいと思ひます。

○参考人(渡邊孝友君) 第一の、金利全体系の是正を要するのではないかとこの点でございすけれども、私も、高度成長ということから安定成長へ、そして当面としては、何といつてもインフレの抑制ということでございますので、そういう見地から、金利を、公定歩合を五回にわたって引き上げ、特にあの第五次公定歩合の引き上げ、二%の引き上げをいたしましたときには、かなり思い切つて引き上げをしたつもりでございます。

で、これは申し上げるまでもございせんけれども、金利体系となりますと、預金金利、貸し出し金利と両面ございすので、通常の金融政策から考えますと、預金金利を上げれば、貸し出し金利を上げるといふことを考えなければならぬ。その貸し出し金利は、いまだの程度が適当である

か、そういう見地から考えなければならぬわけでございます。もう一つ、そういう見地から考えられる限りにおいて、いま高金利をとっていると、そう申し上げてよろしいんじゃないかと思ひますが、そこに、さらにこれに加えて、先生のおっしゃるような御趣旨から、何か考え得ないかということにつきましては、よい方法があれば、とは考えますけれども、いずれもなかなかむずかしい点がございすので、いまでも申し上げかねる状況でございます。

国債につきましても、これまでの金利引き上げにつれて、国債金利は引き上げられてきたわけでございますけれども、この後において、さらに高金利の国債を出すかどうかについては、やはり他の金利への波及というものがございすので、これは大蔵省の問題でございすけれども、いまでも私も聞いておりませんし、やはり現時点ではなかなかむずかしい問題があるというふうに考へておる次第でございす。

○参考人(藤本敏三君) 四十九年度の石油の輸入が、日本の国際収支にどの程度の影響を与えるか、それをどういふふうに評価するかというお話でございます。これは、政府の四十九年度の経済見通しからいまして、私の記憶に誤りなければ、約百五十億ドル程度の石油の輸入を見込んでおると思ひます。いまの年度、四十八年度が約七十億ドルだと推定をいたしますと、約八十億ドルの石油の輸入関係の赤字増加要因が考えられるわけでございます。これは先ほどお話がございましたように、原油の値段がはたしていまのようなレベルをそのまゝ維持していくのかどうか、それから、そういう政府の見通しの前提になつております原油の輸入量があいまいな数字で適當かどうかという問題になるかと思ひわけでございますが、まあ、そこあたりが、非常に不透明な要素があるわけでございます。なかなかむずかしいところだと思ひます。ただ、いま申し上げましたような

そういう前提に立つて考えましても、八十億ドルそのものが全部そのままで国際収支上の負担増加に

なるわけではないと思ひわけでございます。一つは、やはり輸出の増加であらうかと思ひます。輸出と申しますものは、当然のことでございますが、将来の海外の需要の動向がどうであるかという点と、それから国内の政策動向がどういふふうになるかという点と、二つの面から考えなければいけないと思ひわけでございます。まあ、いずれのサイドもなかなか困難な要素が見通しにくいところでございますけれども、先ほど来お話がございすように、国内では総需要の抑制策が進められておるわけでございます。こういうサイドからいまして、輸出は促進されるに違ひないと思ひます。たとえば、その輸出の先行指標でございます輸出信用状の数字で見ましても、一月は、昨年の一月に比べて約四〇%の増加であつたと思ひます。二月で見ましても、約三七%の増加でございました。そういう意味合いにおきまして、将来の輸出というものは、かなり大幅にふえるということが考えられないわけではございせん。

それともう一つは、国内の引き締めというものが進んでいけば、これはいま輸入が非常に大きく伸びておりますけれども、この中には、もちろん量の増加と価格の上昇と、二つの要因がございすけれども、少なくとも量的に見て大きく伸びていくという状況ではなくなると思ひます。そういうサイドがございまして、必ずしも八十億ドルというものが、そのまま国際収支の赤字増加の要因になるわけではございせん。

それにもう一つ、先ほど申しましたが、資本取引に對します為替管理のあり方を転換をいたしますことによつて、ある程度の資本収支の赤字の削減、黒字の達成ということが考えられないわけではございせんので、数字的にどの程度かということをお申し上げることは、たいへん困難でございすけれども、原油の輸入量が、この石油問題の発生によります原油の輸入額の増加そのものが、国際収支の負担になるわけではないというふうに考へておるわけでございます。

それからもう一つの御質問の、オイルダラーと申しますか、石油産出国に世界の国際流動性が大きくなつていくという問題でございすけれども、これをどう考えるかという問題でございすけれども、たいへんむずかしい問題でございす。特に、八〇年とか八五年とか、いま先生がお触れになられましたような、そういう長い視野で数字的にいま考えるということは非常に困難でございす。ただ、よく言われますように、少なくともこのところはどうか、来年はどうかというふうに、もう少し短い射程で考えてみますと、たとえば、最近でもよく国際会議などで議論されるところでございすけれども、ことし石油産出国に六百億ドルとか七

百億ドルとかいう大きさでもって石油代金がたまり、一方、先進国、それから石油を産出しない後進国にそれと相當する赤字が出てくるんだということはおよく言われます。こういう問題は、実は私はいわゆることを申し上げてははなはだ口幅つたいわけでございますが、これは算術の問題だと思ひます。算術的に計算をすれば、なるほどそのとおりになるんだらうと思ひますけれども、しかし、はたしてほんとうにそうなるであらうか。そうなりますと、国際金融の上でも、非常に大きなフリクションが出てくるわけでございます。こういう大きなことが、そのまゝ国際金融上の金の動きというものに反映をするということになります。非常に、非常に大きな問題が出てくると思ひます。ただ、そのとおりになるかどうかは、私個人としては、やや疑問に思ひますけれども、しかし、何がしかそういう産油国に外貨がたまり、非産油国に外貨の不起が生ずるというところは、程度の差はあれ、ある程度起らざるを得ないと思ひます。しかし、こういうことも、産油国にたまりました外貨も、それをそのまま保有しておくわけではございせんので、当然それは米国の市場でございすか、ユーロ市場でございすか、それは産油国側の判断によつてきますところだと思ひますけれども、何らかの形で還流をせざるを得ない。還流しなければ、世界全体としてのバランスはとれ

ないはずでございまして、私は、何らかの形で、そういう資金の還流が行なわれるに違いないと思ひます。ただ、そういった姿が、ことしはそういうことで済みまして、来年はどうか、再来年はどうか、さらにその先はどうか、こういう不均衡な状態が長く続いてそれでもいいのかという問題は、確かにあるかと思ひます。これは、私どものような実務家の立場に立ちますと、もっと現実的に考えなければいけないところでございまして、いまここで八〇年の段階をどういうふうに考へるかという点になりますと、たいへんむづかしい問題で、私は、ちよつとお答えをする能力がないと申し上げざるを得ないと思ひます。

○多田省吾君 いま、渡邊理事から、金利体系の手直しは、非常に貸し出し金利との問題もあつてむづかしいというお答えがあつたわけですが、わが国の金融構造を抜本的に変更するためには、理論としては高金利の国債発行、それからもう一つは、大幅な金利引き上げと、こういうことが考へられるのでありますけれども、私は、こういう高金利の国債発行には反対でございしますが、どうしても、成瀬委員からも先ほど質問がありましたけれども、戦後以来の低金利政策ですね、しかも、世界一のこういう物価高騰、こういう姿から見ても、どうしてもこれは国民に犠牲をものすごくしている現状からかんがみまして、どうしても、これは中小企業の貸し出し金利の問題等はまた別個に対策を考へることにしまして、やはり金利体系の手直しはこれは当然行なわなければならな

い、このように私は思ふわけです。それに対してどうお考えなのか、再度ひとつお尋ねしたい。

それからもう一つは、いま原油価格の引き上げに伴つて石油製品価格の引き上げが時間の問題とされておりますけれども、日銀としては、卸売り物価の動向も重視しているわけでございますから、こういう石油製品価格の引き上げに伴う物価の再現実という危険性、これを日銀当局としてどのように考へておられますか。この二点をまたお尋ねしたいと思ひます。

また最後に、藤本理事に、金の問題を一回お尋ねして終わりたいと思ひますが、先週の欧州市場で、自由金相場が公定価格の四倍をこえる一オンス百八十ドルをこす相場が出現し、急騰しましたけれども、国際通貨としての金の位置づけは現在ほとんどとしております。昨年の国際決済銀行の中央銀行総裁会議でも、各国通貨当局が、その手持ちの金を自由市場で売却することを認め、また、金の公定価格一オンス四二・二二ドルは、当然、抜けがら同然となつてゐるわけでございます。これは、決して単なる商品投機のためだけではないで、非常に残念なことでありまして、このインフレでも減値しない金というものがまた見直されてきているという証拠ではないかと思ひます。で、いま言われている金の公定価格廃止の問題、それからEC諸国が言つてゐる公定価格の引き上げの問題、これを日銀当局としてどう受けとめておられるのか。

それから、わが国は、残念ながら、いままで手

持ち金資産は非常に少ないわけでございます、今後ますます不利になると思ひますけれども、先進諸国と比較してどの程度の手持ちで、どうお考えになつておられるのか、これをお尋ねしたいと思ひます。

○参考人(渡邊孝友君) 金利体系の是正ということについて再度のお話でございしますが、基本的には、もう先ほどから申し上げておるところでございまして、私どもとしては、かなり思ひ切つた高金利政策をとつてゐるということが一つでございしますが、この上に何かくふうが加へ得ることがあれば、少しでもできることがあれば検討したいと、そういう気持ちでございますけれども、ただ、なかなか、実際問題として非常にむづかしいということを痛感しておることも事実でございす。ただ、そういう私どもの気持ちだけを申し上げさしていただきたいと思います。

そこで、次に、物価の今後の問題でございすけれども、この前の石油の第一次の値上げのときには、これは供給量が、石油が二割も三割も減るかもしれないといった異常な前提で、何といふ中か、一種の異常状態、異常心理状態、そういう中であつたことが起こつたのでございまして、また、今後につきましては、ただいま、この二月——きわめて当面の一次的なことを申し上げて恐縮ですけれども、この二月に入りまして、私は、卸売り物価についてはかなり落ちつてゐると申し上げていいんだと存じます。結果的には、二月も

四〇近い物価上昇率に統計的にはなつて思ひますけれども、そのうち二〇というものは、いわゆる、私ども、げたと申しまして、一月末までに上がった、それを受けて、二月の初めから受け継いだ結果として、二月中物価が横ばいでありまして二〇は上がるという計算上のものでございまして、二月中でどうであつたかとなりますと、一応、その二〇を引いて考へる。そうしますと、あと二〇弱の上昇でございしますが、これにつきましても、高い値段の原油がもうすでにほとんど日本に着いてゐると。その船が着くごとに、卸売り物価指数は上がる仕組みになっておりまして、国内でまだ石油製品の高値の販売、それに伴う値上げされた製品の販売はございせんけれども、高い石油が着いたということだけで上がりました分が、一・七、八〇あるかと思ひます。そうしますと、かりに、それを除いてみますと、国内需給だけの関係の物価は〇・幾つ——〇・一、二、三ぐらいのところは二月はとまつたということが言へようかと存じます。

これには、もちろん、金融引き締め、それに伴う設備投資の鎮静あるいは消費の鎮静化、特に自動車、電機、電器などの激減というふうなこともございまして、また、政府の各種行政指導による価格の引き下げの御指導というふうなことに負うところもかなりあるでございしますが、当面としては、これはかなり落ちついてきてゐる。私どもとしては何とかこれを続けていきたい。そこへ第二次石油価格の引き上げがある、これがどう影響す

るかということですが、あの第一次のときのような、石油供給量の削減という問題はそこにはないわけでございますし、それから、政府の御指導もだんだん徹底してまいってきておりますので、確かに、原油が上がりれば石油製品価格の引き上げが必要でございますが、その第二次製品、第三次製品となりますと、これまでの引き上げによつて吸収できる分もあり得るのではないかと。そういうことになりますと、結局、対策よろしきを得れば、第二次原油価格の値上げのほうが幅が大きいのでございますけれども、物価への影響はできるだけ少なく、可及的に少なくとどめることが可能ではなからうか。

それに対応しまして、私も金融の立場の者として、値上げをしたいと思つても、その値上げは通らないというような金融環境をつくつていくということが重要でございます。第一次の場合は、もう石油のほとんどが絶対的不足といいますが、もう幾らでもいい、とにかく石油を入れたく欲しいというような業界の態度でございます。たけれども、その点は落ちついておりますので、値上げもしにくい状態、まあ、企業の先ほどの短期観測なんかで見ましても、だんだんそういう弱気も出てくる次第でございますので、このまま金融引き締めを堅持すること、また政府のそういう指導の徹底ということと相まちまして、物価が安定に向かうことを期待している次第でございます。

○参考人(藤本敏三君) その次の、金についての

御質問でございますが、確かに、このところこまにまいりまして、金問題について見直しをしたらどうかという機運が出ておるように思ひます。その大きな背景の一つは、ヨーロッパ、特にEC各国におきまして、通貨当局間で債権債務の決済をいたしますときに、実際問題として、市場の金の値段と、それから各通貨当局の評価との間に、大きなギャップがありますために、金が通貨当局間で決済手段として使われていない、いわば一種の、金準備が凍結状態にあるわけでございます。そういう状況がこれでもいいのかどうかという反省に問題が発しておるんだらうと思ひます。

そこで、この問題について、私もどう考えるかということですが、一つには、確かに、そういう問題は、考えられることは確かでございますが、御承知のように、いまも御指摘ございましたが、ヨーロッパにおきまして、自由市場におきまして金の相場というものは、最近急激に上がつておまして、もつともきのうあたりはやや落ちつききましてございましたが、それでも一オンス百六十ドルという非常に高い水準でございます。しかも、水準が高いばかりでなくて、日々の相場の変動がきわめて激しいわけでございます。したがって、ここで、先ほど申し上げましたように、通貨当局があるレベルの価格をきめる、つまり、いまの四十二ドル何がしという公定価格を上げることが、一つ方法としては考えられると思ひますけれども、いまのように、こういうふううに大きく乱高下します価格を、こういう状

況のもとで、ある一定のレベルに価格を上げるということは、私は、実際問題としては非常に困難じゃないかという感じがいたします。やはり、事態がもう少し落ちついていなければ、金価格の改定ということは、実際はなかなか困難ではなからうかという、これは私見でございます。見通しでございますからあれでございますが、そういうことが一つ考えられます。

それからもう一つ、これももちろん私見でございますけれども、かりに金価格というものを變えらんとするならば、いまの市場相場を前提において、頭において變えらんとして、したがって、非常に大幅な金価格の引き上げが行なわれるといひますと、それはおそらく世界全体の金の、金準備の評価益というものを非常に大きくつくるわけでございます。現実化するわけでございますが、それが世界全体、わが国ばかりでなくて、世界全体がまあインフレに悩んでおるわけでございますから、そういうインフレ状況に対して、どんな影響を及ぼすであろうかということを考えるわけでございます。まして、まあ、かれこれ考えてみまして、私もとしましては、確かに金についてのその見直しの機運が出てきておりますが、その討議の状況、議論の方向がどういう方向に進んでいくかというのを十分見きわめた上で態度をきめるべきで、そう軽々に動くべきではないではないかという感じを持っております。

それから、日本の手持ちの金が幾らあるかというお話でございますが、これは、この国際統計で明らかのように、ドルに換算いたしました、昨年末で八億九千万ドルでございますけれども、この量公定価格での換算でございますけれども、この量は諸外国に比べて決して大きなものではないでございます。むしろ少ないほうに属するわけでございます。昨年末でございますから、わが国の外貨準備、対外準備は百二十二億ドルあったわけでございます。したがって、それに対して、いま申し上げました金の額は、八・三％程度の割合になるわけでございます。私の記憶がまた間違つていいますといけませんのでございますが、昨年末で、フランスは約五〇％金を持っておったと思ひます。それから、ドイツはわりあいに対外準備の中で金の占める割合の低い国でございますが、それでも約一五％を持っておったと記憶しております。まあそういう国に比べてみまして、日本の金保有率が低いことは明らかでございます。

問題は、なぜこういうふうな比率になつておるのか、こういう事態になつておるのかということだと思ひますけれども、これは一つは、わが国の外貨準備がこれだけ大きく、昨年の三月末相当大きく減少しておるわけでございますが、それにいたしまして、こういうレベルになりましたのは、わりあい最近のことでございます。二、三年前まではそういう、金準備を大きく充実にする外貨準備上の余力というものが大きくなかつたという背景があるわけでございます。それから、その後、もう一つは、外貨準備がふえてまいります時期に至りますと、御承知のように、アメ

リ力は金兌換の停止をするということ、公定価格でもって金を買入れ、金準備の充実をはかつていくということは、情勢として許されなくなつたわけでございまして、そういう状況が重なりまして、いまのような姿が出ておると私は理解をいたしております。

それから、たいへん恐縮でございしますが、先ほど、この前の御質問につきまして、私、一つだけ申し上げることを忘れておりました。つけ加えさせていただきますたいと思ひますが、それはオイルダラーというものが、産油国に非常に大きく集積され、それが一方で、当然、それに見合う赤字が石油を産出しない国に生ずる、それでその間がどうなるか、これを数字的に、しかも、長い見通しではなかなか申し上げられませんが、私はそういう見識がございせんが、当面の問題としても非常に大きな問題であつて、しかし、それはしよせん、その持つておる国は、ほかに投資の方法としては、アメリカなり、ユーロ市場なりということであるから、資金のリフローというものは行なわれるはずだというふうに申し上げましたが、それは単に自然にほつておいて、そうなればそれでいいと申し上げておるわけではございせん、これもまた御承知のことだと思ひますけれども、IMFであるとか、世界銀行であるとかいうところで、そういうオイルダラーをどういうふうに通流させて資金の必要な国にビュックしていくかということ、が、現に研究をされ、討議が進んでおるわけでございます。しかも、また、単にそういう国際機関だけ、IMFとか、世界銀行だけでなく、各国の主要国の中央の銀行の間におきまして、たとえば、ユーロ市場に出てまいりますそういうオイルダラーというものを、どういうふうに取り入れていくか、そういうものをいかにマネージしていくかというところの研究、検討が進んでおるわけでございます。いまして、世界全体として、国際的な協力のもとで、こういった問題がだんだんと望ましい姿で解決されていくに違ひないと思ひます。その量としては、確かに大きなものでございまいしょうが、

それを各国間の、通貨当局の間の協調と英知とでもって、十分に解決していけるものだと思つております。そのことだけつけ加えさせていただきますと思ひます。

○栗林卓司君 国際通貨なり経済の問題を中心にして、若干お伺ひしたいと思ひますけれども、この一年間のたいへん激しい変化の中でどういふぐあいにあらなつてゐるか、一つ、二つお伺ひしたいと思ひますけれども、一つは、アメリカの国際収支が急速な改善を見せました。いまいいましい気もしないではないんですけれども、それはそれとして、こういう見方ができるんでしょいかということなんです。従来から、アメリカの慢性赤字というのは、世界の過剰流動性の原因になつてきた。それが改善されたわけですから、過剰流動性が改善され、流動性が従来の水準に比べて引き締まる方向にきた。この傾向がさらに続けば、おそらくその傾向は強まるであらうと見てよろしいでしようか。

○参考人(藤本敏三君) ドルの過剰流動性が、だんだんそういう状況が修正されつつありますことは、御指摘のとおりでございまして、それは、ドルの各国通貨に対する為替相場の推移を見ることによって、最も端的に理解できるわけでございます。御承知のように、昨年末ごろから顯著にドルの、他国通貨に対して相場が堅調になつておりました。回復しておるわけでございます。それは、日本円とドルとの関係におきましても、明らかに回復しておるわけでございます。そういう意味で、ドルは確かに価値を回復しております。したがつて、そういう意味で、ドルの過剰流動性というものは、姿はだんだん修正されつつあるというところは事実だと思ひます。

それでは、今度は、過剰流動性という状況が出てくるかどうかということだと思ひますけれども、この問題につきましては、なかなか見通しを立てることは困難でございすけれども、問題は、なぜそんなにドルが強くなつたのか。それを、したがつて、将来どう考えるかというふう

考える道行きも一つあらうかと思ひます。考えますが、その一番大きなドルの回復の要因は、やはりスミソニアン、それから、昨年二月―三月にわたりますフロートの結果として、各国通貨がドルに対して強くなつた。ドルがそれだけ切り下がつたわけでございますが、それがアメリカの貿易収支―特に、貿易収支は顯著な改善を示しておるわけでございますが、そういう結果としてドルが非常に強くなつたことは、これはもう一番大きな要因としてあげていいかと思ひます。それにもう一つつけ加りました大きな要素は、これまた昨年の末起こりました石油問題でございます。御承知のように、石油問題というのは世界の全体の問題でございすが、あの問題の各国の国際収支、したがつて、各国通貨の対外価値に及ぼす影響というものは、国によつてさまざまでございます。日本のように石油の海外依存度の非常に高い国は、先ほど来御議論がございましたように、非常に大きく影響を受けるはずでございます。ところが、アメリカは御承知のように、わりあいその影響が小さい国でございまして、カナダとかアメリカという国は非常に少ない国。したがつて、その程度の差からいきまして、ドルというものはほかの通貨に比しまして、日本円なりユーロ通貨に比しまして、主要国通貨に対して強さを増しておるということが指摘できるんだと思ひます。したがつて、こういう状況が今後どうなるかということでございますが、あの二番目に申し上げました石油問題につきましては、これからその影響―インパクトというものが出てくるわけでございますから、ドルにとつては非常にそういう意味ではいい条件、環境が今後続くであらうということでは言えると思ひます。

それからもう一つは、最初に申し上げました、アメリカが他国通貨に対して切り下げをした、それがアメリカの貿易収支の改善に非常に大きな意味合を付けた、それが今後どう考えられるかということでございますが、これは御承知のとおり、現在の主要国通貨はすべて変動相場制のもとにあ

るわけでございまして、したがつて、この変動相場制のもとでこれからドルがどんな地位を占め、どんなふうな強さを示していくかということでございます。これは、先ほど御質問をいたしましたが、これは、先ほど明瞭には、日本の場合でもお答えできないように、これははなはだむずかしい問題でございまいしょう。しかし、それにいたしまして、石油問題がこれだけ大きくなつておりました、その影響を受ける度合いが、アメリカが相対的に小さいという点に着目をいたしますと、やはり、これから当分の間、少なくとも当分の間はドルは強いという状況が続くのではなからうかというふうに私は考へております。

○栗林卓司君 先の見通しは必ずしもおっしゃる通りに樂觀的に私は思はないんですが、それはそれとして、一つは、アメリカの国際収支の改善ということがおっしゃつた原因によつて起こつたわけです。もう一つは、激しい変化、いままでに起こりつつある変化は、先ほど来のように、産油国にドルが集中し始めてきた、この傾向というものは、産油国の通貨というのは、基軸通貨ではないわけですから単なる移動であつて、国際流動性という面では、それをふやす動きはまずしないであらう。そのかわり、これが還流するかどうかということになる、いろいろな議論がこれから必要なわけですから、どうなるかわからぬにしても、流動性をたいへんタイトにする要素として当面働くと思ひます。

そこで一口に言つて、日本なりECからドルが米国とアラブ産油国に移つたか、こうになるわけですが、しからば、日本なりEC各国がどういふ経済政策をとるかという、何が何でも必死に引き締めざるを得ない。しかも、これまではアメリカの赤字のおかげで世界貿易の伸びに促つた流動性の補給がされてきたけれども、それをどうするかという議論も実は煮詰まつておらない。そうすると、これはたいへん見方が分かれるのですけれども、ある見方に立つて考えると、むしろわれわれはデフレに向かつて歩いてゐるのではないかとい

う観測も成り立たないこともないわけですが。その点で参考人の御意見と各国の印象などはどんなものなんでしょうか。

○参考人(藤本三君) その石油問題というものが、各国の経済に対してデフレ的な影響を持つものなのか、インフレ的な影響を持つものなのか、これは世界的に最近大いに議論されておる問題でございまして、御指摘のとおり、両サイドが強調されております。ところが、この問題に對しまして、それでは、デフレサイドを強調いたしまして大いにインフレ政策をやる、石油価格が上がるのはちよと産油国に税金を取られるようなもので、税金を取られればデフレになるのだから、国内でそれを相殺するような措置を各国はとるべきではないかという議論が行なわれておるわけでございますが、それは、実は私は、そういうサイドを全く否定するわけではございせんけれども、それはどちらかといえば間違つておるのではないかと。というのは、そういうサイドは否定できませんけれども、いまわれわれが当面しておる事態というものは、やはり大きな物価騰貴でございまして、インフレーション、物価の上昇でございまして、これに對して価格なり物価の安定をはかるというところが一番大事な問題でございまして、ここでいま起こつておるのはデフレ現象、これからおそれるべきはデフレ現象、これに對していまからもうデフレーション政策をやるべきだということとは、私はとても日本の立場では賛成できないわけでございます。

ただ、もう一つ言えますことは、石油価格の非常に大きな上昇によりまして、各国の国際収支が程度の差はあれ大きな打撃を受ける。したがって、それに対処するために、どうすればいいかというところになりますと、それじゃどんどん引き締めをして、あるいは為替相場をどんどん切り下げた対処すべきだということになりますと、それはあまりにもそれぞれの自国本位の政策に過ぎるんではないかと思ひます。起こつておる問題は、世界全体の問題でございまして、したがって、一つの

国に起こつておる国際収支の悪化であるならば、当然そういうデフレ政策を徹底してやつていくべきだと思ひますけれども、いまの問題は、そういう石油を産出しない国が、全部極端なデフレをやつてそれで片づくかといひますと、それで片づかない、お互いがそれだけ貧乏になるだけだと思ひます。したがって、一月にローマで行なわれまして二十万国会議で出ておりますコミュニケにも明らかなように、こういう石油の情勢に對して何をやるべきかといひたらば、少なくとも、各国は競争的な為替相場の切り下げはやるべきじゃない。それから、輸入制限であるというふうな為替制限、經常取引に對する為替制限はやるべきじゃないのだということを言つて、みんなが合意しておる、これは世界全体が合意をしておる。

したがって、残る道は、そういう状況のもとで何をやるべきかということになりますと、先ほど來御質問のございますような、石油産出国にたまりました資金——ドルというものをいかにして還流をさせ、それをいかにうまく配分をするかという問題でございまして。それは先ほど申し上げましたとおり、いま、さらにまたこれから大いに議論が始まるころだと思ひます。

○栗林卓司君 インフレになるかデフレになるか、はつきりしてゐるのは、どつちになつたか日本として得ない目はないことだと思ひます。どつちになつたか教われないのはわが日本であつて、どちらになるにせよ、どうやつてこれから生き抜いていくのかを真剣に考えざるを得ないのじゃないかという気がするのですけれども。

そこで、オイルダラーですけれども、何とか還流の道をというふうにはわかるのですけれども、これはひとつ理解できないのでお教えいたしたいのですけれども、そうやつて還流の作業をするということ、各国の外貨準備高の關係というのは決してくつきまね。なるほど、だんだんこつ減つてまいりますから、借金してもつとだといつても、これは実物経済の動きを伴わないわけ

ですから、時間とともに破局にいくことはわかり切つてゐる。日本だけではなくて、かりにたとへば、それは開發途上諸國に貸してあげない、開發途上諸國にわれわれ日本の製品を売るのですといつたつて、開發途上諸國そのものはやがてどうしようもなくつてしまふ。その意味で、還流というお話よくわかるのですけれども、実物経済の動きを伴わない還流は、やがて時間の経過とともにデッドロックにいかざるを得ない。そこで、外貨準備高との關係をどう見ておいでになりますか、お伺ひしたいと思います。

○参考人(藤本三君) いまのお話でございまして、実はその外貨準備高に入ります前に、その前段の問題でございまして、還流させればそれでいいという問題では決まらぬと思ひます。還流にしましても、いろいろな還流のしかたがあるわけでございます。ごく短期の金で還流する場合もあるでしょうし、非常に長期の建設資金として還流する場合もあるでしょう。その場合の金利その他の条件がどうであるかという問題もあるわけでございます。しかし、その還流だけでまた解決するものでないということも明らかだと思ひます。だから、そういう還流をはかりながら、その間に經濟構造を変えていく、つまり高い石油というエネルギー源に依存する度合いを修正していくという、いわばこれはかなりある程度長い目で見た——私が申し上げるのはたいへん口幅つたいことでございましてけれども、そのそれぞれの國の經濟構造のあり方そのものを變えていくのだ、新しい石油価格というものに適應するような構造に變えていくのだという作業が、大いに精力的に進められなければならないのだと思ひます。これは、私は、中央銀行の一員として申し上げるを大いに、はるかに越えておると思ひます。たいへん失礼でございまして、まあそういうふうに申し上げざるを得ないと思ひます。

あとのほうの点でございまして、外貨準備といふものとどういふふうに関連するか、これは國によつていろいろ違ひがございまして、それから

わが國をとつて考えますと、これはずっと先ほど來お話がございましたように、國際収支そのものがどんなふうな道行きをたどるであらうかということに関連するわけでございます。その際に申し上げましたように、確かに大いに警戒をしなければいけないけれども、それほど大いに悲観をしなればならないほど極端な状況というものが考えられるかということになりますと、私ははやや疑問があるというふうに申し上げたのでございまして、いづれにいたしましても、外貨準備のレベルは、ある程度の影響を受けるは受けるを得ないかもしれませんが、そんなに大きな影響は受けないで済むのじやなからうかというふうな感じを持つておりますこと、それからもう一つは、やはり外貨準備というものは、これは非常に割り切つた、観念論でたいへん恐縮でございましてけれども、あるレベルをどうしても維持しなければいけないのだというふうな問題ではないと思ひます。むしろ大事なのは、絶対額ではなくて、流れだと思ひます。フローとして望ましい動きをしておるといふことが一番大事であると思ひます。残高が大事でないとは決して申し上げませんけれども、それはいわばフローの問題に比べれば第二次の問題であると思ひますが、フローとして考える。そのフローがもし非常に大きな影響を受けるようであるならば——私はそれほど大きな影響は受けないと思ひますが、受けるのであれば、やはりいま当面のことは何をやるべきかというならば、しやにむに飢饉輸出をしるというところより、資本を導入するということのほうが、より適当な方策ではなからうか。そういう状況、今後の状況次第でございまして、その状況に應じてそのときそのときに適切な為替政策をとつていけば、日本としてそんなにむづかしい、困難な非常にむづかしい事態になるとは私は考へておりません。

○栗林卓司君 各國の經濟構造、産業構造を變えなければいけぬというものは全くそのとおりでありまして、それから問題は、次の新しいエネルギー資源が見つかるまでの混乱であるということも

おっしゃるとおり、ただしこれには二けたの年数がかかるであろうということがよくいわれている。その間をどう生きていくかという話になるわけですが、その前提そのものがなかなかむずかしい。おっしゃる通りに還流のしかたもいろいろある、産業構造の転換の一環として位置づけながらということも含めてしょうけれども、資本導入もあるじゃないか、ただ、その資本導入というのは、かりにオイルダラーとしますと、全く新しいニューパワーである。それがどのような国際勢力のもとにおいて入ってくるのだろうか。しかも、それは全世界また見ていくのでしよから、開発途上諸国を含めてどんな戦略を持ってくるのだから。そういったことも、全部見ていかないとけないんじゃないか。

先の見通しのことですから、ここで悲観、楽観を言い合つてみてもしかたがないのですけれども、最後に一つお伺いしたい気がしますのは、とにかく情勢激変になってしまった。ついこの間までは、スミソニアン協定のあと、どういうぐあいに新しい国際通貨秩序をつくるかということについて、世界の合意ができてつづつあるような印象を受けておりました。昨今になりますと、幸か不幸か、もうフロートしてしまつたのだ、当時、為替レートの調整の問題、準備資産の問題あるいは流動性の問題と、こむずかしく言つていた話は大体もう消えてしまつたので、このままずっと国際通貨の前には、新国際秩序をどうつくるかという問題に真剣に取り組んでいくのではあるまいかというぐあいに世界が変わつてきたのじゃないかという感じがするのです。

ここで印象をひとつ伺いたいのと、かりにそういったものを背景にしよういながら、お仕事をされていくわけですが、何といつても、必要なものは国力だ。残念ながら資源並びに技術開発力を中心にした国力はいまや乏しくなりつつあります。両方とも、残るものは一億の知恵と力だと、こういうことになっていくわけですが、この知恵と力を、じゃ国際的な発言力にどうや

て生かしていくかということになると、これとでもよりよいような感があるのじゃないか。そこで、今後、そういうむずかしい中で、どういう方法で日本の国際発言力を強化していこうとお考えになつておられるのか、この点を伺つて終りたいと思います。

○参考人(藤本敏三君) たいへんむずかしい御質問でございます。私がいまの御質問に答えられるとは思いません。ただ、いまのお話の中で、国際通貨制度の改革問題がもうすっかりあれはもうだめになつてしまつたというふうには、実は私は考えておりません。

○栗林卓司君 だめじゃなくて、たな上げです。

○参考人(藤本敏三君) たな上げと申しますか、そういう議論をやつておる過程で、火急に処理を要する問題が生じたということだと思ひます。そういう意味で、ああいう長期的な通貨制度改革問題が時期が幾らか延びたということは言へると思ひますが、これはなくなつたわけではございませんし、たな上げでしよるか、その表現は私よくわかりませんけれども、それよりも、この石油問題によつて、国際通貨の面で非常に大きな変動が起つた、あるいは起つておる、起つておる、起つておるんだということ、これに対してどういうふうに対処していくべきか、いったらいいかということでございます。いま申し上げたのは、これはどちらかと申しますと、いわば中間的な問題の重要性が増してきつたというふうには私は理解をしておるわけでございまして、したがういまして、従来、通貨制度改革問題の、いろいろなあれには眼目がございまして、けれども、たとえば、あれは安定的な為替相場制度というもの、これを前提に置いて組み立てられておるわけですが、そういう安定的な為替相場制度というもの、それが期待できなくなつた、この石油問題のために期待できなくなつた、これはこれは明らかだと思ひます。したがういまして、こういう大きな問題がだんだん解決されていきます、あるいは落ちついていきますまでの間は、いま当面必要問題を、その必要度に応じて解決していくと

いう、どつちかと申しますと、よく言われますが、レボリューショナルでなくて、エボリューショナルに対処していかなければいけないのだというふうに言われておられますが、私もまさにそのとおりだと思ひます。そういうことでございまして、決してなくなつておる問題ではございませんで、私もやはりその時期をつかまえて、やはり安定的な国際通貨制度というものの建設のために大いに努力をしていかなければいけないと思ひます。

それからもう一つ、じゃ、日本としてどういふ心がまえでそういうものに対処するの、あるいは国際的な発言権を確保し、拡大していくのかという問題だと思ひますけれども、これは世界的な問題を世界的な視野で考えるというのは当然のことです。これはもう申し上げるまでもないわけですが、やはり何と申しまして、国際的なそういう問題に対する発言力のバックにありまふものは御指摘のとおり国力でございます。国力が大いに落ちた、落ちつた、こういう仰せでございますが、それがそのとおりにいたしましたとしても、われわれは大いに国力の回復に努力しなければいけない、その国力を回復することによつて、将来の国際金融のあり方というものに對する日本の発言力を強めていくという方向に努力すると申し上げるべきであると思ひます。たいへん抽象的なお答えで申しわけございません。

○委員長(土屋義彦君) 本件に對する本日の質疑はこの程度といたします。

渡邊 藤本参考人には、本日、お忙しい中にもかかわらず、御出席いただき、貴重な御意見を御聞かせいただきましてまことにありがとうございます。委員を代表いたしまして、厚く御礼申し上げます。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時四分散会

三月六日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案

一、法人税法の一部を改正する法律案

一、租税特別措置法の一部を改正する法律案

所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案

所得税法の一部改正

第一条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条 第三十一号ロ中「百五十万円」を「三百万円」に改め、同項第三十二号中「三十四万円」を「四十万円」に改め、同項第三十三号ロ中「十五万円」を「二十万円」に改め、同号ハ中「二分の一に相当する金額」を削る。

第十条第六項中「百五十万円をこえる」を「三百万円をこえる」に改める。

第二十八条第三項第一号を次のように改める。

一 前項に規定する収入金額が百五十万円以下である場合 当該収入金額の十分の四に相当する金額(当該金額が五十万円に満たない場合には、五十万円)

第二十八条第三項第二号中「百六十六万円」を「百五十万円」に、「こえ三百六十六万円」を「超え三百万円」に、「四十六万円」を「六十万円」に、「十分の一」を「十分の三」に改め、同項第三号中「三百六十六万円」を「三百万円」に、「こえ六百六十六万円未滿」を「超え六百六十六万円以下」に、「六十一万円」を「百五十万円」に、「十分の〇・五」を「十分の二」に改め、同項第四号中「六百六十六万円以上である」を「六百六十六万円をこえる」に、「七十六万円」を「百六十五万円と当該収入金額から六百六十六万円を控除した金額の十分の一に相当する金額

との合計額に改め、同条第四項中「二百万円」を「三百万円」に、「附表」を「付表」に改める。

第三十条第三項第一号中「十年」を「二十年」に、「十万円」を「二十万円」に改め、同項第二号及び第三号を削り、同項第四号中「三十年」を「二十年」に、「こえる」を「超える」に、「六百万円」を「四百万円」に改め、同号を同項第二号とする。

第五十七条第二項中「二月十六日」を「一月十六日」に、「一月以内」を「二月以内」に改め、同条第三項第一号を次のように改める。

一 三十万円

第六十四条に次の二項を加える。

3 前項の規定は、第五百五十二条（各種所得の金額に異動を生じた場合の更正の請求の特例）の規定による更正の請求をする場合を除き、確定申告書に同項の規定の適用を受ける旨その他大蔵省令で定める事項の記載がある場合に限り、適用する。

4 税務署長は、確定申告書の提出がなかつた場合又は前項の記載がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出がなかつたこと又はその記載がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第二項の規定を適用することができる。

第七十六条第一項第二号中「こえ」を「超え」に改め、同項第三号中「こえる場合 三万七千五百円」を「超え十万円以下である場合 三万七千五百円」と当該合計額から五万円を控除した金額の四分の一に相当する金額との合計額に改め、同項に次の一号を加える。

四 その年中に支払つた生命保険料の金額の合計額が十万円を超える場合 五万円

第七十七条第一項第一号ロ中「こえる場合 二千万円」を「超え四千万円以下である場合 二千万円」と当該合計額から二千万円を控除した金額の二分の一に相当する金額との合計額に改め、同号に次のように加える。

ハ その年中に支払つた損害保険料の金額の合計額が四千万円を超える場合 三千万円

第七十七条第一項第二号ロ中「こえる場合 一万円」を「超え二万円以下である場合 一万円」と当該合計額から一万円を控除した金額の二分の一に相当する金額との合計額に改め、同号に次のように加える。

ハ その年中に支払つた損害保険料の金額の合計額が二万円を超える場合 一万五千元

第七十七条第一項第三号イ中「が二千万円をこえ、かつ、その他の部分の金額が八千万円未満である場合 二千万円」と当該その他の部分の金額との合計額を「につき第一号の規定に準じて計算した金額と、その他の部分の金額につき前号の規定に準じて計算した金額との合計額が一万五千万円以下である場合 当該合計額」に改め、同号ロを次のように改め、同号ハを削る。

ロ イにより計算した金額が一万五千万円を超える場合 一万五千元

第七十八条第一項第二号を次のように改める。

二 一万円

第七十九条第一項及び第二項中「十三万円」を「十六万円」に、「十九万円」を「二十四万円」に改める。

第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十二条第一項中「十三万円」を「十六万円」に改める。

第八十三条第一項中「二十一万円」を「二十四万円」に改める。

第八十四条第一項中「十六万円」を「二十四万円」に改め、同条第二項中「十九万円」を「二十八万円」に改め、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とする。

第八十五条第三項中「若しくは」を「又は」に改め、「又は居住者に配偶者がいないかどうか」を削る。

第八十六条第一項中「二十一万円」を「二十四万円」に改める。

六十万円以下の金額	百分の十
六十万円を超え百二十万円以下の金額	百分の十二
百二十万円を超え百八十万円以下の金額	百分の十四
百八十万円を超え二百四十万円以下の金額	百分の十六
二百四十万円を超え三百万円以下の金額	百分の十八
三百万円を超え四百万円以下の金額	百分の二十一
四百万円を超え五百万円以下の金額	百分の二十四
五百万円を超え六百万円以下の金額	百分の二十七
六百万円を超え七百万円以下の金額	百分の三十
七百万円を超え八百万円以下の金額	百分の三十四
八百万円を超え九百万円以下の金額	百分の三十八
九百万円を超え一千万円以下の金額	百分の四十二
一千万円を超え一千万円以下の金額	百分の四十六
一千万円を超え一千万円以下の金額	百分の五十
一千万円を超え一千万円以下の金額	百分の五十五
一千万円を超え一千万円以下の金額	百分の六十
一千万円を超え一千万円以下の金額	百分の六十五
一千万円を超え一千万円以下の金額	百分の七十
一千万円を超え一千万円以下の金額	百分の七十五

第二百一十一条第一項中「五百万円」を「八百万円」に改める。

第二百一十四条中「二月十六日」を「一月十六日」に、「一月以内」を「二月以内」に改める。

第二百一十五条第一項第一号イ中「甲表の」及び「（当該申告書に控除対象配偶者に関する記載がなく、かつ、扶養親族に関する記載がある場合には、別表第四の乙表。ロからニまでの規定中「甲表の」を削り、同号ロからニまでの規定中「甲表の」を削り、同号ホ中「甲表の」及び「（当該申告書に控除対象配偶者に関する記載がなく、かつ、扶養親族に関する記載がある場合には、別表第五の乙表。ヘにおいて同じ。）」を削り、同号ヘ中「甲表の」を削り、同項第二号イからヘまで及び第三号中「甲表の」を削る。

第二百一十六条第一項第一号ロ中「こえる」を「超える」に改め、「甲表の」及び「（当該申告書に

控除対象配偶者に関する記載がなく、かつ、扶養親族に関する記載がある場合には、別表第四の乙表」を削り、同項第二号ロ中「甲表の」を削り、同条第二項中「こえる」を「超える」に改め、「甲表の」及び「（当該申告書に控除対象配偶者に関する記載がなく、かつ、扶養親族に関する記載がある場合には、別表第四の乙表。以下この号において同じ。）」を削る。

第二百一十九条第一項中「甲表の」及び「又は乙表」を削る。

第二百二十条中「五百万円」を「八百万円」に、「附表」を「付表」に改める。

第二百二十四条第一項中第六号を削り、第七号を第六号とする。

第二百一十一条第二項中「附表」を「付表」に改める。

別表第二を次のように改める。

別表第二 所得税の簡易税額表

(一)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ハ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ハ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ハ)の(イ)に対する割合
以 上	未 満			以 上	未 満			以 上	未 満		
円	円	円	%	円	円	円	%	円	円	円	%
1,000	円未満	0	0	50,000	51,000	5,000	10	137,000	139,000	13,700	10
1,000	2,000	100	10	51,000	52,000	5,100	10	139,000	141,000	13,900	10
2,000	3,000	200	10	52,000	53,000	5,200	10	141,000	143,000	14,100	10
3,000	4,000	300	10	53,000	54,000	5,300	10	143,000	145,000	14,300	10
4,000	5,000	400	10	54,000	55,000	5,400	10	145,000	147,000	14,500	10
5,000	6,000	500	10	55,000	56,000	5,500	10	147,000	149,000	14,700	10
6,000	7,000	600	10	56,000	57,000	5,600	10	149,000	151,000	14,900	10
7,000	8,000	700	10	57,000	58,000	5,700	10	151,000	153,000	15,100	10
8,000	9,000	800	10	58,000	59,000	5,800	10	153,000	155,000	15,300	10
9,000	10,000	900	10	59,000	60,000	5,900	10	155,000	157,000	15,500	10
10,000	11,000	1,000	10	60,000	61,000	6,000	10	157,000	159,000	15,700	10
11,000	12,000	1,100	10	61,000	62,000	6,100	10	159,000	161,000	15,900	10
12,000	13,000	1,200	10	62,000	63,000	6,200	10	161,000	163,000	16,100	10
13,000	14,000	1,300	10	63,000	65,000	6,300	10	163,000	165,000	16,300	10
14,000	15,000	1,400	10	65,000	67,000	6,500	10	165,000	167,000	16,500	10
15,000	16,000	1,500	10	67,000	69,000	6,700	10	167,000	169,000	16,700	10
16,000	17,000	1,600	10	69,000	71,000	6,900	10	169,000	171,000	16,900	10
17,000	18,000	1,700	10	71,000	73,000	7,100	10	171,000	173,000	17,100	10
18,000	19,000	1,800	10	73,000	75,000	7,300	10	173,000	175,000	17,300	10
19,000	20,000	1,900	10	75,000	77,000	7,500	10	175,000	177,000	17,500	10
20,000	21,000	2,000	10	77,000	79,000	7,700	10	177,000	179,000	17,700	10
21,000	22,000	2,100	10	79,000	81,000	7,900	10	179,000	181,000	17,900	10
22,000	23,000	2,200	10	81,000	83,000	8,100	10	181,000	183,000	18,100	10
23,000	24,000	2,300	10	83,000	85,000	8,300	10	183,000	185,000	18,300	10
24,000	25,000	2,400	10	85,000	87,000	8,500	10	185,000	187,000	18,500	10
25,000	26,000	2,500	10	87,000	89,000	8,700	10	187,000	189,000	18,700	10
26,000	27,000	2,600	10	89,000	91,000	8,900	10	189,000	191,000	18,900	10
27,000	28,000	2,700	10	91,000	93,000	9,100	10	191,000	193,000	19,100	10
28,000	29,000	2,800	10	93,000	95,000	9,300	10	193,000	195,000	19,300	10
29,000	30,000	2,900	10	95,000	97,000	9,500	10	195,000	198,000	19,500	10
30,000	31,000	3,000	10	97,000	99,000	9,700	10	198,000	201,000	19,800	10
31,000	32,000	3,100	10	99,000	101,000	9,900	10	201,000	204,000	20,100	10
32,000	33,000	3,200	10	101,000	103,000	10,100	10	204,000	207,000	20,400	10
33,000	34,000	3,300	10	103,000	105,000	10,300	10	207,000	210,000	20,700	10
34,000	35,000	3,400	10	105,000	107,000	10,500	10	210,000	213,000	21,000	10
35,000	36,000	3,500	10	107,000	109,000	10,700	10	213,000	216,000	21,300	10
36,000	37,000	3,600	10	109,000	111,000	10,900	10	216,000	219,000	21,600	10
37,000	38,000	3,700	10	111,000	113,000	11,100	10	219,000	222,000	21,900	10
38,000	39,000	3,800	10	113,000	115,000	11,300	10	222,000	225,000	22,200	10
39,000	40,000	3,900	10	115,000	117,000	11,500	10	225,000	228,000	22,500	10
40,000	41,000	4,000	10	117,000	119,000	11,700	10	228,000	231,000	22,800	10
41,000	42,000	4,100	10	119,000	121,000	11,900	10	231,000	234,000	23,100	10
42,000	43,000	4,200	10	121,000	123,000	12,100	10	234,000	237,000	23,400	10
43,000	44,000	4,300	10	123,000	125,000	12,300	10	237,000	240,000	23,700	10
44,000	45,000	4,400	10	125,000	127,000	12,500	10	240,000	243,000	24,000	10
45,000	46,000	4,500	10	127,000	129,000	12,700	10	243,000	246,000	24,300	10
46,000	47,000	4,600	10	129,000	131,000	12,900	10	246,000	249,000	24,600	10
47,000	48,000	4,700	10	131,000	133,000	13,100	10	249,000	252,000	24,900	10
48,000	49,000	4,800	10	133,000	135,000	13,300	10	252,000	255,000	25,200	10
49,000	50,000	4,900	10	135,000	137,000	13,500	10	255,000	258,000	25,500	10

(二)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合
以	上			以	上			以	上		
円	円	円	%	円	円	円	%	円	円	円	%
258,000	261,000	25,800	10	414,000	418,000	41,400	10	614,000	618,000	61,600	10
261,000	264,000	26,100	10	418,000	422,000	41,800	10	618,000	622,000	62,100	10
264,000	267,000	26,400	10	422,000	426,000	42,200	10	622,000	626,000	62,600	10
267,000	270,000	26,700	10	426,000	430,000	42,600	10	626,000	630,000	63,100	10
270,000	273,000	27,000	10	430,000	434,000	43,000	10	630,000	634,000	63,600	10
273,000	276,000	27,300	10	434,000	438,000	43,400	10	634,000	638,000	64,000	10
276,000	279,000	27,600	10	438,000	442,000	43,800	10	638,000	642,000	64,500	10
279,000	282,000	27,900	10	442,000	446,000	44,200	10	642,000	646,000	65,000	10
282,000	285,000	28,200	10	446,000	450,000	44,600	10	646,000	650,000	65,500	10
285,000	288,000	28,500	10	450,000	454,000	45,000	10	650,000	655,000	66,000	10
288,000	291,000	28,800	10	454,000	458,000	45,400	10	655,000	660,000	66,600	10
291,000	294,000	29,100	10	458,000	462,000	45,800	10	660,000	665,000	67,200	10
294,000	297,000	29,400	10	462,000	466,000	46,200	10	665,000	670,000	67,800	10
297,000	300,000	29,700	10	466,000	470,000	46,600	10	670,000	675,000	68,400	10
300,000	303,000	30,000	10	470,000	474,000	47,000	10	675,000	680,000	69,000	10
303,000	306,000	30,300	10	474,000	478,000	47,400	10	680,000	685,000	69,600	10
306,000	309,000	30,600	10	478,000	482,000	47,800	10	685,000	690,000	70,200	10
309,000	312,000	30,900	10	482,000	486,000	48,200	10	690,000	695,000	70,800	10
312,000	315,000	31,200	10	486,000	490,000	48,600	10	695,000	700,000	71,400	10
315,000	318,000	31,500	10	490,000	494,000	49,000	10	700,000	705,000	72,000	10
318,000	321,000	31,800	10	494,000	498,000	49,400	10	705,000	710,000	72,600	10
321,000	324,000	32,100	10	498,000	502,000	49,800	10	710,000	715,000	73,200	10
324,000	327,000	32,400	10	502,000	506,000	50,200	10	715,000	720,000	73,800	10
327,000	330,000	32,700	10	506,000	510,000	50,600	10	720,000	725,000	74,400	10
330,000	333,000	33,000	10	510,000	514,000	51,000	10	725,000	730,000	75,000	10
333,000	336,000	33,300	10	514,000	518,000	51,400	10	730,000	735,000	75,600	10
336,000	339,000	33,600	10	518,000	522,000	51,800	10	735,000	740,000	76,200	10
339,000	342,000	33,900	10	522,000	526,000	52,200	10	740,000	745,000	76,800	10
342,000	345,000	34,200	10	526,000	530,000	52,600	10	745,000	750,000	77,400	10
345,000	348,000	34,500	10	530,000	534,000	53,000	10	750,000	755,000	78,000	10
348,000	351,000	34,800	10	534,000	538,000	53,400	10	755,000	760,000	78,600	10
351,000	354,000	35,100	10	538,000	542,000	53,800	10	760,000	765,000	79,200	10
354,000	357,000	35,400	10	542,000	546,000	54,200	10	765,000	770,000	79,800	10
357,000	360,000	35,700	10	546,000	550,000	54,600	10	770,000	775,000	80,400	10
360,000	363,000	36,000	10	550,000	554,000	55,000	10	775,000	780,000	81,000	10
363,000	366,000	36,300	10	554,000	558,000	55,400	10	780,000	785,000	81,600	10
366,000	369,000	36,600	10	558,000	562,000	55,800	10	785,000	790,000	82,200	10
369,000	372,000	36,900	10	562,000	566,000	56,200	10	790,000	795,000	82,800	10
372,000	375,000	37,200	10	566,000	570,000	56,600	10	795,000	800,000	83,400	10
375,000	378,000	37,500	10	570,000	574,000	57,000	10	800,000	805,000	84,000	10
378,000	381,000	37,800	10	574,000	578,000	57,400	10	805,000	810,000	84,600	10
381,000	384,000	38,100	10	578,000	582,000	57,800	10	810,000	815,000	85,200	10
384,000	387,000	38,400	10	582,000	586,000	58,200	10	815,000	820,000	85,800	10
387,000	390,000	38,700	10	586,000	590,000	58,600	10	820,000	825,000	86,400	10
390,000	394,000	39,000	10	590,000	594,000	59,000	10	825,000	830,000	87,000	10
394,000	398,000	39,400	10	594,000	598,000	59,400	10	830,000	835,000	87,600	10
398,000	402,000	39,800	10	598,000	602,000	59,800	10	835,000	840,000	88,200	10
402,000	406,000	40,200	10	602,000	606,000	60,200	10	840,000	845,000	88,800	10
406,000	410,000	40,600	10	606,000	610,000	60,700	10	845,000	850,000	89,400	10
410,000	414,000	41,000	10	610,000	614,000	61,200	10	850,000	855,000	90,000	10

(三)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合
以	上			以	上			以	上		
円	円	円	%	円	円	円	%	円	円	円	%
855,000	860,000	90,600	10	1,105,000	1,110,000	120,600	10	1,355,000	1,360,000	153,700	11
860,000	865,000	91,200	10	1,110,000	1,115,000	121,200	10	1,360,000	1,365,000	154,400	11
865,000	870,000	91,800	10	1,115,000	1,120,000	121,800	10	1,365,000	1,370,000	155,100	11
870,000	875,000	92,400	10	1,120,000	1,125,000	122,400	10	1,370,000	1,375,000	155,800	11
875,000	880,000	93,000	10	1,125,000	1,130,000	123,000	10	1,375,000	1,380,000	156,500	11
880,000	885,000	93,600	10	1,130,000	1,135,000	123,600	10	1,380,000	1,385,000	157,200	11
885,000	890,000	94,200	10	1,135,000	1,140,000	124,200	10	1,385,000	1,390,000	157,900	11
890,000	895,000	94,800	10	1,140,000	1,145,000	124,800	10	1,390,000	1,395,000	158,600	11
895,000	900,000	95,400	10	1,145,000	1,150,000	125,400	10	1,395,000	1,400,000	159,300	11
900,000	905,000	96,000	10	1,150,000	1,155,000	126,000	10	1,400,000	1,405,000	160,000	11
905,000	910,000	96,600	10	1,155,000	1,160,000	126,600	10	1,405,000	1,410,000	160,700	11
910,000	915,000	97,200	10	1,160,000	1,165,000	127,200	10	1,410,000	1,415,000	161,400	11
915,000	920,000	97,800	10	1,165,000	1,170,000	127,800	10	1,415,000	1,420,000	162,100	11
920,000	925,000	98,400	10	1,170,000	1,175,000	128,400	10	1,420,000	1,425,000	162,800	11
925,000	930,000	99,000	10	1,175,000	1,180,000	129,000	10	1,425,000	1,430,000	163,500	11
930,000	935,000	99,600	10	1,180,000	1,185,000	129,600	10	1,430,000	1,435,000	164,200	11
935,000	940,000	100,200	10	1,185,000	1,190,000	130,200	10	1,435,000	1,440,000	164,900	11
940,000	945,000	100,800	10	1,190,000	1,195,000	130,800	10	1,440,000	1,445,000	165,600	11
945,000	950,000	101,400	10	1,195,000	1,200,000	131,400	10	1,445,000	1,450,000	166,300	11
950,000	955,000	102,000	10	1,200,000	1,205,000	132,000	11	1,450,000	1,455,000	167,000	11
955,000	960,000	102,600	10	1,205,000	1,210,000	132,700	11	1,455,000	1,460,000	167,700	11
960,000	965,000	103,200	10	1,210,000	1,215,000	133,400	11	1,460,000	1,465,000	168,400	11
965,000	970,000	103,800	10	1,215,000	1,220,000	134,100	11	1,465,000	1,470,000	169,100	11
970,000	975,000	104,400	10	1,220,000	1,225,000	134,800	11	1,470,000	1,475,000	169,800	11
975,000	980,000	105,000	10	1,225,000	1,230,000	135,500	11	1,475,000	1,480,000	170,500	11
980,000	985,000	105,600	10	1,230,000	1,235,000	136,200	11	1,480,000	1,485,000	171,200	11
985,000	990,000	106,200	10	1,235,000	1,240,000	136,900	11	1,485,000	1,490,000	171,900	11
990,000	995,000	106,800	10	1,240,000	1,245,000	137,600	11	1,490,000	1,495,000	172,600	11
995,000	1,000,000	107,400	10	1,245,000	1,250,000	138,300	11	1,495,000	1,500,000	173,300	11
1,000,000	1,005,000	108,000	10	1,250,000	1,255,000	139,000	11	1,500,000	1,505,000	174,000	11
1,005,000	1,010,000	108,600	10	1,255,000	1,260,000	139,700	11	1,505,000	1,510,000	174,700	11
1,010,000	1,015,000	109,200	10	1,260,000	1,265,000	140,400	11	1,510,000	1,515,000	175,400	11
1,015,000	1,020,000	109,800	10	1,265,000	1,270,000	141,100	11	1,515,000	1,520,000	176,100	11
1,020,000	1,025,000	110,400	10	1,270,000	1,275,000	141,800	11	1,520,000	1,525,000	176,800	11
1,025,000	1,030,000	111,000	10	1,275,000	1,280,000	142,500	11	1,525,000	1,530,000	177,500	11
1,030,000	1,035,000	111,600	10	1,280,000	1,285,000	143,200	11	1,530,000	1,535,000	178,200	11
1,035,000	1,040,000	112,200	10	1,285,000	1,290,000	143,900	11	1,535,000	1,540,000	178,900	11
1,040,000	1,045,000	112,800	10	1,290,000	1,295,000	144,600	11	1,540,000	1,545,000	179,600	11
1,045,000	1,050,000	113,400	10	1,295,000	1,300,000	145,300	11	1,545,000	1,550,000	180,300	11
1,050,000	1,055,000	114,000	10	1,300,000	1,305,000	146,000	11	1,550,000	1,555,000	181,000	11
1,055,000	1,060,000	114,600	10	1,305,000	1,310,000	146,700	11	1,555,000	1,560,000	181,700	11
1,060,000	1,065,000	115,200	10	1,310,000	1,315,000	147,400	11	1,560,000	1,565,000	182,400	11
1,065,000	1,070,000	115,800	10	1,315,000	1,320,000	148,100	11	1,565,000	1,570,000	183,100	11
1,070,000	1,075,000	116,400	10	1,320,000	1,325,000	148,800	11	1,570,000	1,575,000	183,800	11
1,075,000	1,080,000	117,000	10	1,325,000	1,330,000	149,500	11	1,575,000	1,580,000	184,500	11
1,080,000	1,085,000	117,600	10	1,330,000	1,335,000	150,200	11	1,580,000	1,585,000	185,200	11
1,085,000	1,090,000	118,200	10	1,335,000	1,340,000	150,900	11	1,585,000	1,590,000	185,900	11
1,090,000	1,095,000	118,800	10	1,340,000	1,345,000	151,600	11	1,590,000	1,595,000	186,600	11
1,095,000	1,100,000	119,400	10	1,345,000	1,350,000	152,300	11	1,595,000	1,600,000	187,300	11
1,100,000	1,105,000	120,000	10	1,350,000	1,355,000	153,000	11	1,600,000	1,605,000	188,000	11

(四)

別表第四から別表第八までを次のように改める。

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ウ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ウ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ウ)の(イ)に対する割合
以	上			以	上			以	上		
円	円	円	%	円	円	円	%	円	円	円	%
1,605,000	1,610,000	188,700	11	1,755,000	1,760,000	209,700	11	1,905,000	1,910,000	232,800	12
1,610,000	1,615,000	189,400	11	1,760,000	1,765,000	210,400	11	1,910,000	1,915,000	233,600	12
1,615,000	1,620,000	190,100	11	1,765,000	1,770,000	211,100	11	1,915,000	1,920,000	234,400	12
1,620,000	1,625,000	190,800	11	1,770,000	1,775,000	211,800	11	1,920,000	1,925,000	235,200	12
1,625,000	1,630,000	191,500	11	1,775,000	1,780,000	212,500	11	1,925,000	1,930,000	236,000	12
1,630,000	1,635,000	192,200	11	1,780,000	1,785,000	213,200	11	1,930,000	1,935,000	236,800	12
1,635,000	1,640,000	192,900	11	1,785,000	1,790,000	213,900	11	1,935,000	1,940,000	237,600	12
1,640,000	1,645,000	193,600	11	1,790,000	1,795,000	214,600	11	1,940,000	1,945,000	238,400	12
1,645,000	1,650,000	194,300	11	1,795,000	1,800,000	215,300	11	1,945,000	1,950,000	239,200	12
1,650,000	1,655,000	195,000	11	1,800,000	1,805,000	216,000	12	1,950,000	1,955,000	240,000	12
1,655,000	1,660,000	195,700	11	1,805,000	1,810,000	216,800	12	1,955,000	1,960,000	240,800	12
1,660,000	1,665,000	196,400	11	1,810,000	1,815,000	217,600	12	1,960,000	1,965,000	241,600	12
1,665,000	1,670,000	197,100	11	1,815,000	1,820,000	218,400	12	1,965,000	1,970,000	242,400	12
1,670,000	1,675,000	197,800	11	1,820,000	1,825,000	219,200	12	1,970,000	1,975,000	243,200	12
1,675,000	1,680,000	198,500	11	1,825,000	1,830,000	220,000	12	1,975,000	1,980,000	244,000	12
1,680,000	1,685,000	199,200	11	1,830,000	1,835,000	220,800	12	1,980,000	1,985,000	244,800	12
1,685,000	1,690,000	199,900	11	1,835,000	1,840,000	221,600	12	1,985,000	1,990,000	245,600	12
1,690,000	1,695,000	200,600	11	1,840,000	1,845,000	222,400	12	1,990,000	1,995,000	246,400	12
1,695,000	1,700,000	201,300	11	1,845,000	1,850,000	223,200	12	1,995,000	2,000,000	247,200	12
1,700,000	1,705,000	202,000	11	1,850,000	1,855,000	224,000	12	2,000,000円		248,000	12
1,705,000	1,710,000	202,700	11	1,855,000	1,860,000	224,800	12				
1,710,000	1,715,000	203,400	11	1,860,000	1,865,000	225,600	12				
1,715,000	1,720,000	204,100	11	1,865,000	1,870,000	226,400	12				
1,720,000	1,725,000	204,800	11	1,870,000	1,875,000	227,200	12				
1,725,000	1,730,000	205,500	11	1,875,000	1,880,000	228,000	12				
1,730,000	1,735,000	206,200	11	1,880,000	1,885,000	228,800	12				
1,735,000	1,740,000	206,900	11	1,885,000	1,890,000	229,600	12				
1,740,000	1,745,000	207,600	11	1,890,000	1,895,000	230,400	12				
1,745,000	1,750,000	208,300	11	1,895,000	1,900,000	231,200	12				
1,750,000	1,755,000	209,000	11	1,900,000	1,905,000	232,000	12				

(注) この表において「調整所得金額」とは、第九十条第一項第一号(変動所得及び臨時所得の平均課税)に規定する調整所得金額をいう。

(備考)

- (1) 課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額に係る税額を求めるには、課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額に応じ、「課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額(ロ)」欄に記載されている金額が、その求める税額である。
- (2) 第九十条第二項に規定する割合を求めるには、調整所得金額に応じ、「課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「(ウ)の(イ)に対する割合」欄に記載されている率が、その求める割合である。

別表第四 給与所得の源泉徴収税額表(月額表)

(一)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙
		扶 養 親 族 等 の 数								
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	
以 上	未 満	税 額								税 額
円 63,000	円未満	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額の7 %に相当する金 額
63,000	64,000	180	0	0	0	0	0	0	0	5,300
64,000	65,000	280	0	0	0	0	0	0	0	5,400
65,000	66,000	380	0	0	0	0	0	0	0	5,500
66,000	67,000	480	0	0	0	0	0	0	0	5,500
67,000	68,000	580	0	0	0	0	0	0	0	5,600
68,000	69,000	680	0	0	0	0	0	0	0	5,700
69,000	70,000	780	0	0	0	0	0	0	0	5,700
70,000	71,000	880	0	0	0	0	0	0	0	5,800
71,000	72,000	980	0	0	0	0	0	0	0	5,900
72,000	73,000	1,080	0	0	0	0	0	0	0	5,900
73,000	74,000	1,180	0	0	0	0	0	0	0	6,000
74,000	75,000	1,280	0	0	0	0	0	0	0	6,100
75,000	76,000	1,380	0	0	0	0	0	0	0	6,100
76,000	77,000	1,480	0	0	0	0	0	0	0	6,200
77,000	78,000	1,580	0	0	0	0	0	0	0	6,300
78,000	79,000	1,680	0	0	0	0	0	0	0	6,300
79,000	80,000	1,780	0	0	0	0	0	0	0	6,400
80,000	81,000	1,880	0	0	0	0	0	0	0	6,500
81,000	82,000	1,980	0	0	0	0	0	0	0	6,500
82,000	83,000	2,080	0	0	0	0	0	0	0	6,600
83,000	84,000	2,180	180	0	0	0	0	0	0	6,600
84,000	85,000	2,280	280	0	0	0	0	0	0	6,700
85,000	86,000	2,380	380	0	0	0	0	0	0	6,800
86,000	87,000	2,480	480	0	0	0	0	0	0	6,800
87,000	88,000	2,580	580	0	0	0	0	0	0	6,900
88,000	89,000	2,680	680	0	0	0	0	0	0	7,100
89,000	90,000	2,780	780	0	0	0	0	0	0	7,200
90,000	91,000	2,880	880	0	0	0	0	0	0	7,400
91,000	92,000	2,980	980	0	0	0	0	0	0	7,500
92,000	93,000	3,080	1,080	0	0	0	0	0	0	7,700
93,000	94,000	3,180	1,180	0	0	0	0	0	0	7,800
94,000	95,000	3,280	1,280	0	0	0	0	0	0	7,900
95,000	96,000	3,380	1,380	0	0	0	0	0	0	8,100
96,000	97,000	3,480	1,480	0	0	0	0	0	0	8,200
97,000	98,000	3,580	1,580	0	0	0	0	0	0	8,400
98,000	99,000	3,680	1,680	0	0	0	0	0	0	8,500
99,000	101,000	3,830	1,830	0	0	0	0	0	0	8,600
101,000	103,000	4,030	2,030	0	0	0	0	0	0	8,600 円に、そ の月の社会保 険料控除後の給 与等の金額の うち100,000 円 を超え る金額の22% に相当する金額 を加算した金額
103,000	105,000	4,230	2,230	230	0	0	0	0	0	
105,000	107,000	4,360	2,360	360	0	0	0	0	0	
107,000	109,000	4,480	2,480	480	0	0	0	0	0	
109,000	111,000	4,600	2,600	600	0	0	0	0	0	
111,000	113,000	4,720	2,720	720	0	0	0	0	0	
113,000	115,000	4,840	2,840	840	0	0	0	0	0	
115,000	117,000	4,960	2,960	960	0	0	0	0	0	

(二)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額		甲									乙	
		扶 養 親 族 等 の 数										
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人			
以 上	未 満	税 額									税 額	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
117,000	119,000	5,100	3,080	1,080	0	0	0	0	0	0		
119,000	121,000	5,240	3,200	1,200	0	0	0	0	0	0		
121,000	123,000	5,380	3,320	1,320	0	0	0	0	0	0		
123,000	125,000	5,530	3,440	1,440	0	0	0	0	0	0		
125,000	127,000	5,680	3,570	1,570	0	0	0	0	0	0		
127,000	129,000	5,850	3,710	1,710	0	0	0	0	0	0		
129,000	131,000	6,020	3,850	1,850	0	0	0	0	0	0		
131,000	133,000	6,190	3,990	1,990	0	0	0	0	0	0		
133,000	135,000	6,360	4,130	2,130	130	0	0	0	0	0		
135,000	137,000	6,520	4,270	2,270	270	0	0	0	0	0		
137,000	139,000	6,690	4,410	2,410	410	0	0	0	0	0		
139,000	141,000	6,860	4,550	2,550	550	0	0	0	0	0		
141,000	143,000	7,030	4,690	2,690	690	0	0	0	0	0		
143,000	145,000	7,200	4,830	2,830	830	0	0	0	0	0		
145,000	147,000	7,360	4,970	2,970	970	0	0	0	0	0		
147,000	149,000	7,530	5,130	3,110	1,110	0	0	0	0	0		
149,000	151,000	7,700	5,300	3,250	1,250	0	0	0	0	0		
151,000	153,000	7,870	5,470	3,390	1,390	0	0	0	0	0		
153,000	155,000	8,040	5,640	3,530	1,530	0	0	0	0	0		
155,000	157,000	8,200	5,800	3,670	1,670	0	0	0	0	0		
157,000	159,000	8,370	5,970	3,810	1,810	0	0	0	0	0		
159,000	161,000	8,540	6,140	3,950	1,950	0	0	0	0	0		
161,000	163,000	8,710	6,310	4,090	2,090	0	0	0	0	0		
163,000	165,000	8,880	6,480	4,230	2,230	230	0	0	0	0		
165,000	167,000	9,040	6,640	4,370	2,370	370	0	0	0	0		
167,000	169,000	9,210	6,810	4,510	2,510	510	0	0	0	0		
169,000	171,000	9,380	6,980	4,650	2,650	650	0	0	0	0		
171,000	173,000	9,550	7,150	4,790	2,790	790	0	0	0	0		
173,000	175,000	9,720	7,320	4,930	2,930	930	0	0	0	0		
175,000	177,000	9,880	7,480	5,080	3,070	1,070	0	0	0	0		
177,000	179,000	10,050	7,650	5,250	3,210	1,210	0	0	0	0		
179,000	181,000	10,220	7,820	5,420	3,350	1,350	0	0	0	0		
181,000	183,000	10,390	7,990	5,590	3,490	1,490	0	0	0	0		
183,000	185,000	10,560	8,160	5,760	3,630	1,630	0	0	0	0		
185,000	187,000	10,720	8,320	5,920	3,770	1,770	0	0	0	0		
187,000	189,000	10,890	8,490	6,090	3,910	1,910	0	0	0	0		
189,000	191,000	11,070	8,660	6,260	4,050	2,050	0	0	0	0		
191,000	193,000	11,270	8,830	6,430	4,190	2,190	190	0	0	0		
193,000	195,000	11,460	9,000	6,600	4,330	2,330	330	0	0	0		
195,000	197,000	11,660	9,160	6,760	4,470	2,470	470	0	0	0		
197,000	199,000	11,850	9,330	6,930	4,610	2,610	610	0	0	0		
199,000	201,000	12,050	9,500	7,100	4,750	2,750	750	0	0	0		
201,000	203,000	12,250	9,670	7,270	4,890	2,890	890	0	0	0		
203,000	206,000	12,490	9,880	7,480	5,080	3,070	1,070	0	0	0		
206,000	209,000	12,790	10,130	7,730	5,330	3,280	1,280	0	0	0		
209,000	212,000	13,080	10,380	7,980	5,580	3,490	1,490	0	0	0		
212,000	215,000	13,370	10,630	8,230	5,830	3,700	1,700	0	0	0		
215,000	218,000	13,670	10,890	8,490	6,090	3,910	1,910	0	0	0		
218,000	221,000	13,960	11,160	8,740	6,340	4,120	2,120	120	0	0		
221,000	224,000	14,260	11,460	8,990	6,590	4,330	2,330	330	0	0		

19,600 円

19,600 円に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち150,000 円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額

(三)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙	
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
224,000	227,000	14,550	11,750	9,240	6,840	4,540	2,540	540	0		
227,000	230,000	14,840	12,040	9,490	7,090	4,750	2,750	750	0		
230,000	233,000	15,140	12,340	9,750	7,350	4,960	2,960	960	0		
233,000	236,000	15,430	12,630	10,000	7,600	5,200	3,170	1,170	0		
236,000	239,000	15,730	12,930	10,250	7,850	5,450	3,380	1,380	0		
239,000	242,000	16,020	13,220	10,500	8,100	5,700	3,590	1,590	0		
242,000	245,000	16,310	13,510	10,750	8,350	5,950	3,800	1,800	0		
245,000	248,000	16,610	13,810	11,010	8,610	6,210	4,010	2,010	0		
248,000	251,000	16,900	14,100	11,300	8,860	6,460	4,220	2,220	220		
251,000	254,000	17,230	14,430	11,630	9,140	6,740	4,450	2,450	450		
254,000	257,000	17,570	14,770	11,970	9,430	7,030	4,690	2,690	690		
257,000	260,000	17,900	15,100	12,300	9,720	7,320	4,930	2,930	930		
260,000	263,000	18,270	15,440	12,640	10,000	7,600	5,200	3,170	1,170		
263,000	266,000	18,660	15,770	12,970	10,290	7,890	5,490	3,410	1,410		
266,000	269,000	19,040	16,110	13,310	10,580	8,180	5,780	3,650	1,650		
269,000	272,000	19,420	16,450	13,650	10,870	8,470	6,070	3,890	1,890		
272,000	275,000	19,810	16,780	13,980	11,180	8,760	6,360	4,130	2,130		
275,000	278,000	20,190	17,120	14,320	11,520	9,040	6,640	4,370	2,370		
278,000	281,000	20,580	17,450	14,650	11,850	9,330	6,930	4,610	2,610		
281,000	284,000	20,960	17,790	14,990	12,190	9,620	7,220	4,850	2,850		
284,000	287,000	21,340	18,140	15,330	12,530	9,910	7,510	5,110	3,090		
287,000	290,000	21,730	18,530	15,660	12,860	10,200	7,800	5,400	3,330		
290,000	293,000	22,110	18,910	16,000	13,200	10,480	8,080	5,680	3,570		
293,000	296,000	22,500	19,300	16,330	13,530	10,770	8,370	5,970	3,810		
296,000	299,000	22,880	19,680	16,670	13,870	11,070	8,660	6,260	4,050		
299,000	302,000	23,260	20,060	17,010	14,210	11,410	8,950	6,550	4,290		
302,000	305,000	23,650	20,450	17,340	14,540	11,740	9,240	6,840	4,530		
305,000	308,000	24,030	20,830	17,680	14,880	12,080	9,520	7,120	4,770		
308,000	311,000	24,420	21,220	18,020	15,210	12,410	9,810	7,410	5,010		
311,000	314,000	24,800	21,600	18,400	15,550	12,750	10,100	7,700	5,300		
314,000	317,000	25,180	21,980	18,780	15,890	13,090	10,390	7,990	5,590		
317,000	320,000	25,570	22,370	19,170	16,220	13,420	10,680	8,280	5,880		
320,000	323,000	25,950	22,750	19,550	16,560	13,760	10,960	8,560	6,160		
323,000	326,000	26,380	23,140	19,940	16,890	14,090	11,290	8,850	6,450		
326,000	329,000	26,810	23,520	20,320	17,230	14,430	11,630	9,140	6,740		
329,000	332,000	27,240	23,900	20,700	17,570	14,770	11,970	9,430	7,030		
332,000	335,000	27,670	24,290	21,090	17,900	15,100	12,300	9,720	7,320		
335,000	338,000	28,110	24,670	21,470	18,270	15,440	12,640	10,000	7,600		
338,000	341,000	28,540	25,060	21,860	18,660	15,770	12,970	10,290	7,890		
341,000	344,000	28,970	25,440	22,240	19,040	16,110	13,310	10,580	8,180		
344,000	347,000	29,400	25,820	22,620	19,420	16,450	13,650	10,870	8,470		
347,000	350,000	29,830	26,230	23,010	19,810	16,780	13,980	11,180	8,760		
350,000	353,000	30,270	26,670	23,390	20,190	17,120	14,320	11,520	9,040		
353,000	356,000	30,700	27,100	23,780	20,580	17,450	14,650	11,850	9,330		
356,000	359,000	31,130	27,530	24,160	20,960	17,790	14,990	12,190	9,620		
359,000	362,000	31,560	27,960	24,540	21,340	18,140	15,330	12,530	9,910		
362,000	365,000	31,990	28,390	24,930	21,730	18,530	15,660	12,860	10,200		
365,000	368,000	32,430	28,830	25,310	22,110	18,910	16,000	13,200	10,480		
368,000	371,000	32,860	29,260	25,700	22,500	19,300	16,330	13,530	10,770		
371,000	374,000	33,290	29,690	26,090	22,880	19,680	16,670	13,870	11,070		

(四)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額		甲								乙	
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
374,000	377,000	33,720	30,120	26,520	23,260	20,060	17,010	14,210	11,410		
377,000	380,000	34,150	30,550	26,950	23,650	20,450	17,340	14,540	11,740		
380,000	383,000	34,590	30,990	27,390	24,030	20,830	17,680	14,880	12,080		
383,000	386,000	35,020	31,420	27,820	24,420	21,220	18,020	15,210	12,410		
386,000	389,000	35,530	31,850	28,250	24,800	21,600	18,400	15,550	12,750		
389,000	392,000	36,030	32,280	28,680	25,180	21,980	18,780	15,890	13,090		
392,000	395,000	36,530	32,710	29,110	25,570	22,370	19,170	16,220	13,420		
395,000	398,000	37,040	33,150	29,550	25,950	22,750	19,550	16,560	13,760		
398,000	401,000	37,540	33,580	29,980	26,380	23,140	19,940	16,890	14,090		
401,000	404,000	38,050	34,010	30,410	26,810	23,520	20,320	17,230	14,430		
404,000	407,000	38,550	34,440	30,840	27,240	23,900	20,700	17,570	14,770		
407,000	410,000	39,050	34,870	31,270	27,670	24,290	21,090	17,900	15,100		
410,000	413,000	39,560	35,360	31,710	28,110	24,670	21,470	18,270	15,440		
413,000	416,000	40,060	35,860	32,140	28,540	25,060	21,860	18,660	15,770		
416,000	419,000	40,570	36,370	32,570	28,970	25,440	22,240	19,040	16,110		
419,000	422,000	41,070	36,870	33,000	29,400	25,820	22,620	19,420	16,450		
422,000	425,000	41,570	37,370	33,430	29,830	26,230	23,010	19,810	16,780		
425,000	428,000	42,080	37,880	33,870	30,270	26,670	23,390	20,190	17,120		
428,000	431,000	42,580	38,380	34,300	30,700	27,100	23,780	20,580	17,450		
431,000	434,000	43,090	38,890	34,730	31,130	27,530	24,160	20,960	17,790		
434,000	437,000	43,590	39,390	35,190	31,560	27,960	24,540	21,340	18,140		
437,000	440,000	44,090	39,890	35,690	31,990	28,390	24,930	21,730	18,530		
440,000	443,000	44,600	40,400	36,200	32,430	28,830	25,310	22,110	18,910		
443,000	446,000	45,100	40,900	36,700	32,860	29,260	25,700	22,500	19,300		
446,000	449,000	45,610	41,410	37,210	33,290	29,690	26,090	22,880	19,680		
449,000	452,000	46,110	41,910	37,710	33,720	30,120	26,520	23,260	20,060		
452,000	455,000	46,610	42,410	38,210	34,150	30,550	26,950	23,650	20,450		
455,000	458,000	47,120	42,920	38,720	34,590	30,990	27,390	24,030	20,830		
458,000	461,000	47,620	43,420	39,220	35,020	31,420	27,820	24,420	21,220		
461,000	464,000	48,130	43,930	39,730	35,530	31,850	28,250	24,800	21,600		
464,000	467,000	48,630	44,430	40,230	36,030	32,280	28,680	25,180	21,980		
467,000	470,000	49,130	44,930	40,730	36,530	32,710	29,110	25,570	22,370		
470,000	473,000	49,640	45,440	41,240	37,040	33,150	29,550	25,950	22,750		
473,000	476,000	50,140	45,940	41,740	37,540	33,580	29,980	26,380	23,140		
476,000	479,000	50,650	46,450	42,250	38,050	34,010	30,410	26,810	23,520		
479,000	482,000	51,150	46,950	42,750	38,550	34,440	30,840	27,240	23,900		
482,000	485,000	51,650	47,450	43,250	39,050	34,870	31,270	27,670	24,290		
485,000	488,000	52,160	47,960	43,760	39,560	35,360	31,710	28,110	24,670		
488,000	491,000	52,680	48,460	44,260	40,060	35,860	32,140	28,540	25,060		
491,000	494,000	53,260	48,970	44,770	40,570	36,370	32,570	28,970	25,440		
494,000	497,000	53,840	49,470	45,270	41,070	36,870	33,000	29,400	25,820		
497,000	500,000	54,410	49,970	45,770	41,570	37,370	33,430	29,830	26,230		
500,000円		54,700	50,230	46,030	41,830	37,630	33,650	30,050	26,450	177,100円	
500,000円を超え 580,000円に満た ない金額	500,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 500,000円を超える金額の22%に相当する金額を加算した金額									177,100円に、 その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額のう ち500,000円を 超える金額の60 %に相当する金	

(五)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙	
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	
580,000円		円 72,300	円 67,830	円 63,630	円 59,430	円 55,230	円 51,250	円 47,650	円 44,050	額を加算した金 額	
580,000円を超え 680,000円に満た ない金額		580,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 580,000円を超える金額の25%に相当する金額を加算した金額									
680,000円		円 97,300	円 92,830	円 88,630	円 84,430	円 80,230	円 76,250	円 72,650	円 69,050		
680,000円を超え 770,000円に満た ない金額		680,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 680,000円を超える金額の27%に相当する金額を加算した金額									
770,000円		円 121,600	円 117,130	円 112,930	円 108,730	円 104,530	円 100,550	円 96,950	円 93,350		
770,000円を超え 860,000円に満た ない金額		770,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 770,000円を超える金額の31%に相当する金額を加算した金額									
860,000円		円 149,500	円 145,030	円 140,830	円 136,630	円 132,430	円 128,450	円 124,850	円 121,250		
860,000円を超え 1,050,000円に満た ない金額		860,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 860,000円を超える金額の35%に相当する金額を加算した金額									
1,050,000円		円 216,000	円 211,530	円 207,330	円 203,130	円 198,930	円 194,950	円 191,350	円 187,750		
1,050,000円を超え 1,230,000円に満た ない金額		1,050,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 1,050,000円を超える金額の38%に相当する金額を加算した金額									
1,230,000円		円 284,400	円 279,930	円 275,730	円 271,530	円 267,330	円 263,350	円 259,750	円 256,150	円 615,100	
1,230,000円を超え 1,510,000円に満た ない金額		1,230,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 1,230,000円を超える金額の42%に相当する金額を加算した金額									615,100円に、 その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額のう ち1,230,000円を 超える金額の65 %に相当する金 額を加算した金 額
1,510,000円		円 402,000	円 397,530	円 393,330	円 389,130	円 384,930	円 380,950	円 377,350	円 373,750		
1,510,000円を超え 1,970,000円に満た ない金額		1,510,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 1,510,000円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額									
1,970,000円		円 609,000	円 604,530	円 600,330	円 596,130	円 591,930	円 587,950	円 584,350	円 580,750		
1,970,000円を超え 2,900,000円に満た ない金額		1,970,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 1,970,000円を超える金額の50%に相当する金額を加算した金額									

(六)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額		甲								乙
		扶 養 親 族 等 の 数								
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	
以 上	未 満	税 額								税 額
2,900,000円		円 1,074,000	円 1,069,530	円 1,065,330	円 1,061,130	円 1,056,930	円 1,052,950	円 1,049,350	円 1,045,750	
2,900,000円を超え 3,820,000円に満たない金額		2,900,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 2,900,000円を超える金額の55%に相当する金額を加算した金額								
3,820,000円		円 1,580,000	円 1,575,530	円 1,571,330	円 1,567,130	円 1,562,930	円 1,558,950	円 1,555,350	円 1,551,750	
3,820,000円を超える金額		3,820,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 3,820,000円を超える金額の60%に相当する金額を加算した金額								
扶養親族等の数が7人を超える場合には、扶養親族等の数が7人の場合の税額から、その7人を超える1人ごとに2,400円を控除した金額										

従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されている場合には、当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに2,400円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、

- (1) まず、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料（第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料をいう。以下同じ。）の金額を控除した金額を求める。
- (2) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
- (3) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人を超える場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が7人を超える1人ごとに2,400円を控除した金額が、その求める税額である。
- (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。

(二) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。）については、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に依り、扶養親族等1人ごとに2,400円を控除した金額）が、その求める税額である。

別表第五 給与所得の源泉徴収税額表(日額表)

(一)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙	丙	
		扶 養 親 族 等 の 数										
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人			
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額	
円 2,100	円未満	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の 7%に相当 する金額	円 0
2,100	2,150	5	0	0	0	0	0	0	0	0	180	0
2,150	2,200	10	0	0	0	0	0	0	0	0	180	0
2,200	2,250	15	0	0	0	0	0	0	0	0	180	0
2,250	2,300	20	0	0	0	0	0	0	0	0	190	0
2,300	2,350	25	0	0	0	0	0	0	0	0	190	0
2,350	2,400	30	0	0	0	0	0	0	0	0	190	0
2,400	2,450	35	0	0	0	0	0	0	0	0	200	0
2,450	2,500	40	0	0	0	0	0	0	0	0	200	0
2,500	2,550	45	0	0	0	0	0	0	0	0	200	0
2,550	2,600	50	0	0	0	0	0	0	0	0	210	0
2,600	2,650	55	0	0	0	0	0	0	0	0	210	0
2,650	2,700	60	0	0	0	0	0	0	0	0	210	0
2,700	2,750	65	0	0	0	0	0	0	0	0	220	0
2,750	2,800	70	5	0	0	0	0	0	0	0	220	0
2,800	2,850	75	10	0	0	0	0	0	0	0	220	0
2,850	2,900	80	15	0	0	0	0	0	0	0	230	0
2,900	2,950	85	20	0	0	0	0	0	0	0	230	0
2,950	3,000	90	25	0	0	0	0	0	0	0	240	0
3,000	3,050	95	30	0	0	0	0	0	0	0	250	0
3,050	3,100	100	35	0	0	0	0	0	0	0	250	0
3,100	3,150	105	40	0	0	0	0	0	0	0	260	0
3,150	3,200	110	45	0	0	0	0	0	0	0	270	0
3,200	3,250	115	50	0	0	0	0	0	0	0	280	0
3,250	3,300	120	55	0	0	0	0	0	0	0	280	0
3,300	3,400	130	60	0	0	0	0	0	0	0	290	0
3,400	3,500	140	70	5	0	0	0	0	0	0	290 円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち 3,300 円を超える 金額の22% に相当する 金額を加算 した金額	0
3,500	3,600	145	80	10	0	0	0	0	0	0		0
3,600	3,700	150	85	20	0	0	0	0	0	0		0
3,700	3,800	160	90	25	0	0	0	0	0	0		0
3,800	3,900	165	95	30	0	0	0	0	0	0		0
3,900	4,000	170	105	35	0	0	0	0	0	0	0	0
4,000	4,100	175	110	40	0	0	0	0	0	0	0	0
4,100	4,200	185	115	50	0	0	0	0	0	0	0	0
4,200	4,300	190	120	55	0	0	0	0	0	0	0	0
4,300	4,400	200	130	60	0	0	0	0	0	0	0	0
4,400	4,500	210	135	70	5	0	0	0	0	0	0	0
4,500	4,600	220	145	75	10	0	0	0	0	0	0	0
4,600	4,700	225	150	85	15	0	0	0	0	0	0	0
4,700	4,800	235	155	90	25	0	0	0	0	0	0	0
4,800	4,900	245	165	95	30	0	0	0	0	0	0	0
4,900	5,000	250	170	105	40	0	0	0	0	0	0	0
5,000	5,100	260	180	110	45	0	0	0	0	0	660 円	0
5,100	5,200	270	190	120	50	0	0	0	0	0	660 円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与	0
5,200	5,300	275	195	125	60	0	0	0	0	0		0
5,300	5,400	285	205	130	65	0	0	0	0	0		0

(二)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	等金額の うち5,000 円を超える 金額の45% に相当する 金額を加算 した金額	円
5,400	5,500	295	215	140	75	5	0	0	0	0	0
5,500	5,600	300	220	145	80	15	0	0	0	0	0
5,600	5,700	310	230	155	85	20	0	0	0	0	0
5,700	5,800	320	240	160	95	25	0	0	0	0	0
5,800	5,900	325	245	165	100	35	0	0	0	0	0
5,900	6,000	335	255	175	110	40	0	0	0	0	0
6,000	6,100	345	265	185	115	50	0	0	0	0	0
6,100	6,200	350	270	190	120	55	0	0	0	0	6
6,200	6,300	360	280	200	130	60	0	0	0	0	13
6,300	6,400	370	290	210	135	70	0	0	0	0	20
6,400	6,500	380	295	215	145	75	10	0	0	0	27
6,500	6,600	390	305	225	150	85	15	0	0	0	34
6,600	6,700	400	315	235	155	90	25	0	0	0	41
6,700	6,800	410	320	240	165	95	30	0	0	0	48
6,800	6,900	420	330	250	170	105	35	0	0	0	55
6,900	7,000	430	340	260	180	110	45	0	0	0	62
7,000	7,100	440	350	270	190	120	50	0	0	0	69
7,100	7,200	450	355	275	195	125	60	0	0	0	76
7,200	7,300	460	365	285	205	130	65	0	0	0	83
7,300	7,400	470	375	295	215	140	70	5	0	0	90
7,400	7,500	480	385	300	220	145	80	10	0	0	97
7,500	7,600	490	395	310	230	155	85	20	0	0	104
7,600	7,700	495	405	320	240	160	95	25	0	0	111
7,700	7,800	505	415	325	245	165	100	35	0	0	118
7,800	7,900	515	425	335	255	175	105	40	0	0	125
7,900	8,000	525	435	345	265	185	115	45	0	0	132
8,000	8,100	535	445	350	270	190	120	55	0	0	139
8,100	8,200	545	455	360	280	200	130	60	0	0	146
8,200	8,300	555	465	370	290	210	135	70	0	0	153
8,300	8,400	565	475	380	295	215	140	75	10	0	160
8,400	8,500	580	485	390	305	225	150	85	15	0	167
8,500	8,600	590	495	400	315	235	160	90	25	0	174
8,600	8,700	600	505	415	325	245	165	100	35	0	181
8,700	8,800	615	520	425	335	255	175	110	40	0	188
8,800	8,900	625	530	435	345	265	185	115	50	0	195
8,900	9,000	640	540	445	355	275	195	125	55	0	202
9,000	9,100	650	550	460	365	285	205	130	65	0	209
9,100	9,200	665	565	470	375	295	215	140	75	0	216
9,200	9,300	675	575	480	385	305	225	150	80	0	223
9,300	9,400	690	585	490	400	315	235	155	90	0	231
9,400	9,500	700	595	505	410	325	240	165	95	0	238
9,500	9,600	715	610	515	420	330	250	170	105	0	247
9,600	9,700	730	620	525	430	340	260	180	115	0	256
9,700	9,800	740	635	535	445	350	270	190	120	0	264
9,800	9,900	755	645	550	455	360	280	200	130	0	273
9,900	10,000	765	660	560	465	370	290	210	135	0	281
10,000	10,100	780	670	570	475	385	300	220	145	0	289
10,100	10,200	790	685	580	490	395	310	230	155	0	298
10,200	10,300	805	700	590	500	405	320	240	160	0	306
10,300	10,400	820	710	605	510	415	330	250	170	0	315

(三)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙	丙		
		扶 養 親 族 等 の 数											
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人				
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額		
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		円		
10,400	10,500	830	725	615	520	430	340	260	180		323		
10,500	10,600	845	735	630	535	440	350	270	190		331		
10,600	10,700	855	750	645	545	450	360	280	200		340		
10,700	10,800	870	760	655	555	460	370	285	205		348		
10,800	10,900	885	775	670	565	475	380	295	215		357		
10,900	11,000	895	790	680	575	485	390	305	225		365		
11,000	11,100	910	800	695	590	495	400	315	235		373		
11,100	11,200	925	815	705	600	505	415	325	245		382		
11,200	11,300	940	825	720	615	520	425	335	255		390		
11,300	11,400	955	840	730	625	530	435	345	265		399		
11,400	11,500	970	850	745	640	540	445	355	275		408		
11,500	11,600	985	865	760	650	550	460	365	285		417		
11,600	11,700	1,000	880	770	665	560	470	375	295		427		
11,700	11,800	1,010	890	785	675	575	480	385	305		436		
11,800	11,900	1,025	905	795	690	585	490	400	315		446		
11,900	12,000	1,040	920	810	700	595	505	410	320		456		
12,000	12,100	1,055	935	820	715	610	515	420	330		465		
12,100	12,200	1,070	950	835	730	620	525	430	340		475		
12,200	12,300	1,085	965	845	740	635	535	445	350		484		
12,300	12,400	1,100	980	860	755	645	545	455	360		494		
12,400	12,500	1,115	995	875	765	660	560	465	370		504		
12,500	12,600	1,130	1,010	890	780	670	570	475	385		515		
12,600	12,700	1,140	1,020	900	790	685	580	490	395		526		
12,700	12,800	1,155	1,035	915	805	700	590	500	405		538		
12,800	12,900	1,170	1,050	930	815	710	605	510	415		549		
12,900	13,000	1,190	1,065	945	830	725	615	520	430		560		
13,000	13,100	1,205	1,080	960	845	735	630	530	440		571		
13,100	13,200	1,220	1,095	975	855	750	640	545	450		582		
13,200	13,300	1,240	1,110	990	870	760	655	555	460		594		
13,300	13,400	1,255	1,125	1,005	885	775	670	565	475		605		
13,400	13,500	1,275	1,135	1,015	895	790	680	575	485		616		
13,500	13,600	1,290	1,150	1,030	910	800	695	590	495		627		
13,600	13,700	1,305	1,165	1,045	925	815	705	600	505		638		
13,700	13,800	1,325	1,185	1,060	940	825	720	610	515		650		
13,800	13,900	1,340	1,200	1,075	955	840	730	625	530		661		
13,900	14,000	1,355	1,215	1,090	970	850	745	640	540		672		
14,000	14,100	1,375	1,235	1,105	985	865	760	650	550		683		
14,100	14,200	1,390	1,250	1,120	1,000	880	770	665	560		694		
14,200	14,300	1,405	1,265	1,130	1,010	890	785	675	575		706		
14,300	14,400	1,425	1,285	1,145	1,025	905	795	690	585		717		
14,400	14,500	1,440	1,300	1,160	1,040	920	810	700	595		728		
14,500	14,600	1,455	1,315	1,175	1,055	935	820	715	610		739		
14,600	14,700	1,475	1,335	1,195	1,070	950	835	730	620		750		
14,700	14,800	1,490	1,350	1,210	1,085	965	845	740	635		762		
14,800	14,900	1,510	1,370	1,230	1,100	980	860	755	645		773		
14,900	15,000	1,525	1,385	1,245	1,115	995	875	765	660		784		
15,000	15,100	1,540	1,400	1,260	1,125	1,005	885	780	670		795		
15,100	15,200	1,560	1,420	1,280	1,140	1,020	900	790	685		806		
15,200	15,300	1,575	1,435	1,295	1,155	1,035	915	805	700		818		
15,300	15,400	1,590	1,450	1,310	1,170	1,050	930	815	710		830		

(四)

(四)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
円 15,400	円 15,500	円 1,610	円 1,470	円 1,330	円 1,190	円 1,065	円 945	円 830	円 725	円 843	
15,500	15,600	1,625	1,485	1,345	1,205	1,080	960	845	735	855	
15,600	15,700	1,640	1,500	1,360	1,220	1,095	975	855	750	868	
15,700	15,800	1,660	1,520	1,380	1,240	1,110	990	870	760	881	
15,800	15,900	1,675	1,535	1,395	1,255	1,125	1,005	880	775	894	
15,900	16,000	1,695	1,550	1,410	1,270	1,135	1,015	895	785	907	
16,000	16,100	1,710	1,570	1,430	1,290	1,150	1,030	910	800	919	
16,100	16,200	1,725	1,585	1,445	1,305	1,165	1,045	925	815	932	
16,200	16,300	1,745	1,605	1,465	1,325	1,185	1,060	940	825	945	
16,300	16,400	1,760	1,620	1,480	1,340	1,200	1,075	955	840	958	
16,400	16,500	1,780	1,635	1,495	1,355	1,215	1,090	970	850	971	
16,500	16,600	1,800	1,655	1,515	1,375	1,235	1,105	985	865	983	
16,600	16,700	1,820	1,670	1,530	1,390	1,250	1,120	1,000	880	996	
16,700円		1,830	1,680	1,540	1,400	1,260	1,125	1,005	885	5,930円	1,009
16,700円を超え 19,500円に満たない金額	16,700円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち16,700円を超える金額の22%に相当する金額を加算した金額								5,930円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち16,700円を超える金額の60%に相当する金額を加算した金額	1,009円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち16,700円を超える金額の12%に相当する金額を加算した金額	
19,500円		円 2,445	円 2,295	円 2,155	円 2,015	円 1,875	円 1,740	円 1,620	円 1,500	円 1,345	
19,500円を超え 22,500円に満たない金額	19,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち19,500円を超える金額の25%に相当する金額を加算した金額								1,345円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち19,500円を超える金額の14%に相当する金額を加算した金額		
22,500円		円 3,195	円 3,045	円 2,905	円 2,765	円 2,625	円 2,490	円 2,370	円 2,250	円 1,765	
22,500円を超え 25,500円に満たない金額	22,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち22,500円を超える金額の27%に相当する金額を加算した金額								1,765円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち22,500円を超える金額の18%に相当する金額を加算した金額		
25,500円		円 4,005	円 3,855	円 3,715	円 3,575	円 3,435	円 3,300	円 3,180	円 3,060	円 2,305	
25,500円を超え 28,500円に満たない金額	25,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち25,500円を超える金額の31%に相当する金額を加算した金額								2,305円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち25,500円を超える金額の21%に相当する金額を加算した金額		

(五)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
28,500円		円 4,935	円 4,785	円 4,645	円 4,505	円 4,365	円 4,230	円 4,110	円 3,990		円 2,935
28,500 円を超え 35,000 円に満たない金額		28,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち28,500円を超える金額の35%に相当する金額を加算した金額									2,935円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち28,500円を超える金額の24%に相当する金額を加算した金額
35,000円		円 7,210	円 7,060	円 6,920	円 6,780	円 6,640	円 6,505	円 6,385	円 6,265		円 4,495
35,000 円を超え 41,000 円に満たない金額		35,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち35,000円を超える金額の38%に相当する金額を加算した金額									4,495円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち35,000円を超える金額の27%に相当する金額を加算した金額
41,000円		円 9,490	円 9,340	円 9,200	円 9,060	円 8,920	円 8,785	円 8,665	円 8,545	円 20,510	円 6,115
41,000 円を超え 50,500 円に満たない金額		41,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち41,000円を超える金額の42%に相当する金額を加算した金額								20,510円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち41,000円を超える金額の65%に相当する金額を加算した金額	6,115円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち41,000円を超える金額の30%に相当する金額を加算した金額
50,500円		円 13,480	円 13,330	円 13,190	円 13,050	円 12,910	円 12,775	円 12,655	円 12,535		
50,500 円を超え 65,500 円に満たない金額		50,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち50,500円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額									
65,500円		円 20,230	円 20,080	円 19,940	円 19,800	円 19,660	円 19,525	円 19,405	円 19,285		
65,500 円を超え 96,500 円に満たない金額		65,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち65,500円を超える金額の50%に相当する金額を加算した金額									
96,500円		円 35,730	円 35,580	円 35,440	円 35,300	円 35,160	円 35,025	円 34,905	円 34,785		
96,500 円を超え 127,500 円に満たない金額		96,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち96,500円を超える金額の55%に相当する金額を加算した金額									

(六)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
127,500円		円 52,780	円 52,630	円 52,490	円 52,350	円 52,210	円 52,075	円 51,955	円 51,835		
127,500円を超える金額		127,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち127,500円を超える金額の60%に相当する金額を加算した金額									
扶養親族等の数が7人を超える場合には、扶養親族等の数が7人の場合の税額から、その7人 を超える1人ごとに80円を控除した金額										従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されている場合には、当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに80円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額	—

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、

- (1) まず、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除した金額を求める。
- (2) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
- (3) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人を超える場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が7人を超える1人ごとに80円を控除した金額が、その求める税額である。
- (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき(当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ(定義)に掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項(給与所得者の扶養控除等申告書)に規定する書類の提出又は提示があつたとき)は、扶養親族等の数にこれらの一に該当することにより1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。

(二) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。)については、

- (1) (2)に該当する場合を除き、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに80円を控除した金額)が、その求める税額である。
- (2) 日雇労働者の受ける給与等(第百八十五条第一項第三号(労働した日ごとに支払われる給与等)に掲げる給与等をいう。)については、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と丙欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

等 の 数										乙	
4 人		5 人		6 人		7 人 以 上					
除 後 の 給 与 等 の 金 額										前月の社会保険料控除後の給与等の金額	
以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
123千円未満		145千円未満		167千円未満		188千円未満					
123	136	145	160	167	183	188	204				
136	151	160	178	183	200	204	222				
151	191	178	203	200	217	222	240				
191	234	203	251	217	272	240	294				
234	297	251	318	272	338	294	357		150千円未満		
297	355	318	369	338	384	357	398				
355	395	369	408	384	422	398	436				
395	433	408	447	422	463	436	478				
433	477	447	493	463	510	478	528				
477	530	493	549	510	568	528	586		150	240	
530	582	549	600	568	620	586	639				
582	637	600	655	620	674	639	692				
637	685	655	703	674	721	692	738				
685	734	703	753	721	772	738	791				
734	800	753	818	772	837	791	855		240	350	
800	896	818	915	837	934	855	953				
896	1,025	915	1,043	934	1,062	953	1,080				
1,025	1,184	1,043	1,202	1,062	1,220	1,080	1,238		350	460	
1,184	1,431	1,202	1,451	1,220	1,471	1,238	1,491				
1,431	1,672	1,451	1,690	1,471	1,709	1,491	1,727		460	820	
1,672	2,179	1,690	2,195	1,709	2,211	1,727	2,227				
2,179	2,968	2,195	2,987	2,211	3,006	2,227	3,025		820	1,100	
2,968	4,510	2,987	4,528	3,006	4,545	3,025	4,563		1,100	1,660	
4,510	6,184	4,528	6,202	4,545	6,220	4,563	6,238		1,660	2,240	
6,184千円以上		6,202千円以上		6,220千円以上		6,238千円以上		2,240千円以上			

額から控除される社会保険料の金額（以下この表において「前月中の社会保険料の金額」という。）を控除した金額を求

「除料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。

である。

する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当するときは、規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、

者1人につき1人を加算した数を、それぞれ扶養親族等の数とする。

居住者を含む。）については、四に該当する場合を除き、

である。

又はその賞与の金額（当該金額から控除される社会保険料の金額がある場合には、その控除後の金額）が前月中の給

らず、第百八十六条第一項第一号ロ若しくは第二号ロ又は第二項（賞与に係る徴収税額）の規定（同条第三項の規

ときは、その賞与の支払の直前に支払を受けた若しくは支払を受けるべき給与等の金額又はその給与等の金額から控

金額から控除される社会保険料の金額とみなす。

別表第六 賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表

賞 与 の に べ る 金 額 に 乗 ず る 率	甲									
	扶 養 親 族									
	0 人		1 人		2 人		3 人			
	前 月 の 社 会 保 険 料 控									
	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
0 %	千円 46千円未満	千円 61千円未満	千円 61千円未満	千円 78千円未満	千円 101千円未満	千円 101千円未満	千円 101千円未満	千円 101千円未満	千円 101千円未満	千円 101千円未満
2	46	49	61	65	78	87	101	112	124	179
4	49	52	65	70	87	97	112	124	179	222
6	52	56	70	77	97	156	124	179	222	276
8	56	61	77	198	156	210	179	222	276	336
10	61	228	198	241	210	256	222	276	336	381
12	228	278	241	297	256	316	276	336	381	420
14	278	337	297	356	316	367	336	381	420	463
16	337	378	356	392	367	406	381	420	463	511
18	378	424	392	437	406	450	420	463	511	564
20	424	466	437	480	450	494	463	511	564	619
22	466	510	480	528	494	546	511	564	619	668
24	510	564	528	582	546	600	564	619	668	716
26	564	615	582	633	600	650	619	668	716	781
28	615	659	633	678	650	697	668	716	781	877
30	659	721	678	741	697	761	716	781	877	1,006
32	721	819	741	839	761	858	781	877	1,006	1,166
35	819	950	839	969	858	988	877	1,006	1,166	1,411
38	950	1,112	969	1,130	988	1,148	1,006	1,166	1,411	1,654
41	1,112	1,351	1,130	1,371	1,148	1,391	1,166	1,411	1,654	2,162
44	1,351	1,600	1,371	1,618	1,391	1,636	1,411	1,654	2,162	2,949
47	1,600	2,114	1,618	2,130	1,636	2,146	1,654	2,162	2,949	4,493
50	2,114	2,891	2,130	2,910	2,146	2,929	2,162	2,949	4,493	6,166
55	2,891	4,441	2,910	4,458	2,929	4,476	2,949	4,493	6,166	
60	4,441	6,112	4,458	6,130	4,476	6,148	4,493	6,166		
65	6,112千円以上		6,130千円以上		6,148千円以上		6,166千円以上			

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 賞与の金額に乘すべき率の求め方は、次のとおりである。

(一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、(二)に該当する場合を除き、

(1) まず、その居住者の前月中の給与等（賞与を除く。以下この表において同じ。）の金額から、その給与等の金額を求め、

(2) 次に、当該申告書により申告された扶養親族等の数と(1)により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会保

(3) (2)により求めた行と「賞与の金額に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率

(二) (一)の場合において、給与所得者の扶養控除等申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にその障害

(三) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた

(1) その居住者の前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料の金額を控除した金額を求める。

(2) (1)により求めた金額に応じて乙欄の「前月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。

(3) (2)により求めた行と「賞与の金額に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率

(四) 前月中の給与等の金額がない場合若しくは前月中の給与等の金額が前月中の社会保険料の金額以下である場合与等の金額から前月中の社会保険料の金額を控除した金額の10倍に相当する金額を超える場合には、この表による定を含む。）により税額を計算する。

(五) (一)から(四)までの場合において、その居住者の受ける給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められている除される社会保険料の金額を当該倍数で除して計算した金額をもつて、それぞれ前月中の給与等の金額又は当該

別表第七 年末調整のための給与所得の源泉徴収税額表

(一)

課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,000	円未満	0	50,000	51,000	5,000	137,000	139,000	13,700
1,000	2,000	100	51,000	52,000	5,100	139,000	141,000	13,900
2,000	3,000	200	52,000	53,000	5,200	141,000	143,000	14,100
3,000	4,000	300	53,000	54,000	5,300	143,000	145,000	14,300
4,000	5,000	400	54,000	55,000	5,400	145,000	147,000	14,500
5,000	6,000	500	55,000	56,000	5,500	147,000	149,000	14,700
6,000	7,000	600	56,000	57,000	5,600	149,000	151,000	14,900
7,000	8,000	700	57,000	58,000	5,700	151,000	153,000	15,100
8,000	9,000	800	58,000	59,000	5,800	153,000	155,000	15,300
9,000	10,000	900	59,000	60,000	5,900	155,000	157,000	15,500
10,000	11,000	1,000	60,000	61,000	6,000	157,000	159,000	15,700
11,000	12,000	1,100	61,000	62,000	6,100	159,000	161,000	15,900
12,000	13,000	1,200	62,000	63,000	6,200	161,000	163,000	16,100
13,000	14,000	1,300	63,000	65,000	6,300	163,000	165,000	16,300
14,000	15,000	1,400	65,000	67,000	6,500	165,000	167,000	16,500
15,000	16,000	1,500	67,000	69,000	6,700	167,000	169,000	16,700
16,000	17,000	1,600	69,000	71,000	6,900	169,000	171,000	16,900
17,000	18,000	1,700	71,000	73,000	7,100	171,000	173,000	17,100
18,000	19,000	1,800	73,000	75,000	7,300	173,000	175,000	17,300
19,000	20,000	1,900	75,000	77,000	7,500	175,000	177,000	17,500
20,000	21,000	2,000	77,000	79,000	7,700	177,000	179,000	17,700
21,000	22,000	2,100	79,000	81,000	7,900	179,000	181,000	17,900
22,000	23,000	2,200	81,000	83,000	8,100	181,000	183,000	18,100
23,000	24,000	2,300	83,000	85,000	8,300	183,000	185,000	18,300
24,000	25,000	2,400	85,000	87,000	8,500	185,000	187,000	18,500
25,000	26,000	2,500	87,000	89,000	8,700	187,000	189,000	18,700
26,000	27,000	2,600	89,000	91,000	8,900	189,000	191,000	18,900
27,000	28,000	2,700	91,000	93,000	9,100	191,000	193,000	19,100
28,000	29,000	2,800	93,000	95,000	9,300	193,000	195,000	19,300
29,000	30,000	2,900	95,000	97,000	9,500	195,000	198,000	19,500
30,000	31,000	3,000	97,000	99,000	9,700	198,000	201,000	19,800
31,000	32,000	3,100	99,000	101,000	9,900	201,000	204,000	20,100
32,000	33,000	3,200	101,000	103,000	10,100	204,000	207,000	20,400
33,000	34,000	3,300	103,000	105,000	10,300	207,000	210,000	20,700
34,000	35,000	3,400	105,000	107,000	10,500	210,000	213,000	21,000
35,000	36,000	3,500	107,000	109,000	10,700	213,000	216,000	21,300
36,000	37,000	3,600	109,000	111,000	10,900	216,000	219,000	21,600
37,000	38,000	3,700	111,000	113,000	11,100	219,000	222,000	21,900
38,000	39,000	3,800	113,000	115,000	11,300	222,000	225,000	22,200
39,000	40,000	3,900	115,000	117,000	11,500	225,000	228,000	22,500
40,000	41,000	4,000	117,000	119,000	11,700	228,000	231,000	22,800
41,000	42,000	4,100	119,000	121,000	11,900	231,000	234,000	23,100
42,000	43,000	4,200	121,000	123,000	12,100	234,000	237,000	23,400
43,000	44,000	4,300	123,000	125,000	12,300	237,000	240,000	23,700
44,000	45,000	4,400	125,000	127,000	12,500	240,000	243,000	24,000
45,000	46,000	4,500	127,000	129,000	12,700	243,000	246,000	24,300
46,000	47,000	4,600	129,000	131,000	12,900	246,000	249,000	24,600
47,000	48,000	4,700	131,000	133,000	13,100	249,000	252,000	24,900
48,000	49,000	4,800	133,000	135,000	13,300	252,000	255,000	25,200
49,000	50,000	4,900	135,000	137,000	13,500	255,000	258,000	25,500

(二)

課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額
以	上		以	上		以	上	
未	満		未	満		未	満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
258,000	261,000	25,800	414,000	418,000	41,400	614,000	618,000	61,600
261,000	264,000	26,100	418,000	422,000	41,800	618,000	622,000	62,100
264,000	267,000	26,400	422,000	426,000	42,200	622,000	626,000	62,600
267,000	270,000	26,700	426,000	430,000	42,600	626,000	630,000	63,100
270,000	273,000	27,000	430,000	434,000	43,000	630,000	634,000	63,600
273,000	276,000	27,300	434,000	438,000	43,400	634,000	638,000	64,000
276,000	279,000	27,600	438,000	442,000	43,800	638,000	642,000	64,500
279,000	282,000	27,900	442,000	446,000	44,200	642,000	646,000	65,000
282,000	285,000	28,200	446,000	450,000	44,600	646,000	650,000	65,500
285,000	288,000	28,500	450,000	454,000	45,000	650,000	655,000	66,000
288,000	291,000	28,800	454,000	458,000	45,400	655,000	660,000	66,600
291,000	294,000	29,100	458,000	462,000	45,800	660,000	665,000	67,200
294,000	297,000	29,400	462,000	466,000	46,200	665,000	670,000	67,800
297,000	300,000	29,700	466,000	470,000	46,600	670,000	675,000	68,400
300,000	303,000	30,000	470,000	474,000	47,000	675,000	680,000	69,000
303,000	306,000	30,300	474,000	478,000	47,400	680,000	685,000	69,600
306,000	309,000	30,600	478,000	482,000	47,800	685,000	690,000	70,200
309,000	312,000	30,900	482,000	486,000	48,200	690,000	695,000	70,800
312,000	315,000	31,200	486,000	490,000	48,600	695,000	700,000	71,400
315,000	318,000	31,500	490,000	494,000	49,000	700,000	705,000	72,000
318,000	321,000	31,800	494,000	498,000	49,400	705,000	710,000	72,600
321,000	324,000	32,100	498,000	502,000	49,800	710,000	715,000	73,200
324,000	327,000	32,400	502,000	506,000	50,200	715,000	720,000	73,800
327,000	330,000	32,700	506,000	510,000	50,600	720,000	725,000	74,400
330,000	333,000	33,000	510,000	514,000	51,000	725,000	730,000	75,000
333,000	336,000	33,300	514,000	518,000	51,400	730,000	735,000	75,600
336,000	339,000	33,600	518,000	522,000	51,800	735,000	740,000	76,200
339,000	342,000	33,900	522,000	526,000	52,200	740,000	745,000	76,800
342,000	345,000	34,200	526,000	530,000	52,600	745,000	750,000	77,400
345,000	348,000	34,500	530,000	534,000	53,000	750,000	755,000	78,000
348,000	351,000	34,800	534,000	538,000	53,400	755,000	760,000	78,600
351,000	354,000	35,100	538,000	542,000	53,800	760,000	765,000	79,200
354,000	357,000	35,400	542,000	546,000	54,200	765,000	770,000	79,800
357,000	360,000	35,700	546,000	550,000	54,600	770,000	775,000	80,400
360,000	363,000	36,000	550,000	554,000	55,000	775,000	780,000	81,000
363,000	366,000	36,300	554,000	558,000	55,400	780,000	785,000	81,600
366,000	369,000	36,600	558,000	562,000	55,800	785,000	790,000	82,200
369,000	372,000	36,900	562,000	566,000	56,200	790,000	795,000	82,800
372,000	375,000	37,200	566,000	570,000	56,600	795,000	800,000	83,400
375,000	378,000	37,500	570,000	574,000	57,000	800,000	805,000	84,000
378,000	381,000	37,800	574,000	578,000	57,400	805,000	810,000	84,600
381,000	384,000	38,100	578,000	582,000	57,800	810,000	815,000	85,200
384,000	387,000	38,400	582,000	586,000	58,200	815,000	820,000	85,800
387,000	390,000	38,700	586,000	590,000	58,600	820,000	825,000	86,400
390,000	394,000	39,000	590,000	594,000	59,000	825,000	830,000	87,000
394,000	398,000	39,400	594,000	598,000	59,400	830,000	835,000	87,600
398,000	402,000	39,800	598,000	602,000	59,800	835,000	840,000	88,200
402,000	406,000	40,200	602,000	606,000	60,200	840,000	845,000	88,800
406,000	410,000	40,600	606,000	610,000	60,700	845,000	850,000	89,400
410,000	414,000	41,000	610,000	614,000	61,200	850,000	855,000	90,000

(三)

課税給与所得金額		税 額	課税給与所得金額		税 額	課税給与所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
855,000	860,000	90,600	1,105,000	1,110,000	120,600	1,355,000	1,360,000	153,700
860,000	865,000	91,200	1,110,000	1,115,000	121,200	1,360,000	1,365,000	154,400
865,000	870,000	91,800	1,115,000	1,120,000	121,800	1,365,000	1,370,000	155,100
870,000	875,000	92,400	1,120,000	1,125,000	122,400	1,370,000	1,375,000	155,800
875,000	880,000	93,000	1,125,000	1,130,000	123,000	1,375,000	1,380,000	156,500
880,000	885,000	93,600	1,130,000	1,135,000	123,600	1,380,000	1,385,000	157,200
885,000	890,000	94,200	1,135,000	1,140,000	124,200	1,385,000	1,390,000	157,900
890,000	895,000	94,800	1,140,000	1,145,000	124,800	1,390,000	1,395,000	158,600
895,000	900,000	95,400	1,145,000	1,150,000	125,400	1,395,000	1,400,000	159,300
900,000	905,000	96,000	1,150,000	1,155,000	126,000	1,400,000	1,405,000	160,000
905,000	910,000	96,600	1,155,000	1,160,000	126,600	1,405,000	1,410,000	160,700
910,000	915,000	97,200	1,160,000	1,165,000	127,200	1,410,000	1,415,000	161,400
915,000	920,000	97,800	1,165,000	1,170,000	127,800	1,415,000	1,420,000	162,100
920,000	925,000	98,400	1,170,000	1,175,000	128,400	1,420,000	1,425,000	162,800
925,000	930,000	99,000	1,175,000	1,180,000	129,000	1,425,000	1,430,000	163,500
930,000	935,000	99,600	1,180,000	1,185,000	129,600	1,430,000	1,435,000	164,200
935,000	940,000	100,200	1,185,000	1,190,000	130,200	1,435,000	1,440,000	164,900
940,000	945,000	100,800	1,190,000	1,195,000	130,800	1,440,000	1,445,000	165,600
945,000	950,000	101,400	1,195,000	1,200,000	131,400	1,445,000	1,450,000	166,300
950,000	955,000	102,000	1,200,000	1,205,000	132,000	1,450,000	1,455,000	167,000
955,000	960,000	102,600	1,205,000	1,210,000	132,700	1,455,000	1,460,000	167,700
960,000	965,000	103,200	1,210,000	1,215,000	133,400	1,460,000	1,465,000	168,400
965,000	970,000	103,800	1,215,000	1,220,000	134,100	1,465,000	1,470,000	169,100
970,000	975,000	104,400	1,220,000	1,225,000	134,800	1,470,000	1,475,000	169,800
975,000	980,000	105,000	1,225,000	1,230,000	135,500	1,475,000	1,480,000	170,500
980,000	985,000	105,600	1,230,000	1,235,000	136,200	1,480,000	1,485,000	171,200
985,000	990,000	106,200	1,235,000	1,240,000	136,900	1,485,000	1,490,000	171,900
990,000	995,000	106,800	1,240,000	1,245,000	137,600	1,490,000	1,495,000	172,600
995,000	1,000,000	107,400	1,245,000	1,250,000	138,300	1,495,000	1,500,000	173,300
1,000,000	1,005,000	108,000	1,250,000	1,255,000	139,000	1,500,000	1,505,000	174,000
1,005,000	1,010,000	108,600	1,255,000	1,260,000	139,700	1,505,000	1,510,000	174,700
1,010,000	1,015,000	109,200	1,260,000	1,265,000	140,400	1,510,000	1,515,000	175,400
1,015,000	1,020,000	109,800	1,265,000	1,270,000	141,100	1,515,000	1,520,000	176,100
1,020,000	1,025,000	110,400	1,270,000	1,275,000	141,800	1,520,000	1,525,000	176,800
1,025,000	1,030,000	111,000	1,275,000	1,280,000	142,500	1,525,000	1,530,000	177,500
1,030,000	1,035,000	111,600	1,280,000	1,285,000	143,200	1,530,000	1,535,000	178,200
1,035,000	1,040,000	112,200	1,285,000	1,290,000	143,900	1,535,000	1,540,000	178,900
1,040,000	1,045,000	112,800	1,290,000	1,295,000	144,600	1,540,000	1,545,000	179,600
1,045,000	1,050,000	113,400	1,295,000	1,300,000	145,300	1,545,000	1,550,000	180,300
1,050,000	1,055,000	114,000	1,300,000	1,305,000	146,000	1,550,000	1,555,000	181,000
1,055,000	1,060,000	114,600	1,305,000	1,310,000	146,700	1,555,000	1,560,000	181,700
1,060,000	1,065,000	115,200	1,310,000	1,315,000	147,400	1,560,000	1,565,000	182,400
1,065,000	1,070,000	115,800	1,315,000	1,320,000	148,100	1,565,000	1,570,000	183,100
1,070,000	1,075,000	116,400	1,320,000	1,325,000	148,800	1,570,000	1,575,000	183,800
1,075,000	1,080,000	117,000	1,325,000	1,330,000	149,500	1,575,000	1,580,000	184,500
1,080,000	1,085,000	117,600	1,330,000	1,335,000	150,200	1,580,000	1,585,000	185,200
1,085,000	1,090,000	118,200	1,335,000	1,340,000	150,900	1,585,000	1,590,000	185,900
1,090,000	1,095,000	118,800	1,340,000	1,345,000	151,600	1,590,000	1,595,000	186,600
1,095,000	1,100,000	119,400	1,345,000	1,350,000	152,300	1,595,000	1,600,000	187,300
1,100,000	1,105,000	120,000	1,350,000	1,355,000	153,000	1,600,000	1,605,000	188,000

(四)

課税給与所得金額		税 額	課税給与所得金額		税 額	課税給与所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	
1,605,000	1,610,000	188,700	1,805,000	1,810,000	216,800	2,000,000	2,400,000	課税給与所得金額に16%を乗じて算出した金額から72,000円を控除した金額
1,610,000	1,615,000	189,400	1,810,000	1,815,000	217,600			
1,615,000	1,620,000	190,100	1,815,000	1,820,000	218,400			
1,620,000	1,625,000	190,800	1,820,000	1,825,000	219,200			
1,625,000	1,630,000	191,500	1,825,000	1,830,000	220,000			
1,630,000	1,635,000	192,200	1,830,000	1,835,000	220,800	2,400,000	3,000,000	課税給与所得金額に18%を乗じて算出した金額から120,000円を控除した金額
1,635,000	1,640,000	192,900	1,835,000	1,840,000	221,600			
1,640,000	1,645,000	193,600	1,840,000	1,845,000	222,400			
1,645,000	1,650,000	194,300	1,845,000	1,850,000	223,200			
1,650,000	1,655,000	195,000	1,850,000	1,855,000	224,000			
1,655,000	1,660,000	195,700	1,855,000	1,860,000	224,800	3,000,000	4,000,000	課税給与所得金額に21%を乗じて算出した金額から210,000円を控除した金額
1,660,000	1,665,000	196,400	1,860,000	1,865,000	225,600			
1,665,000	1,670,000	197,100	1,865,000	1,870,000	226,400			
1,670,000	1,675,000	197,800	1,870,000	1,875,000	227,200			
1,675,000	1,680,000	198,500	1,875,000	1,880,000	228,000			
1,680,000	1,685,000	199,200	1,880,000	1,885,000	228,800	4,000,000	5,000,000	課税給与所得金額に24%を乗じて算出した金額から330,000円を控除した金額
1,685,000	1,690,000	199,900	1,885,000	1,890,000	229,600			
1,690,000	1,695,000	200,600	1,890,000	1,895,000	230,400			
1,695,000	1,700,000	201,300	1,895,000	1,900,000	231,200			
1,700,000	1,705,000	202,000	1,900,000	1,905,000	232,000			
1,705,000	1,710,000	202,700	1,905,000	1,910,000	232,800	5,000,000	5,910,000	課税給与所得金額に27%を乗じて算出した金額から480,000円を控除した金額
1,710,000	1,715,000	203,400	1,910,000	1,915,000	233,600			
1,715,000	1,720,000	204,100	1,915,000	1,920,000	234,400			
1,720,000	1,725,000	204,800	1,920,000	1,925,000	235,200			
1,725,000	1,730,000	205,500	1,925,000	1,930,000	236,000			
1,730,000	1,735,000	206,200	1,930,000	1,935,000	236,800	5,910,000 円		1,115,700 円
1,735,000	1,740,000	206,900	1,935,000	1,940,000	237,600			
1,740,000	1,745,000	207,600	1,940,000	1,945,000	238,400			
1,745,000	1,750,000	208,300	1,945,000	1,950,000	239,200			
1,750,000	1,755,000	209,000	1,950,000	1,955,000	240,000			
1,755,000	1,760,000	209,700	1,955,000	1,960,000	240,800			
1,760,000	1,765,000	210,400	1,960,000	1,965,000	241,600			
1,765,000	1,770,000	211,100	1,965,000	1,970,000	242,400			
1,770,000	1,775,000	211,800	1,970,000	1,975,000	243,200			
1,775,000	1,780,000	212,500	1,975,000	1,980,000	244,000			
1,780,000	1,785,000	213,200	1,980,000	1,985,000	244,800			
1,785,000	1,790,000	213,900	1,985,000	1,990,000	245,600			
1,790,000	1,795,000	214,600	1,990,000	1,995,000	246,400			
1,795,000	1,800,000	215,300	1,995,000	2,000,000	247,200			
1,800,000	1,805,000	216,000						

(注) この表において「課税給与所得金額」とは、第百九十条第二号(年末調整)に規定する給与所得控除後の給与等の金額から同号イからニまでに掲げる金額の合計額を控除した金額をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) まず、この表の付表によりその年中の給与等の金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額から、次に掲げる金額を控除した金額を求める。

(1) その年中の給与等の金額から控除される社会保険料がある場合には、その金額

(2) 給与所得者の保険料控除申告書により申告された社会保険料の金額がある場合には、その金額

(3) 給与所得者の保険料控除申告書により申告された小規模企業共済等掛金(第七十五条第一項(小規模企業共済等掛金控除)に規定する小規模企業共済等掛金をいう。)の額がある場合には、その金額

- (4) 給与所得者の保険料控除申告書により申告された生命保険料（第七十六条第一項（生命保険料控除）に規定する生命保険料をいう。以下同じ。）の金額がある場合には、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額
- (イ) その生命保険料の金額の合計額が25,000円までの場合 当該合計額
 - (ロ) その生命保険料の金額の合計額が25,000円を超え50,000円までの場合 当該合計額の2分の1に相当する金額と12,500円との合計額
 - (ハ) その生命保険料の金額の合計額が50,000円を超え100,000円までの場合 当該合計額の4分の1に相当する金額と25,000円との合計額
 - (ニ) その生命保険料の金額の合計額が100,000円を超える場合 50,000円
- (5) 給与所得者の保険料控除申告書により申告された損害保険料（第七十七条第一項（損害保険料控除）に規定する損害保険料をいう。以下同じ。）の金額がある場合には、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額
- (イ) その損害保険料の金額のすべてが第七十七条第一項第一号に規定する契約（ロ）において「短期契約」という。）に係るものである場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額
 - (a) その損害保険料の金額の合計額が2,000円までの場合 当該合計額
 - (b) その損害保険料の金額の合計額が2,000円を超え4,000円までの場合 当該合計額の2分の1に相当する金額と1,000円との合計額
 - (c) その損害保険料の金額の合計額が4,000円を超える場合 3,000円
 - (ロ) その損害保険料の金額のすべてが第七十七条第一項第二号に規定する契約（ハ）において「長期契約」という。）に係るものである場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額
 - (a) その損害保険料の金額の合計額が10,000円までの場合 当該合計額
 - (b) その損害保険料の金額の合計額が10,000円を超え20,000円までの場合 当該合計額の2分の1に相当する金額と5,000円との合計額
 - (c) その損害保険料の金額の合計額が20,000円を超える場合 15,000円
 - (ハ) その損害保険料の金額のうち短期契約に係るものと長期契約に係るものがある場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額
 - (a) その損害保険料の金額のうち、短期契約に係るものにつき（イ）に準じて求めた金額と長期契約に係るものにつき（ロ）に準じて求めた金額との合計額が15,000円までの場合 当該合計額
 - (b) (a)の合計額が15,000円を超える場合 15,000円
- (ニ) 給与所得者の扶養控除等申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載がある場合（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当する場合には、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつた場合）には、これらの一に該当するごとに160,000円（その者が特別障害者に該当する旨の記載がある場合には、240,000円）を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載がある場合には、その障害者1人につき160,000円（その者が特別障害者に該当する旨の記載がある場合には、240,000円）を、（イ）により求めた金額から控除した金額を求める。
- (三) 次に、（イ）及び（ロ）により求めた金額から、
- (1) 給与所得者の扶養控除等申告書により申告された控除対象配偶者がある場合において、
 - (イ) 当該申告書により申告された扶養親族があるときは、配偶者控除の額、第八十四条第一項及び第二項（扶養控除）の規定による扶養控除の額並びに基礎控除の額の合計額を控除し、
 - (ロ) 当該申告書により申告された扶養親族がないときは、配偶者控除の額及び基礎控除の額の合計額を控除し、
 - (2) 給与所得者の扶養控除等申告書により申告された控除対象配偶者が不在の場合において、
 - (イ) 当該申告書により申告された扶養親族があるときは、第八十四条第一項及び第二項の規定による扶養控除の額並びに基礎控除の額の合計額を控除し、
 - (ロ) 当該申告書により申告された扶養親族がないときは、基礎控除の額を控除し、
 それぞれその残額を求める。
- 四 (三)により求めた残額に応じ、「課税給与所得金額」欄の該当する行を求め、その行の「税額」欄に記載され

ている金額が、その求める税額である。

- (四) (一)から(四)までにより税額を求める場合において、(三)により求めた残額が2,000,000円以上の居住者のその残額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた後の金額をその残額とみなすものとし、その居住者の税額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。

別表第七の付表

(一)

給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額
以	上		以	上		以	上	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
501,000	円未満	0	1,330,000	1,332,000	798,000	1,430,000	1,432,000	858,000
			1,332,000	1,334,000	799,200	1,432,000	1,434,000	859,200
			1,334,000	1,336,000	800,400	1,434,000	1,436,000	860,400
			1,336,000	1,338,000	801,600	1,436,000	1,438,000	861,600
			1,338,000	1,340,000	802,800	1,438,000	1,440,000	862,800
501,000	1,250,000	給与等の金額から500,000円を控除した金額	1,340,000	1,342,000	804,000	1,440,000	1,442,000	864,000
			1,342,000	1,344,000	805,200	1,442,000	1,444,000	865,200
			1,344,000	1,346,000	806,400	1,444,000	1,446,000	866,400
			1,346,000	1,348,000	807,600	1,446,000	1,448,000	867,600
			1,348,000	1,350,000	808,800	1,448,000	1,450,000	868,800
1,250,000	1,252,000	750,000	1,350,000	1,352,000	810,000	1,450,000	1,452,000	870,000
1,252,000	1,254,000	751,200	1,352,000	1,354,000	811,200	1,452,000	1,454,000	871,200
1,254,000	1,256,000	752,400	1,354,000	1,356,000	812,400	1,454,000	1,456,000	872,400
1,256,000	1,258,000	753,600	1,356,000	1,358,000	813,600	1,456,000	1,458,000	873,600
1,258,000	1,260,000	754,800	1,358,000	1,360,000	814,800	1,458,000	1,460,000	874,800
1,260,000	1,262,000	756,000	1,360,000	1,362,000	816,000	1,460,000	1,462,000	876,000
1,262,000	1,264,000	757,200	1,362,000	1,364,000	817,200	1,462,000	1,464,000	877,200
1,264,000	1,266,000	758,400	1,364,000	1,366,000	818,400	1,464,000	1,466,000	878,400
1,266,000	1,268,000	759,600	1,366,000	1,368,000	819,600	1,466,000	1,468,000	879,600
1,268,000	1,270,000	760,800	1,368,000	1,370,000	820,800	1,468,000	1,470,000	880,800
1,270,000	1,272,000	762,000	1,370,000	1,372,000	822,000	1,470,000	1,472,000	882,000
1,272,000	1,274,000	763,200	1,372,000	1,374,000	823,200	1,472,000	1,474,000	883,200
1,274,000	1,276,000	764,400	1,374,000	1,376,000	824,400	1,474,000	1,476,000	884,400
1,276,000	1,278,000	765,600	1,376,000	1,378,000	825,600	1,476,000	1,478,000	885,600
1,278,000	1,280,000	766,800	1,378,000	1,380,000	826,800	1,478,000	1,480,000	886,800
1,280,000	1,282,000	768,000	1,380,000	1,382,000	828,000	1,480,000	1,482,000	888,000
1,282,000	1,284,000	769,200	1,382,000	1,384,000	829,200	1,482,000	1,484,000	889,200
1,284,000	1,286,000	770,400	1,384,000	1,386,000	830,400	1,484,000	1,486,000	890,400
1,286,000	1,288,000	771,600	1,386,000	1,388,000	831,600	1,486,000	1,488,000	891,600
1,288,000	1,290,000	772,800	1,388,000	1,390,000	832,800	1,488,000	1,490,000	892,800
1,290,000	1,292,000	774,000	1,390,000	1,392,000	834,000	1,490,000	1,492,000	894,000
1,292,000	1,294,000	775,200	1,392,000	1,394,000	835,200	1,492,000	1,494,000	895,200
1,294,000	1,296,000	776,400	1,394,000	1,396,000	836,400	1,494,000	1,496,000	896,400
1,296,000	1,298,000	777,600	1,396,000	1,398,000	837,600	1,496,000	1,498,000	897,600
1,298,000	1,300,000	778,800	1,398,000	1,400,000	838,800	1,498,000	1,500,000	898,800
1,300,000	1,302,000	780,000	1,400,000	1,402,000	840,000	1,500,000	1,502,000	900,000
1,302,000	1,304,000	781,200	1,402,000	1,404,000	841,200	1,502,000	1,504,000	901,400
1,304,000	1,306,000	782,400	1,404,000	1,406,000	842,400	1,504,000	1,506,000	902,800
1,306,000	1,308,000	783,600	1,406,000	1,408,000	843,600	1,506,000	1,508,000	904,200
1,308,000	1,310,000	784,800	1,408,000	1,410,000	844,800	1,508,000	1,510,000	905,600
1,310,000	1,312,000	786,000	1,410,000	1,412,000	846,000	1,510,000	1,512,000	907,000
1,312,000	1,314,000	787,200	1,412,000	1,414,000	847,200	1,512,000	1,514,000	908,400
1,314,000	1,316,000	788,400	1,414,000	1,416,000	848,400	1,514,000	1,516,000	909,800
1,316,000	1,318,000	789,600	1,416,000	1,418,000	849,600	1,516,000	1,518,000	911,200
1,318,000	1,320,000	790,800	1,418,000	1,420,000	850,800	1,518,000	1,520,000	912,600
1,320,000	1,322,000	792,000	1,420,000	1,422,000	852,000	1,520,000	1,522,000	914,000
1,322,000	1,324,000	793,200	1,422,000	1,424,000	853,200	1,522,000	1,524,000	915,400
1,324,000	1,326,000	794,400	1,424,000	1,426,000	854,400	1,524,000	1,526,000	916,800
1,326,000	1,328,000	795,600	1,426,000	1,428,000	855,600	1,526,000	1,528,000	918,200
1,328,000	1,330,000	796,800	1,428,000	1,430,000	856,800	1,528,000	1,530,000	919,600

(二)

給 与 等 の 金 額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給 与 等 の 金 額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給 与 等 の 金 額		給与所得控 除後の給与 等の金額
以	上 未 満		以	上 未 満		以	上 未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,530,000	1,532,000	921,000	1,630,000	1,632,000	991,000	1,730,000	1,732,000	1,061,000
1,532,000	1,534,000	922,400	1,632,000	1,634,000	992,400	1,732,000	1,734,000	1,062,400
1,534,000	1,536,000	923,800	1,634,000	1,636,000	993,800	1,734,000	1,736,000	1,063,800
1,536,000	1,538,000	925,200	1,636,000	1,638,000	995,200	1,736,000	1,738,000	1,065,200
1,538,000	1,540,000	926,600	1,638,000	1,640,000	996,600	1,738,000	1,740,000	1,066,600
1,540,000	1,542,000	928,000	1,640,000	1,642,000	998,000	1,740,000	1,742,000	1,068,000
1,542,000	1,544,000	929,400	1,642,000	1,644,000	999,400	1,742,000	1,744,000	1,069,400
1,544,000	1,546,000	930,800	1,644,000	1,646,000	1,000,800	1,744,000	1,746,000	1,070,800
1,546,000	1,548,000	932,200	1,646,000	1,648,000	1,002,200	1,746,000	1,748,000	1,072,200
1,548,000	1,550,000	933,600	1,648,000	1,650,000	1,003,600	1,748,000	1,750,000	1,073,600
1,550,000	1,552,000	935,000	1,650,000	1,652,000	1,005,000	1,750,000	1,752,000	1,075,000
1,552,000	1,554,000	936,400	1,652,000	1,654,000	1,006,400	1,752,000	1,754,000	1,076,400
1,554,000	1,556,000	937,800	1,654,000	1,656,000	1,007,800	1,754,000	1,756,000	1,077,800
1,556,000	1,558,000	939,200	1,656,000	1,658,000	1,009,200	1,756,000	1,758,000	1,079,200
1,558,000	1,560,000	940,600	1,658,000	1,660,000	1,010,600	1,758,000	1,760,000	1,080,600
1,560,000	1,562,000	942,000	1,660,000	1,662,000	1,012,000	1,760,000	1,762,000	1,082,000
1,562,000	1,564,000	943,400	1,662,000	1,664,000	1,013,400	1,762,000	1,764,000	1,083,400
1,564,000	1,566,000	944,800	1,664,000	1,666,000	1,014,800	1,764,000	1,766,000	1,084,800
1,566,000	1,568,000	946,200	1,666,000	1,668,000	1,016,200	1,766,000	1,768,000	1,086,200
1,568,000	1,570,000	947,600	1,668,000	1,670,000	1,017,600	1,768,000	1,770,000	1,087,600
1,570,000	1,572,000	949,000	1,670,000	1,672,000	1,019,000	1,770,000	1,772,000	1,089,000
1,572,000	1,574,000	950,400	1,672,000	1,674,000	1,020,400	1,772,000	1,774,000	1,090,400
1,574,000	1,576,000	951,800	1,674,000	1,676,000	1,021,800	1,774,000	1,776,000	1,091,800
1,576,000	1,578,000	953,200	1,676,000	1,678,000	1,023,200	1,776,000	1,778,000	1,093,200
1,578,000	1,580,000	954,600	1,678,000	1,680,000	1,024,600	1,778,000	1,780,000	1,094,600
1,580,000	1,582,000	956,000	1,680,000	1,682,000	1,026,000	1,780,000	1,782,000	1,096,000
1,582,000	1,584,000	957,400	1,682,000	1,684,000	1,027,400	1,782,000	1,784,000	1,097,400
1,584,000	1,586,000	958,800	1,684,000	1,686,000	1,028,800	1,784,000	1,786,000	1,098,800
1,586,000	1,588,000	960,200	1,686,000	1,688,000	1,030,200	1,786,000	1,788,000	1,100,200
1,588,000	1,590,000	961,600	1,688,000	1,690,000	1,031,600	1,788,000	1,790,000	1,101,600
1,590,000	1,592,000	963,000	1,690,000	1,692,000	1,033,000	1,790,000	1,792,000	1,103,000
1,592,000	1,594,000	964,400	1,692,000	1,694,000	1,034,400	1,792,000	1,794,000	1,104,400
1,594,000	1,596,000	965,800	1,694,000	1,696,000	1,035,800	1,794,000	1,796,000	1,105,800
1,596,000	1,598,000	967,200	1,696,000	1,698,000	1,037,200	1,796,000	1,798,000	1,107,200
1,598,000	1,600,000	968,600	1,698,000	1,700,000	1,038,600	1,798,000	1,800,000	1,108,600
1,600,000	1,602,000	970,000	1,700,000	1,702,000	1,040,000	1,800,000	1,802,000	1,110,000
1,602,000	1,604,000	971,400	1,702,000	1,704,000	1,041,400	1,802,000	1,804,000	1,111,400
1,604,000	1,606,000	972,800	1,704,000	1,706,000	1,042,800	1,804,000	1,806,000	1,112,800
1,606,000	1,608,000	974,200	1,706,000	1,708,000	1,044,200	1,806,000	1,808,000	1,114,200
1,608,000	1,610,000	975,600	1,708,000	1,710,000	1,045,600	1,808,000	1,810,000	1,115,600
1,610,000	1,612,000	977,000	1,710,000	1,712,000	1,047,000	1,810,000	1,812,000	1,117,000
1,612,000	1,614,000	978,400	1,712,000	1,714,000	1,048,400	1,812,000	1,814,000	1,118,400
1,614,000	1,616,000	979,800	1,714,000	1,716,000	1,049,800	1,814,000	1,816,000	1,119,800
1,616,000	1,618,000	981,200	1,716,000	1,718,000	1,051,200	1,816,000	1,818,000	1,121,200
1,618,000	1,620,000	982,600	1,718,000	1,720,000	1,052,600	1,818,000	1,820,000	1,122,600
1,620,000	1,622,000	984,000	1,720,000	1,722,000	1,054,000	1,820,000	1,822,000	1,124,000
1,622,000	1,624,000	985,400	1,722,000	1,724,000	1,055,400	1,822,000	1,824,000	1,125,400
1,624,000	1,626,000	986,800	1,724,000	1,726,000	1,056,800	1,824,000	1,826,000	1,126,800
1,626,000	1,628,000	988,200	1,726,000	1,728,000	1,058,200	1,826,000	1,828,000	1,128,200
1,628,000	1,630,000	989,600	1,728,000	1,730,000	1,059,600	1,828,000	1,830,000	1,129,600

(三)

給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控
除後の給与		等の金額	除後の給与		等の金額	除後の給与		等の金額
以	上		以	上		以	上	
未	満	等の金額	未	満	等の金額	未	満	等の金額
円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,830,000	1,832,000	1,131,000	1,930,000	1,932,000	1,201,000	2,030,000	2,032,000	1,271,000
1,832,000	1,834,000	1,132,400	1,932,000	1,934,000	1,202,400	2,032,000	2,034,000	1,272,400
1,834,000	1,836,000	1,133,800	1,934,000	1,936,000	1,203,800	2,034,000	2,036,000	1,273,800
1,836,000	1,838,000	1,135,200	1,936,000	1,938,000	1,205,200	2,036,000	2,038,000	1,275,200
1,838,000	1,840,000	1,136,600	1,938,000	1,940,000	1,206,600	2,038,000	2,040,000	1,276,600
1,840,000	1,842,000	1,138,000	1,940,000	1,942,000	1,208,000	2,040,000	2,042,000	1,278,000
1,842,000	1,844,000	1,139,400	1,942,000	1,944,000	1,209,400	2,042,000	2,044,000	1,279,400
1,844,000	1,846,000	1,140,800	1,944,000	1,946,000	1,210,800	2,044,000	2,046,000	1,280,800
1,846,000	1,848,000	1,142,200	1,946,000	1,948,000	1,212,200	2,046,000	2,048,000	1,282,200
1,848,000	1,850,000	1,143,600	1,948,000	1,950,000	1,213,600	2,048,000	2,050,000	1,283,600
1,850,000	1,852,000	1,145,000	1,950,000	1,952,000	1,215,000	2,050,000	2,052,000	1,285,000
1,852,000	1,854,000	1,146,400	1,952,000	1,954,000	1,216,400	2,052,000	2,054,000	1,286,400
1,854,000	1,856,000	1,147,800	1,954,000	1,956,000	1,217,800	2,054,000	2,056,000	1,287,800
1,856,000	1,858,000	1,149,200	1,956,000	1,958,000	1,219,200	2,056,000	2,058,000	1,289,200
1,858,000	1,860,000	1,150,600	1,958,000	1,960,000	1,220,600	2,058,000	2,060,000	1,290,600
1,860,000	1,862,000	1,152,000	1,960,000	1,962,000	1,222,000	2,060,000	2,062,000	1,292,000
1,862,000	1,864,000	1,153,400	1,962,000	1,964,000	1,223,400	2,062,000	2,064,000	1,293,400
1,864,000	1,866,000	1,154,800	1,964,000	1,966,000	1,224,800	2,064,000	2,066,000	1,294,800
1,866,000	1,868,000	1,156,200	1,966,000	1,968,000	1,226,200	2,066,000	2,068,000	1,296,200
1,868,000	1,870,000	1,157,600	1,968,000	1,970,000	1,227,600	2,068,000	2,070,000	1,297,600
1,870,000	1,872,000	1,159,000	1,970,000	1,972,000	1,229,000	2,070,000	2,072,000	1,299,000
1,872,000	1,874,000	1,160,400	1,972,000	1,974,000	1,230,400	2,072,000	2,074,000	1,300,400
1,874,000	1,876,000	1,161,800	1,974,000	1,976,000	1,231,800	2,074,000	2,076,000	1,301,800
1,876,000	1,878,000	1,163,200	1,976,000	1,978,000	1,233,200	2,076,000	2,078,000	1,303,200
1,878,000	1,880,000	1,164,600	1,978,000	1,980,000	1,234,600	2,078,000	2,080,000	1,304,600
1,880,000	1,882,000	1,166,000	1,980,000	1,982,000	1,236,000	2,080,000	2,082,000	1,306,000
1,882,000	1,884,000	1,167,400	1,982,000	1,984,000	1,237,400	2,082,000	2,084,000	1,307,400
1,884,000	1,886,000	1,168,800	1,984,000	1,986,000	1,238,800	2,084,000	2,086,000	1,308,800
1,886,000	1,888,000	1,170,200	1,986,000	1,988,000	1,240,200	2,086,000	2,088,000	1,310,200
1,888,000	1,890,000	1,171,600	1,988,000	1,990,000	1,241,600	2,088,000	2,090,000	1,311,600
1,890,000	1,892,000	1,173,000	1,990,000	1,992,000	1,243,000	2,090,000	2,092,000	1,313,000
1,892,000	1,894,000	1,174,400	1,992,000	1,994,000	1,244,400	2,092,000	2,094,000	1,314,400
1,894,000	1,896,000	1,175,800	1,994,000	1,996,000	1,245,800	2,094,000	2,096,000	1,315,800
1,896,000	1,898,000	1,177,200	1,996,000	1,998,000	1,247,200	2,096,000	2,098,000	1,317,200
1,898,000	1,900,000	1,178,600	1,998,000	2,000,000	1,248,600	2,098,000	2,100,000	1,318,600
1,900,000	1,902,000	1,180,000	2,000,000	2,002,000	1,250,000	2,100,000	2,102,000	1,320,000
1,902,000	1,904,000	1,181,400	2,002,000	2,004,000	1,251,400	2,102,000	2,104,000	1,321,400
1,904,000	1,906,000	1,182,800	2,004,000	2,006,000	1,252,800	2,104,000	2,106,000	1,322,800
1,906,000	1,908,000	1,184,200	2,006,000	2,008,000	1,254,200	2,106,000	2,108,000	1,324,200
1,908,000	1,910,000	1,185,600	2,008,000	2,010,000	1,255,600	2,108,000	2,110,000	1,325,600
1,910,000	1,912,000	1,187,000	2,010,000	2,012,000	1,257,000	2,110,000	2,112,000	1,327,000
1,912,000	1,914,000	1,188,400	2,012,000	2,014,000	1,258,400	2,112,000	2,114,000	1,328,400
1,914,000	1,916,000	1,189,800	2,014,000	2,016,000	1,259,800	2,114,000	2,116,000	1,329,800
1,916,000	1,918,000	1,191,200	2,016,000	2,018,000	1,261,200	2,116,000	2,118,000	1,331,200
1,918,000	1,920,000	1,192,600	2,018,000	2,020,000	1,262,600	2,118,000	2,120,000	1,332,600
1,920,000	1,922,000	1,194,000	2,020,000	2,022,000	1,264,000	2,120,000	2,122,000	1,334,000
1,922,000	1,924,000	1,195,400	2,022,000	2,024,000	1,265,400	2,122,000	2,124,000	1,335,400
1,924,000	1,926,000	1,196,800	2,024,000	2,026,000	1,266,800	2,124,000	2,126,000	1,336,800
1,926,000	1,928,000	1,198,200	2,026,000	2,028,000	1,268,200	2,126,000	2,128,000	1,338,200
1,928,000	1,930,000	1,199,600	2,028,000	2,030,000	1,269,600	2,128,000	2,130,000	1,339,600

(四)

給与等の金額		給与所得控	給与等の金額		給与所得控	給与等の金額		給与所得控
除後の給与		等の金額	除後の給与		等の金額	除後の給与		等の金額
以	上		以	上		以	上	
未	満		未	満		未	満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
2,130,000	2,132,000	1,341,000	2,230,000	2,232,000	1,411,000	2,330,000	2,332,000	1,481,000
2,132,000	2,134,000	1,342,400	2,232,000	2,234,000	1,412,400	2,332,000	2,334,000	1,482,400
2,134,000	2,136,000	1,343,800	2,234,000	2,236,000	1,413,800	2,334,000	2,336,000	1,483,800
2,136,000	2,138,000	1,345,200	2,236,000	2,238,000	1,415,200	2,336,000	2,338,000	1,485,200
2,138,000	2,140,000	1,346,600	2,238,000	2,240,000	1,416,600	2,338,000	2,340,000	1,486,600
2,140,000	2,142,000	1,348,000	2,240,000	2,242,000	1,418,000	2,340,000	2,342,000	1,488,000
2,142,000	2,144,000	1,349,400	2,242,000	2,244,000	1,419,400	2,342,000	2,344,000	1,489,400
2,144,000	2,146,000	1,350,800	2,244,000	2,246,000	1,420,800	2,344,000	2,346,000	1,490,800
2,146,000	2,148,000	1,352,200	2,246,000	2,248,000	1,422,200	2,346,000	2,348,000	1,492,200
2,148,000	2,150,000	1,353,600	2,248,000	2,250,000	1,423,600	2,348,000	2,350,000	1,493,600
2,150,000	2,152,000	1,355,000	2,250,000	2,252,000	1,425,000	2,350,000	2,352,000	1,495,000
2,152,000	2,154,000	1,356,400	2,252,000	2,254,000	1,426,400	2,352,000	2,354,000	1,496,400
2,154,000	2,156,000	1,357,800	2,254,000	2,256,000	1,427,800	2,354,000	2,356,000	1,497,800
2,156,000	2,158,000	1,359,200	2,256,000	2,258,000	1,429,200	2,356,000	2,358,000	1,499,200
2,158,000	2,160,000	1,360,600	2,258,000	2,260,000	1,430,600	2,358,000	2,360,000	1,500,600
2,160,000	2,162,000	1,362,000	2,260,000	2,262,000	1,432,000	2,360,000	2,362,000	1,502,000
2,162,000	2,164,000	1,363,400	2,262,000	2,264,000	1,433,400	2,362,000	2,364,000	1,503,400
2,164,000	2,166,000	1,364,800	2,264,000	2,266,000	1,434,800	2,364,000	2,366,000	1,504,800
2,166,000	2,168,000	1,366,200	2,266,000	2,268,000	1,436,200	2,366,000	2,368,000	1,506,200
2,168,000	2,170,000	1,367,600	2,268,000	2,270,000	1,437,600	2,368,000	2,370,000	1,507,600
2,170,000	2,172,000	1,369,000	2,270,000	2,272,000	1,439,000	2,370,000	2,372,000	1,509,000
2,172,000	2,174,000	1,370,400	2,272,000	2,274,000	1,440,400	2,372,000	2,374,000	1,510,400
2,174,000	2,176,000	1,371,800	2,274,000	2,276,000	1,441,800	2,374,000	2,376,000	1,511,800
2,176,000	2,178,000	1,373,200	2,276,000	2,278,000	1,443,200	2,376,000	2,378,000	1,513,200
2,178,000	2,180,000	1,374,600	2,278,000	2,280,000	1,444,600	2,378,000	2,380,000	1,514,600
2,180,000	2,182,000	1,376,000	2,280,000	2,282,000	1,446,000	2,380,000	2,382,000	1,516,000
2,182,000	2,184,000	1,377,400	2,282,000	2,284,000	1,447,400	2,382,000	2,384,000	1,517,400
2,184,000	2,186,000	1,378,800	2,284,000	2,286,000	1,448,800	2,384,000	2,386,000	1,518,800
2,186,000	2,188,000	1,380,200	2,286,000	2,288,000	1,450,200	2,386,000	2,388,000	1,520,200
2,188,000	2,190,000	1,381,600	2,288,000	2,290,000	1,451,600	2,388,000	2,390,000	1,521,600
2,190,000	2,192,000	1,383,000	2,290,000	2,292,000	1,453,000	2,390,000	2,392,000	1,523,000
2,192,000	2,194,000	1,384,400	2,292,000	2,294,000	1,454,400	2,392,000	2,394,000	1,524,400
2,194,000	2,196,000	1,385,800	2,294,000	2,296,000	1,455,800	2,394,000	2,396,000	1,525,800
2,196,000	2,198,000	1,387,200	2,296,000	2,298,000	1,457,200	2,396,000	2,398,000	1,527,200
2,198,000	2,200,000	1,388,600	2,298,000	2,300,000	1,458,600	2,398,000	2,400,000	1,528,600
2,200,000	2,202,000	1,390,000	2,300,000	2,302,000	1,460,000	2,400,000	2,402,000	1,530,000
2,202,000	2,204,000	1,391,400	2,302,000	2,304,000	1,461,400	2,402,000	2,404,000	1,531,400
2,204,000	2,206,000	1,392,800	2,304,000	2,306,000	1,462,800	2,404,000	2,406,000	1,532,800
2,206,000	2,208,000	1,394,200	2,306,000	2,308,000	1,464,200	2,406,000	2,408,000	1,534,200
2,208,000	2,210,000	1,395,600	2,308,000	2,310,000	1,465,600	2,408,000	2,410,000	1,535,600
2,210,000	2,212,000	1,397,000	2,310,000	2,312,000	1,467,000	2,410,000	2,412,000	1,537,000
2,212,000	2,214,000	1,398,400	2,312,000	2,314,000	1,468,400	2,412,000	2,414,000	1,538,400
2,214,000	2,216,000	1,399,800	2,314,000	2,316,000	1,469,800	2,414,000	2,416,000	1,539,800
2,216,000	2,218,000	1,401,200	2,316,000	2,318,000	1,471,200	2,416,000	2,418,000	1,541,200
2,218,000	2,220,000	1,402,600	2,318,000	2,320,000	1,472,600	2,418,000	2,420,000	1,542,600
2,220,000	2,222,000	1,404,000	2,320,000	2,322,000	1,474,000	2,420,000	2,422,000	1,544,000
2,222,000	2,224,000	1,405,400	2,322,000	2,324,000	1,475,400	2,422,000	2,424,000	1,545,400
2,224,000	2,226,000	1,406,800	2,324,000	2,326,000	1,476,800	2,424,000	2,426,000	1,546,800
2,226,000	2,228,000	1,408,200	2,326,000	2,328,000	1,478,200	2,426,000	2,428,000	1,548,200
2,228,000	2,230,000	1,409,600	2,328,000	2,330,000	1,479,600	2,428,000	2,430,000	1,549,600

(五)

給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額
以	上		以	上		以	上	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
2,430,000	2,432,000	1,551,000	2,530,000	2,532,000	1,621,000	2,630,000	2,632,000	1,691,000
2,432,000	2,434,000	1,552,400	2,532,000	2,534,000	1,622,400	2,632,000	2,634,000	1,692,400
2,434,000	2,436,000	1,553,800	2,534,000	2,536,000	1,623,800	2,634,000	2,636,000	1,693,800
2,436,000	2,438,000	1,555,200	2,536,000	2,538,000	1,625,200	2,636,000	2,638,000	1,695,200
2,438,000	2,440,000	1,556,600	2,538,000	2,540,000	1,626,600	2,638,000	2,640,000	1,696,600
2,440,000	2,442,000	1,558,000	2,540,000	2,542,000	1,628,000	2,640,000	2,642,000	1,698,000
2,442,000	2,444,000	1,559,400	2,542,000	2,544,000	1,629,400	2,642,000	2,644,000	1,699,400
2,444,000	2,446,000	1,560,800	2,544,000	2,546,000	1,630,800	2,644,000	2,646,000	1,700,800
2,446,000	2,448,000	1,562,200	2,546,000	2,548,000	1,632,200	2,646,000	2,648,000	1,702,200
2,448,000	2,450,000	1,563,600	2,548,000	2,550,000	1,633,600	2,648,000	2,650,000	1,703,600
2,450,000	2,452,000	1,565,000	2,550,000	2,552,000	1,635,000	2,650,000	2,652,000	1,705,000
2,452,000	2,454,000	1,566,400	2,552,000	2,554,000	1,636,400	2,652,000	2,654,000	1,706,400
2,454,000	2,456,000	1,567,800	2,554,000	2,556,000	1,637,800	2,654,000	2,656,000	1,707,800
2,456,000	2,458,000	1,569,200	2,556,000	2,558,000	1,639,200	2,656,000	2,658,000	1,709,200
2,458,000	2,460,000	1,570,600	2,558,000	2,560,000	1,640,600	2,658,000	2,660,000	1,710,600
2,460,000	2,462,000	1,572,000	2,560,000	2,562,000	1,642,000	2,660,000	2,662,000	1,712,000
2,462,000	2,464,000	1,573,400	2,562,000	2,564,000	1,643,400	2,662,000	2,664,000	1,713,400
2,464,000	2,466,000	1,574,800	2,564,000	2,566,000	1,644,800	2,664,000	2,666,000	1,714,800
2,466,000	2,468,000	1,576,200	2,566,000	2,568,000	1,646,200	2,666,000	2,668,000	1,716,200
2,468,000	2,470,000	1,577,600	2,568,000	2,570,000	1,647,600	2,668,000	2,670,000	1,717,600
2,470,000	2,472,000	1,579,000	2,570,000	2,572,000	1,649,000	2,670,000	2,672,000	1,719,000
2,472,000	2,474,000	1,580,400	2,572,000	2,574,000	1,650,400	2,672,000	2,674,000	1,720,400
2,474,000	2,476,000	1,581,800	2,574,000	2,576,000	1,651,800	2,674,000	2,676,000	1,721,800
2,476,000	2,478,000	1,583,200	2,576,000	2,578,000	1,653,200	2,676,000	2,678,000	1,723,200
2,478,000	2,480,000	1,584,600	2,578,000	2,580,000	1,654,600	2,678,000	2,680,000	1,724,600
2,480,000	2,482,000	1,586,000	2,580,000	2,582,000	1,656,000	2,680,000	2,682,000	1,726,000
2,482,000	2,484,000	1,587,400	2,582,000	2,584,000	1,657,400	2,682,000	2,684,000	1,727,400
2,484,000	2,486,000	1,588,800	2,584,000	2,586,000	1,658,800	2,684,000	2,686,000	1,728,800
2,486,000	2,488,000	1,590,200	2,586,000	2,588,000	1,660,200	2,686,000	2,688,000	1,730,200
2,488,000	2,490,000	1,591,600	2,588,000	2,590,000	1,661,600	2,688,000	2,690,000	1,731,600
2,490,000	2,492,000	1,593,000	2,590,000	2,592,000	1,663,000	2,690,000	2,692,000	1,733,000
2,492,000	2,494,000	1,594,400	2,592,000	2,594,000	1,664,400	2,692,000	2,694,000	1,734,400
2,494,000	2,496,000	1,595,800	2,594,000	2,596,000	1,665,800	2,694,000	2,696,000	1,735,800
2,496,000	2,498,000	1,597,200	2,596,000	2,598,000	1,667,200	2,696,000	2,698,000	1,737,200
2,498,000	2,500,000	1,598,600	2,598,000	2,600,000	1,668,600	2,698,000	2,700,000	1,738,600
2,500,000	2,502,000	1,600,000	2,600,000	2,602,000	1,670,000	2,700,000	2,702,000	1,740,000
2,502,000	2,504,000	1,601,400	2,602,000	2,604,000	1,671,400	2,702,000	2,704,000	1,741,400
2,504,000	2,506,000	1,602,800	2,604,000	2,606,000	1,672,800	2,704,000	2,706,000	1,742,800
2,506,000	2,508,000	1,604,200	2,606,000	2,608,000	1,674,200	2,706,000	2,708,000	1,744,200
2,508,000	2,510,000	1,605,600	2,608,000	2,610,000	1,675,600	2,708,000	2,710,000	1,745,600
2,510,000	2,512,000	1,607,000	2,610,000	2,612,000	1,677,000	2,710,000	2,712,000	1,747,000
2,512,000	2,514,000	1,608,400	2,612,000	2,614,000	1,678,400	2,712,000	2,714,000	1,748,400
2,514,000	2,516,000	1,609,800	2,614,000	2,616,000	1,679,800	2,714,000	2,716,000	1,749,800
2,516,000	2,518,000	1,611,200	2,616,000	2,618,000	1,681,200	2,716,000	2,718,000	1,751,200
2,518,000	2,520,000	1,612,600	2,618,000	2,620,000	1,682,600	2,718,000	2,720,000	1,752,600
2,520,000	2,522,000	1,614,000	2,620,000	2,622,000	1,684,000	2,720,000	2,722,000	1,754,000
2,522,000	2,524,000	1,615,400	2,622,000	2,624,000	1,685,400	2,722,000	2,724,000	1,755,400
2,524,000	2,526,000	1,616,800	2,624,000	2,626,000	1,686,800	2,724,000	2,726,000	1,756,800
2,526,000	2,528,000	1,618,200	2,626,000	2,628,000	1,688,200	2,726,000	2,728,000	1,758,200
2,528,000	2,530,000	1,619,600	2,628,000	2,630,000	1,689,600	2,728,000	2,730,000	1,759,600

(六)

給与等の金額		給与所得控	給与等の金額		給与所得控	給与等の金額		給与所得控
除後の給与		等の金額	除後の給与		等の金額	除後の給与		等の金額
以	上		以	上		以	上	
未	満	円	未	満	円	未	満	円
2,730,000	2,732,000	1,761,000	2,830,000	2,832,000	1,831,000	2,930,000	2,932,000	1,901,000
2,732,000	2,734,000	1,762,400	2,832,000	2,834,000	1,832,400	2,932,000	2,934,000	1,902,400
2,734,000	2,736,000	1,763,800	2,834,000	2,836,000	1,833,800	2,934,000	2,936,000	1,903,800
2,736,000	2,738,000	1,765,200	2,836,000	2,838,000	1,835,200	2,936,000	2,938,000	1,905,200
2,738,000	2,740,000	1,766,600	2,838,000	2,840,000	1,836,600	2,938,000	2,940,000	1,906,600
2,740,000	2,742,000	1,768,000	2,840,000	2,842,000	1,838,000	2,940,000	2,942,000	1,908,000
2,742,000	2,744,000	1,769,400	2,842,000	2,844,000	1,839,400	2,942,000	2,944,000	1,909,400
2,744,000	2,746,000	1,770,800	2,844,000	2,846,000	1,840,800	2,944,000	2,946,000	1,910,800
2,746,000	2,748,000	1,772,200	2,846,000	2,848,000	1,842,200	2,946,000	2,948,000	1,912,200
2,748,000	2,750,000	1,773,600	2,848,000	2,850,000	1,843,600	2,948,000	2,950,000	1,913,600
2,750,000	2,752,000	1,775,000	2,850,000	2,852,000	1,845,000	2,950,000	2,952,000	1,915,000
2,752,000	2,754,000	1,776,400	2,852,000	2,854,000	1,846,400	2,952,000	2,954,000	1,916,400
2,754,000	2,756,000	1,777,800	2,854,000	2,856,000	1,847,800	2,954,000	2,956,000	1,917,800
2,756,000	2,758,000	1,779,200	2,856,000	2,858,000	1,849,200	2,956,000	2,958,000	1,919,200
2,758,000	2,760,000	1,780,600	2,858,000	2,860,000	1,850,600	2,958,000	2,960,000	1,920,600
2,760,000	2,762,000	1,782,000	2,860,000	2,862,000	1,852,000	2,960,000	2,962,000	1,922,000
2,762,000	2,764,000	1,783,400	2,862,000	2,864,000	1,853,400	2,962,000	2,964,000	1,923,400
2,764,000	2,766,000	1,784,800	2,864,000	2,866,000	1,854,800	2,964,000	2,966,000	1,924,800
2,766,000	2,768,000	1,786,200	2,866,000	2,868,000	1,856,200	2,966,000	2,968,000	1,926,200
2,768,000	2,770,000	1,787,600	2,868,000	2,870,000	1,857,600	2,968,000	2,970,000	1,927,600
2,770,000	2,772,000	1,789,000	2,870,000	2,872,000	1,859,000	2,970,000	2,972,000	1,929,000
2,772,000	2,774,000	1,790,400	2,872,000	2,874,000	1,860,400	2,972,000	2,974,000	1,930,400
2,774,000	2,776,000	1,791,800	2,874,000	2,876,000	1,861,800	2,974,000	2,976,000	1,931,800
2,776,000	2,778,000	1,793,200	2,876,000	2,878,000	1,863,200	2,976,000	2,978,000	1,933,200
2,778,000	2,780,000	1,794,600	2,878,000	2,880,000	1,864,600	2,978,000	2,980,000	1,934,600
2,780,000	2,782,000	1,796,000	2,880,000	2,882,000	1,866,000	2,980,000	2,982,000	1,936,000
2,782,000	2,784,000	1,797,400	2,882,000	2,884,000	1,867,400	2,982,000	2,984,000	1,937,400
2,784,000	2,786,000	1,798,800	2,884,000	2,886,000	1,868,800	2,984,000	2,986,000	1,938,800
2,786,000	2,788,000	1,800,200	2,886,000	2,888,000	1,870,200	2,986,000	2,988,000	1,940,200
2,788,000	2,790,000	1,801,600	2,888,000	2,890,000	1,871,600	2,988,000	2,990,000	1,941,600
2,790,000	2,792,000	1,803,000	2,890,000	2,892,000	1,873,000	2,990,000	2,992,000	1,943,000
2,792,000	2,794,000	1,804,400	2,892,000	2,894,000	1,874,400	2,992,000	2,994,000	1,944,400
2,794,000	2,796,000	1,805,800	2,894,000	2,896,000	1,875,800	2,994,000	2,996,000	1,945,800
2,796,000	2,798,000	1,807,200	2,896,000	2,898,000	1,877,200	2,996,000	2,998,000	1,947,200
2,798,000	2,800,000	1,808,600	2,898,000	2,900,000	1,878,600	2,998,000	3,000,000	1,948,600
2,800,000	2,802,000	1,810,000	2,900,000	2,902,000	1,880,000	3,000,000	6,000,000	給与等の金額に80%を乗じて算出した金額から450,000円を控除した金額
2,802,000	2,804,000	1,811,400	2,902,000	2,904,000	1,881,400			
2,804,000	2,806,000	1,812,800	2,904,000	2,906,000	1,882,800			
2,806,000	2,808,000	1,814,200	2,906,000	2,908,000	1,884,200			
2,808,000	2,810,000	1,815,600	2,908,000	2,910,000	1,885,600			
2,810,000	2,812,000	1,817,000	2,910,000	2,912,000	1,887,000	6,000,000	8,000,000	給与等の金額に90%を乗じて算出した金額から1,050,000円を控除した金額
2,812,000	2,814,000	1,818,400	2,912,000	2,914,000	1,888,400			
2,814,000	2,816,000	1,819,800	2,914,000	2,916,000	1,889,800			
2,816,000	2,818,000	1,821,200	2,916,000	2,918,000	1,891,200			
2,818,000	2,820,000	1,822,600	2,918,000	2,920,000	1,892,600			
2,820,000	2,822,000	1,824,000	2,920,000	2,922,000	1,894,000	8,000,000 円		6,150,000 円
2,822,000	2,824,000	1,825,400	2,922,000	2,924,000	1,895,400			
2,824,000	2,826,000	1,826,800	2,924,000	2,926,000	1,896,800			
2,826,000	2,828,000	1,828,200	2,926,000	2,928,000	1,898,200			
2,828,000	2,830,000	1,829,600	2,928,000	2,930,000	1,899,600			

(備考) 給与所得控除後の給与等の金額を求めるには、その年中の給与等の金額に応じ、「給与等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「給与所得控除後の給与等の金額」欄に記載されている金額が、その給与等の金額についての給与所得控除後の給与等の金額である。この場合において、給与等の金額が3,000,000円以上の居住者の給与所得控除後の給与等の金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める給与所得控除後の給与等の金額とする。

別表第八 退職所得の源泉徴収税額表

(一)

退職所得控除額控 除後の退職手当等 の金額			税 額	退職所得控除額控 除後の退職手当等 の金額			税 額	退職所得控除額控 除後の退職手当等 の金額			税 額
以	上	未 満		以	上	未 満		以	上	未 満	
円		円	円	円		円	円	円		円	円
2,000	円未満		0	100,000	102,000		5,000	274,000	278,000		13,700
2,000	4,000		100	102,000	104,000		5,100	278,000	282,000		13,900
4,000	6,000		200	104,000	106,000		5,200	282,000	286,000		14,100
6,000	8,000		300	106,000	108,000		5,300	286,000	290,000		14,300
8,000	10,000		400	108,000	110,000		5,400	290,000	294,000		14,500
10,000	12,000		500	110,000	112,000		5,500	294,000	298,000		14,700
12,000	14,000		600	112,000	114,000		5,600	298,000	302,000		14,900
14,000	16,000		700	114,000	116,000		5,700	302,000	306,000		15,100
16,000	18,000		800	116,000	118,000		5,800	306,000	310,000		15,300
18,000	20,000		900	118,000	120,000		5,900	310,000	314,000		15,500
20,000	22,000		1,000	120,000	122,000		6,000	314,000	318,000		15,700
22,000	24,000		1,100	122,000	124,000		6,100	318,000	322,000		15,900
24,000	26,000		1,200	124,000	126,000		6,200	322,000	326,000		16,100
26,000	28,000		1,300	126,000	130,000		6,300	326,000	330,000		16,300
28,000	30,000		1,400	130,000	134,000		6,500	330,000	334,000		16,500
30,000	32,000		1,500	134,000	138,000		6,700	334,000	338,000		16,700
32,000	34,000		1,600	138,000	142,000		6,900	338,000	342,000		16,900
34,000	36,000		1,700	142,000	146,000		7,100	342,000	346,000		17,100
36,000	38,000		1,800	146,000	150,000		7,300	346,000	350,000		17,300
38,000	40,000		1,900	150,000	154,000		7,500	350,000	354,000		17,500
40,000	42,000		2,000	154,000	158,000		7,700	354,000	358,000		17,700
42,000	44,000		2,100	158,000	162,000		7,900	358,000	362,000		17,900
44,000	46,000		2,200	162,000	166,000		8,100	362,000	366,000		18,100
46,000	48,000		2,300	166,000	170,000		8,300	366,000	370,000		18,300
48,000	50,000		2,400	170,000	174,000		8,500	370,000	374,000		18,500
50,000	52,000		2,500	174,000	178,000		8,700	374,000	378,000		18,700
52,000	54,000		2,600	178,000	182,000		8,900	378,000	382,000		18,900
54,000	56,000		2,700	182,000	186,000		9,100	382,000	386,000		19,100
56,000	58,000		2,800	186,000	190,000		9,300	386,000	390,000		19,300
58,000	60,000		2,900	190,000	194,000		9,500	390,000	396,000		19,500
60,000	62,000		3,000	194,000	198,000		9,700	396,000	402,000		19,800
62,000	64,000		3,100	198,000	202,000		9,900	402,000	408,000		20,100
64,000	66,000		3,200	202,000	206,000		10,100	408,000	414,000		20,400
66,000	68,000		3,300	206,000	210,000		10,300	414,000	420,000		20,700
68,000	70,000		3,400	210,000	214,000		10,500	420,000	426,000		21,000
70,000	72,000		3,500	214,000	218,000		10,700	426,000	432,000		21,300
72,000	74,000		3,600	218,000	222,000		10,900	432,000	438,000		21,600
74,000	76,000		3,700	222,000	226,000		11,100	438,000	444,000		21,900
76,000	78,000		3,800	226,000	230,000		11,300	444,000	450,000		22,200
78,000	80,000		3,900	230,000	234,000		11,500	450,000	456,000		22,500
80,000	82,000		4,000	234,000	238,000		11,700	456,000	462,000		22,800
82,000	84,000		4,100	238,000	242,000		11,900	462,000	468,000		23,100
84,000	86,000		4,200	242,000	246,000		12,100	468,000	474,000		23,400
86,000	88,000		4,300	246,000	250,000		12,300	474,000	480,000		23,700
88,000	90,000		4,400	250,000	254,000		12,500	480,000	486,000		24,000
90,000	92,000		4,500	254,000	258,000		12,700	486,000	492,000		24,300
92,000	94,000		4,600	258,000	262,000		12,900	492,000	498,000		24,600
94,000	96,000		4,700	262,000	266,000		13,100	498,000	504,000		24,900
96,000	98,000		4,800	266,000	270,000		13,300	504,000	510,000		25,200
98,000	100,000		4,900	270,000	274,000		13,500	510,000	516,000		25,500

(二)

退職所得控除額控 除後の退職手当等 の金額		税 額	退職所得控除額控 除後の退職手当等 の金額		税 額	退職所得控除額控 除後の退職手当等 の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
516,000	522,000	25,800	828,000	836,000	41,400	1,228,000	1,236,000	61,600
522,000	528,000	26,100	836,000	844,000	41,800	1,236,000	1,244,000	62,100
528,000	534,000	26,400	844,000	852,000	42,200	1,244,000	1,252,000	62,600
534,000	540,000	26,700	852,000	860,000	42,600	1,252,000	1,260,000	63,100
540,000	546,000	27,000	860,000	868,000	43,000	1,260,000	1,268,000	63,600
546,000	552,000	27,300	868,000	876,000	43,400	1,268,000	1,276,000	64,000
552,000	558,000	27,600	876,000	884,000	43,800	1,276,000	1,284,000	64,500
558,000	564,000	27,900	884,000	892,000	44,200	1,284,000	1,292,000	65,000
564,000	570,000	28,200	892,000	900,000	44,600	1,292,000	1,300,000	65,500
570,000	576,000	28,500	900,000	908,000	45,000	1,300,000	1,310,000	66,000
576,000	582,000	28,800	908,000	916,000	45,400	1,310,000	1,320,000	66,600
582,000	588,000	29,100	916,000	924,000	45,800	1,320,000	1,330,000	67,200
588,000	594,000	29,400	924,000	932,000	46,200	1,330,000	1,340,000	67,800
594,000	600,000	29,700	932,000	940,000	46,600	1,340,000	1,350,000	68,400
600,000	606,000	30,000	940,000	948,000	47,000	1,350,000	1,360,000	69,000
606,000	612,000	30,300	948,000	956,000	47,400	1,360,000	1,370,000	69,600
612,000	618,000	30,600	956,000	964,000	47,800	1,370,000	1,380,000	70,200
618,000	624,000	30,900	964,000	972,000	48,200	1,380,000	1,390,000	70,800
624,000	630,000	31,200	972,000	980,000	48,600	1,390,000	1,400,000	71,400
630,000	636,000	31,500	980,000	988,000	49,000	1,400,000	1,410,000	72,000
636,000	642,000	31,800	988,000	996,000	49,400	1,410,000	1,420,000	72,600
642,000	648,000	32,100	996,000	1,004,000	49,800	1,420,000	1,430,000	73,200
648,000	654,000	32,400	1,004,000	1,012,000	50,200	1,430,000	1,440,000	73,800
654,000	660,000	32,700	1,012,000	1,020,000	50,600	1,440,000	1,450,000	74,400
660,000	666,000	33,000	1,020,000	1,028,000	51,000	1,450,000	1,460,000	75,000
666,000	672,000	33,300	1,028,000	1,036,000	51,400	1,460,000	1,470,000	75,600
672,000	678,000	33,600	1,036,000	1,044,000	51,800	1,470,000	1,480,000	76,200
678,000	684,000	33,900	1,044,000	1,052,000	52,200	1,480,000	1,490,000	76,800
684,000	690,000	34,200	1,052,000	1,060,000	52,600	1,490,000	1,500,000	77,400
690,000	696,000	34,500	1,060,000	1,068,000	53,000	1,500,000	1,510,000	78,000
696,000	702,000	34,800	1,068,000	1,076,000	53,400	1,510,000	1,520,000	78,600
702,000	708,000	35,100	1,076,000	1,084,000	53,800	1,520,000	1,530,000	79,200
708,000	714,000	35,400	1,084,000	1,092,000	54,200	1,530,000	1,540,000	79,800
714,000	720,000	35,700	1,092,000	1,100,000	54,600	1,540,000	1,550,000	80,400
720,000	726,000	36,000	1,100,000	1,108,000	55,000	1,550,000	1,560,000	81,000
726,000	732,000	36,300	1,108,000	1,116,000	55,400	1,560,000	1,570,000	81,600
732,000	738,000	36,600	1,116,000	1,124,000	55,800	1,570,000	1,580,000	82,200
738,000	744,000	36,900	1,124,000	1,132,000	56,200	1,580,000	1,590,000	82,800
744,000	750,000	37,200	1,132,000	1,140,000	56,600	1,590,000	1,600,000	83,400
750,000	756,000	37,500	1,140,000	1,148,000	57,000	1,600,000	1,610,000	84,000
756,000	762,000	37,800	1,148,000	1,156,000	57,400	1,610,000	1,620,000	84,600
762,000	768,000	38,100	1,156,000	1,164,000	57,800	1,620,000	1,630,000	85,200
768,000	774,000	38,400	1,164,000	1,172,000	58,200	1,630,000	1,640,000	85,800
774,000	780,000	38,700	1,172,000	1,180,000	58,600	1,640,000	1,650,000	86,400
780,000	788,000	39,000	1,180,000	1,188,000	59,000	1,650,000	1,660,000	87,000
788,000	796,000	39,400	1,188,000	1,196,000	59,400	1,660,000	1,670,000	87,600
796,000	804,000	39,800	1,196,000	1,204,000	59,800	1,670,000	1,680,000	88,200
804,000	812,000	40,200	1,204,000	1,212,000	60,200	1,680,000	1,690,000	88,800
812,000	820,000	40,600	1,212,000	1,220,000	60,700	1,690,000	1,700,000	89,400
820,000	828,000	41,000	1,220,000	1,228,000	61,200	1,700,000	1,710,000	90,000

(三)

退職所得控除額控 除後の退職手当等 の金額		税 額	退職所得控除額控 除後の退職手当等 の金額		税 額	退職所得控除額控 除後の退職手当等 の金額		税 額
以	上 未 満		以	上 未 満		以	上 未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,710,000	1,720,000	90,600	2,210,000	2,220,000	120,600	2,710,000	2,720,000	153,700
1,720,000	1,730,000	91,200	2,220,000	2,230,000	121,200	2,720,000	2,730,000	154,400
1,730,000	1,740,000	91,800	2,230,000	2,240,000	121,800	2,730,000	2,740,000	155,100
1,740,000	1,750,000	92,400	2,240,000	2,250,000	122,400	2,740,000	2,750,000	155,800
1,750,000	1,760,000	93,000	2,250,000	2,260,000	123,000	2,750,000	2,760,000	156,500
1,760,000	1,770,000	93,600	2,260,000	2,270,000	123,600	2,760,000	2,770,000	157,200
1,770,000	1,780,000	94,200	2,270,000	2,280,000	124,200	2,770,000	2,780,000	157,900
1,780,000	1,790,000	94,800	2,280,000	2,290,000	124,800	2,780,000	2,790,000	158,600
1,790,000	1,800,000	95,400	2,290,000	2,300,000	125,400	2,790,000	2,800,000	159,300
1,800,000	1,810,000	96,000	2,300,000	2,310,000	126,000	2,800,000	2,810,000	160,000
1,810,000	1,820,000	96,600	2,310,000	2,320,000	126,600	2,810,000	2,820,000	160,700
1,820,000	1,830,000	97,200	2,320,000	2,330,000	127,200	2,820,000	2,830,000	161,400
1,830,000	1,840,000	97,800	2,330,000	2,340,000	127,800	2,830,000	2,840,000	162,100
1,840,000	1,850,000	98,400	2,340,000	2,350,000	128,400	2,840,000	2,850,000	162,800
1,850,000	1,860,000	99,000	2,350,000	2,360,000	129,000	2,850,000	2,860,000	163,500
1,860,000	1,870,000	99,600	2,360,000	2,370,000	129,600	2,860,000	2,870,000	164,200
1,870,000	1,880,000	100,200	2,370,000	2,380,000	130,200	2,870,000	2,880,000	164,900
1,880,000	1,890,000	100,800	2,380,000	2,390,000	130,800	2,880,000	2,890,000	165,600
1,890,000	1,900,000	101,400	2,390,000	2,400,000	131,400	2,890,000	2,900,000	166,300
1,900,000	1,910,000	102,000	2,400,000	2,410,000	132,000	2,900,000	2,910,000	167,000
1,910,000	1,920,000	102,600	2,410,000	2,420,000	132,700	2,910,000	2,920,000	167,700
1,920,000	1,930,000	103,200	2,420,000	2,430,000	133,400	2,920,000	2,930,000	168,400
1,930,000	1,940,000	103,800	2,430,000	2,440,000	134,100	2,930,000	2,940,000	169,100
1,940,000	1,950,000	104,400	2,440,000	2,450,000	134,800	2,940,000	2,950,000	169,800
1,950,000	1,960,000	105,000	2,450,000	2,460,000	135,500	2,950,000	2,960,000	170,500
1,960,000	1,970,000	105,600	2,460,000	2,470,000	136,200	2,960,000	2,970,000	171,200
1,970,000	1,980,000	106,200	2,470,000	2,480,000	136,900	2,970,000	2,980,000	171,900
1,980,000	1,990,000	106,800	2,480,000	2,490,000	137,600	2,980,000	2,990,000	172,600
1,990,000	2,000,000	107,400	2,490,000	2,500,000	138,300	2,990,000	3,000,000	173,300
2,000,000	2,010,000	108,000	2,500,000	2,510,000	139,000	3,000,000	3,010,000	174,000
2,010,000	2,020,000	108,600	2,510,000	2,520,000	139,700	3,010,000	3,020,000	174,700
2,020,000	2,030,000	109,200	2,520,000	2,530,000	140,400	3,020,000	3,030,000	175,400
2,030,000	2,040,000	109,800	2,530,000	2,540,000	141,100	3,030,000	3,040,000	176,100
2,040,000	2,050,000	110,400	2,540,000	2,550,000	141,800	3,040,000	3,050,000	176,800
2,050,000	2,060,000	111,000	2,550,000	2,560,000	142,500	3,050,000	3,060,000	177,500
2,060,000	2,070,000	111,600	2,560,000	2,570,000	143,200	3,060,000	3,070,000	178,200
2,070,000	2,080,000	112,200	2,570,000	2,580,000	143,900	3,070,000	3,080,000	178,900
2,080,000	2,090,000	112,800	2,580,000	2,590,000	144,600	3,080,000	3,090,000	179,600
2,090,000	2,100,000	113,400	2,590,000	2,600,000	145,300	3,090,000	3,100,000	180,300
2,100,000	2,110,000	114,000	2,600,000	2,610,000	146,000	3,100,000	3,110,000	181,000
2,110,000	2,120,000	114,600	2,610,000	2,620,000	146,700	3,110,000	3,120,000	181,700
2,120,000	2,130,000	115,200	2,620,000	2,630,000	147,400	3,120,000	3,130,000	182,400
2,130,000	2,140,000	115,800	2,630,000	2,640,000	148,100	3,130,000	3,140,000	183,100
2,140,000	2,150,000	116,400	2,640,000	2,650,000	148,800	3,140,000	3,150,000	183,800
2,150,000	2,160,000	117,000	2,650,000	2,660,000	149,500	3,150,000	3,160,000	184,500
2,160,000	2,170,000	117,600	2,660,000	2,670,000	150,200	3,160,000	3,170,000	185,200
2,170,000	2,180,000	118,200	2,670,000	2,680,000	150,900	3,170,000	3,180,000	185,900
2,180,000	2,190,000	118,800	2,680,000	2,690,000	151,600	3,180,000	3,190,000	186,600
2,190,000	2,200,000	119,400	2,690,000	2,700,000	152,300	3,190,000	3,200,000	187,300
2,200,000	2,210,000	120,000	2,700,000	2,710,000	153,000	3,200,000	3,210,000	188,000

(四)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	
3,210,000	3,220,000	188,700	3,710,000	3,720,000	224,800	10,000,000	12,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に13.5%を乗じて算出した金額から480,000円を控除した金額
3,220,000	3,230,000	189,400	3,720,000	3,730,000	225,600			
3,230,000	3,240,000	190,100	3,730,000	3,740,000	226,400			
3,240,000	3,250,000	190,800	3,740,000	3,750,000	227,200			
3,250,000	3,260,000	191,500	3,750,000	3,760,000	228,000			
3,260,000	3,270,000	192,200	3,760,000	3,770,000	228,800	12,000,000	14,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に15%を乗じて算出した金額から660,000円を控除した金額
3,270,000	3,280,000	192,900	3,770,000	3,780,000	229,600			
3,280,000	3,290,000	193,600	3,780,000	3,790,000	230,400			
3,290,000	3,300,000	194,300	3,790,000	3,800,000	231,200			
3,300,000	3,310,000	195,000	3,800,000	3,810,000	232,000			
3,310,000	3,320,000	195,700	3,810,000	3,820,000	232,800	14,000,000	16,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に17%を乗じて算出した金額から940,000円を控除した金額
3,320,000	3,330,000	196,400	3,820,000	3,830,000	233,600			
3,330,000	3,340,000	197,100	3,830,000	3,840,000	234,400			
3,340,000	3,350,000	197,800	3,840,000	3,850,000	235,200			
3,350,000	3,360,000	198,500	3,850,000	3,860,000	236,000			
3,360,000	3,370,000	199,200	3,860,000	3,870,000	236,800	16,000,000	20,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に19%を乗じて算出した金額から1,260,000円を控除した金額
3,370,000	3,380,000	199,900	3,870,000	3,880,000	237,600			
3,380,000	3,390,000	200,600	3,880,000	3,890,000	238,400			
3,390,000	3,400,000	201,300	3,890,000	3,900,000	239,200			
3,400,000	3,410,000	202,000	3,900,000	3,910,000	240,000			
3,410,000	3,420,000	202,700	3,910,000	3,920,000	240,800	20,000,000	24,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に21%を乗じて算出した金額から1,660,000円を控除した金額
3,420,000	3,430,000	203,400	3,920,000	3,930,000	241,600			
3,430,000	3,440,000	204,100	3,930,000	3,940,000	242,400			
3,440,000	3,450,000	204,800	3,940,000	3,950,000	243,200			
3,450,000	3,460,000	205,500	3,950,000	3,960,000	244,000			
3,460,000	3,470,000	206,200	3,960,000	3,970,000	244,800	24,000,000	30,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に23%を乗じて算出した金額から2,140,000円を控除した金額
3,470,000	3,480,000	206,900	3,970,000	3,980,000	245,600			
3,480,000	3,490,000	207,600	3,980,000	3,990,000	246,400			
3,490,000	3,500,000	208,300	3,990,000	4,000,000	247,200			
3,500,000	3,510,000	209,000						
3,510,000	3,520,000	209,700	4,000,000	4,800,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に8%を乗じて算出した金額から72,000円を控除した金額	30,000,000	40,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に25%を乗じて算出した金額から2,740,000円を控除した金額
3,520,000	3,530,000	210,400						
3,530,000	3,540,000	211,100						
3,540,000	3,550,000	211,800						
3,550,000	3,560,000	212,500						
3,560,000	3,570,000	213,200	4,800,000	6,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に9%を乗じて算出した金額から120,000円を控除した金額	40,000,000	60,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に27.5%を乗じて算出した金額から3,740,000円を控除した金額
3,570,000	3,580,000	213,900						
3,580,000	3,590,000	214,600						
3,590,000	3,600,000	215,300						
3,600,000	3,610,000	216,000						
3,610,000	3,620,000	216,800	6,000,000	8,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に10.5%を乗じて算出した金額から210,000円を控除した金額	60,000,000	80,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に30%を乗じて算出した金額から5,240,000円を控除した金額
3,620,000	3,630,000	217,600						
3,630,000	3,640,000	218,400						
3,640,000	3,650,000	219,200						
3,650,000	3,660,000	220,000						
3,660,000	3,670,000	220,800	8,000,000	10,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に12%を乗じて算出した金額から330,000円を控除した金額	80,000,000	120,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に32.5%を乗じて算出した金額から7,240,000円を控除した金額
3,670,000	3,680,000	221,600						
3,680,000	3,690,000	222,400						
3,690,000	3,700,000	223,200						
3,700,000	3,710,000	224,000						

(五)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額
以	上 未 満		以	上 未 満		以	上 未 満	
円 120,000,000	円 160,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に35%を乗じて算出した金額から10,240,000円を控除した金額	160,000,000 円以上		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に37.5%を乗じて算出した金額から14,240,000円を控除した金額			

(注) この表において「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」とは、退職手当等の金額から第二百一条第二項（退職所得に係る徴収税額）に規定する退職所得控除額を控除した残額をいう。

(備考) 税額を求めるには、まず、退職手当等の金額からこの表の付表により第三十条第三項第一号（退職所得控除額）に規定する勤続年数に準ずる勤続年数及び同条第四項第三号に掲げる場合に該当するかどうかに応じて求めた同表の退職所得控除額（同項第一号に掲げる場合に該当するときは、同項の規定に準じて計算した金額）を控除した金額を求め、次に、その金額に応じて「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。この場合において、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額が4,000,000円以上の居住者の退職所得控除額控除後の退職手当等の金額の2分の1に相当する金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数の金額に2を乗じて計算した金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額から控除した後の金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額とみなすものとし、その居住者の税額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。

別表第八の付表

勤続年数	退職所得控除額		勤続年数	退職所得控除額	
	一般退職の場合	障害退職の場合		一般退職の場合	障害退職の場合
2年以下	千円 400	千円 1,400	24 年	千円 5,600	千円 6,600
			25 年	6,000	7,000
			26 年	6,400	7,400
3 年	600	1,600	27 年	6,800	7,800
4 年	800	1,800	28 年	7,200	8,200
5 年	1,000	2,000	29 年	7,600	8,600
6 年	1,200	2,200	30 年	8,000	9,000
7 年	1,400	2,400	31 年	8,400	9,400
8 年	1,600	2,600	32 年	8,800	9,800
9 年	1,800	2,800	33 年	9,200	10,200
10 年	2,000	3,000	34 年	9,600	10,600
11 年	2,200	3,200	35 年	10,000	11,000
12 年	2,400	3,400	36 年	10,400	11,400
13 年	2,600	3,600	37 年	10,800	11,800
14 年	2,800	3,800	38 年	11,200	12,200
15 年	3,000	4,000	39 年	11,600	12,600
16 年	3,200	4,200	40 年	12,000	13,000
17 年	3,400	4,400			
18 年	3,600	4,600	41年以上	12,000千円に、勤続年数が40年を超える1年ごとに400千円を加算した金額	13,000千円に、勤続年数が40年を超える1年ごとに400千円を加算した金額
19 年	3,800	4,800			
20 年	4,000	5,000			
21 年	4,400	5,400			
22 年	4,800	5,800			
23 年	5,200	6,200			

(注) この表における用語については、次に定めるところによる。

(一) 「勤続年数」とは、第二百一条第二項(退職所得に係る徴収税額)に規定する勤続年数に準ずる勤続年数をいう。

(二) 「障害退職の場合」とは、第三十条第四項第三号(障害退職の控除額)に掲げる場合に該当する場合をいう。

(三) 「一般退職の場合」とは、障害退職の場合以外の退職の場合をいう。

(備考)

(一) 退職所得控除額を求めるには、(二)に該当する場合を除き、退職手当等に係る勤続年数に応じ「勤続年数」欄の該当する行を求めるものとし、一般退職の場合にあつてはその行の「退職所得控除額」の「一般退職の場合」欄に記載されている金額が、障害退職の場合にあつてはその行の「退職所得控除額」の「障害退職の場合」欄に記載されている金額が、それぞれその退職手当等に係る退職所得控除額である。

(二) 第三十条第四項第一号に掲げる場合に該当するときは、同項の規定に準じて計算した金額が、その退職手当等に係る退職所得控除額である。

(災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等
に関する法律の一部改正)

第二条 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶
予等に関する法律(昭和二十二年法律第百七十
五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「二百万円」を「四百万円」に、
「百万円」を「二百万円」に、「百五十万円」を「三
百万円」に、「こえる」を「超える」に改める。

第三条第二項及び第三項中「百万円」を「四
百万円」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十九年四月一日から
施行する。

(経過措置の原則)

第二条 この附則に別段の定めがあるものを除
き、第一条の規定による改正後の所得税法(以
下「新法」という。)の規定は、昭和四十九年分以
後の所得税について適用し、昭和四十八年分以
前の所得税については、なお従前の例による。

(昭和四十九年分の所得税の所得控除等及び税
額の計算に係る特例)

第三条 昭和四十九年分の給与所得の金額は、同
年中的新法第二十八条第一項(給与所得)に規定
する給与等(以下「給与等」という。)の収入金額
を附則別表第五の付表の給与等の金額として、
同表により当該金額に応じて求めた同表の給与
所得控除後の給与等の金額に相当する金額によ
るものとする。

2 昭和四十九年分の所得税については、次の表
の上欄に掲げる新法の規定中同表の中欄に掲げ

る字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に
読み替えるものとする。

第五十七条第三項第一号(事業に専 従する親族がある場合の必要経費の 特例等)	三十万円	二十七万五千円
第七十九条第一項及び第二項(障害 者控除)	十六万円	十五万二千五百円
第八十条第一項(老年者控除)、第八 十一条第一項(寡婦控除)及び第八十 二条第一項(勤労学生控除)	二十四万円	二十二万七千五百円
第八十三条第一項(配偶者控除)	十六万円	十五万二千五百円
第八十四条第一項(扶養控除)	二十四万円	二十二万七千五百円
第八十四条第二項	二十八万円	二十五万七千五百円
第八十六条第一項(基礎控除)	二十四万円	二十三万二千五百円
第九十条第二項(変動所得及び臨時 所得の平均課税)	二百万円以下	二百万円未満
第九十条第二項(所得の平均課税)	別表第二	所得税法及び災害被害者に対する租 税の減免、徴収猶予等に関する法律 の一部を改正する法律(昭和四十九 年法律第 号。以下「改正法」と いう。)附則別表第一
第九十条第二項(年末調整)	別表第七の付表	改正法附則別表第五の付表
第九十条第二項(退職所得に係る 源泉徴収税額)	別表第七	改正法附則別表第五
第九十条第二項(退職所得に係る 源泉徴収税額)	別表第八	改正法附則別表第六

3

昭和四十九年分の課税総所得金額、課税退職
所得金額若しくは課税山林所得金額に係る所得
税の額又は新法第九十条第一項第一号に掲げる
税額は、次の各号に掲げる税額の区分に応じ当
該各号に掲げる税額によるものとする。

一 課税総所得金額又は課税退職所得金額に係
る所得税の額 当該課税総所得金額又は課税
退職所得金額に応じ附則別表第一に定める税
額
二 課税山林所得金額に係る所得税の額 当該

課税山林所得金額に応じ附則別表第二に定め
る税額

三 新法第九十条第一項第一号に掲げる税額
同号に規定する調整所得金額に応じ附則別表
第一に定める税額

(少額預金の利子所得等の非課税に関する経過
措置)

第四条 新法第十条(少額預金の利子所得等の非
課税)の規定は、この法律の施行の日(以下「施
行日」という。)以後に預入し、信託し、又は購
入する同条第一項に規定する預貯金、合同運用
信託又は有価証券等について適用する。

2 国内に住所を有する個人が、施行日前に預入
し、信託し、又は購入した第一条の規定による
改正前の所得税法(以下「旧法」という。)第十条
第一項に規定する預貯金、合同運用信託又は有
価証券で同日において同条に規定する要件を満
たすものを有する場合には、当該預貯金、合同
運用信託又は有価証券については、その者が同
日において新法第十条の要件に従って預入し、
信託し、又は購入したものとみなして、同条の
規定を適用する。

3 前項に規定する個人が、施行日において新法
第十条第一項に規定する預貯金、合同運用信託
又は有価証券で昭和四十八年十二月一日から施
行日の前日までの間に同項に規定する金融機関
の営業所等において預入し、信託し、又は購入し
たもの(前項の規定の適用を受けるものを除く。
以下この条において「旧預貯金等」という。)を有

する場合において、当該旧預貯金等に係る利子又は収益の分配（施行日以後に支払を受けるべきものに限り。）につき同日以後最初に支払を受ける日（その日が昭和四十九年十二月三十一日後である場合には、同日とし、施行日以後これらの日前に当該金融機関の営業所等において新法第十条第一項に規定する預貯金、合同運用信託又は有価証券で同項の規定の適用を受けようとするものを預入し、信託し、又は購入する場合には、その最初に預入し、信託し、又は購入する日とする。）までに、同条第三項に規定する非課税貯蓄申告書又は同条第四項に規定する申告書を当該金融機関の営業所等を経由してこれらの規定に規定する税務署長に、当該旧預貯金等に係る同条第一項に規定する非課税貯蓄申込書を当該金融機関の営業所等に、それぞれ提出したとき（当該旧預貯金等が同項第二号に規定する無記名の受益証券に係る貸付信託又は同項第三号に規定する有価証券である場合には、その提出の際これらの規定に規定する保管の委託又は登録がされるときに限る。）は、当該利子又は収益の分配については、当該旧預貯金等は施行日に当該金融機関の営業所等において預入し、信託し、又は購入したものと、これらの申告書及び申込書は同日に提出されたものと、当該保管の委託又は登録は同日に行われたものと、それぞれみなして同条の規定を適用する。

4 前項に定めるもののほか、旧預貯金等に係る新法第十条の規定の適用に必要事項は、

政令で定める。

（青色申告の承認の申請等に係る経過措置）

第五条 新法第五十七条第二項（事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等）及び第四百四十四条（青色申告の承認の申請）（新法第六十六条（非居住者に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定（これらの規定に規定する事業又は業務を開始した場合に係る部分に限る。）は、施行日以後に当該事業又は業務を開始する場合について適用し、同日前に当該事業又は業務を開始した場合については、なお従前の例による。

（昭和四十九年分及び昭和五十年分の所得税に係る予定納税基準額の計算の特例）

第六条 居住者の昭和四十九年分の所得税については、新法第一百四十一条（予定納税額の納付）に規定する予定納税基準額（以下「予定納税基準額」という。）は、次項の規定の適用がある場合を除き、第一号に掲げる金額に第二号に掲げる率を乗じて計算した金額によるものとする。

一 その者の昭和四十八年分の課税総所得金額に係る所得税の額（当該課税総所得金額の計算の基礎となつた各種所得の金額のうちに譲渡所得の金額、一時所得の金額、雑所得の金額又は雑所得に該当しない臨時所得の金額があつた場合には、旧法第一百四十一条第一号の規定に基づく政令の規定に準じてこれらの金額がなかつたものとみなして計算した額とし、同年分の所得税について第二条の規定に

よる改正前の災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第二条（所得税の軽減又は免除）の規定の適用があつた場合には、同条の規定の適用がなかつたものとして計算した額とする。）から、当該各種所得につき源泉徴収をされた又ははされるべき所得税の額（一時所得の金額、雑所得の金額及び雑所得に該当しない臨時所得の金額に係るものを除く。）を控除した金額

二 前号に掲げる金額の計算の基礎となつた課税総所得金額（昭和四十八年分の所得税について旧法第九十条第一項（変動所得及び臨時所得の平均課税）の規定の適用があつた場合には、同項第一号に規定する調整所得金額とし、同年分の課税総所得金額の計算の基礎となつた各種所得の金額のうちに譲渡所得の金額、一時所得の金額、雑所得の金額又は雑所得に該当しない臨時所得の金額があつた場合には、旧法第一百四十一条第一号の規定に基づく政令の規定に準じてこれらの金額がなかつたものとみなして計算した額とする。以下次項までにおいて「課税総所得金額等」という。）と当該課税総所得金額等の計算の基礎となつた旧法第五十七条第三項（事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等）に規定する事業専従者、控除対象配偶者及び扶養親族の有無並びにこれらの者の数に応じ附則別表第三により求めた率

円以上である居住者の昭和四十九年分の所得税に係る予定納税基準額は、その者の前項第一号に掲げる金額から百五十万円を控除した金額によるものとする。

3 昭和四十八年分の所得税につき旧法第九十七条第一項（合算対象世帯員がある場合の税額）の規定の適用があつた場合における昭和四十九年分の予定納税基準額の計算については、政令で定める。

4 非居住者の昭和四十九年分の所得税に係る予定納税基準額は、前三項の規定に準じて計算したところによる。

5 前各項の規定は、居住者又は非居住者の昭和五十年分の所得税に係る予定納税基準額の計算について準用する。この場合において、第一項中「昭和四十八年分」とあるのは「昭和四十九年分」と、「旧法」とあるのは「新法」と、「改正前」とあるのは「改正後」と、「附則別表第三」とあるのは「附則別表第四」と、第二項中「昭和四十八年分」とあるのは「昭和四十九年分」と、「百五十万円」とあるのは「五十万円」と、第三項中「昭和四十八年分」とあるのは「昭和四十九年分」と、「旧法」とあるのは「新法」と、それぞれ読み替へるものとする。

（昭和五十年分の純損失の繰戻しによる還付に係る特例）

第七条 昭和五十年において純損失の金額がある場合における新法第四百四十条第一項（純損失の繰戻しによる還付の請求）又は第四百四十一条第

一項（相続人等の純損失の繰戻しによる還付の請求）（これらの規定を新法第六十六條（非居住者に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定による還付金の計算の基礎となる所得税の額は、附則第三條第三項（昭和四十九年分の所得税の所得控除等及び税額の計算に係る特例）の規定（同條第二項の規定により読み替えられた新法第九十條第二項（変動所得及び臨時所得の平均課税）の規定を含む。）を適用して計算した所得税の額による。

（給与所得及び退職所得に係る源泉徴収に関する経過措置）

第八條 新法第四編第二章第一節（給与所得に係る源泉徴収義務及び徴収税額）の規定及び新法別表第四から別表第六までは、施行日以後に支払うべき給与等について適用し、同日前に支払うべき給与等については、なお従前の例による。

2 附則第三條第二項（昭和四十九年分の所得税の所得控除等及び税額の計算に係る特例）の規定により読み替えられた新法第九十條（年末調整）の規定並びに附則別表第五及び同表の付表は、昭和四十九年中に支払うべき給与等での最後に支払をする日が施行日以後である場合について適用し、その最後に支払をする日が施行日前である場合については、なお従前の例による。

3 附則第三條第二項の規定により読み替えられ

た新法第二百一條（退職所得に係る源泉徴収税額）の規定並びに附則別表第六及び新法別表第八の付表は、昭和四十九年中に支払うべき新法第九十條（退職所得に係る源泉徴収義務）に規定する退職手当等（以下「退職手当等」という。）で施行日以後に支払われるものについて適用し、同年中に支払うべき退職手当等で同日前に支払われたものについては、なお従前の例による。

（施行日前に出国をした者に係る更正の請求）

第九條 施行日前に昭和四十九年分の所得税につき旧法第二百七條（年の中途で出国をする場合の確定申告）（旧法第六十六條（非居住者に対する準用））において準用する場合を含む。）の規定による申告書を提出した者及び同日前に同年分の所得税につき国税通則法（昭和三十七年法律第六十六號）第二十五條（決定）の規定による決定を受けた者は、当該申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項（これらの事項につき同日前に同法第二十四條（更正）又は第二十六條（再更正）の規定による更正があつた場合には、当該更正後の事項）につき新法の規定の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項について、昭和五十年三月三十一日まで、税務署長に対し、国税通則法第二十三條第一項（更正の請求）の更正の請求をすることができる。

2 前項の更正の請求に基づく国税通則法第二十四條又は第二十六條の規定による更正があつた

場合において、新法第五十九條第二項（更正又は決定による源泉徴収税額等の還付）（新法第六十八條（非居住者に対する準用））において準用する場合を含む。）の規定による還付金について国税通則法第五十八條第一項（還付加算金）に規定する還付加算金を計算するときは、その計算の基礎となる同項の期間は、施行日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき同法第五十七條第一項（充当）の規定による充当（以下「充当」という。）をする日（同日前に充当をするのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日）までの期間とする。

（施行日前に支払われた退職所得に係る源泉徴収税額の還付）

第十條 昭和四十九年中に支払うべき退職手当等で施行日前に支払われたものにつき旧法第九十九條から第二百二條まで（退職所得に係る源泉徴収）の規定により徴収された所得税の額が、当該退職手当等につき附則第三條第二項（昭和四十九年分の所得税の所得控除等及び税額の計算に係る特例）の規定により読み替えられた新法第二百一條及び新法第二百二條の規定を適用した場合における所得税の額を超えるときは、当該退職手当等の支払を受けた居住者は、政令で定めるところにより、同年六月三十日まで、納税地の所轄税務署長に対し、その超える金額の還付を請求することができる。

2 前項に規定する退職手当等につき同項の規定による還付の請求があつた場合には、その居住者の昭和四十九年分の所得税についての申告、更正又は決定、納付、徴収（退職手当等に係る源泉徴収を除く。）及び還付（当該請求に係る還

付を除く。）に関する規定の適用並びに同年中に支払うべき退職手当等で施行日以後に支払われるものに対する新法第二百一條第一項第二号の規定の適用については、当該請求に係る退職手当等について旧法第九十九條から第二百二條までの規定により徴収された所得税の額から当該請求により還付すべき金額を控除した金額の所得税の徴収が行われたものとみなす。

3 第一項の規定による還付金について国税通則法第五十八條第一項（還付加算金）に規定する還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる同項の期間は、第一項の規定による還付の請求があつた日から一月を経過する日の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日（同日前に充当をするのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日）までの期間とする。

（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十一條 第二條の規定による改正後の災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第二條及び第三條の規定は、昭和四十九年分以後の所得税について適用し、昭和四十八年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（所得税法の一部を改正する法律の一部改正）

第十二條 所得税法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第八號）の一部を次のように改正する。

附則第五條の見出し中「及び昭和四十九年分」を削り、同條第五項を削る。

附則別表第三を削る。

附則別表第一 昭和49年分の所得税の簡易税額表

(一)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合
以上	未満			以上	未満			以上	未満		
円	円未満	円	%	円	円	円	%	円	円	円	%
1,000	2,000	100	10	50,000	51,000	5,000	10	137,000	139,000	13,700	10
1,000	3,000	200	10	51,000	52,000	5,100	10	139,000	141,000	13,900	10
2,000	4,000	300	10	52,000	53,000	5,200	10	141,000	143,000	14,100	10
3,000	5,000	400	10	53,000	54,000	5,300	10	143,000	145,000	14,300	10
4,000				54,000	55,000	5,400	10	145,000	147,000	14,500	10
5,000	6,000	500	10	55,000	56,000	5,500	10	147,000	149,000	14,700	10
6,000	7,000	600	10	56,000	57,000	5,600	10	149,000	151,000	14,900	10
7,000	8,000	700	10	57,000	58,000	5,700	10	151,000	153,000	15,100	10
8,000	9,000	800	10	58,000	59,000	5,800	10	153,000	155,000	15,300	10
9,000	10,000	900	10	59,000	60,000	5,900	10	155,000	157,000	15,500	10
10,000	11,000	1,000	10	60,000	61,000	6,000	10	157,000	159,000	15,700	10
11,000	12,000	1,100	10	61,000	62,000	6,100	10	159,000	161,000	15,900	10
12,000	13,000	1,200	10	62,000	63,000	6,200	10	161,000	163,000	16,100	10
13,000	14,000	1,300	10	63,000	65,000	6,300	10	163,000	165,000	16,300	10
14,000	15,000	1,400	10	65,000	67,000	6,500	10	165,000	167,000	16,500	10
15,000	16,000	1,500	10	67,000	69,000	6,700	10	167,000	169,000	16,700	10
16,000	17,000	1,600	10	69,000	71,000	6,900	10	169,000	171,000	16,900	10
17,000	18,000	1,700	10	71,000	73,000	7,100	10	171,000	173,000	17,100	10
18,000	19,000	1,800	10	73,000	75,000	7,300	10	173,000	175,000	17,300	10
19,000	20,000	1,900	10	75,000	77,000	7,500	10	175,000	177,000	17,500	10
20,000	21,000	2,000	10	77,000	79,000	7,700	10	177,000	179,000	17,700	10
21,000	22,000	2,100	10	79,000	81,000	7,900	10	179,000	181,000	17,900	10
22,000	23,000	2,200	10	81,000	83,000	8,100	10	181,000	183,000	18,100	10
23,000	24,000	2,300	10	83,000	85,000	8,300	10	183,000	185,000	18,300	10
24,000	25,000	2,400	10	85,000	87,000	8,500	10	185,000	187,000	18,500	10
25,000	26,000	2,500	10	87,000	89,000	8,700	10	187,000	189,000	18,700	10
26,000	27,000	2,600	10	89,000	91,000	8,900	10	189,000	191,000	18,900	10
27,000	28,000	2,700	10	91,000	93,000	9,100	10	191,000	193,000	19,100	10
28,000	29,000	2,800	10	93,000	95,000	9,300	10	193,000	195,000	19,300	10
29,000	30,000	2,900	10	95,000	97,000	9,500	10	195,000	198,000	19,500	10
30,000	31,000	3,000	10	97,000	99,000	9,700	10	198,000	201,000	19,800	10
31,000	32,000	3,100	10	99,000	101,000	9,900	10	201,000	204,000	20,100	10
32,000	33,000	3,200	10	101,000	103,000	10,100	10	204,000	207,000	20,400	10
33,000	34,000	3,300	10	103,000	105,000	10,300	10	207,000	210,000	20,700	10
34,000	35,000	3,400	10	105,000	107,000	10,500	10	210,000	213,000	21,000	10
35,000	36,000	3,500	10	107,000	109,000	10,700	10	213,000	216,000	21,300	10
36,000	37,000	3,600	10	109,000	111,000	10,900	10	216,000	219,000	21,600	10
37,000	38,000	3,700	10	111,000	113,000	11,100	10	219,000	222,000	21,900	10
38,000	39,000	3,800	10	113,000	115,000	11,300	10	222,000	225,000	22,200	10
39,000	40,000	3,900	10	115,000	117,000	11,500	10	225,000	228,000	22,500	10
40,000	41,000	4,000	10	117,000	119,000	11,700	10	228,000	231,000	22,800	10
41,000	42,000	4,100	10	119,000	121,000	11,900	10	231,000	234,000	23,100	10
42,000	43,000	4,200	10	121,000	123,000	12,100	10	234,000	237,000	23,400	10
43,000	44,000	4,300	10	123,000	125,000	12,300	10	237,000	240,000	23,700	10
44,000	45,000	4,400	10	125,000	127,000	12,500	10	240,000	243,000	24,000	10
45,000	46,000	4,500	10	127,000	129,000	12,700	10	243,000	246,000	24,300	10
46,000	47,000	4,600	10	129,000	131,000	12,900	10	246,000	249,000	24,600	10
47,000	48,000	4,700	10	131,000	133,000	13,100	10	249,000	252,000	24,900	10
48,000	49,000	4,800	10	133,000	135,000	13,300	10	252,000	255,000	25,200	10
49,000	50,000	4,900	10	135,000	137,000	13,500	10	255,000	258,000	25,500	10

(二)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合
以 上	未 満			以 上	未 満			以 上	未 満		
円	円	円	%	円	円	円	%	円	円	円	%
258,000	261,000	25,800	10	414,000	418,000	41,400	10	614,000	618,000	62,600	10
261,000	264,000	26,100	10	418,000	422,000	41,800	10	618,000	622,000	63,100	10
264,000	267,000	26,400	10	422,000	426,000	42,300	10	622,000	626,000	63,600	10
267,000	270,000	26,700	10	426,000	430,000	42,700	10	626,000	630,000	64,100	10
270,000	273,000	27,000	10	430,000	434,000	43,100	10	630,000	634,000	64,600	10
273,000	276,000	27,300	10	434,000	438,000	43,500	10	634,000	638,000	65,000	10
276,000	279,000	27,600	10	438,000	442,000	43,900	10	638,000	642,000	65,500	10
279,000	282,000	27,900	10	442,000	446,000	44,400	10	642,000	646,000	66,000	10
282,000	285,000	28,200	10	446,000	450,000	44,800	10	646,000	650,000	66,500	10
285,000	288,000	28,500	10	450,000	454,000	45,200	10	650,000	655,000	67,000	10
288,000	291,000	28,800	10	454,000	458,000	45,600	10	655,000	660,000	67,600	10
291,000	294,000	29,100	10	458,000	462,000	46,000	10	660,000	665,000	68,200	10
294,000	297,000	29,400	10	462,000	466,000	46,500	10	665,000	670,000	68,800	10
297,000	300,000	29,700	10	466,000	470,000	46,900	10	670,000	675,000	69,400	10
300,000	303,000	30,000	10	470,000	474,000	47,300	10	675,000	680,000	70,000	10
303,000	306,000	30,300	10	474,000	478,000	47,700	10	680,000	685,000	70,600	10
306,000	309,000	30,600	10	478,000	482,000	48,100	10	685,000	690,000	71,200	10
309,000	312,000	30,900	10	482,000	486,000	48,600	10	690,000	695,000	71,800	10
312,000	315,000	31,200	10	486,000	490,000	49,000	10	695,000	700,000	72,400	10
315,000	318,000	31,500	10	490,000	494,000	49,400	10	700,000	705,000	73,000	10
318,000	321,000	31,800	10	494,000	498,000	49,800	10	705,000	710,000	73,600	10
321,000	324,000	32,100	10	498,000	502,000	50,200	10	710,000	715,000	74,200	10
324,000	327,000	32,400	10	502,000	506,000	50,700	10	715,000	720,000	74,800	10
327,000	330,000	32,700	10	506,000	510,000	51,100	10	720,000	725,000	75,400	10
330,000	333,000	33,000	10	510,000	514,000	51,500	10	725,000	730,000	76,000	10
333,000	336,000	33,300	10	514,000	518,000	51,900	10	730,000	735,000	76,600	10
336,000	339,000	33,600	10	518,000	522,000	52,300	10	735,000	740,000	77,200	10
339,000	342,000	33,900	10	522,000	526,000	52,800	10	740,000	745,000	77,800	10
342,000	345,000	34,200	10	526,000	530,000	53,200	10	745,000	750,000	78,400	10
345,000	348,000	34,500	10	530,000	534,000	53,600	10	750,000	755,000	79,000	10
348,000	351,000	34,800	10	534,000	538,000	54,000	10	755,000	760,000	79,600	10
351,000	354,000	35,100	10	538,000	542,000	54,400	10	760,000	765,000	80,200	10
354,000	357,000	35,400	10	542,000	546,000	54,900	10	765,000	770,000	80,800	10
357,000	360,000	35,700	10	546,000	550,000	55,300	10	770,000	775,000	81,400	10
360,000	363,000	36,000	10	550,000	554,000	55,700	10	775,000	780,000	82,000	10
363,000	366,000	36,300	10	554,000	558,000	56,100	10	780,000	785,000	82,600	10
366,000	369,000	36,600	10	558,000	562,000	56,500	10	785,000	790,000	83,200	10
369,000	372,000	36,900	10	562,000	566,000	57,000	10	790,000	795,000	83,800	10
372,000	375,000	37,200	10	566,000	570,000	57,400	10	795,000	800,000	84,400	10
375,000	378,000	37,500	10	570,000	574,000	57,800	10	800,000	805,000	85,000	10
378,000	381,000	37,800	10	574,000	578,000	58,200	10	805,000	810,000	85,600	10
381,000	384,000	38,100	10	578,000	582,000	58,600	10	810,000	815,000	86,200	10
384,000	387,000	38,400	10	582,000	586,000	59,100	10	815,000	820,000	86,800	10
387,000	390,000	38,700	10	586,000	590,000	59,500	10	820,000	825,000	87,500	10
390,000	394,000	39,000	10	590,000	594,000	59,900	10	825,000	830,000	88,100	10
394,000	398,000	39,400	10	594,000	598,000	60,300	10	830,000	835,000	88,700	10
398,000	402,000	39,800	10	598,000	602,000	60,700	10	835,000	840,000	89,300	10
402,000	406,000	40,200	10	602,000	606,000	61,200	10	840,000	845,000	90,000	10
406,000	410,000	40,600	10	606,000	610,000	61,700	10	845,000	850,000	90,600	10
410,000	414,000	41,000	10	610,000	614,000	62,200	10	850,000	855,000	91,200	10

(三)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ウ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ウ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ウ)の(イ)に対する割合
以 上	未 満			以 上	未 満			以 上	未 満		
円	円	円	%	円	円	円	%	円	円	円	%
855,000	860,000	91,800	10	1,105,000	1,110,000	123,100	11	1,355,000	1,360,000	157,400	11
860,000	865,000	92,500	10	1,110,000	1,115,000	123,700	11	1,360,000	1,365,000	158,200	11
865,000	870,000	93,100	10	1,115,000	1,120,000	124,300	11	1,365,000	1,370,000	158,900	11
870,000	875,000	93,700	10	1,120,000	1,125,000	125,000	11	1,370,000	1,375,000	159,600	11
875,000	880,000	94,300	10	1,125,000	1,130,000	125,600	11	1,375,000	1,380,000	160,300	11
880,000	885,000	95,000	10	1,130,000	1,135,000	126,200	11	1,380,000	1,385,000	161,100	11
885,000	890,000	95,600	10	1,135,000	1,140,000	126,800	11	1,385,000	1,390,000	161,800	11
890,000	895,000	96,200	10	1,140,000	1,145,000	127,500	11	1,390,000	1,395,000	162,500	11
895,000	900,000	96,800	10	1,145,000	1,150,000	128,100	11	1,395,000	1,400,000	163,200	11
900,000	905,000	97,500	10	1,150,000	1,155,000	128,700	11	1,400,000	1,405,000	164,000	11
905,000	910,000	98,100	10	1,155,000	1,160,000	129,300	11	1,405,000	1,410,000	164,700	11
910,000	915,000	98,700	10	1,160,000	1,165,000	130,000	11	1,410,000	1,415,000	165,400	11
915,000	920,000	99,300	10	1,165,000	1,170,000	130,600	11	1,415,000	1,420,000	166,100	11
920,000	925,000	100,000	10	1,170,000	1,175,000	131,200	11	1,420,000	1,425,000	166,900	11
925,000	930,000	100,600	10	1,175,000	1,180,000	131,800	11	1,425,000	1,430,000	167,600	11
930,000	935,000	101,200	10	1,180,000	1,185,000	132,500	11	1,430,000	1,435,000	168,300	11
935,000	940,000	101,800	10	1,185,000	1,190,000	133,100	11	1,435,000	1,440,000	169,000	11
940,000	945,000	102,500	10	1,190,000	1,195,000	133,700	11	1,440,000	1,445,000	169,800	11
945,000	950,000	103,100	10	1,195,000	1,200,000	134,300	11	1,445,000	1,450,000	170,500	11
950,000	955,000	103,700	10	1,200,000	1,205,000	135,000	11	1,450,000	1,455,000	171,200	11
955,000	960,000	104,300	10	1,205,000	1,210,000	135,700	11	1,455,000	1,460,000	171,900	11
960,000	965,000	105,000	10	1,210,000	1,215,000	136,400	11	1,460,000	1,465,000	172,700	11
965,000	970,000	105,600	10	1,215,000	1,220,000	137,100	11	1,465,000	1,470,000	173,400	11
970,000	975,000	106,200	10	1,220,000	1,225,000	137,900	11	1,470,000	1,475,000	174,100	11
975,000	980,000	106,800	10	1,225,000	1,230,000	138,600	11	1,475,000	1,480,000	174,800	11
980,000	985,000	107,500	10	1,230,000	1,235,000	139,300	11	1,480,000	1,485,000	175,600	11
985,000	990,000	108,100	10	1,235,000	1,240,000	140,000	11	1,485,000	1,490,000	176,300	11
990,000	995,000	108,700	10	1,240,000	1,245,000	140,800	11	1,490,000	1,495,000	177,000	11
995,000	1,000,000	109,300	10	1,245,000	1,250,000	141,500	11	1,495,000	1,500,000	177,700	11
1,000,000	1,005,000	110,000	11	1,250,000	1,255,000	142,200	11	1,500,000	1,505,000	178,500	11
1,005,000	1,010,000	110,600	11	1,255,000	1,260,000	142,900	11	1,505,000	1,510,000	179,200	11
1,010,000	1,015,000	111,200	11	1,260,000	1,265,000	143,700	11	1,510,000	1,515,000	179,900	11
1,015,000	1,020,000	111,800	11	1,265,000	1,270,000	144,400	11	1,515,000	1,520,000	180,600	11
1,020,000	1,025,000	112,500	11	1,270,000	1,275,000	145,100	11	1,520,000	1,525,000	181,400	11
1,025,000	1,030,000	113,100	11	1,275,000	1,280,000	145,800	11	1,525,000	1,530,000	182,100	11
1,030,000	1,035,000	113,700	11	1,280,000	1,285,000	146,600	11	1,530,000	1,535,000	182,800	11
1,035,000	1,040,000	114,300	11	1,285,000	1,290,000	147,300	11	1,535,000	1,540,000	183,500	11
1,040,000	1,045,000	115,000	11	1,290,000	1,295,000	148,000	11	1,540,000	1,545,000	184,300	11
1,045,000	1,050,000	115,600	11	1,295,000	1,300,000	148,700	11	1,545,000	1,550,000	185,000	11
1,050,000	1,055,000	116,200	11	1,300,000	1,305,000	149,500	11	1,550,000	1,555,000	185,700	11
1,055,000	1,060,000	116,800	11	1,305,000	1,310,000	150,200	11	1,555,000	1,560,000	186,400	11
1,060,000	1,065,000	117,500	11	1,310,000	1,315,000	150,900	11	1,560,000	1,565,000	187,200	12
1,065,000	1,070,000	118,100	11	1,315,000	1,320,000	151,600	11	1,565,000	1,570,000	187,900	12
1,070,000	1,075,000	118,700	11	1,320,000	1,325,000	152,400	11	1,570,000	1,575,000	188,600	12
1,075,000	1,080,000	119,300	11	1,325,000	1,330,000	153,100	11	1,575,000	1,580,000	189,300	12
1,080,000	1,085,000	120,000	11	1,330,000	1,335,000	153,800	11	1,580,000	1,585,000	190,100	12
1,085,000	1,090,000	120,600	11	1,335,000	1,340,000	154,500	11	1,585,000	1,590,000	190,800	12
1,090,000	1,095,000	121,200	11	1,340,000	1,345,000	155,300	11	1,590,000	1,595,000	191,500	12
1,095,000	1,100,000	121,800	11	1,345,000	1,350,000	156,000	11	1,595,000	1,600,000	192,200	12
1,100,000	1,105,000	122,500	11	1,350,000	1,355,000	156,700	11	1,600,000	1,605,000	193,000	12

(四)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合
以	上			以	上			以	上		
円	円	円	%	円	円	円	%	円	円		
1,605,000	1,610,000	193,700	12	1,855,000	1,860,000	232,000	12	3,200,000	3,800,000	(イ)の金額に22.5%を乗じて算出した金額から236,400円を控除した金額	
1,610,000	1,615,000	194,500	12	1,860,000	1,865,000	232,900	12				
1,615,000	1,620,000	195,200	12	1,865,000	1,870,000	233,700	12				
1,620,000	1,625,000	196,000	12	1,870,000	1,875,000	234,500	12				
1,625,000	1,630,000	196,700	12	1,875,000	1,880,000	235,300	12				
1,630,000	1,635,000	197,500	12	1,880,000	1,885,000	236,200	12	3,800,000	4,000,000	(イ)の金額に23.2%を乗じて算出した金額から263,000円を控除した金額	
1,635,000	1,640,000	198,200	12	1,885,000	1,890,000	237,000	12				
1,640,000	1,645,000	199,000	12	1,890,000	1,895,000	237,800	12				
1,645,000	1,650,000	199,700	12	1,895,000	1,900,000	238,600	12				
1,650,000	1,655,000	200,500	12	1,900,000	1,905,000	239,500	12				
1,655,000	1,660,000	201,200	12	1,905,000	1,910,000	240,300	12	4,000,000	4,400,000	(イ)の金額に25.5%を乗じて算出した金額から355,000円を控除した金額	
1,660,000	1,665,000	202,000	12	1,910,000	1,915,000	241,100	12				
1,665,000	1,670,000	202,700	12	1,915,000	1,920,000	241,900	12				
1,670,000	1,675,000	203,500	12	1,920,000	1,925,000	242,800	12				
1,675,000	1,680,000	204,200	12	1,925,000	1,930,000	243,600	12				
1,680,000	1,685,000	205,000	12	1,930,000	1,935,000	244,400	12	4,400,000	5,000,000	(イ)の金額に26.5%を乗じて算出した金額から399,000円を控除した金額	
1,685,000	1,690,000	205,700	12	1,935,000	1,940,000	245,200	12				
1,690,000	1,695,000	206,500	12	1,940,000	1,945,000	246,100	12				
1,695,000	1,700,000	207,200	12	1,945,000	1,950,000	246,900	12				
1,700,000	1,705,000	208,000	12	1,950,000	1,955,000	247,700	12				
1,705,000	1,710,000	208,700	12	1,955,000	1,960,000	248,500	12	5,000,000	6,000,000	(イ)の金額に29.7%を乗じて算出した金額から559,000円を控除した金額	
1,710,000	1,715,000	209,500	12	1,960,000	1,965,000	249,400	12				
1,715,000	1,720,000	210,200	12	1,965,000	1,970,000	250,200	12				
1,720,000	1,725,000	211,000	12	1,970,000	1,975,000	251,000	12				
1,725,000	1,730,000	211,700	12	1,975,000	1,980,000	251,800	12				
1,730,000	1,735,000	212,500	12	1,980,000	1,985,000	252,700	12	6,000,000	7,000,000	(イ)の金額に33%を乗じて算出した金額から757,000円を控除した金額	
1,735,000	1,740,000	213,200	12	1,985,000	1,990,000	253,500	12				
1,740,000	1,745,000	214,000	12	1,990,000	1,995,000	254,300	12				
1,745,000	1,750,000	214,700	12	1,995,000	2,000,000	255,100	12				
1,750,000	1,755,000	215,500	12								
1,755,000	1,760,000	216,200	12	2,000,000	2,400,000	(イ)の金額に17.2%を乗じて算出した金額から88,000円を控除した金額		7,000,000	8,000,000	(イ)の金額に37%を乗じて算出した金額から1,037,000円を控除した金額	
1,760,000	1,765,000	217,000	12								
1,765,000	1,770,000	217,700	12								
1,770,000	1,775,000	218,500	12								
1,775,000	1,780,000	219,200	12								
1,780,000	1,785,000	220,000	12	2,400,000	2,600,000	(イ)の金額に18.7%を乗じて算出した金額から124,000円を控除した金額		8,000,000	9,000,000	(イ)の金額に40%を乗じて算出した金額から1,277,000円を控除した金額	
1,785,000	1,790,000	220,700	12								
1,790,000	1,795,000	221,500	12								
1,795,000	1,800,000	222,200	12								
1,800,000	1,805,000	223,000	12								
1,805,000	1,810,000	223,800	12	2,600,000	3,000,000	(イ)の金額に19.5%を乗じて算出した金額から144,800円を控除した金額		9,000,000	10,000,000	(イ)の金額に41%を乗じて算出した金額から1,367,000円を控除した金額	
1,810,000	1,815,000	224,600	12								
1,815,000	1,820,000	225,400	12								
1,820,000	1,825,000	226,300	12								
1,825,000	1,830,000	227,100	12								
1,830,000	1,835,000	227,900	12	3,000,000	3,200,000	(イ)の金額に21.7%を乗じて算出した金額から210,800円を控除した金額		10,000,000	12,000,000	(イ)の金額に44%を乗じて算出した金額から1,667,000円を控除した金額	
1,835,000	1,840,000	228,700	12								
1,840,000	1,845,000	229,600	12								
1,845,000	1,850,000	230,400	12								
1,850,000	1,855,000	231,200	12								

(五)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額 (イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合
以	上			以	上			以	上		
12,000,000	15,000,000	円	(イ)の金額に48.2%を乗じて算出した金額から2,171,000円を控除した金額	30,000,000	40,000,000	円	(イ)の金額に60%を乗じて算出した金額から4,761,000円を控除した金額	80,000,000 円以上		(イ)の金額に75%を乗じて算出した金額から13,761,000円を控除した金額	
15,000,000	20,000,000	円	(イ)の金額に51.2%を乗じて算出した金額から2,621,000円を控除した金額	40,000,000	60,000,000	円	(イ)の金額に65%を乗じて算出した金額から6,761,000円を控除した金額				
20,000,000	30,000,000	円	(イ)の金額に56.2%を乗じて算出した金額から3,621,000円を控除した金額	60,000,000	80,000,000	円	(イ)の金額に70%を乗じて算出した金額から9,761,000円を控除した金額				

(注) この表において「調整所得金額」とは、新法第九十条第一項第一号（変動所得及び臨時所得の平均課税）に規定する調整所得金額をいう。

(備考)

- (1) 課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額に係る税額を求めるには、課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額に応じ、「課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額(ロ)」欄に記載されている金額が、その求める税額である。
- (2) 附則第三条第二項（昭和四十九年分の所得税の所得控除等及び税額の計算に係る特例）の規定により読み替えられた新法第九十条第二項に規定する割合を求めるには、調整所得金額に応じ、「課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「(ロ)の(イ)に対する割合」欄に記載されている率が、その求める割合である。

附則別表第二 昭和49年分の山林所得に係る得税の簡易税額表

(一)

課税山林所得金額		税額	課税山林所得金額		税額	課税山林所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円 1,000	円未満	円 0	円 50,000	円 51,000	円 5,000	円 137,000	円 139,000	円 13,700
1,000	2,000	100	51,000	52,000	5,100	139,000	141,000	13,900
2,000	3,000	200	52,000	53,000	5,200	141,000	143,000	14,100
3,000	4,000	300	53,000	54,000	5,300	143,000	145,000	14,300
4,000	5,000	400	54,000	55,000	5,400	145,000	147,000	14,500
5,000	6,000	500	55,000	56,000	5,500	147,000	149,000	14,700
6,000	7,000	600	56,000	57,000	5,600	149,000	151,000	14,900
7,000	8,000	700	57,000	58,000	5,700	151,000	153,000	15,100
8,000	9,000	800	58,000	59,000	5,800	153,000	155,000	15,300
9,000	10,000	900	59,000	60,000	5,900	155,000	157,000	15,500
10,000	11,000	1,000	60,000	61,000	6,000	157,000	159,000	15,700
11,000	12,000	1,100	61,000	62,000	6,100	159,000	161,000	15,900
12,000	13,000	1,200	62,000	63,000	6,200	161,000	163,000	16,100
13,000	14,000	1,300	63,000	65,000	6,300	163,000	165,000	16,300
14,000	15,000	1,400	65,000	67,000	6,500	165,000	167,000	16,500
15,000	16,000	1,500	67,000	69,000	6,700	167,000	169,000	16,700
16,000	17,000	1,600	69,000	71,000	6,900	169,000	171,000	16,900
17,000	18,000	1,700	71,000	73,000	7,100	171,000	173,000	17,100
18,000	19,000	1,800	73,000	75,000	7,300	173,000	175,000	17,300
19,000	20,000	1,900	75,000	77,000	7,500	175,000	177,000	17,500
20,000	21,000	2,000	77,000	79,000	7,700	177,000	179,000	17,700
21,000	22,000	2,100	79,000	81,000	7,900	179,000	181,000	17,900
22,000	23,000	2,200	81,000	83,000	8,100	181,000	183,000	18,100
23,000	24,000	2,300	83,000	85,000	8,300	183,000	185,000	18,300
24,000	25,000	2,400	85,000	87,000	8,500	185,000	187,000	18,500
25,000	26,000	2,500	87,000	89,000	8,700	187,000	189,000	18,700
26,000	27,000	2,600	89,000	91,000	8,900	189,000	191,000	18,900
27,000	28,000	2,700	91,000	93,000	9,100	191,000	193,000	19,100
28,000	29,000	2,800	93,000	95,000	9,300	193,000	195,000	19,300
29,000	30,000	2,900	95,000	97,000	9,500	195,000	198,000	19,500
30,000	31,000	3,000	97,000	99,000	9,700	198,000	201,000	19,800
31,000	32,000	3,100	99,000	101,000	9,900	201,000	204,000	20,100
32,000	33,000	3,200	101,000	103,000	10,100	204,000	207,000	20,400
33,000	34,000	3,300	103,000	105,000	10,300	207,000	210,000	20,700
34,000	35,000	3,400	105,000	107,000	10,500	210,000	213,000	21,000
35,000	36,000	3,500	107,000	109,000	10,700	213,000	216,000	21,300
36,000	37,000	3,600	109,000	111,000	10,900	216,000	219,000	21,600
37,000	38,000	3,700	111,000	113,000	11,100	219,000	222,000	21,900
38,000	39,000	3,800	113,000	115,000	11,300	222,000	225,000	22,200
39,000	40,000	3,900	115,000	117,000	11,500	225,000	228,000	22,500
40,000	41,000	4,000	117,000	119,000	11,700	228,000	231,000	22,800
41,000	42,000	4,100	119,000	121,000	11,900	231,000	234,000	23,100
42,000	43,000	4,200	121,000	123,000	12,100	234,000	237,000	23,400
43,000	44,000	4,300	123,000	125,000	12,300	237,000	240,000	23,700
44,000	45,000	4,400	125,000	127,000	12,500	240,000	243,000	24,000
45,000	46,000	4,500	127,000	129,000	12,700	243,000	246,000	24,300
46,000	47,000	4,600	129,000	131,000	12,900	246,000	249,000	24,600
47,000	48,000	4,700	131,000	133,000	13,100	249,000	252,000	24,900
48,000	49,000	4,800	133,000	135,000	13,300	252,000	255,000	25,200
49,000	50,000	4,900	135,000	137,000	13,500	255,000	258,000	25,500

(二)

課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
258,000	261,000	25,800	414,000	418,000	41,400	614,000	618,000	61,400
261,000	264,000	26,100	418,000	422,000	41,800	618,000	622,000	61,800
264,000	267,000	26,400	422,000	426,000	42,200	622,000	626,000	62,200
267,000	270,000	26,700	426,000	430,000	42,600	626,000	630,000	62,600
270,000	273,000	27,000	430,000	434,000	43,000	630,000	634,000	63,000
273,000	276,000	27,300	434,000	438,000	43,400	634,000	638,000	63,400
276,000	279,000	27,600	438,000	442,000	43,800	638,000	642,000	63,800
279,000	282,000	27,900	442,000	446,000	44,200	642,000	646,000	64,200
282,000	285,000	28,200	446,000	450,000	44,600	646,000	650,000	64,600
285,000	288,000	28,500	450,000	454,000	45,000	650,000	655,000	65,000
288,000	291,000	28,800	454,000	458,000	45,400	655,000	660,000	65,500
291,000	294,000	29,100	458,000	462,000	45,800	660,000	665,000	66,000
294,000	297,000	29,400	462,000	466,000	46,200	665,000	670,000	66,500
297,000	300,000	29,700	466,000	470,000	46,600	670,000	675,000	67,000
300,000	303,000	30,000	470,000	474,000	47,000	675,000	680,000	67,500
303,000	306,000	30,300	474,000	478,000	47,400	680,000	685,000	68,000
306,000	309,000	30,600	478,000	482,000	47,800	685,000	690,000	68,500
309,000	312,000	30,900	482,000	486,000	48,200	690,000	695,000	69,000
312,000	315,000	31,200	486,000	490,000	48,600	695,000	700,000	69,500
315,000	318,000	31,500	490,000	494,000	49,000	700,000	705,000	70,000
318,000	321,000	31,800	494,000	498,000	49,400	705,000	710,000	70,500
321,000	324,000	32,100	498,000	502,000	49,800	710,000	715,000	71,000
324,000	327,000	32,400	502,000	506,000	50,200	715,000	720,000	71,500
327,000	330,000	32,700	506,000	510,000	50,600	720,000	725,000	72,000
330,000	333,000	33,000	510,000	514,000	51,000	725,000	730,000	72,500
333,000	336,000	33,300	514,000	518,000	51,400	730,000	735,000	73,000
336,000	339,000	33,600	518,000	522,000	51,800	735,000	740,000	73,500
339,000	342,000	33,900	522,000	526,000	52,200	740,000	745,000	74,000
342,000	345,000	34,200	526,000	530,000	52,600	745,000	750,000	74,500
345,000	348,000	34,500	530,000	534,000	53,000	750,000	755,000	75,000
348,000	351,000	34,800	534,000	538,000	53,400	755,000	760,000	75,500
351,000	354,000	35,100	538,000	542,000	53,800	760,000	765,000	76,000
354,000	357,000	35,400	542,000	546,000	54,200	765,000	770,000	76,500
357,000	360,000	35,700	546,000	550,000	54,600	770,000	775,000	77,000
360,000	363,000	36,000	550,000	554,000	55,000	775,000	780,000	77,500
363,000	366,000	36,300	554,000	558,000	55,400	780,000	785,000	78,000
366,000	369,000	36,600	558,000	562,000	55,800	785,000	790,000	78,500
369,000	372,000	36,900	562,000	566,000	56,200	790,000	795,000	79,000
372,000	375,000	37,200	566,000	570,000	56,600	795,000	800,000	79,500
375,000	378,000	37,500	570,000	574,000	57,000	800,000	805,000	80,000
378,000	381,000	37,800	574,000	578,000	57,400	805,000	810,000	80,500
381,000	384,000	38,100	578,000	582,000	57,800	810,000	815,000	81,000
384,000	387,000	38,400	582,000	586,000	58,200	815,000	820,000	81,500
387,000	390,000	38,700	586,000	590,000	58,600	820,000	825,000	82,000
390,000	394,000	39,000	590,000	594,000	59,000	825,000	830,000	82,500
394,000	398,000	39,400	594,000	598,000	59,400	830,000	835,000	83,000
398,000	402,000	39,800	598,000	602,000	59,800	835,000	840,000	83,500
402,000	406,000	40,200	602,000	606,000	60,200	840,000	845,000	84,000
406,000	410,000	40,600	606,000	610,000	60,600	845,000	850,000	84,500
410,000	414,000	41,000	610,000	614,000	61,000	850,000	855,000	85,000

(三)

課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
855,000	860,000	85,500	1,105,000	1,110,000	110,500	1,355,000	1,360,000	135,500
860,000	865,000	86,000	1,110,000	1,115,000	111,000	1,360,000	1,365,000	136,000
865,000	870,000	86,500	1,115,000	1,120,000	111,500	1,365,000	1,370,000	136,500
870,000	875,000	87,000	1,120,000	1,125,000	112,000	1,370,000	1,375,000	137,000
875,000	880,000	87,500	1,125,000	1,130,000	112,500	1,375,000	1,380,000	137,500
880,000	885,000	88,000	1,130,000	1,135,000	113,000	1,380,000	1,385,000	138,000
885,000	890,000	88,500	1,135,000	1,140,000	113,500	1,385,000	1,390,000	138,500
890,000	895,000	89,000	1,140,000	1,145,000	114,000	1,390,000	1,395,000	139,000
895,000	900,000	89,500	1,145,000	1,150,000	114,500	1,395,000	1,400,000	139,500
900,000	905,000	90,000	1,150,000	1,155,000	115,000	1,400,000	1,405,000	140,000
905,000	910,000	90,500	1,155,000	1,160,000	115,500	1,405,000	1,410,000	140,500
910,000	915,000	91,000	1,160,000	1,165,000	116,000	1,410,000	1,415,000	141,000
915,000	920,000	91,500	1,165,000	1,170,000	116,500	1,415,000	1,420,000	141,500
920,000	925,000	92,000	1,170,000	1,175,000	117,000	1,420,000	1,425,000	142,000
925,000	930,000	92,500	1,175,000	1,180,000	117,500	1,425,000	1,430,000	142,500
930,000	935,000	93,000	1,180,000	1,185,000	118,000	1,430,000	1,435,000	143,000
935,000	940,000	93,500	1,185,000	1,190,000	118,500	1,435,000	1,440,000	143,500
940,000	945,000	94,000	1,190,000	1,195,000	119,000	1,440,000	1,445,000	144,000
945,000	950,000	94,500	1,195,000	1,200,000	119,500	1,445,000	1,450,000	144,500
950,000	955,000	95,000	1,200,000	1,205,000	120,000	1,450,000	1,455,000	145,000
955,000	960,000	95,500	1,205,000	1,210,000	120,500	1,455,000	1,460,000	145,500
960,000	965,000	96,000	1,210,000	1,215,000	121,000	1,460,000	1,465,000	146,000
965,000	970,000	96,500	1,215,000	1,220,000	121,500	1,465,000	1,470,000	146,500
970,000	975,000	97,000	1,220,000	1,225,000	122,000	1,470,000	1,475,000	147,000
975,000	980,000	97,500	1,225,000	1,230,000	122,500	1,475,000	1,480,000	147,500
980,000	985,000	98,000	1,230,000	1,235,000	123,000	1,480,000	1,485,000	148,000
985,000	990,000	98,500	1,235,000	1,240,000	123,500	1,485,000	1,490,000	148,500
990,000	995,000	99,000	1,240,000	1,245,000	124,000	1,490,000	1,495,000	149,000
995,000	1,000,000	99,500	1,245,000	1,250,000	124,500	1,495,000	1,500,000	149,500
1,000,000	1,005,000	100,000	1,250,000	1,255,000	125,000	1,500,000	1,505,000	150,000
1,005,000	1,010,000	100,500	1,255,000	1,260,000	125,500	1,505,000	1,510,000	150,500
1,010,000	1,015,000	101,000	1,260,000	1,265,000	126,000	1,510,000	1,515,000	151,000
1,015,000	1,020,000	101,500	1,265,000	1,270,000	126,500	1,515,000	1,520,000	151,500
1,020,000	1,025,000	102,000	1,270,000	1,275,000	127,000	1,520,000	1,525,000	152,000
1,025,000	1,030,000	102,500	1,275,000	1,280,000	127,500	1,525,000	1,530,000	152,500
1,030,000	1,035,000	103,000	1,280,000	1,285,000	128,000	1,530,000	1,535,000	153,000
1,035,000	1,040,000	103,500	1,285,000	1,290,000	128,500	1,535,000	1,540,000	153,500
1,040,000	1,045,000	104,000	1,290,000	1,295,000	129,000	1,540,000	1,545,000	154,000
1,045,000	1,050,000	104,500	1,295,000	1,300,000	129,500	1,545,000	1,550,000	154,500
1,050,000	1,055,000	105,000	1,300,000	1,305,000	130,000	1,550,000	1,555,000	155,000
1,055,000	1,060,000	105,500	1,305,000	1,310,000	130,500	1,555,000	1,560,000	155,500
1,060,000	1,065,000	106,000	1,310,000	1,315,000	131,000	1,560,000	1,565,000	156,000
1,065,000	1,070,000	106,500	1,315,000	1,320,000	131,500	1,565,000	1,570,000	156,500
1,070,000	1,075,000	107,000	1,320,000	1,325,000	132,000	1,570,000	1,575,000	157,000
1,075,000	1,080,000	107,500	1,325,000	1,330,000	132,500	1,575,000	1,580,000	157,500
1,080,000	1,085,000	108,000	1,330,000	1,335,000	133,000	1,580,000	1,585,000	158,000
1,085,000	1,090,000	108,500	1,335,000	1,340,000	133,500	1,585,000	1,590,000	158,500
1,090,000	1,095,000	109,000	1,340,000	1,345,000	134,000	1,590,000	1,595,000	159,000
1,095,000	1,100,000	109,500	1,345,000	1,350,000	134,500	1,595,000	1,600,000	159,500
1,100,000	1,105,000	110,000	1,350,000	1,355,000	135,000	1,600,000	1,605,000	160,000

(四)

課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	課税山林所得金額に15%を乗じて算出した金額から235,000円を控除した金額
1,605,000	1,610,000	160,500	1,855,000	1,860,000	185,500	8,000,000	9,000,000	
1,610,000	1,615,000	161,000	1,860,000	1,865,000	186,000			
1,615,000	1,620,000	161,500	1,865,000	1,870,000	186,500			
1,620,000	1,625,000	162,000	1,870,000	1,875,000	187,000			
1,625,000	1,630,000	162,500	1,875,000	1,880,000	187,500			
1,630,000	1,635,000	163,000	1,880,000	1,885,000	188,000	9,000,000	10,000,000	課税山林所得金額に16.5%を乗じて算出した金額から370,000円を控除した金額
1,635,000	1,640,000	163,500	1,885,000	1,890,000	188,500			
1,640,000	1,645,000	164,000	1,890,000	1,895,000	189,000			
1,645,000	1,650,000	164,500	1,895,000	1,900,000	189,500			
1,650,000	1,655,000	165,000	1,900,000	1,905,000	190,000			
1,655,000	1,660,000	165,500	1,905,000	1,910,000	190,500	10,000,000	12,000,000	課税山林所得金額に17.2%を乗じて算出した金額から440,000円を控除した金額
1,660,000	1,665,000	166,000	1,910,000	1,915,000	191,000			
1,665,000	1,670,000	166,500	1,915,000	1,920,000	191,500			
1,670,000	1,675,000	167,000	1,920,000	1,925,000	192,000			
1,675,000	1,680,000	167,500	1,925,000	1,930,000	192,500			
1,680,000	1,685,000	168,000	1,930,000	1,935,000	193,000	12,000,000	13,000,000	課税山林所得金額に18.7%を乗じて算出した金額から620,000円を控除した金額
1,685,000	1,690,000	168,500	1,935,000	1,940,000	193,500			
1,690,000	1,695,000	169,000	1,940,000	1,945,000	194,000			
1,695,000	1,700,000	169,500	1,945,000	1,950,000	194,500			
1,700,000	1,705,000	170,000	1,950,000	1,955,000	195,000			
1,705,000	1,710,000	170,500	1,955,000	1,960,000	195,500	13,000,000	15,000,000	課税山林所得金額に19.5%を乗じて算出した金額から724,000円を控除した金額
1,710,000	1,715,000	171,000	1,960,000	1,965,000	196,000			
1,715,000	1,720,000	171,500	1,965,000	1,970,000	196,500			
1,720,000	1,725,000	172,000	1,970,000	1,975,000	197,000			
1,725,000	1,730,000	172,500	1,975,000	1,980,000	197,500			
1,730,000	1,735,000	173,000	1,980,000	1,985,000	198,000	15,000,000	16,000,000	課税山林所得金額に21.7%を乗じて算出した金額から1,054,000円を控除した金額
1,735,000	1,740,000	173,500	1,985,000	1,990,000	198,500			
1,740,000	1,745,000	174,000	1,990,000	1,995,000	199,000			
1,745,000	1,750,000	174,500	1,995,000	2,000,000	199,500			
1,750,000	1,755,000	175,000						
1,755,000	1,760,000	175,500	2,000,000	3,000,000	課税山林所得金額に10.5%を乗じて算出した金額から10,000円を控除した金額	16,000,000	19,000,000	課税山林所得金額に22.5%を乗じて算出した金額から1,182,000円を控除した金額
1,760,000	1,765,000	176,000						
1,765,000	1,770,000	176,500						
1,770,000	1,775,000	177,000						
1,775,000	1,780,000	177,500						
1,780,000	1,785,000	178,000	3,000,000	4,000,000	課税山林所得金額に12%を乗じて算出した金額から55,000円を控除した金額	19,000,000	20,000,000	課税山林所得金額に23.2%を乗じて算出した金額から1,315,000円を控除した金額
1,785,000	1,790,000	178,500						
1,790,000	1,795,000	179,000						
1,795,000	1,800,000	179,500						
1,800,000	1,805,000	180,000						
1,805,000	1,810,000	180,500	4,000,000	6,000,000	課税山林所得金額に12.5%を乗じて算出した金額から75,000円を控除した金額	20,000,000	22,000,000	課税山林所得金額に25.5%を乗じて算出した金額から1,775,000円を控除した金額
1,810,000	1,815,000	181,000						
1,815,000	1,820,000	181,500						
1,820,000	1,825,000	182,000						
1,825,000	1,830,000	182,500						
1,830,000	1,835,000	183,000	6,000,000	8,000,000	課税山林所得金額に14.5%を乗じて算出した金額から195,000円を控除した金額	22,000,000	25,000,000	課税山林所得金額に26.5%を乗じて算出した金額から1,995,000円を控除した金額
1,835,000	1,840,000	183,500						
1,840,000	1,845,000	184,000						
1,845,000	1,850,000	184,500						
1,850,000	1,855,000	185,000						

(五)

課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額	課税山林所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
25,000,000	30,000,000	課税山林所得金額に29.7%を乗じて算出した金額から2,795,000円を控除した金額	50,000,000	60,000,000	課税山林所得金額に44%を乗じて算出した金額から8,335,000円を控除した金額	200,000,000	300,000,000	課税山林所得金額に65%を乗じて算出した金額から33,805,000円を控除した金額
30,000,000	35,000,000	課税山林所得金額に33%を乗じて算出した金額から3,785,000円を控除した金額	60,000,000	75,000,000	課税山林所得金額に48.2%を乗じて算出した金額から10,855,000円を控除した金額	300,000,000	400,000,000	課税山林所得金額に70%を乗じて算出した金額から48,805,000円を控除した金額
35,000,000	40,000,000	課税山林所得金額に37%を乗じて算出した金額から5,185,000円を控除した金額	75,000,000	100,000,000	課税山林所得金額に51.2%を乗じて算出した金額から13,105,000円を控除した金額	400,000,000 円以上		課税山林所得金額に75%を乗じて算出した金額から68,805,000円を控除した金額
40,000,000	45,000,000	課税山林所得金額に40%を乗じて算出した金額から6,385,000円を控除した金額	100,000,000	150,000,000	課税山林所得金額に56.2%を乗じて算出した金額から18,105,000円を控除した金額			
45,000,000	50,000,000	課税山林所得金額に41%を乗じて算出した金額から6,835,000円を控除した金額	150,000,000	200,000,000	課税山林所得金額に60%を乗じて算出した金額から23,805,000円を控除した金額			

(備考) 課税山林所得金額に係る税額を求めるには、課税山林所得金額に応じ、「課税山林所得金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。

族		等		の		数					
4人		5人		6人		7人以上					
税		総		所得		金額等					
以	上	未	満	以	上	未	満	以	上	未	満
	千円		千円		千円		千円		千円		千円
	570	千円未満			695	千円未満			695	千円未満	
									695		1,040
	570	700			695	940			840	1,160	
	700	1,070			940	1,530			1,160	1,970	
									1,430		2,770
	1,070	1,550			1,530	2,510			1,970	6,520	
									2,770		8,280
	1,550	10,690			2,510	11,410			6,520	12,490	
									8,280		13,240
	10,690	18,100			11,410	18,840			12,490	19,590	
									13,240		20,710
	18,100	30,000			18,840	30,000			19,590	30,000	
									20,710		30,000

得税に係る予定納税基準額の計算の特例)に規定する課税総所得金額等をいう。

の必要経費の特例等)の規定の適用を受けた同項に規定する事業専従者、旧法第八十三条(配偶者控除)の規定のう。

一号に掲げる金額から150万円を控除した金額が昭和49年分の所得税に係る予定納税基準額である。

附則別表第三 昭和49年分の所得税に係る予定納税基準額の算出率の表

昭和48年分の課税総所得金額等に係る所得税の額に乘すべき率	扶 養 親											
	0 人		1 人		2 人		3 人					
	昭和48年分の課											
	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
	千円	千円未満	千円	千円未満	千円	千円未満	千円	千円未満	千円	千円未満	千円	千円未満
0 %	375	千円未満	375	千円未満	426	千円未満	486	千円未満				
40												
50												
60							486	730				
70					426	540	730	980				
75					540	8,250	980	9,360				
80	375	15,560	375	15,850	8,250	16,600	9,360	17,350				
85	15,560	30,000	15,850	30,000	16,600	30,000	17,350	30,000				

(注)

(一) この表は、昭和48年分の課税総所得金額等が3,000万円未満である者について適用する表である。

(二) この表における用語については、次に定めるところによる。

(1) 「昭和48年分の課税総所得金額等」とは、附則第六条第一項第二号（昭和四十九年分及び昭和五十年分の所

(2) 「扶養親族等の数」とは、昭和48年分の所得税につき旧法第五十七条第三項（事業に専従する親族がある場合適用を受けた控除対象配偶者及び旧法第八十四条（扶養控除）の規定の適用を受けた扶養親族の数の合計をい

(三) 昭和48年分の課税総所得金額等が3,000万円以上である者については、この表によらず、附則第六条第一項第

族		等		の		数									
4人		5人		6人		7人以上									
税		総		所		得		金		額		等			
以	上	未	満	以	上	未	満	以	上	未	満	以	上	未	満
	千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円
	375	千円未満			402	千円未満			430	千円未満			430	千円未満	
									430		480		430		570
					402		500		480		680		570		810
	375		540		500		790		680		950		810		1,130
	540		1,000		790		1,500		950		2,160		1,130		3,420
	1,000		21,200		1,500		21,890		2,160		22,570		3,420		23,250
	21,200		30,000		21,890		30,000		22,570		30,000		23,250		30,000

る予定納税基準額の計算の特例)において準用する同条第一項第二号に規定する課税総所得金額等をいう。
及び税額の計算に係る特例)の規定により読み替えられた新法第五十七条第三項(事業に専従する親族がある場合の必
られた新法第八十三条(配偶者控除)の規定の適用を受けた控除対象配偶者及び附則第三条第二項の規定により読み
おいて準用する同条第一項第一号に掲げる金額から50万円を控除した金額が昭和50年分の所得税に係る予定納税基準

附則別表第四 昭和50年分の所得税に係る予定納税基準額の算出率の表

昭和49年分の課税総所得金額等に係る所得税の額に乘すべき率	扶 養 親							
	0 人		1 人		2 人		3 人	
	昭和49年分の課							
	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
0 %	千円 336	千円 未満	千円 336	千円 未満	千円 336	千円 未満	千円 354	千円 未満
70								
75								
80								
85							354	730
90	336	18,670	336	18,940	336	19,680	730	20,520
95	18,670	30,000	18,940	30,000	19,680	30,000	20,520	30,000

(注)

(一) この表は、昭和49年分の課税総所得金額等が3,000万円未満である者について適用する表である。

(二) この表における用語については、次に定めるところによる。

(1) 「昭和49年分の課税総所得金額等」とは、附則第六条第五項（昭和四十九年分及び昭和五十年分の所得税に係

(2) 「扶養親族等の数」とは、昭和49年分の所得税につき附則第三条第二項（昭和四十九年分の所得税の所得控除等要経費の特例等）の規定の適用を受けた同項に規定する事業専従者、附則第三条第二項の規定により読み替え替えられた新法第八十四条（扶養控除）の規定の適用を受けた扶養親族の数の合計をいう。

(三) 昭和49年分の課税総所得金額等が3,000万円以上である者については、この表によらず、附則第六条第五項に額である。

附則別表第五 昭和49年分の年末調整のための給与所得の源泉徴収税額表

(一)

課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円未満	円	円	円	円	円	円	円
1,000	2,000	0	50,000	51,000	5,000	137,000	139,000	13,700
1,000	2,000	100	51,000	52,000	5,100	139,000	141,000	13,900
2,000	3,000	200	52,000	53,000	5,200	141,000	143,000	14,100
3,000	4,000	300	53,000	54,000	5,300	143,000	145,000	14,300
4,000	5,000	400	54,000	55,000	5,400	145,000	147,000	14,500
5,000	6,000	500	55,000	56,000	5,500	147,000	149,000	14,700
6,000	7,000	600	56,000	57,000	5,600	149,000	151,000	14,900
7,000	8,000	700	57,000	58,000	5,700	151,000	153,000	15,100
8,000	9,000	800	58,000	59,000	5,800	153,000	155,000	15,300
9,000	10,000	900	59,000	60,000	5,900	155,000	157,000	15,500
10,000	11,000	1,000	60,000	61,000	6,000	157,000	159,000	15,700
11,000	12,000	1,100	61,000	62,000	6,100	159,000	161,000	15,900
12,000	13,000	1,200	62,000	63,000	6,200	161,000	163,000	16,100
13,000	14,000	1,300	63,000	65,000	6,300	163,000	165,000	16,300
14,000	15,000	1,400	65,000	67,000	6,500	165,000	167,000	16,500
15,000	16,000	1,500	67,000	69,000	6,700	167,000	169,000	16,700
16,000	17,000	1,600	69,000	71,000	6,900	169,000	171,000	16,900
17,000	18,000	1,700	71,000	73,000	7,100	171,000	173,000	17,100
18,000	19,000	1,800	73,000	75,000	7,300	173,000	175,000	17,300
19,000	20,000	1,900	75,000	77,000	7,500	175,000	177,000	17,500
20,000	21,000	2,000	77,000	79,000	7,700	177,000	179,000	17,700
21,000	22,000	2,100	79,000	81,000	7,900	179,000	181,000	17,900
22,000	23,000	2,200	81,000	83,000	8,100	181,000	183,000	18,100
23,000	24,000	2,300	83,000	85,000	8,300	183,000	185,000	18,300
24,000	25,000	2,400	85,000	87,000	8,500	185,000	187,000	18,500
25,000	26,000	2,500	87,000	89,000	8,700	187,000	189,000	18,700
26,000	27,000	2,600	89,000	91,000	8,900	189,000	191,000	18,900
27,000	28,000	2,700	91,000	93,000	9,100	191,000	193,000	19,100
28,000	29,000	2,800	93,000	95,000	9,300	193,000	195,000	19,300
29,000	30,000	2,900	95,000	97,000	9,500	195,000	198,000	19,500
30,000	31,000	3,000	97,000	99,000	9,700	198,000	201,000	19,800
31,000	32,000	3,100	99,000	101,000	9,900	201,000	204,000	20,100
32,000	33,000	3,200	101,000	103,000	10,100	204,000	207,000	20,400
33,000	34,000	3,300	103,000	105,000	10,300	207,000	210,000	20,700
34,000	35,000	3,400	105,000	107,000	10,500	210,000	213,000	21,000
35,000	36,000	3,500	107,000	109,000	10,700	213,000	216,000	21,300
36,000	37,000	3,600	109,000	111,000	10,900	216,000	219,000	21,600
37,000	38,000	3,700	111,000	113,000	11,100	219,000	222,000	21,900
38,000	39,000	3,800	113,000	115,000	11,300	222,000	225,000	22,200
39,000	40,000	3,900	115,000	117,000	11,500	225,000	228,000	22,500
40,000	41,000	4,000	117,000	119,000	11,700	228,000	231,000	22,800
41,000	42,000	4,100	119,000	121,000	11,900	231,000	234,000	23,100
42,000	43,000	4,200	121,000	123,000	12,100	234,000	237,000	23,400
43,000	44,000	4,300	123,000	125,000	12,300	237,000	240,000	23,700
44,000	45,000	4,400	125,000	127,000	12,500	240,000	243,000	24,000
45,000	46,000	4,500	127,000	129,000	12,700	243,000	246,000	24,300
46,000	47,000	4,600	129,000	131,000	12,900	246,000	249,000	24,600
47,000	48,000	4,700	131,000	133,000	13,100	249,000	252,000	24,900
48,000	49,000	4,800	133,000	135,000	13,300	252,000	255,000	25,200
49,000	50,000	4,900	135,000	137,000	13,500	255,000	258,000	25,500

(二)

課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
258,000	261,000	25,800	414,000	418,000	41,400	614,000	618,000	62,600
261,000	264,000	26,100	418,000	422,000	41,800	618,000	622,000	63,100
264,000	267,000	26,400	422,000	426,000	42,300	622,000	626,000	63,600
267,000	270,000	26,700	426,000	430,000	42,700	626,000	630,000	64,100
270,000	273,000	27,000	430,000	434,000	43,100	630,000	634,000	64,600
273,000	276,000	27,300	434,000	438,000	43,500	634,000	638,000	65,000
276,000	279,000	27,600	438,000	442,000	43,900	638,000	642,000	65,500
279,000	282,000	27,900	442,000	446,000	44,400	642,000	646,000	66,000
282,000	285,000	28,200	446,000	450,000	44,800	646,000	650,000	66,500
285,000	288,000	28,500	450,000	454,000	45,200	650,000	655,000	67,000
288,000	291,000	28,800	454,000	458,000	45,600	655,000	660,000	67,600
291,000	294,000	29,100	458,000	462,000	46,000	660,000	665,000	68,200
294,000	297,000	29,400	462,000	466,000	46,500	665,000	670,000	68,800
297,000	300,000	29,700	466,000	470,000	46,900	670,000	675,000	69,400
300,000	303,000	30,000	470,000	474,000	47,300	675,000	680,000	70,000
303,000	306,000	30,300	474,000	478,000	47,700	680,000	685,000	70,600
306,000	309,000	30,600	478,000	482,000	48,100	685,000	690,000	71,200
309,000	312,000	30,900	482,000	486,000	48,600	690,000	695,000	71,800
312,000	315,000	31,200	486,000	490,000	49,000	695,000	700,000	72,400
315,000	318,000	31,500	490,000	494,000	49,400	700,000	705,000	73,000
318,000	321,000	31,800	494,000	498,000	49,800	705,000	710,000	73,600
321,000	324,000	32,100	498,000	502,000	50,200	710,000	715,000	74,200
324,000	327,000	32,400	502,000	506,000	50,700	715,000	720,000	74,800
327,000	330,000	32,700	506,000	510,000	51,100	720,000	725,000	75,400
330,000	333,000	33,000	510,000	514,000	51,500	725,000	730,000	76,000
333,000	336,000	33,300	514,000	518,000	51,900	730,000	735,000	76,600
336,000	339,000	33,600	518,000	522,000	52,300	735,000	740,000	77,200
339,000	342,000	33,900	522,000	526,000	52,800	740,000	745,000	77,800
342,000	345,000	34,200	526,000	530,000	53,200	745,000	750,000	78,400
345,000	348,000	34,500	530,000	534,000	53,600	750,000	755,000	79,000
348,000	351,000	34,800	534,000	538,000	54,000	755,000	760,000	79,600
351,000	354,000	35,100	538,000	542,000	54,400	760,000	765,000	80,200
354,000	357,000	35,400	542,000	546,000	54,900	765,000	770,000	80,800
357,000	360,000	35,700	546,000	550,000	55,300	770,000	775,000	81,400
360,000	363,000	36,000	550,000	554,000	55,700	775,000	780,000	82,000
363,000	366,000	36,300	554,000	558,000	56,100	780,000	785,000	82,600
366,000	369,000	36,600	558,000	562,000	56,500	785,000	790,000	83,200
369,000	372,000	36,900	562,000	566,000	57,000	790,000	795,000	83,800
372,000	375,000	37,200	566,000	570,000	57,400	795,000	800,000	84,400
375,000	378,000	37,500	570,000	574,000	57,800	800,000	805,000	85,000
378,000	381,000	37,800	574,000	578,000	58,200	805,000	810,000	85,600
381,000	384,000	38,100	578,000	582,000	58,600	810,000	815,000	86,200
384,000	387,000	38,400	582,000	586,000	59,100	815,000	820,000	86,800
387,000	390,000	38,700	586,000	590,000	59,500	820,000	825,000	87,500
390,000	394,000	39,000	590,000	594,000	59,900	825,000	830,000	88,100
394,000	398,000	39,400	594,000	598,000	60,300	830,000	835,000	88,700
398,000	402,000	39,800	598,000	602,000	60,700	835,000	840,000	89,300
402,000	406,000	40,200	602,000	606,000	61,200	840,000	845,000	90,000
406,000	410,000	40,600	606,000	610,000	61,700	845,000	850,000	90,600
410,000	414,000	41,000	610,000	614,000	62,200	850,000	855,000	91,200

(三)

課税給与所得金額		税 額	課税給与所得金額		税 額	課税給与所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
855,000	860,000	91,800	1,105,000	1,110,000	123,100	1,355,000	1,360,000	157,400
860,000	865,000	92,500	1,110,000	1,115,000	123,700	1,360,000	1,365,000	158,200
865,000	870,000	93,100	1,115,000	1,120,000	124,300	1,365,000	1,370,000	158,900
870,000	875,000	93,700	1,120,000	1,125,000	125,000	1,370,000	1,375,000	159,600
875,000	880,000	94,300	1,125,000	1,130,000	125,600	1,375,000	1,380,000	160,300
880,000	885,000	95,000	1,130,000	1,135,000	126,200	1,380,000	1,385,000	161,100
885,000	890,000	95,600	1,135,000	1,140,000	126,800	1,385,000	1,390,000	161,800
890,000	895,000	96,200	1,140,000	1,145,000	127,500	1,390,000	1,395,000	162,500
895,000	900,000	96,800	1,145,000	1,150,000	128,100	1,395,000	1,400,000	163,200
900,000	905,000	97,500	1,150,000	1,155,000	128,700	1,400,000	1,405,000	164,000
905,000	910,000	98,100	1,155,000	1,160,000	129,300	1,405,000	1,410,000	164,700
910,000	915,000	98,700	1,160,000	1,165,000	130,000	1,410,000	1,415,000	165,400
915,000	920,000	99,300	1,165,000	1,170,000	130,600	1,415,000	1,420,000	166,100
920,000	925,000	100,000	1,170,000	1,175,000	131,200	1,420,000	1,425,000	166,900
925,000	930,000	100,600	1,175,000	1,180,000	131,800	1,425,000	1,430,000	167,600
930,000	935,000	101,200	1,180,000	1,185,000	132,500	1,430,000	1,435,000	168,300
935,000	940,000	101,800	1,185,000	1,190,000	133,100	1,435,000	1,440,000	169,000
940,000	945,000	102,500	1,190,000	1,195,000	133,700	1,440,000	1,445,000	169,800
945,000	950,000	103,100	1,195,000	1,200,000	134,300	1,445,000	1,450,000	170,500
950,000	955,000	103,700	1,200,000	1,205,000	135,000	1,450,000	1,455,000	171,200
955,000	960,000	104,300	1,205,000	1,210,000	135,700	1,455,000	1,460,000	171,900
960,000	965,000	105,000	1,210,000	1,215,000	136,400	1,460,000	1,465,000	172,700
965,000	970,000	105,600	1,215,000	1,220,000	137,100	1,465,000	1,470,000	173,400
970,000	975,000	106,200	1,220,000	1,225,000	137,900	1,470,000	1,475,000	174,100
975,000	980,000	106,800	1,225,000	1,230,000	138,600	1,475,000	1,480,000	174,800
980,000	985,000	107,500	1,230,000	1,235,000	139,300	1,480,000	1,485,000	175,600
985,000	990,000	108,100	1,235,000	1,240,000	140,000	1,485,000	1,490,000	176,300
990,000	995,000	108,700	1,240,000	1,245,000	140,800	1,490,000	1,495,000	177,000
995,000	1,000,000	109,300	1,245,000	1,250,000	141,500	1,495,000	1,500,000	177,700
1,000,000	1,005,000	110,000	1,250,000	1,255,000	142,200	1,500,000	1,505,000	178,500
1,005,000	1,010,000	110,600	1,255,000	1,260,000	142,900	1,505,000	1,510,000	179,200
1,010,000	1,015,000	111,200	1,260,000	1,265,000	143,700	1,510,000	1,515,000	179,900
1,015,000	1,020,000	111,800	1,265,000	1,270,000	144,400	1,515,000	1,520,000	180,600
1,020,000	1,025,000	112,500	1,270,000	1,275,000	145,100	1,520,000	1,525,000	181,400
1,025,000	1,030,000	113,100	1,275,000	1,280,000	145,800	1,525,000	1,530,000	182,100
1,030,000	1,035,000	113,700	1,280,000	1,285,000	146,600	1,530,000	1,535,000	182,800
1,035,000	1,040,000	114,300	1,285,000	1,290,000	147,300	1,535,000	1,540,000	183,500
1,040,000	1,045,000	115,000	1,290,000	1,295,000	148,000	1,540,000	1,545,000	184,300
1,045,000	1,050,000	115,600	1,295,000	1,300,000	148,700	1,545,000	1,550,000	185,000
1,050,000	1,055,000	116,200	1,300,000	1,305,000	149,500	1,550,000	1,555,000	185,700
1,055,000	1,060,000	116,800	1,305,000	1,310,000	150,200	1,555,000	1,560,000	186,400
1,060,000	1,065,000	117,500	1,310,000	1,315,000	150,900	1,560,000	1,565,000	187,200
1,065,000	1,070,000	118,100	1,315,000	1,320,000	151,600	1,565,000	1,570,000	187,900
1,070,000	1,075,000	118,700	1,320,000	1,325,000	152,400	1,570,000	1,575,000	188,600
1,075,000	1,080,000	119,300	1,325,000	1,330,000	153,100	1,575,000	1,580,000	189,300
1,080,000	1,085,000	120,000	1,330,000	1,335,000	153,800	1,580,000	1,585,000	190,100
1,085,000	1,090,000	120,600	1,335,000	1,340,000	154,500	1,585,000	1,590,000	190,800
1,090,000	1,095,000	121,200	1,340,000	1,345,000	155,300	1,590,000	1,595,000	191,500
1,095,000	1,100,000	121,800	1,345,000	1,350,000	156,000	1,595,000	1,600,000	192,200
1,100,000	1,105,000	122,500	1,350,000	1,355,000	156,700	1,600,000	1,605,000	193,000

(四)

課税給与所得金額		税 額	課税給与所得金額		税 額	課税給与所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	
1,605,000	1,610,000	193,700	1,830,000	1,835,000	227,900	2,600,000	3,000,000	課税給与所得金額に19.5%を乗じて算出した金額から144,800円を控除した金額
1,610,000	1,615,000	194,500	1,835,000	1,840,000	228,700			
1,615,000	1,620,000	195,200	1,840,000	1,845,000	229,600			
1,620,000	1,625,000	196,000	1,845,000	1,850,000	230,400			
1,625,000	1,630,000	196,700	1,850,000	1,855,000	231,200			
1,630,000	1,635,000	197,500	1,855,000	1,860,000	232,000	3,000,000	3,200,000	課税給与所得金額に21.7%を乗じて算出した金額から210,800円を控除した金額
1,635,000	1,640,000	198,200	1,860,000	1,865,000	232,900			
1,640,000	1,645,000	199,000	1,865,000	1,870,000	233,700			
1,645,000	1,650,000	199,700	1,870,000	1,875,000	234,500			
1,650,000	1,655,000	200,500	1,875,000	1,880,000	235,300			
1,655,000	1,660,000	201,200	1,880,000	1,885,000	236,200	3,200,000	3,800,000	課税給与所得金額に22.5%を乗じて算出した金額から236,400円を控除した金額
1,660,000	1,665,000	202,000	1,885,000	1,890,000	237,000			
1,665,000	1,670,000	202,700	1,890,000	1,895,000	237,800			
1,670,000	1,675,000	203,500	1,895,000	1,900,000	238,600			
1,675,000	1,680,000	204,200	1,900,000	1,905,000	239,500			
1,680,000	1,685,000	205,000	1,905,000	1,910,000	240,300	3,800,000	4,000,000	課税給与所得金額に23.2%を乗じて算出した金額から263,000円を控除した金額
1,685,000	1,690,000	205,700	1,910,000	1,915,000	241,100			
1,690,000	1,695,000	206,500	1,915,000	1,920,000	241,900			
1,695,000	1,700,000	207,200	1,920,000	1,925,000	242,800			
1,700,000	1,705,000	208,000	1,925,000	1,930,000	243,600			
1,705,000	1,710,000	208,700	1,930,000	1,935,000	244,400	4,000,000	4,400,000	課税給与所得金額に25.5%を乗じて算出した金額から355,000円を控除した金額
1,710,000	1,715,000	209,500	1,935,000	1,940,000	245,200			
1,715,000	1,720,000	210,200	1,940,000	1,945,000	246,100			
1,720,000	1,725,000	211,000	1,945,000	1,950,000	246,900			
1,725,000	1,730,000	211,700	1,950,000	1,955,000	247,700			
1,730,000	1,735,000	212,500	1,955,000	1,960,000	248,500	4,400,000	5,000,000	課税給与所得金額に26.5%を乗じて算出した金額から399,000円を控除した金額
1,735,000	1,740,000	213,200	1,960,000	1,965,000	249,400			
1,740,000	1,745,000	214,000	1,965,000	1,970,000	250,200			
1,745,000	1,750,000	214,700	1,970,000	1,975,000	251,000			
1,750,000	1,755,000	215,500	1,975,000	1,980,000	251,800			
1,755,000	1,760,000	216,200	1,980,000	1,985,000	252,700	5,000,000	6,000,000	課税給与所得金額に29.7%を乗じて算出した金額から559,000円を控除した金額
1,760,000	1,765,000	217,000	1,985,000	1,990,000	253,500			
1,765,000	1,770,000	217,700	1,990,000	1,995,000	254,300			
1,770,000	1,775,000	218,500	1,995,000	2,000,000	255,100			
1,775,000	1,780,000	219,200						
1,780,000	1,785,000	220,000	2,000,000	2,400,000	課税給与所得金額に17.2%を乗じて算出した金額から88,000円を控除した金額	6,000,000	6,247,000	課税給与所得金額に33%を乗じて算出した金額から757,000円を控除した金額
1,785,000	1,790,000	220,700						
1,790,000	1,795,000	221,500						
1,795,000	1,800,000	222,200						
1,800,000	1,805,000	223,000						
1,805,000	1,810,000	223,800	2,400,000	2,600,000	課税給与所得金額に18.7%を乗じて算出した金額から124,000円を控除した金額	6,247,000 円	1,304,500 円	
1,810,000	1,815,000	224,600						
1,815,000	1,820,000	225,400						
1,820,000	1,825,000	226,300						
1,825,000	1,830,000	227,100						

(注) この表において「課税給与所得金額」とは、附則第三条第二項（昭和四十九年分の所得税の所得控除等及び税額の計算に係る特例）の規定により読み替えられた新法第九十条第二号（年末調整）に規定する給与所得控除後の給与等の金額から同号イからニまでに掲げる金額の合計額を控除した金額をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

- (一) まず、この表の付表によりその年中の給与等の金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額から、次に掲げる金額を控除した金額を求める。
 - (1) その年中の給与等の金額から控除される社会保険料がある場合には、その金額
 - (2) 給与所得者の保険料控除申告書により申告された社会保険料の金額がある場合には、その金額
 - (3) 給与所得者の保険料控除申告書により申告された小規模企業共済等掛金（新法第七十五条第一項（小規模企業共済等掛金控除）に規定する小規模企業共済等掛金をいう。）の額がある場合には、その金額
 - (4) 給与所得者の保険料控除申告書により申告された生命保険料（新法第七十六条第一項（生命保険料控除）に規定する生命保険料をいう。以下同じ。）の金額がある場合には、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額
 - (イ) その生命保険料の金額の合計額が25,000円までの場合 当該合計額
 - (ロ) その生命保険料の金額の合計額が25,000円を超え50,000円までの場合 当該合計額の2分の1に相当する金額と12,500円との合計額
 - (ハ) その生命保険料の金額の合計額が50,000円を超え100,000円までの場合 当該合計額の4分の1に相当する金額と25,000円との合計額
 - (ニ) その生命保険料の金額の合計額が100,000円を超える場合 50,000円
 - (5) 給与所得者の保険料控除申告書により申告された損害保険料（新法第七十七条第一項（損害保険料控除）に規定する損害保険料をいう。以下同じ。）の金額がある場合には、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額
 - (イ) その損害保険料の金額のすべてが新法第七十七条第一項第一号に規定する契約（ハ）において「短期契約」という。）に係るものである場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額
 - (a) その損害保険料の金額の合計額が2,000円までの場合 当該合計額
 - (b) その損害保険料の金額の合計額が2,000円を超え4,000円までの場合 当該合計額の2分の1に相当する金額と1,000円との合計額
 - (c) その損害保険料の金額の合計額が4,000円を超える場合 3,000円
 - (ロ) その損害保険料の金額のすべてが新法第七十七条第一項第二号に規定する契約（ハ）において「長期契約」という。）に係るものである場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額
 - (a) その損害保険料の金額の合計額が10,000円までの場合 当該合計額
 - (b) その損害保険料の金額の合計額が10,000円を超え20,000円までの場合 当該合計額の2分の1に相当する金額と5,000円との合計額
 - (c) その損害保険料の金額の合計額が20,000円を超える場合 15,000円
 - (ハ) その損害保険料の金額のうち短期契約に係るものと長期契約に係るものがある場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額
 - (a) その損害保険料の金額のうち、短期契約に係るものにつき（イ）に準じて求めた金額と長期契約に係るものにつき（ロ）に準じて求めた金額との合計額が15,000円までの場合 当該合計額
 - (b) （a）の合計額が15,000円を超える場合 15,000円
- (二) 給与所得者の扶養控除等申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載がある場合（当該勤労学生が新法第二条第一項第三十二号又はハ（定義）に掲げる者に該当する場合には、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、新法第九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつた場合）には、これらの一に該当することに152,500円（その者が特別障害者に該当する旨の記載がある場合には、227,500円）を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載がある場合には、その障害者1人につき152,500円（その者が特別障害者に該当する旨の記載がある場合には、227,500円）を、（一）により求めた金額から控除した金額を求める。
- (三) 次に、（一）及び（二）により求めた金額から、
 - (1) 給与所得者の扶養控除等申告書により申告された控除対象配偶者がある場合において、
 - (イ) 当該申告書により申告された扶養親族があるときは、配偶者控除の額、附則第三条第二項の規定により読み替えられた新法第八十四条第一項及び第二項（扶養控除）の規定による扶養控除の額並びに基礎控除の額の合計額を控除し、

(d) 当該申告書により申告された扶養親族がないときは、配偶者控除の額及び基礎控除の額の合計額を控除し、

(2) 給与所得者の扶養控除等申告書により申告された控除対象配偶者が不在の場合において、

(i) 当該申告書により申告された扶養親族があるときは、附則第三条第二項の規定により読み替えられた新法第八十四条第一項及び第二項の規定による扶養控除の額並びに基礎控除の額の合計額を控除し、

(ii) 当該申告書により申告された扶養親族がないときは、基礎控除の額を控除し、

それぞれその残額を求める。

四 (三)により求めた残額に応じ、「課税給与所得金額」欄の該当する行を求め、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。

五 (一)から四までにより税額を求める場合において、(三)により求めた残額が2,000,000円以上の居住者のその残額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた後の金額をその残額とみなすものとし、その居住者の税額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。

附則別表第五の付表

(一)

給 与 等 の 金 額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給 与 等 の 金 額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給 与 等 の 金 額		給与所得控 除後の給与 等の金額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円 438,500	円未満	円 0	円 1,330,000	円 1,332,000	円 864,500	円 1,430,000	円 1,432,000	円 929,500
			1,332,000	1,334,000	865,800	1,432,000	1,434,000	930,800
			1,334,000	1,336,000	867,100	1,434,000	1,436,000	932,100
			1,336,000	1,338,000	868,400	1,436,000	1,438,000	933,400
			1,338,000	1,340,000	869,700	1,438,000	1,440,000	934,700
438,500	1,250,000	給与等の金額から 437,500円を 控除した金額	1,340,000	1,342,000	871,000	1,440,000	1,442,000	936,000
			1,342,000	1,344,000	872,300	1,442,000	1,444,000	937,300
			1,344,000	1,346,000	873,600	1,444,000	1,446,000	938,600
			1,346,000	1,348,000	874,900	1,446,000	1,448,000	939,900
			1,348,000	1,350,000	876,200	1,448,000	1,450,000	941,200
1,250,000	1,252,000	812,500	1,350,000	1,352,000	877,500	1,450,000	1,452,000	942,500
1,252,000	1,254,000	813,800	1,352,000	1,354,000	878,800	1,452,000	1,454,000	943,800
1,254,000	1,256,000	815,100	1,354,000	1,356,000	880,100	1,454,000	1,456,000	945,100
1,256,000	1,258,000	816,400	1,356,000	1,358,000	881,400	1,456,000	1,458,000	946,400
1,258,000	1,260,000	817,700	1,358,000	1,360,000	882,700	1,458,000	1,460,000	947,700
1,260,000	1,262,000	819,000	1,360,000	1,362,000	884,000	1,460,000	1,462,000	949,000
1,262,000	1,264,000	820,300	1,362,000	1,364,000	885,300	1,462,000	1,464,000	950,300
1,264,000	1,266,000	821,600	1,364,000	1,366,000	886,600	1,464,000	1,466,000	951,600
1,266,000	1,268,000	822,900	1,366,000	1,368,000	887,900	1,466,000	1,468,000	952,900
1,268,000	1,270,000	824,200	1,368,000	1,370,000	889,200	1,468,000	1,470,000	954,200
1,270,000	1,272,000	825,500	1,370,000	1,372,000	890,500	1,470,000	1,472,000	955,500
1,272,000	1,274,000	826,800	1,372,000	1,374,000	891,800	1,472,000	1,474,000	956,800
1,274,000	1,276,000	828,100	1,374,000	1,376,000	893,100	1,474,000	1,476,000	958,100
1,276,000	1,278,000	829,400	1,376,000	1,378,000	894,400	1,476,000	1,478,000	959,400
1,278,000	1,280,000	830,700	1,378,000	1,380,000	895,700	1,478,000	1,480,000	960,700
1,280,000	1,282,000	832,000	1,380,000	1,382,000	897,000	1,480,000	1,482,000	962,000
1,282,000	1,284,000	833,300	1,382,000	1,384,000	898,300	1,482,000	1,484,000	963,300
1,284,000	1,286,000	834,600	1,384,000	1,386,000	899,600	1,484,000	1,486,000	964,600
1,286,000	1,288,000	835,900	1,386,000	1,388,000	900,900	1,486,000	1,488,000	965,900
1,288,000	1,290,000	837,200	1,388,000	1,390,000	902,200	1,488,000	1,490,000	967,200
1,290,000	1,292,000	838,500	1,390,000	1,392,000	903,500	1,490,000	1,492,000	968,500
1,292,000	1,294,000	839,800	1,392,000	1,394,000	904,800	1,492,000	1,494,000	969,800
1,294,000	1,296,000	841,100	1,394,000	1,396,000	906,100	1,494,000	1,496,000	971,100
1,296,000	1,298,000	842,400	1,396,000	1,398,000	907,400	1,496,000	1,498,000	972,400
1,298,000	1,300,000	843,700	1,398,000	1,400,000	908,700	1,498,000	1,500,000	973,700
1,300,000	1,302,000	845,000	1,400,000	1,402,000	910,000	1,500,000	1,502,000	975,000
1,302,000	1,304,000	846,300	1,402,000	1,404,000	911,300	1,502,000	1,504,000	976,500
1,304,000	1,306,000	847,600	1,404,000	1,406,000	912,600	1,504,000	1,506,000	978,000
1,306,000	1,308,000	848,900	1,406,000	1,408,000	913,900	1,506,000	1,508,000	979,500
1,308,000	1,310,000	850,200	1,408,000	1,410,000	915,200	1,508,000	1,510,000	981,000
1,310,000	1,312,000	851,500	1,410,000	1,412,000	916,500	1,510,000	1,512,000	982,500
1,312,000	1,314,000	852,800	1,412,000	1,414,000	917,800	1,512,000	1,514,000	984,000
1,314,000	1,316,000	854,100	1,414,000	1,416,000	919,100	1,514,000	1,516,000	985,500
1,316,000	1,318,000	855,400	1,416,000	1,418,000	920,400	1,516,000	1,518,000	987,000
1,318,000	1,320,000	856,700	1,418,000	1,420,000	921,700	1,518,000	1,520,000	988,500
1,320,000	1,322,000	858,000	1,420,000	1,422,000	923,000	1,520,000	1,522,000	990,000
1,322,000	1,324,000	859,300	1,422,000	1,424,000	924,300	1,522,000	1,524,000	991,500
1,324,000	1,326,000	860,600	1,424,000	1,426,000	925,600	1,524,000	1,526,000	993,000
1,326,000	1,328,000	861,900	1,426,000	1,428,000	926,900	1,526,000	1,528,000	994,500
1,328,000	1,330,000	863,200	1,428,000	1,430,000	928,200	1,528,000	1,530,000	996,000

(二)

給与等の金額			給与所得控			給与等の金額			給与所得控			給与等の金額			給与所得控		
除後の給与			除後の給与			除後の給与			除後の給与			除後の給与			除後の給与		
以	上	未	満	等	の	以	上	未	満	等	の	以	上	未	満	等	の
金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,530,000	1,532,000	997,500	1,630,000	1,632,000	1,072,500	1,730,000	1,732,000	1,147,500	1,532,000	1,534,000	999,000	1,632,000	1,634,000	1,074,000	1,732,000	1,734,000	1,149,000
1,534,000	1,536,000	1,000,500	1,634,000	1,636,000	1,075,500	1,734,000	1,736,000	1,150,500	1,536,000	1,538,000	1,002,000	1,636,000	1,638,000	1,077,000	1,736,000	1,738,000	1,152,000
1,538,000	1,540,000	1,003,500	1,638,000	1,640,000	1,078,500	1,738,000	1,740,000	1,153,500	1,542,000	1,544,000	1,005,000	1,642,000	1,644,000	1,081,500	1,742,000	1,744,000	1,155,000
1,544,000	1,546,000	1,008,000	1,644,000	1,646,000	1,083,500	1,744,000	1,746,000	1,158,000	1,546,000	1,548,000	1,009,500	1,646,000	1,648,000	1,084,500	1,746,000	1,748,000	1,159,500
1,548,000	1,550,000	1,011,000	1,648,000	1,650,000	1,086,000	1,748,000	1,750,000	1,161,000	1,552,000	1,554,000	1,012,500	1,650,000	1,652,000	1,087,500	1,750,000	1,752,000	1,162,500
1,552,000	1,554,000	1,014,000	1,652,000	1,654,000	1,089,000	1,752,000	1,754,000	1,164,000	1,554,000	1,556,000	1,015,500	1,654,000	1,656,000	1,090,500	1,754,000	1,756,000	1,165,500
1,556,000	1,558,000	1,017,000	1,656,000	1,658,000	1,092,000	1,756,000	1,758,000	1,167,000	1,558,000	1,560,000	1,018,500	1,658,000	1,660,000	1,093,500	1,758,000	1,760,000	1,168,500
1,560,000	1,562,000	1,020,000	1,660,000	1,662,000	1,095,000	1,760,000	1,762,000	1,170,000	1,562,000	1,564,000	1,021,500	1,662,000	1,664,000	1,096,500	1,762,000	1,764,000	1,171,500
1,564,000	1,566,000	1,023,000	1,664,000	1,666,000	1,098,000	1,764,000	1,766,000	1,173,000	1,566,000	1,568,000	1,024,500	1,666,000	1,668,000	1,099,500	1,766,000	1,768,000	1,174,500
1,568,000	1,570,000	1,026,000	1,668,000	1,670,000	1,101,000	1,768,000	1,770,000	1,176,000	1,572,000	1,574,000	1,029,000	1,672,000	1,674,000	1,104,000	1,772,000	1,774,000	1,179,000
1,572,000	1,574,000	1,030,500	1,674,000	1,676,000	1,105,500	1,774,000	1,776,000	1,180,500	1,574,000	1,576,000	1,032,000	1,676,000	1,678,000	1,107,000	1,776,000	1,778,000	1,182,000
1,576,000	1,578,000	1,033,500	1,678,000	1,680,000	1,108,500	1,778,000	1,780,000	1,183,500	1,578,000	1,580,000	1,035,000	1,680,000	1,682,000	1,110,000	1,780,000	1,782,000	1,185,000
1,582,000	1,584,000	1,036,500	1,682,000	1,684,000	1,111,500	1,782,000	1,784,000	1,186,500	1,584,000	1,586,000	1,038,000	1,684,000	1,686,000	1,113,000	1,784,000	1,786,000	1,188,000
1,586,000	1,588,000	1,039,500	1,686,000	1,688,000	1,114,500	1,786,000	1,788,000	1,189,500	1,588,000	1,590,000	1,041,000	1,688,000	1,690,000	1,116,000	1,788,000	1,790,000	1,191,000
1,592,000	1,594,000	1,042,500	1,690,000	1,692,000	1,117,500	1,790,000	1,792,000	1,192,500	1,594,000	1,596,000	1,045,500	1,694,000	1,696,000	1,120,500	1,794,000	1,796,000	1,195,500
1,596,000	1,598,000	1,047,000	1,696,000	1,698,000	1,122,000	1,796,000	1,798,000	1,197,000	1,598,000	1,600,000	1,048,500	1,698,000	1,700,000	1,123,500	1,798,000	1,800,000	1,198,500
1,602,000	1,604,000	1,051,500	1,702,000	1,704,000	1,126,500	1,802,000	1,804,000	1,201,500	1,604,000	1,606,000	1,053,000	1,704,000	1,706,000	1,128,000	1,804,000	1,806,000	1,203,000
1,606,000	1,608,000	1,054,500	1,706,000	1,708,000	1,129,500	1,806,000	1,808,000	1,204,500	1,608,000	1,610,000	1,056,000	1,708,000	1,710,000	1,131,000	1,808,000	1,810,000	1,206,000
1,612,000	1,614,000	1,059,000	1,712,000	1,714,000	1,134,000	1,812,000	1,814,000	1,209,000	1,614,000	1,616,000	1,060,500	1,714,000	1,716,000	1,135,500	1,814,000	1,816,000	1,210,500
1,616,000	1,618,000	1,062,000	1,716,000	1,718,000	1,137,000	1,816,000	1,818,000	1,212,000	1,618,000	1,620,000	1,063,500	1,718,000	1,720,000	1,138,500	1,818,000	1,820,000	1,213,500
1,622,000	1,624,000	1,065,000	1,720,000	1,722,000	1,140,000	1,820,000	1,822,000	1,215,000	1,624,000	1,626,000	1,068,000	1,724,000	1,726,000	1,143,000	1,824,000	1,826,000	1,218,000
1,626,000	1,628,000	1,069,500	1,726,000	1,728,000	1,144,500	1,826,000	1,828,000	1,219,500	1,628,000	1,630,000	1,071,000	1,728,000	1,730,000	1,146,000	1,828,000	1,830,000	1,221,000

(三)

給与等の金額		給与所得控	給与等の金額		給与所得控	給与等の金額		給与所得控
除後の給与		等の金額	除後の給与		等の金額	除後の給与		等の金額
以	上		以	上		以	上	
円	円	円	円	円	円	円	円	
1,830,000	1,832,000	1,222,500	1,930,000	1,932,000	1,297,500	2,030,000	2,032,000	1,372,500
1,832,000	1,834,000	1,224,000	1,932,000	1,934,000	1,299,000	2,032,000	2,034,000	1,374,000
1,834,000	1,836,000	1,225,500	1,934,000	1,936,000	1,300,500	2,034,000	2,036,000	1,375,500
1,836,000	1,838,000	1,227,000	1,936,000	1,938,000	1,302,000	2,036,000	2,038,000	1,377,000
1,838,000	1,840,000	1,228,500	1,938,000	1,940,000	1,303,500	2,038,000	2,040,000	1,378,500
1,840,000	1,842,000	1,230,000	1,940,000	1,942,000	1,305,000	2,040,000	2,042,000	1,380,000
1,842,000	1,844,000	1,231,500	1,942,000	1,944,000	1,306,500	2,042,000	2,044,000	1,381,500
1,844,000	1,846,000	1,233,000	1,944,000	1,946,000	1,308,000	2,044,000	2,046,000	1,383,000
1,846,000	1,848,000	1,234,500	1,946,000	1,948,000	1,309,500	2,046,000	2,048,000	1,384,500
1,848,000	1,850,000	1,236,000	1,948,000	1,950,000	1,311,000	2,048,000	2,050,000	1,386,000
1,850,000	1,852,000	1,237,500	1,950,000	1,952,000	1,312,500	2,050,000	2,052,000	1,387,500
1,852,000	1,854,000	1,239,000	1,952,000	1,954,000	1,314,000	2,052,000	2,054,000	1,389,000
1,854,000	1,856,000	1,240,500	1,954,000	1,956,000	1,315,500	2,054,000	2,056,000	1,390,500
1,856,000	1,858,000	1,242,000	1,956,000	1,958,000	1,317,000	2,056,000	2,058,000	1,392,000
1,858,000	1,860,000	1,243,500	1,958,000	1,960,000	1,318,500	2,058,000	2,060,000	1,393,500
1,860,000	1,862,000	1,245,000	1,960,000	1,962,000	1,320,000	2,060,000	2,062,000	1,395,000
1,862,000	1,864,000	1,246,500	1,962,000	1,964,000	1,321,500	2,062,000	2,064,000	1,396,500
1,864,000	1,866,000	1,248,000	1,964,000	1,966,000	1,323,000	2,064,000	2,066,000	1,398,000
1,866,000	1,868,000	1,249,500	1,966,000	1,968,000	1,324,500	2,066,000	2,068,000	1,399,500
1,868,000	1,870,000	1,251,000	1,968,000	1,970,000	1,326,000	2,068,000	2,070,000	1,401,000
1,870,000	1,872,000	1,252,500	1,970,000	1,972,000	1,327,500	2,070,000	2,072,000	1,402,500
1,872,000	1,874,000	1,254,000	1,972,000	1,974,000	1,329,000	2,072,000	2,074,000	1,404,000
1,874,000	1,876,000	1,255,500	1,974,000	1,976,000	1,330,500	2,074,000	2,076,000	1,405,500
1,876,000	1,878,000	1,257,000	1,976,000	1,978,000	1,332,000	2,076,000	2,078,000	1,407,000
1,878,000	1,880,000	1,258,500	1,978,000	1,980,000	1,333,500	2,078,000	2,080,000	1,408,500
1,880,000	1,882,000	1,260,000	1,980,000	1,982,000	1,335,000	2,080,000	2,082,000	1,410,000
1,882,000	1,884,000	1,261,500	1,982,000	1,984,000	1,336,500	2,082,000	2,084,000	1,411,500
1,884,000	1,886,000	1,263,000	1,984,000	1,986,000	1,338,000	2,084,000	2,086,000	1,413,000
1,886,000	1,888,000	1,264,500	1,986,000	1,988,000	1,339,500	2,086,000	2,088,000	1,414,500
1,888,000	1,890,000	1,266,000	1,988,000	1,990,000	1,341,000	2,088,000	2,090,000	1,416,000
1,890,000	1,892,000	1,267,500	1,990,000	1,992,000	1,342,500	2,090,000	2,092,000	1,417,500
1,892,000	1,894,000	1,269,000	1,992,000	1,994,000	1,344,000	2,092,000	2,094,000	1,419,000
1,894,000	1,896,000	1,270,500	1,994,000	1,996,000	1,345,500	2,094,000	2,096,000	1,420,500
1,896,000	1,898,000	1,272,000	1,996,000	1,998,000	1,347,000	2,096,000	2,098,000	1,422,000
1,898,000	1,900,000	1,273,500	1,998,000	2,000,000	1,348,500	2,098,000	2,100,000	1,423,500
1,900,000	1,902,000	1,275,000	2,000,000	2,002,000	1,350,000	2,100,000	2,102,000	1,425,000
1,902,000	1,904,000	1,276,500	2,002,000	2,004,000	1,351,500	2,102,000	2,104,000	1,426,500
1,904,000	1,906,000	1,278,000	2,004,000	2,006,000	1,353,000	2,104,000	2,106,000	1,428,000
1,906,000	1,908,000	1,279,500	2,006,000	2,008,000	1,354,500	2,106,000	2,108,000	1,429,500
1,908,000	1,910,000	1,281,000	2,008,000	2,010,000	1,356,000	2,108,000	2,110,000	1,431,000
1,910,000	1,912,000	1,282,500	2,010,000	2,012,000	1,357,500	2,110,000	2,112,000	1,432,500
1,912,000	1,914,000	1,284,000	2,012,000	2,014,000	1,359,000	2,112,000	2,114,000	1,434,000
1,914,000	1,916,000	1,285,500	2,014,000	2,016,000	1,360,500	2,114,000	2,116,000	1,435,500
1,916,000	1,918,000	1,287,000	2,016,000	2,018,000	1,362,000	2,116,000	2,118,000	1,437,000
1,918,000	1,920,000	1,288,500	2,018,000	2,020,000	1,363,500	2,118,000	2,120,000	1,438,500
1,920,000	1,922,000	1,290,000	2,020,000	2,022,000	1,365,000	2,120,000	2,122,000	1,440,000
1,922,000	1,924,000	1,291,500	2,022,000	2,024,000	1,366,500	2,122,000	2,124,000	1,441,500
1,924,000	1,926,000	1,293,000	2,024,000	2,026,000	1,368,000	2,124,000	2,126,000	1,443,000
1,926,000	1,928,000	1,294,500	2,026,000	2,028,000	1,369,500	2,126,000	2,128,000	1,444,500
1,928,000	1,930,000	1,296,000	2,028,000	2,030,000	1,371,000	2,128,000	2,130,000	1,446,000

(四)

給与等の金額		給与所得控	給与等の金額		給与所得控	給与等の金額		給与所得控
除後の給与		等 の金額	除後の給与		等 の金額	除後の給与		等 の金額
以	上		以	上		以	上	
未	満	等 の金額	未	満	等 の金額	未	満	等 の金額
円	円	円	円	円	円	円	円	円
2,130,000	2,132,000	1,447,500	2,230,000	2,232,000	1,522,500	2,330,000	2,332,000	1,597,500
2,132,000	2,134,000	1,449,000	2,232,000	2,234,000	1,524,000	2,332,000	2,334,000	1,599,000
2,134,000	2,136,000	1,450,500	2,234,000	2,236,000	1,525,500	2,334,000	2,336,000	1,600,500
2,136,000	2,138,000	1,452,000	2,236,000	2,238,000	1,527,000	2,336,000	2,338,000	1,602,000
2,138,000	2,140,000	1,453,500	2,238,000	2,240,000	1,528,500	2,338,000	2,340,000	1,603,500
2,140,000	2,142,000	1,455,000	2,240,000	2,242,000	1,530,000	2,340,000	2,342,000	1,605,000
2,142,000	2,144,000	1,456,500	2,242,000	2,244,000	1,531,500	2,342,000	2,344,000	1,606,500
2,144,000	2,146,000	1,458,000	2,244,000	2,246,000	1,533,000	2,344,000	2,346,000	1,608,000
2,146,000	2,148,000	1,459,500	2,246,000	2,248,000	1,534,500	2,346,000	2,348,000	1,609,500
2,148,000	2,150,000	1,461,000	2,248,000	2,250,000	1,536,000	2,348,000	2,350,000	1,611,000
2,150,000	2,152,000	1,462,500	2,250,000	2,252,000	1,537,500	2,350,000	2,352,000	1,612,500
2,152,000	2,154,000	1,464,000	2,252,000	2,254,000	1,539,000	2,352,000	2,354,000	1,614,000
2,154,000	2,156,000	1,465,500	2,254,000	2,256,000	1,540,500	2,354,000	2,356,000	1,615,500
2,156,000	2,158,000	1,467,000	2,256,000	2,258,000	1,542,000	2,356,000	2,358,000	1,617,000
2,158,000	2,160,000	1,468,500	2,258,000	2,260,000	1,543,500	2,358,000	2,360,000	1,618,500
2,160,000	2,162,000	1,470,000	2,260,000	2,262,000	1,545,000	2,360,000	2,362,000	1,620,000
2,162,000	2,164,000	1,471,500	2,262,000	2,264,000	1,546,500	2,362,000	2,364,000	1,621,500
2,164,000	2,166,000	1,473,000	2,264,000	2,266,000	1,548,000	2,364,000	2,366,000	1,623,000
2,166,000	2,168,000	1,474,500	2,266,000	2,268,000	1,549,500	2,366,000	2,368,000	1,624,500
2,168,000	2,170,000	1,476,000	2,268,000	2,270,000	1,551,000	2,368,000	2,370,000	1,626,000
2,170,000	2,172,000	1,477,500	2,270,000	2,272,000	1,552,500	2,370,000	2,372,000	1,627,500
2,172,000	2,174,000	1,479,000	2,272,000	2,274,000	1,554,000	2,372,000	2,374,000	1,629,000
2,174,000	2,176,000	1,480,500	2,274,000	2,276,000	1,555,500	2,374,000	2,376,000	1,630,500
2,176,000	2,178,000	1,482,000	2,276,000	2,278,000	1,557,000	2,376,000	2,378,000	1,632,000
2,178,000	2,180,000	1,483,500	2,278,000	2,280,000	1,558,500	2,378,000	2,380,000	1,633,500
2,180,000	2,182,000	1,485,000	2,280,000	2,282,000	1,560,000	2,380,000	2,382,000	1,635,000
2,182,000	2,184,000	1,486,500	2,282,000	2,284,000	1,561,500	2,382,000	2,384,000	1,636,500
2,184,000	2,186,000	1,488,000	2,284,000	2,286,000	1,563,000	2,384,000	2,386,000	1,638,000
2,186,000	2,188,000	1,489,500	2,286,000	2,288,000	1,564,500	2,386,000	2,388,000	1,639,500
2,188,000	2,190,000	1,491,000	2,288,000	2,290,000	1,566,000	2,388,000	2,390,000	1,641,000
2,190,000	2,192,000	1,492,500	2,290,000	2,292,000	1,567,500	2,390,000	2,392,000	1,642,500
2,192,000	2,194,000	1,494,000	2,292,000	2,294,000	1,569,000	2,392,000	2,394,000	1,644,000
2,194,000	2,196,000	1,495,500	2,294,000	2,296,000	1,570,500	2,394,000	2,396,000	1,645,500
2,196,000	2,198,000	1,497,000	2,296,000	2,298,000	1,572,000	2,396,000	2,398,000	1,647,000
2,198,000	2,200,000	1,498,500	2,298,000	2,300,000	1,573,500	2,398,000	2,400,000	1,648,500
2,200,000	2,202,000	1,500,000	2,300,000	2,302,000	1,575,000	2,400,000	2,402,000	1,650,000
2,202,000	2,204,000	1,501,500	2,302,000	2,304,000	1,576,500	2,402,000	2,404,000	1,651,500
2,204,000	2,206,000	1,503,000	2,304,000	2,306,000	1,578,000	2,404,000	2,406,000	1,653,000
2,206,000	2,208,000	1,504,500	2,306,000	2,308,000	1,579,500	2,406,000	2,408,000	1,654,500
2,208,000	2,210,000	1,506,000	2,308,000	2,310,000	1,581,000	2,408,000	2,410,000	1,656,000
2,210,000	2,212,000	1,507,500	2,310,000	2,312,000	1,582,500	2,410,000	2,412,000	1,657,500
2,212,000	2,214,000	1,509,000	2,312,000	2,314,000	1,584,000	2,412,000	2,414,000	1,659,000
2,214,000	2,216,000	1,510,500	2,314,000	2,316,000	1,585,500	2,414,000	2,416,000	1,660,500
2,216,000	2,218,000	1,512,000	2,316,000	2,318,000	1,587,000	2,416,000	2,418,000	1,662,000
2,218,000	2,220,000	1,513,500	2,318,000	2,320,000	1,588,500	2,418,000	2,420,000	1,663,500
2,220,000	2,222,000	1,515,000	2,320,000	2,322,000	1,590,000	2,420,000	2,422,000	1,665,000
2,222,000	2,224,000	1,516,500	2,322,000	2,324,000	1,591,500	2,422,000	2,424,000	1,666,500
2,224,000	2,226,000	1,518,000	2,324,000	2,326,000	1,593,000	2,424,000	2,426,000	1,668,000
2,226,000	2,228,000	1,519,500	2,326,000	2,328,000	1,594,500	2,426,000	2,428,000	1,669,500
2,228,000	2,230,000	1,521,000	2,328,000	2,330,000	1,596,000	2,428,000	2,430,000	1,671,000

(五)

給与等の金額		給与所得控	給与等の金額		給与所得控	給与等の金額		給与所得控
除後の給与		等 の金額	除後の給与		等 の金額	除後の給与		等 の金額
以	上		以	上		以	上	
未	満	等 の金額	未	満	等 の金額	未	満	等 の金額
円	円		円	円		円	円	
2,430,000	2,432,000	1,672,500	2,530,000	2,532,000	1,747,500	2,630,000	2,632,000	1,822,500
2,432,000	2,434,000	1,674,000	2,532,000	2,534,000	1,749,000	2,632,000	2,634,000	1,824,000
2,434,000	2,436,000	1,675,500	2,534,000	2,536,000	1,750,500	2,634,000	2,636,000	1,825,500
2,436,000	2,438,000	1,677,000	2,536,000	2,538,000	1,752,000	2,636,000	2,638,000	1,827,000
2,438,000	2,440,000	1,678,500	2,538,000	2,540,000	1,753,500	2,638,000	2,640,000	1,828,500
2,440,000	2,442,000	1,680,000	2,540,000	2,542,000	1,755,000	2,640,000	2,642,000	1,830,000
2,442,000	2,444,000	1,681,500	2,542,000	2,544,000	1,756,500	2,642,000	2,644,000	1,831,500
2,444,000	2,446,000	1,683,000	2,544,000	2,546,000	1,758,000	2,644,000	2,646,000	1,833,000
2,446,000	2,448,000	1,684,500	2,546,000	2,548,000	1,759,500	2,646,000	2,648,000	1,834,500
2,448,000	2,450,000	1,686,000	2,548,000	2,550,000	1,761,000	2,648,000	2,650,000	1,836,000
2,450,000	2,452,000	1,687,500	2,550,000	2,552,000	1,762,500	2,650,000	2,652,000	1,837,500
2,452,000	2,454,000	1,689,000	2,552,000	2,554,000	1,764,000	2,652,000	2,654,000	1,839,000
2,454,000	2,456,000	1,690,500	2,554,000	2,556,000	1,765,500	2,654,000	2,656,000	1,840,500
2,456,000	2,458,000	1,692,000	2,556,000	2,558,000	1,767,000	2,656,000	2,658,000	1,842,000
2,458,000	2,460,000	1,693,500	2,558,000	2,560,000	1,768,500	2,658,000	2,660,000	1,843,500
2,460,000	2,462,000	1,695,000	2,560,000	2,562,000	1,770,000	2,660,000	2,662,000	1,845,000
2,462,000	2,464,000	1,696,500	2,562,000	2,564,000	1,771,500	2,662,000	2,664,000	1,846,500
2,464,000	2,466,000	1,698,000	2,564,000	2,566,000	1,773,000	2,664,000	2,666,000	1,848,000
2,466,000	2,468,000	1,699,500	2,566,000	2,568,000	1,774,500	2,666,000	2,668,000	1,849,500
2,468,000	2,470,000	1,701,000	2,568,000	2,570,000	1,776,000	2,668,000	2,670,000	1,851,000
2,470,000	2,472,000	1,702,500	2,570,000	2,572,000	1,777,500	2,670,000	2,672,000	1,852,500
2,472,000	2,474,000	1,704,000	2,572,000	2,574,000	1,779,000	2,672,000	2,674,000	1,854,000
2,474,000	2,476,000	1,705,500	2,574,000	2,576,000	1,780,500	2,674,000	2,676,000	1,855,500
2,476,000	2,478,000	1,707,000	2,576,000	2,578,000	1,782,000	2,676,000	2,678,000	1,857,000
2,478,000	2,480,000	1,708,500	2,578,000	2,580,000	1,783,500	2,678,000	2,680,000	1,858,500
2,480,000	2,482,000	1,710,000	2,580,000	2,582,000	1,785,000	2,680,000	2,682,000	1,860,000
2,482,000	2,484,000	1,711,500	2,582,000	2,584,000	1,786,500	2,682,000	2,684,000	1,861,500
2,484,000	2,486,000	1,713,000	2,584,000	2,586,000	1,788,000	2,684,000	2,686,000	1,863,000
2,486,000	2,488,000	1,714,500	2,586,000	2,588,000	1,789,500	2,686,000	2,688,000	1,864,500
2,488,000	2,490,000	1,716,000	2,588,000	2,590,000	1,791,000	2,688,000	2,690,000	1,866,000
2,490,000	2,492,000	1,717,500	2,590,000	2,592,000	1,792,500	2,690,000	2,692,000	1,867,500
2,492,000	2,494,000	1,719,000	2,592,000	2,594,000	1,794,000	2,692,000	2,694,000	1,869,000
2,494,000	2,496,000	1,720,500	2,594,000	2,596,000	1,795,500	2,694,000	2,696,000	1,870,500
2,496,000	2,498,000	1,722,000	2,596,000	2,598,000	1,797,000	2,696,000	2,698,000	1,872,000
2,498,000	2,500,000	1,723,500	2,598,000	2,600,000	1,798,500	2,698,000	2,700,000	1,873,500
2,500,000	2,502,000	1,725,000	2,600,000	2,602,000	1,800,000	2,700,000	2,702,000	1,875,000
2,502,000	2,504,000	1,726,500	2,602,000	2,604,000	1,801,500	2,702,000	2,704,000	1,876,500
2,504,000	2,506,000	1,728,000	2,604,000	2,606,000	1,803,000	2,704,000	2,706,000	1,878,000
2,506,000	2,508,000	1,729,500	2,606,000	2,608,000	1,804,500	2,706,000	2,708,000	1,879,500
2,508,000	2,510,000	1,731,000	2,608,000	2,610,000	1,806,000	2,708,000	2,710,000	1,881,000
2,510,000	2,512,000	1,732,500	2,610,000	2,612,000	1,807,500	2,710,000	2,712,000	1,882,500
2,512,000	2,514,000	1,734,000	2,612,000	2,614,000	1,809,000	2,712,000	2,714,000	1,884,000
2,514,000	2,516,000	1,735,500	2,614,000	2,616,000	1,810,500	2,714,000	2,716,000	1,885,500
2,516,000	2,518,000	1,737,000	2,616,000	2,618,000	1,812,000	2,716,000	2,718,000	1,887,000
2,518,000	2,520,000	1,738,500	2,618,000	2,620,000	1,813,500	2,718,000	2,720,000	1,888,500
2,520,000	2,522,000	1,740,000	2,620,000	2,622,000	1,815,000	2,720,000	2,722,000	1,890,000
2,522,000	2,524,000	1,741,500	2,622,000	2,624,000	1,816,500	2,722,000	2,724,000	1,891,500
2,524,000	2,526,000	1,743,000	2,624,000	2,626,000	1,818,000	2,724,000	2,726,000	1,893,000
2,526,000	2,528,000	1,744,500	2,626,000	2,628,000	1,819,500	2,726,000	2,728,000	1,894,500
2,528,000	2,530,000	1,746,000	2,628,000	2,630,000	1,821,000	2,728,000	2,730,000	1,896,000

(六)

給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控
以 上 未 満		除後の給与 等の金額	以 上 未 満		除後の給与 等の金額	以 上 未 満		除後の給与 等の金額
円	円	円	円	円	円	円	円	円
2,730,000	2,732,000	1,897,500	2,830,000	2,832,000	1,972,500	2,930,000	2,932,000	2,047,500
2,732,000	2,734,000	1,899,000	2,832,000	2,834,000	1,974,000	2,932,000	2,934,000	2,049,000
2,734,000	2,736,000	1,900,500	2,834,000	2,836,000	1,975,500	2,934,000	2,936,000	2,050,500
2,736,000	2,738,000	1,902,000	2,836,000	2,838,000	1,977,000	2,936,000	2,938,000	2,052,000
2,738,000	2,740,000	1,903,500	2,838,000	2,840,000	1,978,500	2,938,000	2,940,000	2,053,500
2,740,000	2,742,000	1,905,000	2,840,000	2,842,000	1,980,000	2,940,000	2,942,000	2,055,000
2,742,000	2,744,000	1,906,500	2,842,000	2,844,000	1,981,500	2,942,000	2,944,000	2,056,500
2,744,000	2,746,000	1,908,000	2,844,000	2,846,000	1,983,000	2,944,000	2,946,000	2,058,000
2,746,000	2,748,000	1,909,500	2,846,000	2,848,000	1,984,500	2,946,000	2,948,000	2,059,500
2,748,000	2,750,000	1,911,000	2,848,000	2,850,000	1,986,000	2,948,000	2,950,000	2,061,000
2,750,000	2,752,000	1,912,500	2,850,000	2,852,000	1,987,500	2,950,000	2,952,000	2,062,500
2,752,000	2,754,000	1,914,000	2,852,000	2,854,000	1,989,000	2,952,000	2,954,000	2,064,000
2,754,000	2,756,000	1,915,500	2,854,000	2,856,000	1,990,500	2,954,000	2,956,000	2,065,500
2,756,000	2,758,000	1,917,000	2,856,000	2,858,000	1,992,000	2,956,000	2,958,000	2,067,000
2,758,000	2,760,000	1,918,500	2,858,000	2,860,000	1,993,500	2,958,000	2,960,000	2,068,500
2,760,000	2,762,000	1,920,000	2,860,000	2,862,000	1,995,000	2,960,000	2,962,000	2,070,000
2,762,000	2,764,000	1,921,500	2,862,000	2,864,000	1,996,500	2,962,000	2,964,000	2,071,500
2,764,000	2,766,000	1,923,000	2,864,000	2,866,000	1,998,000	2,964,000	2,966,000	2,073,000
2,766,000	2,768,000	1,924,500	2,866,000	2,868,000	1,999,500	2,966,000	2,968,000	2,074,500
2,768,000	2,770,000	1,926,000	2,868,000	2,870,000	2,001,000	2,968,000	2,970,000	2,076,000
2,770,000	2,772,000	1,927,500	2,870,000	2,872,000	2,002,500	2,970,000	2,972,000	2,077,500
2,772,000	2,774,000	1,929,000	2,872,000	2,874,000	2,004,000	2,972,000	2,974,000	2,079,000
2,774,000	2,776,000	1,930,500	2,874,000	2,876,000	2,005,500	2,974,000	2,976,000	2,080,500
2,776,000	2,778,000	1,932,000	2,876,000	2,878,000	2,007,000	2,976,000	2,978,000	2,082,000
2,778,000	2,780,000	1,933,500	2,878,000	2,880,000	2,008,500	2,978,000	2,980,000	2,083,500
2,780,000	2,782,000	1,935,000	2,880,000	2,882,000	2,010,000	2,980,000	2,982,000	2,085,000
2,782,000	2,784,000	1,936,500	2,882,000	2,884,000	2,011,500	2,982,000	2,984,000	2,086,500
2,784,000	2,786,000	1,938,000	2,884,000	2,886,000	2,013,000	2,984,000	2,986,000	2,088,000
2,786,000	2,788,000	1,939,500	2,886,000	2,888,000	2,014,500	2,986,000	2,988,000	2,089,500
2,788,000	2,790,000	1,941,000	2,888,000	2,890,000	2,016,000	2,988,000	2,990,000	2,091,000
2,790,000	2,792,000	1,942,500	2,890,000	2,892,000	2,017,500	2,990,000	2,992,000	2,092,500
2,792,000	2,794,000	1,944,000	2,892,000	2,894,000	2,019,000	2,992,000	2,994,000	2,094,000
2,794,000	2,796,000	1,945,500	2,894,000	2,896,000	2,020,500	2,994,000	2,996,000	2,095,500
2,796,000	2,798,000	1,947,000	2,896,000	2,898,000	2,022,000	2,996,000	2,998,000	2,097,000
2,798,000	2,800,000	1,948,500	2,898,000	2,900,000	2,023,500	2,998,000	3,000,000	2,098,500
2,800,000	2,802,000	1,950,000	2,900,000	2,902,000	2,025,000	3,000,000	6,000,000	給与等の金額に 84%を乗じて算 出した金額から 420,000円を控 除した金額
2,802,000	2,804,000	1,951,500	2,902,000	2,904,000	2,026,500			
2,804,000	2,806,000	1,953,000	2,904,000	2,906,000	2,028,000			
2,806,000	2,808,000	1,954,500	2,906,000	2,908,000	2,029,500			
2,808,000	2,810,000	1,956,000	2,908,000	2,910,000	2,031,000			
2,810,000	2,812,000	1,957,500	2,910,000	2,912,000	2,032,500	6,000,000 円以上		給与等の金額に 93%を乗じて算 出した金額から 960,000円を控 除した金額
2,812,000	2,814,000	1,959,000	2,912,000	2,914,000	2,034,000			
2,814,000	2,816,000	1,960,500	2,914,000	2,916,000	2,035,500			
2,816,000	2,818,000	1,962,000	2,916,000	2,918,000	2,037,000			
2,818,000	2,820,000	1,963,500	2,918,000	2,920,000	2,038,500			
2,820,000	2,822,000	1,965,000	2,920,000	2,922,000	2,040,000			
2,822,000	2,824,000	1,966,500	2,922,000	2,924,000	2,041,500			
2,824,000	2,826,000	1,968,000	2,924,000	2,926,000	2,043,000			
2,826,000	2,828,000	1,969,500	2,926,000	2,928,000	2,044,500			
2,828,000	2,830,000	1,971,000	2,928,000	2,930,000	2,046,000			

(備考) 給与所得控除後の給与等の金額を求めるには、その年中の給与等の金額に応じ、「給与等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「給与所得控除後の給与等の金額」欄に記載されている金額が、その給与等の金額についての給与所得控除後の給与等の金額である。この場合において、給与等の金額が3,000,000円以上の居住者の給与所得控除後の給与等の金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める給与所得控除後の給与等の金額とする。

附則別表第六 昭和49年分の退職所得の源泉徴収税額表

(一)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額
以	上	未 満		以	上	未 満		以	上	未 満	
円		円	円	円		円	円	円		円	円
2,000	円未満	0	100,000	102,000	5,000	274,000	278,000	13,700			
2,000	4,000	100	102,000	104,000	5,100	278,000	282,000	13,900			
4,000	6,000	200	104,000	106,000	5,200	282,000	286,000	14,100			
6,000	8,000	300	106,000	108,000	5,300	286,000	290,000	14,300			
8,000	10,000	400	108,000	110,000	5,400	290,000	294,000	14,500			
10,000	12,000	500	110,000	112,000	5,500	294,000	298,000	14,700			
12,000	14,000	600	112,000	114,000	5,600	298,000	302,000	14,900			
14,000	16,000	700	114,000	116,000	5,700	302,000	306,000	15,100			
16,000	18,000	800	116,000	118,000	5,800	306,000	310,000	15,300			
18,000	20,000	900	118,000	120,000	5,900	310,000	314,000	15,500			
20,000	22,000	1,000	120,000	122,000	6,000	314,000	318,000	15,700			
22,000	24,000	1,100	122,000	124,000	6,100	318,000	322,000	15,900			
24,000	26,000	1,200	124,000	126,000	6,200	322,000	326,000	16,100			
26,000	28,000	1,300	126,000	130,000	6,300	326,000	330,000	16,300			
28,000	30,000	1,400	130,000	134,000	6,500	330,000	334,000	16,500			
30,000	32,000	1,500	134,000	138,000	6,700	334,000	338,000	16,700			
32,000	34,000	1,600	138,000	142,000	6,900	338,000	342,000	16,900			
34,000	36,000	1,700	142,000	146,000	7,100	342,000	346,000	17,100			
36,000	38,000	1,800	146,000	150,000	7,300	346,000	350,000	17,300			
38,000	40,000	1,900	150,000	154,000	7,500	350,000	354,000	17,500			
40,000	42,000	2,000	154,000	158,000	7,700	354,000	358,000	17,700			
42,000	44,000	2,100	158,000	162,000	7,900	358,000	362,000	17,900			
44,000	46,000	2,200	162,000	166,000	8,100	362,000	366,000	18,100			
46,000	48,000	2,300	166,000	170,000	8,300	366,000	370,000	18,300			
48,000	50,000	2,400	170,000	174,000	8,500	370,000	374,000	18,500			
50,000	52,000	2,500	174,000	178,000	8,700	374,000	378,000	18,700			
52,000	54,000	2,600	178,000	182,000	8,900	378,000	382,000	18,900			
54,000	56,000	2,700	182,000	186,000	9,100	382,000	386,000	19,100			
56,000	58,000	2,800	186,000	190,000	9,300	386,000	390,000	19,300			
58,000	60,000	2,900	190,000	194,000	9,500	390,000	396,000	19,500			
60,000	62,000	3,000	194,000	198,000	9,700	396,000	402,000	19,800			
62,000	64,000	3,100	198,000	202,000	9,900	402,000	408,000	20,100			
64,000	66,000	3,200	202,000	206,000	10,100	408,000	414,000	20,400			
66,000	68,000	3,300	206,000	210,000	10,300	414,000	420,000	20,700			
68,000	70,000	3,400	210,000	214,000	10,500	420,000	426,000	21,000			
70,000	72,000	3,500	214,000	218,000	10,700	426,000	432,000	21,300			
72,000	74,000	3,600	218,000	222,000	10,900	432,000	438,000	21,600			
74,000	76,000	3,700	222,000	226,000	11,100	438,000	444,000	21,900			
76,000	78,000	3,800	226,000	230,000	11,300	444,000	450,000	22,200			
78,000	80,000	3,900	230,000	234,000	11,500	450,000	456,000	22,500			
80,000	82,000	4,000	234,000	238,000	11,700	456,000	462,000	22,800			
82,000	84,000	4,100	238,000	242,000	11,900	462,000	468,000	23,100			
84,000	86,000	4,200	242,000	246,000	12,100	468,000	474,000	23,400			
86,000	88,000	4,300	246,000	250,000	12,300	474,000	480,000	23,700			
88,000	90,000	4,400	250,000	254,000	12,500	480,000	486,000	24,000			
90,000	92,000	4,500	254,000	258,000	12,700	486,000	492,000	24,300			
92,000	94,000	4,600	258,000	262,000	12,900	492,000	498,000	24,600			
94,000	96,000	4,700	262,000	266,000	13,100	498,000	504,000	24,900			
96,000	98,000	4,800	266,000	270,000	13,300	504,000	510,000	25,200			
98,000	100,000	4,900	270,000	274,000	13,500	510,000	516,000	25,500			

(二)

退職所得控除額控 除後の退職手当等 の金額		税 額	退職所得控除額控 除後の退職手当等 の金額		税 額	退職所得控除額控 除後の退職手当等 の金額		税 額
以	上 未 満		以	上 未 満		以	上 未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
516,000	522,000	25,800	828,000	836,000	41,400	1,228,000	1,236,000	62,600
522,000	528,000	26,100	836,000	844,000	41,800	1,236,000	1,244,000	63,100
528,000	534,000	26,400	844,000	852,000	42,300	1,244,000	1,252,000	63,600
534,000	540,000	26,700	852,000	860,000	42,700	1,252,000	1,260,000	64,100
540,000	546,000	27,000	860,000	868,000	43,100	1,260,000	1,268,000	64,600
546,000	552,000	27,300	868,000	876,000	43,500	1,268,000	1,276,000	65,000
552,000	558,000	27,600	876,000	884,000	43,900	1,276,000	1,284,000	65,500
558,000	564,000	27,900	884,000	892,000	44,400	1,284,000	1,292,000	66,000
564,000	570,000	28,200	892,000	900,000	44,800	1,292,000	1,300,000	66,500
570,000	576,000	28,500	900,000	908,000	45,200	1,300,000	1,310,000	67,000
576,000	582,000	28,800	908,000	916,000	45,600	1,310,000	1,320,000	67,600
582,000	588,000	29,100	916,000	924,000	46,000	1,320,000	1,330,000	68,200
588,000	594,000	29,400	924,000	932,000	46,500	1,330,000	1,340,000	68,800
594,000	600,000	29,700	932,000	940,000	46,900	1,340,000	1,350,000	69,400
600,000	606,000	30,000	940,000	948,000	47,300	1,350,000	1,360,000	70,000
606,000	612,000	30,300	948,000	956,000	47,700	1,360,000	1,370,000	70,600
612,000	618,000	30,600	956,000	964,000	48,100	1,370,000	1,380,000	71,200
618,000	624,000	30,900	964,000	972,000	48,600	1,380,000	1,390,000	71,800
624,000	630,000	31,200	972,000	980,000	49,000	1,390,000	1,400,000	72,400
630,000	636,000	31,500	980,000	988,000	49,400	1,400,000	1,410,000	73,000
636,000	642,000	31,800	988,000	996,000	49,800	1,410,000	1,420,000	73,600
642,000	648,000	32,100	996,000	1,004,000	50,200	1,420,000	1,430,000	74,200
648,000	654,000	32,400	1,004,000	1,012,000	50,700	1,430,000	1,440,000	74,800
654,000	660,000	32,700	1,012,000	1,020,000	51,100	1,440,000	1,450,000	75,400
660,000	666,000	33,000	1,020,000	1,028,000	51,500	1,450,000	1,460,000	76,000
666,000	672,000	33,300	1,028,000	1,036,000	51,900	1,460,000	1,470,000	76,600
672,000	678,000	33,600	1,036,000	1,044,000	52,300	1,470,000	1,480,000	77,200
678,000	684,000	33,900	1,044,000	1,052,000	52,800	1,480,000	1,490,000	77,800
684,000	690,000	34,200	1,052,000	1,060,000	53,200	1,490,000	1,500,000	78,400
690,000	696,000	34,500	1,060,000	1,068,000	53,600	1,500,000	1,510,000	79,000
696,000	702,000	34,800	1,068,000	1,076,000	54,000	1,510,000	1,520,000	79,600
702,000	708,000	35,100	1,076,000	1,084,000	54,400	1,520,000	1,530,000	80,200
708,000	714,000	35,400	1,084,000	1,092,000	54,900	1,530,000	1,540,000	80,800
714,000	720,000	35,700	1,092,000	1,100,000	55,300	1,540,000	1,550,000	81,400
720,000	726,000	36,000	1,100,000	1,108,000	55,700	1,550,000	1,560,000	82,000
726,000	732,000	36,300	1,108,000	1,116,000	56,100	1,560,000	1,570,000	82,600
732,000	738,000	36,600	1,116,000	1,124,000	56,500	1,570,000	1,580,000	83,200
738,000	744,000	36,900	1,124,000	1,132,000	57,000	1,580,000	1,590,000	83,800
744,000	750,000	37,200	1,132,000	1,140,000	57,400	1,590,000	1,600,000	84,400
750,000	756,000	37,500	1,140,000	1,148,000	57,800	1,600,000	1,610,000	85,000
756,000	762,000	37,800	1,148,000	1,156,000	58,200	1,610,000	1,620,000	85,600
762,000	768,000	38,100	1,156,000	1,164,000	58,600	1,620,000	1,630,000	86,200
768,000	774,000	38,400	1,164,000	1,172,000	59,100	1,630,000	1,640,000	86,800
774,000	780,000	38,700	1,172,000	1,180,000	59,500	1,640,000	1,650,000	87,500
780,000	788,000	39,000	1,180,000	1,188,000	59,900	1,650,000	1,660,000	88,100
788,000	796,000	39,400	1,188,000	1,196,000	60,300	1,660,000	1,670,000	88,700
796,000	804,000	39,800	1,196,000	1,204,000	60,700	1,670,000	1,680,000	89,300
804,000	812,000	40,200	1,204,000	1,212,000	61,200	1,680,000	1,690,000	90,000
812,000	820,000	40,600	1,212,000	1,220,000	61,700	1,690,000	1,700,000	90,600
820,000	828,000	41,000	1,220,000	1,228,000	62,200	1,700,000	1,710,000	91,200

(三)

退職所得控除額控 除後の退職手当等 の金額		税 額	退職所得控除額控 除後の退職手当等 の金額		税 額	退職所得控除額控 除後の退職手当等 の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,710,000	1,720,000	91,800	2,210,000	2,220,000	123,100	2,710,000	2,720,000	157,400
1,720,000	1,730,000	92,500	2,220,000	2,230,000	123,700	2,720,000	2,730,000	158,200
1,730,000	1,740,000	93,100	2,230,000	2,240,000	124,300	2,730,000	2,740,000	158,900
1,740,000	1,750,000	93,700	2,240,000	2,250,000	125,000	2,740,000	2,750,000	159,600
1,750,000	1,760,000	94,300	2,250,000	2,260,000	125,600	2,750,000	2,760,000	160,300
1,760,000	1,770,000	95,000	2,260,000	2,270,000	126,200	2,760,000	2,770,000	161,100
1,770,000	1,780,000	95,600	2,270,000	2,280,000	126,800	2,770,000	2,780,000	161,800
1,780,000	1,790,000	96,200	2,280,000	2,290,000	127,500	2,780,000	2,790,000	162,500
1,790,000	1,800,000	96,800	2,290,000	2,300,000	128,100	2,790,000	2,800,000	163,200
1,800,000	1,810,000	97,500	2,300,000	2,310,000	128,700	2,800,000	2,810,000	164,000
1,810,000	1,820,000	98,100	2,310,000	2,320,000	129,300	2,810,000	2,820,000	164,700
1,820,000	1,830,000	98,700	2,320,000	2,330,000	130,000	2,820,000	2,830,000	165,400
1,830,000	1,840,000	99,300	2,330,000	2,340,000	130,600	2,830,000	2,840,000	166,100
1,840,000	1,850,000	100,000	2,340,000	2,350,000	131,200	2,840,000	2,850,000	166,900
1,850,000	1,860,000	100,600	2,350,000	2,360,000	131,800	2,850,000	2,860,000	167,600
1,860,000	1,870,000	101,200	2,360,000	2,370,000	132,500	2,860,000	2,870,000	168,300
1,870,000	1,880,000	101,800	2,370,000	2,380,000	133,100	2,870,000	2,880,000	169,000
1,880,000	1,890,000	102,500	2,380,000	2,390,000	133,700	2,880,000	2,890,000	169,800
1,890,000	1,900,000	103,100	2,390,000	2,400,000	134,300	2,890,000	2,900,000	170,500
1,900,000	1,910,000	103,700	2,400,000	2,410,000	135,000	2,900,000	2,910,000	171,200
1,910,000	1,920,000	104,300	2,410,000	2,420,000	135,700	2,910,000	2,920,000	171,900
1,920,000	1,930,000	105,000	2,420,000	2,430,000	136,400	2,920,000	2,930,000	172,700
1,930,000	1,940,000	105,600	2,430,000	2,440,000	137,100	2,930,000	2,940,000	173,400
1,940,000	1,950,000	106,200	2,440,000	2,450,000	137,900	2,940,000	2,950,000	174,100
1,950,000	1,960,000	106,800	2,450,000	2,460,000	138,600	2,950,000	2,960,000	174,800
1,960,000	1,970,000	107,500	2,460,000	2,470,000	139,300	2,960,000	2,970,000	175,600
1,970,000	1,980,000	108,100	2,470,000	2,480,000	140,000	2,970,000	2,980,000	176,300
1,980,000	1,990,000	108,700	2,480,000	2,490,000	140,800	2,980,000	2,990,000	177,000
1,990,000	2,000,000	109,300	2,490,000	2,500,000	141,500	2,990,000	3,000,000	177,700
2,000,000	2,010,000	110,000	2,500,000	2,510,000	142,200	3,000,000	3,010,000	178,500
2,010,000	2,020,000	110,600	2,510,000	2,520,000	142,900	3,010,000	3,020,000	179,200
2,020,000	2,030,000	111,200	2,520,000	2,530,000	143,700	3,020,000	3,030,000	179,900
2,030,000	2,040,000	111,800	2,530,000	2,540,000	144,400	3,030,000	3,040,000	180,600
2,040,000	2,050,000	112,500	2,540,000	2,550,000	145,100	3,040,000	3,050,000	181,400
2,050,000	2,060,000	113,100	2,550,000	2,560,000	145,800	3,050,000	3,060,000	182,100
2,060,000	2,070,000	113,700	2,560,000	2,570,000	146,600	3,060,000	3,070,000	182,800
2,070,000	2,080,000	114,300	2,570,000	2,580,000	147,300	3,070,000	3,080,000	183,500
2,080,000	2,090,000	115,000	2,580,000	2,590,000	148,000	3,080,000	3,090,000	184,300
2,090,000	2,100,000	115,600	2,590,000	2,600,000	148,700	3,090,000	3,100,000	185,000
2,100,000	2,110,000	116,200	2,600,000	2,610,000	149,500	3,100,000	3,110,000	185,700
2,110,000	2,120,000	116,800	2,610,000	2,620,000	150,200	3,110,000	3,120,000	186,400
2,120,000	2,130,000	117,500	2,620,000	2,630,000	150,900	3,120,000	3,130,000	187,200
2,130,000	2,140,000	118,100	2,630,000	2,640,000	151,600	3,130,000	3,140,000	187,900
2,140,000	2,150,000	118,700	2,640,000	2,650,000	152,400	3,140,000	3,150,000	188,600
2,150,000	2,160,000	119,300	2,650,000	2,660,000	153,100	3,150,000	3,160,000	189,300
2,160,000	2,170,000	120,000	2,660,000	2,670,000	153,800	3,160,000	3,170,000	190,100
2,170,000	2,180,000	120,600	2,670,000	2,680,000	154,500	3,170,000	3,180,000	190,800
2,180,000	2,190,000	121,200	2,680,000	2,690,000	155,300	3,180,000	3,190,000	191,500
2,190,000	2,200,000	121,800	2,690,000	2,700,000	156,000	3,190,000	3,200,000	192,200
2,200,000	2,210,000	122,500	2,700,000	2,710,000	156,700	3,200,000	3,210,000	193,000

(四)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額
以	上 未 満		以	上 未 満		以	上 未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	
3,210,000	3,220,000	193,700	3,710,000	3,720,000	232,000	6,400,000	7,600,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に11.25%を乗じて算出した金額から236,400円を控除した金額
3,220,000	3,230,000	194,500	3,720,000	3,730,000	232,900			
3,230,000	3,240,000	195,200	3,730,000	3,740,000	233,700			
3,240,000	3,250,000	196,000	3,740,000	3,750,000	234,500			
3,250,000	3,260,000	196,700	3,750,000	3,760,000	235,300			
3,260,000	3,270,000	197,500	3,760,000	3,770,000	236,200	7,600,000	8,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に11.6%を乗じて算出した金額から263,000円を控除した金額
3,270,000	3,280,000	198,200	3,770,000	3,780,000	237,000			
3,280,000	3,290,000	199,000	3,780,000	3,790,000	237,800			
3,290,000	3,300,000	199,700	3,790,000	3,800,000	238,600			
3,300,000	3,310,000	200,500	3,800,000	3,810,000	239,500			
3,310,000	3,320,000	201,200	3,810,000	3,820,000	240,300	8,000,000	8,800,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に12.75%を乗じて算出した金額から355,000円を控除した金額
3,320,000	3,330,000	202,000	3,820,000	3,830,000	241,100			
3,330,000	3,340,000	202,700	3,830,000	3,840,000	241,900			
3,340,000	3,350,000	203,500	3,840,000	3,850,000	242,800			
3,350,000	3,360,000	204,200	3,850,000	3,860,000	243,600			
3,360,000	3,370,000	205,000	3,860,000	3,870,000	244,400	8,800,000	10,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に13.25%を乗じて算出した金額から399,000円を控除した金額
3,370,000	3,380,000	205,700	3,870,000	3,880,000	245,200			
3,380,000	3,390,000	206,500	3,880,000	3,890,000	246,100			
3,390,000	3,400,000	207,200	3,890,000	3,900,000	246,900			
3,400,000	3,410,000	208,000	3,900,000	3,910,000	247,700			
3,410,000	3,420,000	208,700	3,910,000	3,920,000	248,500	10,000,000	12,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に14.85%を乗じて算出した金額から559,000円を控除した金額
3,420,000	3,430,000	209,500	3,920,000	3,930,000	249,400			
3,430,000	3,440,000	210,200	3,930,000	3,940,000	250,200			
3,440,000	3,450,000	211,000	3,940,000	3,950,000	251,000			
3,450,000	3,460,000	211,700	3,950,000	3,960,000	251,800			
3,460,000	3,470,000	212,500	3,960,000	3,970,000	252,700	12,000,000	14,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に16.5%を乗じて算出した金額から757,000円を控除した金額
3,470,000	3,480,000	213,200	3,970,000	3,980,000	253,500			
3,480,000	3,490,000	214,000	3,980,000	3,990,000	254,300			
3,490,000	3,500,000	214,700	3,990,000	4,000,000	255,100			
3,500,000	3,510,000	215,500						
3,510,000	3,520,000	216,200	4,000,000	4,800,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に8.6%を乗じて算出した金額から88,000円を控除した金額	14,000,000	16,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に18.5%を乗じて算出した金額から1,037,000円を控除した金額
3,520,000	3,530,000	217,000						
3,530,000	3,540,000	217,700						
3,540,000	3,550,000	218,500						
3,550,000	3,560,000	219,200						
3,560,000	3,570,000	220,000	4,800,000	5,200,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に9.35%を乗じて算出した金額から124,000円を控除した金額	16,000,000	18,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に20%を乗じて算出した金額から1,277,000円を控除した金額
3,570,000	3,580,000	220,700						
3,580,000	3,590,000	221,500						
3,590,000	3,600,000	222,200						
3,600,000	3,610,000	223,000						
3,610,000	3,620,000	223,800	5,200,000	6,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に9.75%を乗じて算出した金額から144,800円を控除した金額	18,000,000	20,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に20.5%を乗じて算出した金額から1,367,000円を控除した金額
3,620,000	3,630,000	224,600						
3,630,000	3,640,000	225,400						
3,640,000	3,650,000	226,300						
3,650,000	3,660,000	227,100						
3,660,000	3,670,000	227,900	6,000,000	6,400,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に10.85%を乗じて算出した金額から210,800円を控除した金額	20,000,000	24,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に22%を乗じて算出した金額から1,667,000円を控除した金額
3,670,000	3,680,000	228,700						
3,680,000	3,690,000	229,600						
3,690,000	3,700,000	230,400						
3,700,000	3,710,000	231,200						

(五)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額
以	上		以	上		以	上	
24,000,000	30,000,000	円 退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に24.1%を乗じて算出した金額から2,171,000円を控除した金額	60,000,000	80,000,000	円 退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に30%を乗じて算出した金額から4,761,000円を控除した金額	160,000,000 円以上		円 退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に37.5%を乗じて算出した金額から13,761,000円を控除した金額
30,000,000	40,000,000	円 退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に25.6%を乗じて算出した金額から2,621,000円を控除した金額	80,000,000	120,000,000	円 退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に32.5%を乗じて算出した金額から6,761,000円を控除した金額			
40,000,000	60,000,000	円 退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に28.1%を乗じて算出した金額から3,621,000円を控除した金額	120,000,000	160,000,000	円 退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に35%を乗じて算出した金額から9,761,000円を控除した金額			

(注) この表において「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」とは、退職手当等の金額から新法第二百一条第二項（退職所得に係る徴収税額）に規定する退職所得控除額を控除した残額をいう。

(備考) 税額を求めるには、まず、退職手当等の金額から新法別表第八の付表により新法第三十条第三項第一号（退職所得控除額）に規定する勤続年数に準ずる勤続年数及び同条第四項第三号に掲げる場合に該当するかどうかに応じて求めた同表の退職所得控除額（同項第一号に掲げる場合に該当するときは、同項の規定に準じて計算した金額）を控除した金額を求め、次に、その金額に応じて「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。この場合において、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額が4,000,000円以上の居住者の退職所得控除額控除後の退職手当等の金額の2分の1に相当する金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数の金額に2を乗じて計算した金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額から控除した後の金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額とみなすものとし、その居住者の税額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。

年の「適用年」に、「当該計画」を「計画」に改め、「特定業種」の下に「当該特定業種のうち繊維工業構造改善臨時措置法（昭和四十二年法律第八十二号）第二条第一項に規定する繊維工業に該当する業種を除く。」を加え、同項第二号中「その年の」を「適用年の」に、「昭和四十九年三月三十一日」を「昭和五十一年三月三十一日」に改め、同号を同項第三号とし、同号の前に次の一号を加える。

二 当該個人が、適用年の十二月三十一日において繊維工業構造改善臨時措置法第七条第一項に規定する中小企業者で昭和四十九年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間に同法第四条第一項に規定する構造改善事業計画（同項に規定する設備の近代化及び生産又は経営の規模又は方式の適正化に関する事業）について計画が定められているものに限る。）に係る同条第一項又は第二項の承認を受けた同条第一項第一号に規定する特定組合（以下この号において「特定組合」という。）の構成員（当該特定組合が二以上の特定組合を会員とする法人である場合には当該法人を直接又は間接に構成する会員の構成員とし、これらの者のうち当該構造改善事業計画を実施する者として政令で定めるものに限る。）であるものに該当し、かつ、その年において同法第二条第一項に規定する繊維工業に属する事業で当該構造改善事業計画に係るものを主として営む場合として政令で定める場合、機械及び装置並びに工場用の建物及びその附属設備（当該個人が、その年において、特定繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第 号）の施行の日前に中小企業近代化促進法第五条の二第一項に規定する特定業種であつた業種に属する事業を主として営む場合として政令で定める場合に該当する場合）には、これらの減価償却資産のうち当該承認の日以後に取得し、又は

製作し、若しくは建設したものに限り、

第十三条の二第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項を第一項に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の一項を加える。」

2 前項に規定する適用年とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる年をいう。

一 前項第一号又は第三号に掲げる場合 同項第一号に規定する承認又は同項第三号に規定する認定のあつた日の属する年から当該年の一月一日以後五年を経過した日の前日の属する年までの各年

二 前項第二号に掲げる場合 同号に規定する承認のあつた日の属する年から昭和五十三年までの各年

第十四条の見出し中「新築貸家住宅」を「新築貸家住宅等」に改め、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項中「前項を第三項に、「同項」を「これらの項」に改め、「貸家住宅」の下に「又は店舗等」を加え、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 青色申告書を提出する個人が、昭和四十九年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間に、所得税法の施行地において、新築した中高層の店舗等併設住宅で政令で定めるものの店舗等（当該店舗等併設住宅の住宅以外の部分として政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）を取得し、又は当該店舗等併設住宅を新築して、当該店舗等併設住宅の店舗等を当該個人の事業（事業に準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下この項において同じ。）の用に供した場合には、その事業の用に供した日以後五年以内の日の属する各年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上当該店舗等（その年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する償却費の額の計算に關し第一条又は第十二条の二の規定の適用を受けるものを除く。）の償却費として必要経費に算入する金額

は、その事業の用に供した日以後五年以内でその用に供している期間に限り、同法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該店舗等について同項の規定により計算した償却費の額で当該期間に係るものの百分の二百に相当する金額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該店舗等の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下することはできない。

3 第十三条第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける店舗等の償却費の額を計算する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「その合計償却限度額」とあるのは、「第十四条第二項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額」と読み替へるものとする。

第十五条の見出し中「耐火建築物等」を「特定備蓄施設等」に改め、同条第一項を次のように改める。

青色申告書を提出する個人で次の表の各号の上欄に掲げるものが、昭和四十九年四月一日か

個	人	資	産
一 倉庫業法(昭和三十一年法律第二百一十一号)第二条第二項に規定する倉庫業の用に供する倉庫用の建物及びその附属設備で、政令で定めるものを事業の用に供する個人		当該倉庫用の建物及びその附属設備	
二 穀物用サイロで政令で定めるものを事業の用に供する個人		当該穀物用サイロ	

第十五条第二項中「耐火建築物等」を「特定備蓄施設等」に改める。

第十六条第一項中「政令で定めるもの」の下に「（第十八条から第十二条の三までの規定の適用を受けるものを除く。）」を加える。

第十八条の見出し中「鉱工業技術研究組合」を「鉱工業技術研究組合等」に改め、同条第一項中「支出した場合」の下に「又は繊維工業構造改善臨時措置法（昭和四十九年法律第 号）の施行地において、当該各号の下欄に掲げる建物及びその附属設備又は構築物（以下この条において「特定備蓄施設等」という。）で建設の後使用されたことのないものを取得し、又は当該特定備蓄施設等を建設して、これを当該個人の事業（事業に準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下この項において同じ。）の用に供した場合には、その事業の用に供した日以後五年以内の日の属する各年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上当該特定備蓄施設等の償却費として必要経費に算入する金額は、その事業の用に供した日以後五年以内でその用に供している期間に限り、同法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定備蓄施設等について同項の規定により計算した償却費の額で当該期間に係るものの百分の百五十に相当する金額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該特定備蓄施設等の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下することはできない。

昭和五十一年三月三十一日までの間に、所得税法の施行地において、当該各号の下欄に掲げる建物及びその附属設備又は構築物（以下この条において「特定備蓄施設等」という。）で建設の後使用されたことのないものを取得し、又は当該特定備蓄施設等を建設して、これを当該個人の事業（事業に準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下この項において同じ。）の用に供した場合には、その事業の用に供した日以後五年以内の日の属する各年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上当該特定備蓄施設等の償却費として必要経費に算入する金額は、その事業の用に供した日以後五年以内でその用に供している期間に限り、同法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定備蓄施設等について同項の規定により計算した償却費の額で当該期間に係るものの百分の百五十に相当する金額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該特定備蓄施設等の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下することはできない。

三項」を「第十四条第四項及び第五項」に改める。
第二十條第一項中「昭和四十九年三月三十一日」を「昭和五十二年三月三十一日」に改める。

第二十條の二第一項中「昭和四十九年三月三十一日」を「昭和五十二年三月三十一日」に改める。

第二十條の三第一項中「又は昭和四十九年三月三十一日」を「又は昭和五十二年三月三十一日」に改める。

第二十條の四第一項中「昭和五十年三月一日」を「昭和五十年七月十九日」に、「昭和五十年三月一日」を「昭和五十年七月二十日」に改め、同条第三項第二号中「昭和五十二年二月二十九日」を「昭和五十二年七月十八日」に改める。

第二十條の五第一項中「昭和四十九年三月三十一日」を「昭和五十二年三月三十一日」に改め、第二章第二節第二款同条の次に次の一条を加える。

(金屬鉱業等鉦害防止準備金)

第二十條の六 青色申告書を提出する個人で金屬鉱業等鉦害対策特別措置法(昭和四十八年法律第二十六号)第二條第二項に規定する採掘権者又は租賦権者であるものが、昭和四十九年から昭和五十一年までの各年(事業を廃止した日の属する年を除く)において、同法第七條第一項に規定する特定施設(以下この条において「特定施設」という。)の使用の終了後における鉦害の防止に要する費用の支出に備えるため、当該特定施設ごとに、当該特定施設につきその年において同法第七條第一項及び第二項の規定により金屬鉱業事業団に鉦害防止積立金として積み立てた金額(同法第十條第二項又は第三項の規定により積み立てたものとみなされた金額を含む)に相当する金額以下の金額を金屬鉱業等鉦害防止準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、その年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

2 前項の金屬鉱業等鉦害防止準備金を積み立てている個人が鉦害防止積立金の積立てをしていない特定施設について金屬鉱業等鉦害対策特別措置法第二條第四項に規定する鉦害防止事業を実施する場合において、同法第九條の規定により当該特定施設に係る鉦害防止積立金の取戻しをしたときは、その取戻しをした日における当該特定施設に係る金屬鉱業等鉦害防止準備金の金額(その日までにこの項又は次項の規定により総収入金額に算入された、又は算入されるべきこととなつた金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この条において同じ。)のうちその取戻しをした鉦害防止積立金の額に相当する金額は、その取戻しをした日の属する年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

3 第一項の金屬鉱業等鉦害防止準備金を積み立てている個人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなつた日の属する年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

一 前項の取戻しをした場合以外の場合において、金屬鉱業等鉦害対策特別措置法第九條の規定により特定施設に係る鉦害防止積立金の全部又は一部の取戻しをした場合、その取戻しをした日における当該特定施設に係る金屬鉱業等鉦害防止準備金の金額のうちその取戻しをした鉦害防止積立金の額に相当する金額を二金屬鉱業等鉦害対策特別措置法第十條第二項又は第三項の規定により特定施設に係る鉦害防止積立金を有しないこととなつた場合、その有しないこととなつた日における当該特定施設に係る金屬鉱業等鉦害防止準備金の金額の金額

三 前項、前二号及び次項の場合以外の場合において金屬鉱業等鉦害防止準備金の金額を取り崩した場合、その取り崩した日における当該金屬鉱業等鉦害防止準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

4 第一項の金屬鉱業等鉦害防止準備金を積み立てている個人が青色申告書の提出の承認を取り

消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日(その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた年の翌年である場合には、そのやめた年の十二月三十一日)における金屬鉱業等鉦害防止準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日の属する年分及びその翌年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。この場合において、当該金屬鉱業等鉦害防止準備金の金額については、前二項及び第六項の規定は、適用しない。

5 第十九條第五項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

6 第二十條第十二項から第十四項までの規定は、第一項の金屬鉱業等鉦害防止準備金を積み立てている個人の死亡により当該個人の相続人が金屬鉱業等鉦害対策特別措置法第一條に規定する金屬鉱業等を承継した場合について準用する。

第二十一條第一項中「昭和四十九年三月三十一日」を「昭和五十二年三月三十一日」に、「こゝを」を「超える」に改める。

第二十二條第一項中「昭和四十九年三月三十一日」を「昭和五十二年三月三十一日」に改める。

第二十五條第一項中「個人が」を「個人が、昭和四十二年六月一日から昭和五十二年三月三十一日までの間に」、「昭和四十二年六月一日から昭和五十二年三月三十一日までの間に」を「昭和五十二年三月三十一日までの間に」に改める。

「家畜取引法」に、「場合」を「場合又はその飼育した乳用雄牛(肉用牛のうち乳牛の雌から生産された雄牛で生産後一年未満のものをいう。以下この条において同じ)を政令で定める農業協同組合若しくは農業協同組合連合会に委託して売却した場合に改め、同条第二項中「行なわれた」を「行われ、又は乳用雄牛の売却が同項の農業協同組合若しくは農業協同組合連合会に委託して行われ

た」に改める。

第二十五條の二第二項第一号中「百分の二十三・六」を「百分の二十三・九」に、「三百万円をこえる」を「七百万円をこえる」に、「百分の二十九・六」を「百分の三十四・一」に改め、同条第三項第一号中「百分の七十三」を「百分の七十二」に、「三百万円をこえる」を「七百万円をこえる」に、「百分の六十六」を「百分の六十」に改め、同条第三号中「第四編第二章」の下に「第一節及び第三節」を加え、同条第四項中「一月以内」を「二月以内」に改め、同条第五項第二号中「三百万円」を「七百万円」に、「こゝを」を「超える」に、「百分の三十六・七五」を「百分の四十」に改める。

第二十八條の見出し中「中小企業構造改善準備金」を「中小企業構造改善準備金」に改める。

第二十八條の二 削除

第二十八條の三第一項中「行為」の下に「(以下この項において「法令の制定等」という。）」を加え、「国又は地方公共団体の補助金(これに準ずるものを含む。）」で政令で定めるものを「国若しくは地方公共団体の補助金(これに準ずるものを含む。）」又は残存事業者等(当該事業と同種の事業を営む者で当該法令の制定等があつた後においても引き続きその事業を営むもの及びその者が構成する団体をいう。の提出した補償金で、政令で定めるもの」に改める。

第二十八條の五の見出し中「通貨調整後に取得した」を削り、同条第一項中「昭和四十九年三月三十一日」を「昭和五十二年三月三十一日」に改め、同項第一号中「昭和四十六年十二月二十日以後に行なつたこと」を削り、「有するもの」の下に「(以下この項において「長期外貨建債権残高」という。）」を加え、「当該長期外貨建債権」を「当該長期外貨建債権残高」に改め、「金額の合計額」の下に「(次号において「期末換算債権金額」という。))」を加え、「こゝを」を「超える」に改め、「部分の金額」の下に「又は物品の購入、役務の受入れ、金銭の

借入れその他これらに準ずる取引により生じた長期外貨建債務で、同日において有するもの（以下この項において「長期外貨建債務残高」という。）の同日における帳簿価額の合計額が、当該長期外貨建債務残高の金額を同日における外国為替の売買相場で換算した本邦通貨表示の金額の合計額（次号において「期末換算債権金額」という。）に満たない場合のその満たない部分の金額（当該超える部分の金額と当該満たない部分の金額とがある場合には、これらの金額の合計金額）を加え、同項第二号を次のように改める。

二 長期外貨建債務残高のその年の十二月三十一日における帳簿価額の合計額が、当該長期外貨建債務残高に係る期末換算債権金額に満たない場合のその満たない部分の金額又は長期外貨建債務残高の同日における帳簿価額の合計額が、当該長期外貨建債務残高に係る期末換算債権金額を超え、その超える部分の金額

第二十八条の五第二項中「行なわれる」を「行われる」に改め、「金銭債務」の下に「（外国為替の売買相場の変動による損失の生ずるおそれがないものその他の政令で定めるものを除く。）」を加え、同条第五項中「準備金の金額」の下に「（のうち政令で定める金額）を加える。

第二十八条の六第二項第三号中「日本住宅公団」の下に「宅地開発公団」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

第二十九条第一項から第四項までの規定中「昭和四十九年十二月三十一日」を「昭和五十年十二月三十一日」に改める。

第三十条第一項中「その控除した金額」の下に「又は山林所得を生ずべき業務につきその年において生じた同法第七十条第三項に規定する被災事業用資産の損失の金額」を加え、「当該金額」を「これらの金額」に改める。

第三十二条第三項中「第一項の規定は、及び第六号又は第七号」を削り、「証明がされたも

の」の下に「に係る第一項の規定の適用」を加え、「適用しない」を「同項第一号中「百分の四十」とあるのは「百分の二十」と、同項第二号中「計算した金額の百分の百十に相当する金額」とあるのは「計算した金額」とする」に改める。

第三十三条第一項第三号の三中「都市計画法」の下に「第五十二条の四第一項（同法第五十七条の五において準用する場合を含む。）又は」を加え、同項第八号中「建築基準法」の下に「（昭和二十五年法律第二百一十号）を加え、「行なう」を「行う」に改める。

第三十四条第一項中「若しくは第三十二条又は所得税法第三十三条」を「又は第三十二条に改め、又は第三号の規定により適用される所得税法第三十三条」を削り、「これらの規定」を「同項の規定」に改め、第三号を削り、同条第二項第一号中「地方公共団体」の下に「宅地開発公団」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

第三十四条の二第一項中「若しくは第三十二条又は所得税法第三十三条」を「又は第三十二条に改め、又は第三号の規定により適用される所得税法第三十三条」を削り、「これらの規定」を「同項の規定」に改め、第三号を削り、同条第二項第一号中「都市計画法第八号第一項第一号の用途地域」に関する都市計画が定められた地域その他これに準ずる地域として政令で定める地域内において、

を削り、「日本住宅公団」の下に「宅地開発公団」を加え、「行なう当該地域の用途の区分に応じた一団地（その面積が十ヘクタール以上のものに限る。）の宅地造成のため」を「行う住宅の建設又は宅地の造成を目的とする事業の用に供するために」に改め、同項第一号の二を削り、同項第二号中「行なう」を「行う」に、「場合又は」を「場合」に、「若しくは同法による住宅地改良事業に準ずる事業として」を「又は地方公共団体が住宅若しくは生活関連施設の整備改善を図るために行う事業で」に、「事業の用」を「ものの用」に改め、同項第三号中「行なわれる」を「行われる」に、「昭和四十九年十二月三十一日」を「昭和五十年十二月三十一日」に

改め、同項第四号中「第四条第一項の届出に係る土地が同法」を削り、同項に次の三号を加える。

七 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条の十二に規定する宅地等供給事業のうち同法第十条第五項第三号に掲げるもの又は中小企業振興事業団法（昭和四十二年法律第五十六号）第二十条第一項第二号に規定する中小企業構造の高度化に寄与する事業の用に供する土地の造成に関する事業で、その施行区域の面積が十ヘクタール以上であることその他政令で定める要件に該当するものとして都道府県知事が指定したものを用いて供するために買い取られる場合

八 生産緑地法（昭和四十九年法律第 号）第六条第一項に規定する生産緑地地区内にある土地が、同法第十一号第一項、第十二号第二項又は第十五号第二項の規定に基づき、地方公共団体、土地開発公社その他政令で定める法人に買い取られる場合

九 国土総合開発法（昭和四十九年法律第 号）第十三条第一項の規定により特別規制地域として指定された区域内の土地等が同法第二十号第二項の規定により買い取られる場合

次に掲げる資産
イ 減価償却資産（ロに掲げるものを除く。）で所得税法の施行地にある事業の用に供されるもの
ロ 船舶（船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一条に規定する日本船舶に限る。次号において同じ。）

第三十七条第一項の表の第十一号中「農業振興地域の整備に関する法律第四号第一項」を「沖繩県の区域のうち農業振興地域の整備に関する法律第四号第一項に、「又は」を「若しくは」に改め、「農用地区域等内にある土地等」の下に「又は土地改良法第八十七条の二第一項の規定により国が行う同項第二号の事業により造成された埋立地若しくは干拓地の区域内にある土地等」を加え、同表中同号を第十三号とし、同号の前に次の一号を加える。

十一 公的資金による住宅の建設と併せて生活環境施設を整備することが必要であると認められる区域として政令で定めるところにより都道府県知事が指定した区域（既

又は同法第二十四条第一項の規定により特定総合開発地域として指定された区域内の土地が同法第二十九条第一項の協議に基づき地方公共団体、土地開発公社その他政令で定める法人に買い取られる場合

第三十四条の三第一項中「若しくは第三十二条又は所得税法第三十三条」を「又は第三十二条に改め、又は第三号の規定により適用される所得税法第三十三条」を削り、「これらの規定」を「同項の規定」に改め、第三号を削る。

第三十五条第一項中「若しくは第三十二条又は所得税法第三十三条」を「又は第三十二条に改め、又は第三号の規定により適用される所得税法第三十三条」を削り、「これらの規定」を「同項の規定」に改め、第三号を削る。

第三十七条第一項中「第十二号」を「第十四号」に改め、「個人の事業の用」の下に「（同表の第十四号又は第十五号の下欄に掲げる船舶については、その個人の事業の用。以下この条及び次条において同じ。）」を加え、「こゝを「超える」に改め、同項の表の第十二号の上欄中「こゝを「超えて」に改め、同号の下欄を次のように改め、同表中同号を第十四号とする。

次号に
イ 減価償却資産（ロに掲げるものを除く。）で所得税法の施行地にある事業の用に供されるもの
ロ 船舶（船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一条に規定する日本船舶に限る。次号において同じ。）

所得税法の施行地内にある建物で中高層の貸家住宅として政令で定めらるるもの、当該建物の敷地

成市街地等内において指定されたものに限り、(一)内に
本道の貸家住宅(その附属設備を含む)、当該住宅の敷
地の用に供されている土地等又はこれらの資産に係る構
築物で、当該区域内における生活環境施設の整備に関す
る事業の用に供するため地方公共団体に對して譲渡をさ
れるもの

の用に供されている土地等又は
これらの資産に係る構築物

第三十七条第一項中の表中第十号を第十一号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、同
表の第六号中「第八号」を「第九号」に改め、同表中同号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加え
る。

六 次に掲げる区域(以下この号において「航空機騒音障害 区域」という。)内にある土地等、建物又は構築物 イ 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の 防止等に関する法律第九条第一項に規定する第二種区 域 ロ 防衛施設周辺の整備等に関する法律第五条第一項の 規定により防衛施設庁長官が指定した区域	航空機騒音障害区域以外の地域 内にある第一号の下欄のイ又は ロに掲げる資産
--	---

第三十七条第一項の表に次の一号を加える。

十五 船舶

船舶

第四十条第一項中「に係る財産が当該事業の用に
供される」を「が教育又は科学の振興、文化の向
上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく
寄与する」に改め、同条第二項中「供されないこ
と」を「供されないこととなつたとき」に、「が前項
に規定する要件に該当しないこととなつた」を「に
つき政令で定める事実が生じた」に改める。

「第四十一条の七及び第四十一条の八 削除」を
削る。

第四十一条の六第三項中「第四十一条の第四
項」を「第四十一条の五第一項に改め、同条第五
項中「第四十一条の三第一項及び第四十一条の四
第一項」を「第四十一条の三、第四十一条の四第一
項及び第四十一条の五第一項」に改め、第二章第
五節同条を第四十一条の七とする。

約に、「同項第二号」を「第四十一条の三第三
第二号イ」に、「第四十一条の二第一項各号又は第
二項各号」を「第四十一条の三第一項各号若しくは
第三項各号」に、「要件」を「要件又は同条第四項に
規定する要件」に、「に相当する金額」を「(長期財
形住宅貯蓄契約につき同項に規定する要件に該当
しないこととなる事実が生じた場合において、当
該契約が同条第三項各号に掲げる要件を満たして
いるときは、これらの控除の額から当該契約が長
期財形住宅貯蓄契約以外の財形住宅貯蓄契約であ
るものとした場合に第四十一条の四第一項の規定
により控除されるべき金額を控除した金額)に相
当する金額」に改め、同条を第四十一条の六とす
る。

第四十一条の四第一項中「第四十一条の六第一
項」を「第四十一条の七第一項」に、「こえる」を「超
える」に改め、同条第四項各号中「第四十一条の四
第一項」を「第四十一条の五第一項」に改め、同条

第一項を「第四十一条の五第一項」に改め、同条
を第四十一条の五とする。

第四十一条の三第一項中「昭和四十九年十二月
三十一日」を「昭和五十二年十二月三十一日」に、
「その積立て等が積立期間七年をこえる住宅貯蓄
契約に基づいて行なわれる場合には、積立期間の
初日の属する年以後七年以内において行なわれ
る」を「積立期間の初日の属する月の初日以後七年
(長期財形住宅貯蓄契約に基づいて行なわれる積
立て等にあつては、十年)以内において行なわれる」
に改め、同項第二号中「前号」を「前二号」に、「こ
える」を「超える」に改め、同号を同項第三号とし、
同項第一号中「第四十一条の二第一項に規定する勤勞
者財形貯蓄契約」を「長期財形住宅貯蓄契約以外の
財形住宅貯蓄契約」に、「こえる」を「超える」に改
め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号
を加える。

一 当該住宅貯蓄契約が長期財形住宅貯蓄契約
に該当する場合、その年中に積立て等をした
金額の百分の八に相当する金額(その金額が
四万円を超える場合には、四万円)

第四十一条の三第二項中「第四十一条の六第一
項」を「第四十一条の七第一項」に改め、同条第三
項中「第四十一条の二第四項」を「第四十一条の三
第六項」に改め、同条第四項中「第四十一条の三第
一項」を「第四十一条の四第一項」に改め、同条を
第四十一条の四とする。

第四十一条の二第一項各号列記以外の部分を次
のように改める。

この款において「住宅貯蓄契約」とは、一般貯
蓄契約で住宅の用に供する家屋又はその敷地の
取得を目的とするもののうち、次に掲げる要件
を満たすもの及び財形住宅貯蓄契約をいう。

第三項を同条第五項とし、同項の前に次の一項を
加える。

4 この款において「長期財形住宅貯蓄契約」と
は、財形住宅貯蓄契約のうち七年以上の期間に
わたつて積立て等をするものであることの要件
を満たすものをいう。

第四十一条の二第二項中「住宅貯蓄契約には」を
「この款において「財形住宅貯蓄契約」とはに、
「含むものとする」をいう」に改め、同項第一号中
「前項第一号」を「第一項第一号」に改め、同項第二
号を次のように改め、同項第三号中「頭金の支払」
の下に「貸付金の返済若しくは賦払を加え、同
項を同条第三項とする。

二 住宅の用に供する家屋及びその敷地の取得
のための対価から頭金を控除した残額に相当
する金額は、次に掲げる方法のうちいずれか
の方法により支払うものであること。

イ 当該勤勞者財産形成貯蓄契約を締結した
第四十一条の二第一項に規定する勤勞者に係る
同項に規定する賃金の支払者又は当該支払
者が構成員となつている勤勞者財産形成促
進法第九条第一項第一号に規定する事業主
団体(当該勤勞者が国家公務員、地方公務
員又は公共企業体の職員である場合には、
同法第十五条第二項に規定する共済組合
等。以下この号において「支払者等」とい
う。)から第一項第四号に掲げる要件を満た
す貸付けを受けて支払う方法

ロ 貯蓄取扱機関から、又はそのあつせんに
より金融機関から第一項第四号に掲げる要
件を満たす貸付けを受けて支払う方法

ハ 支払者等及び貯蓄取扱機関から第一項第
四号に掲げる要件を満たす貸付けを受けて
支払う方法
ニ 支払者等から及び貯蓄取扱機関のあつせ
んにより金融機関から第一項第四号に掲げ
る要件を満たす貸付けを受けて支払う方法
ホ 当該家屋又はその敷地を支払者等又は貯

蓄取扱機関から取得する場合には、当該支払者等又は貯蓄取扱機関に対し第一項第四号に掲げる要件を満たす賦払の方法により支払う方法

第四十一条の二第二項の次に次の一項を加え、同条を第四十一条の三とする。

2 前項に規定する一般貯蓄契約とは、次に掲げる契約で第四十条の二第二項に規定する勤労者財産形成貯蓄契約に該当しないものをいう。

一 地方住宅供給公社と締結した地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第百二十四号)第二十一条第二項に規定する住宅の積立分譲に関する契約

二 住宅金融公庫と締結した住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第百五十六号)第二十七条の三第一項に規定する宅地債券の購入に関する契約

三 沖縄振興開発金融公庫と締結した沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)第二十七条第一項に規定する宅地債券の購入に関する契約

四 日本住宅公団と締結した日本住宅公団法(昭和三十年法律第五十三号)第四十九条第二項に規定する特別住宅債券又は宅地債券の購入に関する契約

五 宅地開発公団と締結した宅地開発公団法(昭和四十九年法律第 号)第三十四条第二項に規定する宅地債券の購入に関する契約

六 金融機関その他預貯金の受入れをする者で政令で定めるものと締結した政令で定める預貯金の預入、合同運用信託(貸付信託を除く)の信託又は貸付信託の受益証券若しくは公社債の購入に関する契約

七 政令で定める保険会社と締結した生命保険契約又は損害保険契約で保険期間の満了後に満期保険金又は満期返戻金を一時に支払う旨の定めのあるもの

第四十一条第一項中「二万円」を「三万円」に、「こ

える」を「超える」に改め、第二章第五節第一款中同条の次に次の一条を加える。

(年末調整に係る住宅取得控除)

第四十一条の二 前条第一項に規定する居住の用に供した日の属する年分又はその翌年分の所得税につき同項の規定の適用を受けた居住者が、同日の属する年の翌年又は翌々年に所得税法第百九十条の規定の適用を受ける同条に規定する給与等の支払を受けるべき場合において、この項の規定の適用を受けようとする旨その他大蔵省令で定める事項を記載した申告書に第五項の規定により交付された証明書を添付して、これをその給与等の支払者を経由してその給与等に係る所得税の同法第七十七条の規定による納税地(同法第十八条第二項の規定による指定があつた場合には、その指定をされた納税地)の所轄税務署長に提出したときは、その年のその給与等に対する同法第百九十条の規定の適用については、同条第二号に掲げる税額は、当該税額に相当する金額から前条第一項の規定により控除される金額に相当する金額(当該申告書に記載された金額に限るものとし、当該金額が当該税額を超える場合には、当該税額に相当する金額とする。)を控除した金額に相当する金額とする。

2 前項に規定する申告書は、同項の給与等の支払者からその年最後に給与等の支払を受ける日の前日までに提出しなければならない。

3 第一項の場合において、同項に規定する申告書とその提出の際に経由すべき同項の給与等の支払者が受け取つたときは、当該申告書は、その受け取つた日に同項に規定する税務署長に提出されたものとみなす。

4 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 所得税法第二条第一項第四十五号の規定の適用については、同号中「第六章まで(源泉徴収)」とあるのは、「第六章まで(源泉徴収)及

び租税特別措置法第四十一条の二第二項(年末調整に係る住宅取得控除)」とする。

二 所得税法第百二十条第一項の規定の適用については、同項中「配当控除の額」とあるのは、「配当控除の額と租税特別措置法第四十一条の二第二項(年末調整に係る住宅取得控除)」の規定により控除される金額との合計額」とする。

5 税務署長は、政令で定めるところにより、前条第一項に規定する居住の用に供した日の属する年分又はその翌年分の所得税につき同項の規定の適用を受けた居住者からその適用に係る金額その他の事項についての証明書の交付の申請があつた場合には、これを交付しなければならない。

第二章第六節第四十一条の九の前に次の一条を加える。

(山林を現物出資した場合の納期限の特例)

第四十一条の八 個人が、昭和四十九年四月一日から昭和五十一年十二月三十一日までの間(以下この条において「指定期間」という。)に、その有する山林で第三十条の二第一項に規定する森林の施業に関する計画(以下この条において「施業計画」という。)が定められていたものを法人の設立のために出資した場合において、その出資した日の属する年の十二月三十一日までに当該法人の当該山林に係る施業計画が定められていたとき又は当該年の翌年一月一日からその出資した日以後一年を経過する日までの間(次項において「計画作成猶予期間」という。)に当該法人の当該山林に係る施業計画が定められる見込みである旨を当該個人が大蔵省令で定めるところにより納税地の所轄税務署長に届け出たときは、当該出資の日(指定期間に属する年分)の所得税法第百二十条第一項の規定による申告書の提出により納付すべき所得税の額のうち、当該出資した山林に係る山林所得の金額に対応する部分の金額と

して政令で定めるところにより計算した金額に相当する所得税(以下この条において「納期延長分の所得税」という。)については、当該申告書の提出期限までに当該納期延長分の所得税の額に相当する担保を提供した場合に限り、同法第百二十八条の規定にかかわらず、当該個人の死亡によりその相続人(包括受遺者を含む。以下この条において同じ。)が相続の開始があつたことを知つた日の翌日から四月を経過する日まで、その納期限を延長する。ただし、その死亡の日前において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる日から二月を経過する日まで、当該期限を延長する。

一 当該山林の出資により取得した株式若しくは出資に係る持分の譲渡若しくは贈与又は当該法人の資本若しくは出資の減少若しくは株式の消却(金銭その他の資産の交付を伴うものに限る。)により当該個人の有する当該株式又は持分に対応する部分の資本の金額又は出資金額(以下この号において「株式対応資本金額等」という。)の減少があつた場合において、当該減少した金額(当該減少の時にこれらの事由により当該個人の株式対応資本金額等の減少があつた場合には、当該減少した金額を加算した金額)が、当該山林の出資の時ににおける当該個人の株式対応資本金額等の百分の二十に相当する金額を超えるとき。その事実が生じた日

二 当該個人が当該法人から退社又は脱退をした場合。その事実が生じた日

三 当該法人が解散(合併による解散を除く。)をした場合。その事実が生じた日

四 当該法人の施業計画について政令で定める事情が生じた場合。その事情が生じた日

2 前項の届出をした個人に係る同項の法人の山林につき計画作成猶予期間内に施業計画が定められた場合において、当該個人が、大蔵省令で

定めるところにより、当該法人からその旨の通知を受けて、当該期間の末日から二月を経過する日までに、これを同項に規定する税務署長に届け出なかつたとき又は当該山林につき計画作成猶予期間内に施業計画が定められなかつた場合には、同項の規定にかかわらず、同日をもつて同項の規定による納期限とする。

3 第一項の規定の適用に係る山林の全部又は一部につき同項に規定する死亡の日（同日前に同項各号に規定する事実が生じた場合には、当該各号に掲げる日）の属する年の前年十二月三十一日以前に同項の法人による譲渡（伐採を含む。）又は贈与があつた場合には、納期延長分の所得税の額のうちその年中に当該譲渡又は贈与があつた山林に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する所得税については、同項の規定にかかわらず、当該譲渡又は贈与があつた日の属する年の翌年三月十五日（同項の出資をした日の属する年中にされた当該譲渡又は贈与に係る所得税にあつては、その年の翌々年三月十五日）をもつて同項の規定による納期限とする。

4 第一項の規定は、同項の出資をした日の属する年分の所得税法第百二十条第一項の規定による申告書に、第一項の規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、当該出資に係る山林の明細及び納期延長分の所得税の額の計算に關する明細を記載した書類その他大蔵省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

第一項から前項までの規定は、第一号に掲げる場合における同号に掲げる所得税の納期限の延長について、第一項から第三項までの規定は、第二号に掲げる場合における同号に掲げる所得税の納期限の延長について、それぞれ準用する。

一 指定期間内に、その有する山林で施設計画が定められているものを法人の設立のために出資した個人が、その出資をした日の属する

年の翌年一月一日からその出資をした日の属する年分の所得税法第百二十条第一項の規定による申告書の提出期限までの間に当該申告書を提出しないで死亡し、又は同日の属する

年の中途において死亡した場合において、当該個人の相続人（当該山林の出資に係る株式又は出資のうち民法第九百条から第九百二条までの規定による相続分によりあな分して計算した株数又は口数以上の株数又は口数の株式又は出資をその相続又は包括遺贈により取得した者に限る。以下この条において「特例対象相続人」という。）が当該個人の当該年分の所得税につき所得税法第二百二十四条第一項（同法第二百二十五条第五項において準用する場合を含む。）又は第二百二十五条第一項の規定による申告書をその提出期限までに提出したとき。当該個人に係る当該年分の同法第二百二十九条に規定する所得税の額で当該特例対象相続人に係るもののうち、その出資した山林に係る山林所得の金額に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する所得税

第一項（この項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けていた個人が死亡した場合において、当該個人の特例対象相続人が相続の開始があつたことを知つた日の翌日から四月を経過する日までに、この項の規定の適用を受ける旨を記載した書類その他大蔵省令で定める書類を第一項に規定する税務署

長に提出したとき、当該個人の納期延長分の所得税既に第三項（この項において準用する場合を含む。）の規定により納期限の到来したものを除く。次項及び第八項において同じ。）のうち当該特例対象相続人に係るもの前項において準用する第一項の規定の適用を受ける特例対象相続人が、相続又は包括遺贈に係る財産の分割があつたことにより特例対象相続人に該当しないこととなつた場合には、当該

特別対価相続人に係る納期延長分の所得税については、同項の規定にかかわらず、その該当しないこととなつた日から二月を経過する日をもつて同項の規定による納期限とする。

第一項（第五項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける個人は、第一項（第五項において準用する場合を含む。）の規定による納期限がまだ確定していない間、第一項の申告書又は第五項第一号の申告書若しくは同項第二号の書類の提出期限の翌日から起算して毎三年を経過することの日（その日がその年三月十五日前であるときは、同日とし、三月十五日後であるときは、翌年三月十五日とする。）まで、政令で定めるところにより、引き続き第一項（第五項において準用する場合を含む。）以下

この条において同じ）の規定の適用を受けたい旨を記載した書類その他の書類を第一項に規定する税務署長に提出しなければならない。

前項の書類が同項に規定する期限までに提出されない場合には、当該期限までにその提出がなかつたことについて税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合を除き、納期延

第一項の場合において、個人が同項に規定する担保について国税通則法第五十一条第一項の規定による命令に応じないときは、税務署長は、第一項の規定による納期限を繰り上げることをし、当該期限をもつて同項の規定による納期限とする。

とができる。この場合においては、同法第四十
九条第二項及び第三項の規定を準用する。

10 第一項の規定による納期限の延長があつた場
合における納期延長分の所得税に係る国税徴収
法第二条第十号に規定する法定納期限について
は、同号の規定にかかわらず、当該所得税につ
き第一項の規定を適用しないものとした場合
における所得税法第二百二十八条（第五項第一
号の場合にあつては、同法第二百二十九条）の
規定に

よる納付の期限をもつて当該納期限とする。

第七項から前項までに定めるもののほか、第五項に規定する法人に対し同項の個人が山林以外の財産の出資をした場合又は当該法人が合併

した場合における同項第一号に規定する譲渡又は贈与の有無の判定、特例対象相続人につき同号に規定する事実が生じたかどうかの判定についての特例、当該法人が第三項に規定する譲渡又は贈与をした場合における税務署長及び山林を出資した個人に対する通知その他第一項から第六項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

「第一節 法人税率等の特例」を第二節「配当等に充てた所得に係る法人税の軽減等の特例」に改める。

第四十二條を削る。

第四十二條の二第一項中「こえる」を「超える」に、「百分の二十六」を「百分の三十」に、「三百万円」を「七百万円」に改め、同条第二項中「三百万円」を「七百万円」に改め、同条第三項中「第四十二條の二第一項」を「第四十二條第一項」に改め、同条を第四十二條とする。

第四十二條の三を第四十二條の二とする。

第四十二條の四第一項中「昭和四十九年三月三十一日」を「昭和五十一年三月三十一日」に、「とせる」を「超える」に、「百分の一」を「百分の一・二」に改め、同条第六項中「第四十二條の四」を「第四十二條の三」に改め、第三章第一節の二中同条を第四十二條の三とする。

第四十三條第一項中「第十二号」を「第十三号」に改め、同項の表の第四号中「労働災害」を「火災に よる人身の被害又は労働災害」に、「設備」を「滅 火設備」に、「積貯資産」に改め、同表中第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、同表の第十一号中「大都市」の下に「人口の集中その他の状況がこれに類する都市を含む。」を加え、同号を同表の第十二号とし、同表の第十号を第十一号とし、第六号から第九号まで

を一号ずつ繰り下げ、第五号を第六号とし、同号の前に次の一号を加える。

五 資源の有効利用の促進に資する廃棄物再生処理用の機械その他の設備のうちその設置することが緊急に必要なものとして政令で定めるものを事業の用に供する法人

第四十五条第一項の表の第二号中「指定された地区」の下に「のうち政令で定める地区」を加える。
第四十五条の第二項中「昭和四十九年三月三十一日」を「昭和五十一年三月三十一日」に改め、
「第四十九条第一項、第五十一条、第五十一条の二」を削る。

第四十五条の三第一項各号列記以外の部分中「各事業年度（第一号に規定する承認又は第二号に規定する認定のあつた日を含む事業年度からその事業年度開始の日以後五年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度に限る。）を適用事業年度に」と、「当該事業年度」を「適用事業年度」に改め、
「第四十八条から第五十一条の二まで」を「第四十七条から第四十九条まで若しくは第五十一条に改め、同項第一号中「各事業年度」を「適用事業年度」を「当該適用事業年度」に改め、「特定事業年度」を「当該適用事業年度」に改め、「特定事業年度」の下に「当該特定事業年度のうち繊維工業構造改善臨時措置法第二条第一項に規定する繊維工業に該当する業種を除く。」を加え、同項第二号中「各事業年度」を「適用事業年度」に改め、
「昭和四十九年三月三十一日」を「昭和五十一年三月三十一日」に改め、
「当該事業年度」を「当該適用事業年度」に改め、同号を同項第三号とし、同号の前に次の一号を加える。
二 当該法人が、適用事業年度終了の日において繊維工業構造改善臨時措置法第七条第一項に規定する中小企業者で昭和四十九年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間に同法第四条第一項に規定する構造改善事業計画（同項に規定する設備の近代化及び生産又は経営の規模又は方式の適正化に関する事業について計画が定められているものに限る。）に係る同条第一項又は第二項の承認を受けた

同条第一項第一号に規定する特定組合（以下この号において「特定組合」という。）の構成員（当該特定組合が二以上の特定組合を会員とする法人である場合には当該法人を直接又は間接に構成する会員の構成員とし、これらの者のうち当該構造改善事業計画を実施する者として政令で定めるものに限る。）であるものに該当し、かつ、当該適用事業年度において同法第二条第一項に規定する繊維工業に属する事業で当該構造改善事業計画に係るものを主として営む場合として政令で定める場合機械及び装置並びに工場用の建物及びその附属設備（当該法人が、当該適用事業年度において、特定繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律の施行の日前に中小企業近代化促進法第五条の二第一項に規定する特定業種であつた業種に属する事業を主として営む場合として政令で定める場合に該当する場合合には、これらの減価償却資産のうち当該承認の日以後に取得し、又は製作し、若しくは建設したものに限る。）

第四十五条の三第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の一号を加える。
2 前項に規定する適用事業年度とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる事業年度をいう。
一 前項第一号又は第三号に掲げる場合 同項第一号に規定する承認又は同項第三号に規定する認定のあつた日を含む事業年度からその事業年度開始の日以後五年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度
二 前項第二号に掲げる場合 同号に規定する

承認のあつた日から昭和五十四年三月三十一日までの期間内に終了する各事業年度
第四十六条第一項中「第四十八条から第四十九条まで」を「第四十七条から第四十九条まで若しくは」に改め、「若しくは第五十一条の二」を削る。
第四十六条の二を削る。

第四十七条の見出し中「新築貸家住宅」を「新築貸家住宅等」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「同項」を「これらの項に改め、ただし」の下に「第一項に規定する貸家住宅に係る同項の規定の適用については」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
2 青色申告書を提出する法人が、昭和四十九年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間に、法人税法の施行地において、新築した中高層の店舗等併設住宅で政令で定めるものの店舗等（当該店舗等併設住宅の住宅以外の部分として政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）を取得し、又は当該店舗等併設住宅を新築して、当該店舗等併設住宅の店舗等を当該法人の事業の用に供した場合に、その事業の用に供した日以後五年以内の日を含む各事業年度の当該店舗等（当該事業年度における償却額の計算に關し第四十三条、第四十五条又はこれらの規定に係る第五十二条の四第一項の規定の適用を受けるものを除く。）の償却限度額は、その事業の用に供した日以後五年以内でその用供している期間に限り、同法第三十一条第一項の規定（第五十二条の三の規定の適用を受ける場合）に、同条の規定を含む。）にかかわらず、当該特定備蓄施設等の普通償却限度額（第五十二条の三の規定の適用を受ける場合）に、同条第一項に規定する特別償却不足額に相当する金額を加算した金額」とする。

（特定備蓄施設等の割増償却）
第四十八条 青色申告書を提出する法人で次の表の各号の上欄に掲げるものが、当該各号の中欄に掲げる期間内に、法人税法の施行地において、当該各号の下欄に掲げる建物及びその附属設備又は構築物（以下この項において「特定備蓄施設等」という。）で建設の後使用されたことのないものを取得し、又は当該特定備蓄施設等を建設して、これを当該法人の事業の用に供した場合は、その事業の用に供した日以後五年以内の日を含む各事業年度の当該特定備蓄施設等の償却限度額は、その事業の用に供した日以後五年以内でその用供している期間に限り、同法第三十一条第一項の規定（第五十二条の三の規定の適用を受ける場合）に、同条の規定を含む。）にかかわらず、当該特定備蓄施設等の普通償却限度額（第五十二条の三の規定の適用を受ける場合）に、同条第一項に規定する特別償却不足額に相当する金額を加算した金額」とする。

の三の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する政令で定める金額」と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の百に相当する金額をいう。）との合計額（第五十二条の三の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額に相当する金額を加算した金額とする。）

第四十八条 青色申告書を提出する法人で次の表の各号の上欄に掲げるものが、当該各号の中欄に掲げる期間内に、法人税法の施行地において、当該各号の下欄に掲げる建物及びその附属設備又は構築物（以下この項において「特定備蓄施設等」という。）で建設の後使用されたことのないものを取得し、又は当該特定備蓄施設等を建設して、これを当該法人の事業の用に供した場合は、その事業の用に供した日以後五年以内の日を含む各事業年度の当該特定備蓄施設等の償却限度額は、その事業の用に供した日以後五年以内でその用供している期間に限り、同法第三十一条第一項の規定（第五十二条の三の規定の適用を受ける場合）に、同条の規定を含む。）にかかわらず、当該特定備蓄施設等の普通償却限度額（第五十二条の三の規定の適用を受ける場合）に、同条第一項に規定する特別償却不足額に相当する金額を加算した金額」とする。

法	人	期	間	資	産
一 石油業法（昭和三十七年法律第百二十八号）第	昭和四十九年四月	石油貯蔵施設でその			
二 条第四項に規定する石油精製業を営む法人又は	一日から昭和五十	設置をするものが原			
石油の貯蔵の業務を専ら当該法人の委託を受ける	年三月三十一日ま	油の備蓄を増強する			
けて行ふ法人（これらの法人のうち原油の備蓄		ために緊急に必要な			

に著しく寄与するものとして政令で定めるものに限る。

二 倉庫業法第二条第二項に規定する倉庫業の用に供する倉庫用の建物及びその附属設備で、政令で定めるものを事業の用に供する法人

三 穀物用サイロで政令で定めるものを事業の用に供する法人

四 自動車ターミナル法(昭和三十四年法律第百三十六号)第三条第二号に規定するトラックターミナル事業を営む法人

昭和四十九年四月一日から昭和五十一年三月三十一日まで

昭和四十九年四月一日から昭和五十一年三月三十一日まで

当該穀物用サイロ

昭和四十九年四月一日から昭和五十一年三月三十一日まで
同法第二条第四項に規定するトラックターミナルの荷扱場並びに荷扱場の建物及びその附属設備で、政令で定めるもの

2 第四十三条第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

第四十八条の二を削る。

第四十九条第一項中「政令で定めるもの」の下に「(第四十三条から第四十五条の二まで又はこれらの規定に係る第五十二条の四第一項の規定の適用を受けるものを除く。)」を加える。

第五十一条を削る。

第五十一条の二の見出しを「中小企業構造改善等事業用共同施設の特別償却」に改め、同条第一項中「第五十六条の三第一項の下請中小企業振興準備金」を「第五十六条の二第一項の中小企業構造改善等準備金」に、「特定下請組合」を「特定組合」に、「振興事業計画に定める同項に規定する」を「事業計画に定める」に改め、同条第二項中「第四十五条」を「第四十五条の二」に、「前条」を「第四十九条」に改め、同条第三項中「第五十六条の三第二項」を「第五十六条の二第二項」に、「こえる」を「超える」に改め、同条を第五十一条とする。

第五十二条の三を第五十一条の二とする。
第五十二条の見出し中「鉱工業技術研究組合」を「鉱工業技術研究組合等」に改め、同条第一項中「支出した場合」の下に「又は繊維工業構造改善事業計画(同項に規定する新商品又は新技術の開発に関する事業について計画が定められているものに限る。に係る同条第一項若しくは第二項の承認を受けた同条第一項第一号に規定する特定組合に対し、同法第七条第二項に規定する負担金を支出した場合)を加える。

第五十二条の二第二項を次のように改める。

2 前項の規定は、確定申告書等に同項に規定する損金の額に算入される金額の計算に関する明細書の添付がない場合は、適用しない。ただし、当該添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その添付がなかつたことにつき税務署長がやむを得ない事情があると認められる場合において、当該明細書の提出があつたと

きは、この限りでない。

第五十二条の三中「第五十一条の二」を「第五十一条」に改める。

第五十二条の四第一項中「第五十一条の二」を「第五十一条」に改め、同条第三項中「あるとき」を「第四十三条の二又は第四十五条の三から第四十九条までの規定に係るものであるとき」に、「第一項の」を「これらの規定に規定する」に、「同項」を「第一項」に改める。

第五十三条第二項中「補助原材料その他のたな御資産の下に」に区分し、同号の有価証券のうち上場株式以外の有価証券については、当該有価証券を株式とその他の有価証券とを加える。

第五十四条第一項中「こえる」を「超える」に、「昭和四十九年三月三十一日」を「昭和五十年三月三十一日」に改める。

第五十五条第一項中「昭和四十九年三月三十一日」を「昭和五十年三月三十一日」に改める。

第五十六条の二の見出しを「中小企業構造改善等準備金等」に改め、同条第一項を次のように改める。

青色申告書を提出する法人で次の表の各号の上欄に掲げるもの(以下この条において「特定組合」

法

人

計

画

準

備

金

一 中小企業近代化資金等助成法(昭和三十一年法律第百十五号)第二条第三項に規定する特定組合(次号の適用を受ける同号に規定する特定下請組合に該当するもの及び第三号の適用を受ける同号に規定する協同組合等に該当するものを除く。)

二 下請中小企業振興法(昭和四十五年法律第百四十五号)第五条第一項に規定する特定下請組合(次号の適用を受ける同号に規定する協同組合等に該当するものを除く。)

三 伝統的工芸品産業の振興に関する法律(昭和四十九年法律第 号)第三条第一項に規定する協同組合等

同法第十八条第一項の承認に係る中小企業構造改善事業計画

同項の承認に係る下請中小企業振興事業計画

同項の認定に係る伝統的工芸品産業に関する振興計画

中小企業構造改善準備金

下請中小企業振興準備金

伝統的工芸品産業振興準備金

合」という。が、各事業年度(解散(合併)による解散を除く。)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。において、当該各号の中欄に掲げる計画(以下この条において「事業計画」という。)で昭和四十九年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間に当該各号の中欄の承認又は認定(以下この条において「承認等」という。)を受けたものに定める費用の支出に充てるため、当該事業計画に定める基準によりその組合員等(当該特定組合の組合員その他の政令で定める者をいう。以下この条において同じ。)に賦課し、かつ、当該賦課に基づいて納付された金額(以下この条において「納付金」という。)の合計額に相当する金額のうち政令で定めるところにより計算した金額以下の金額を損金経理の方法(確定した決算において剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。)により当該各号の下欄に掲げる準備金(以下この条において「中小企業構造改善等準備金」という。)として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

前項の金属鉱業等鉱害防止準備金を積み立てている法人が鉱害防止積立金の積立てをしている特定施設について金属鉱業等鉱害対策特別措

四 前項、前三号及び次項の場合以外の場合において金属鉱業等鉱害防止準備金の金額を取り崩した場合 その取り崩した日における当該

第五十六條の十一第一項中「昭和四十九年三月三十一日」を「昭和五十二年三月三十一日」に、「百分の七十」を「百分の五十」に、「百分の二十五」を「百分の二十」に改め、

「第四十二条の四」を「第四十二条の三」に改める。
第六十四条第一項第三号の三中「都市計画法」の
下に「第五十二条の四第一項（同法第五十七条の五
において準用する場合を含む。）又は」を加え、同

四「差益割合」とは、当該事業年度において譲渡をした第一項の表の上欄に掲げる資産の当り該譲渡に係る対価の額のうちに、当該対価の額のうちから当該資産の譲渡直前の帳簿価額（当該譲渡に要した経費がある場合には、当該経費の額を加算した金額）を控除した金額の占める

割合をいう。

第六十五條の五中「第六十五條の三第一項」の下に「第六十五條の四第一項」を加え、「こゝを」を「超える」に改め、第三章第六節第三款中同条を第六十五條の六とする。

第三章第六節第二款中第六十五條の四の次に次の一条を加える。

(農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除)

第六十五條の五 農地法第二條第七項に規定する農業生産法人の有する土地等が農業振興地域の整備に関する法律第二十三條第一項に規定する勧告に係る協議、調停又はあっせんにより譲渡した場合その他農地保有の合理化のために土地等を譲渡した場合として政令で定める場合に該当することとなつた場合において、当該農業生産法人が当該譲渡することとなつた土地等の譲渡により取得した対価の額又は資産(以下この項において「交換取得資産」という。)の価額(当該譲渡により取得した交換取得資産の価額がその譲渡した土地等の価額を超える場合において、その差額に相当する金額を当該譲渡に際して支出したときは、当該差額に相当する金額を控除した金額)が、当該譲渡した土地等の譲渡直前の帳簿価額と当該譲渡した土地等の譲渡に要した経費で当該対価又は交換取得資産に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額との合計額を超え、かつ、当該農業生産法人が当該事業年度のうちに同一の年に属する期間中にその譲渡することとなつた土地等のいずれについても第六十五條の七から第六十五條の九までの規定の適用を受けなかつたときは、その超える部分の金額と二百五十万円(当該譲渡の日の属する年における譲渡により取得した対価の額又は交換取得資産の価額につき、この項の規定により損金の額に算入した、又は損金の額に算入する金額があるときは、当該金額を控除した金額)とのいずれか低い金額を当該譲渡の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の規定は、確定申告書等に同項の規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等における損金の額に算入される金額の計算に関する明細書その他大蔵省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

3 第六十五條の三第三項及び第五項の規定は、第一項の規定を適用する場合について、準用する。

第六十六條第一項第六号中「昭和四十九年三月三十一日」を「昭和五十二年三月三十一日」に改め、同項第八号中「行なう」を「行う」に、「同法第四條に規定する卸売市場整備基本方針が定められた日から二年以内を」昭和四十九年四月一日から昭和五十二年三月三十一日までとの間に改める。

第六十六條の三第一項第三号及び第四号中「昭和四十九年三月三十一日」を「昭和五十二年三月三十一日」に改める。

第六十六條の五の見出し中「鉱工業技術研究組合を」を「鉱工業技術研究組合等」に改め、同条第一項中「鉱工業技術研究組合(清算中のものを除く。)」が、鉱工業技術研究組合法第十三條第一項の規定により同法第三條第一項第一号に規定する試験研究の用に直接供する固定資産を、法人(清算中のものを除く。)で次の各号に掲げるものが、当該各号に掲げる資産に、「こゝを」を「超える」に改め、同項に次の各号を加える。

一 鉱工業技術研究組合 鉱工業技術研究組合法第十三條第一項の規定により同法第三條第一項第一号に規定する試験研究の用に直接供する固定資産

二 繊維工業構造改善臨時措置法第四條第一項第一号に規定する特定組合 同条第一項又は第二項の承認に係る構造改善事業計画において定められている同条第一項に規定する新商品又は新技術の開発に関する事業として行う試験研究の用に直接供する固定資産

第六十七條の三第一項中「場合」の下に「又はその飼育した乳用雄牛(肉用牛のうち乳牛の雌から生産された雄牛で生産後一年未満のもの)をいう。以下この条において同じ。」を政令で定める農業協同組合若しくは農業協同組合連合会に委託して売却した場合を加え、同条第二項中「行なわれ」を「行われ、又は乳用雄牛の売却が同項の農業協同組合若しくは農業協同組合連合会に委託して行われた」に改める。

第六十七條の四第一項中「行為」の下に「(以下この項において「法令の制定等」という。)」を加え、「国又は地方公共団体の補助金(これに準ずるものを含む。)」で政令で定めるものを「国若しくは地方公共団体の補助金(これに準ずるものを含む。)」又は残存事業者等(当該事業と同種の事業を営む者で当該法令の制定等があつた後においても引き続きその事業を営むもの及びその者が構成する団体をいう。の)の拠出した補償金で、政令で定めるもの」に改め、同条第六項中「第五十一條の二」を「第五十一條」に改める。

第六十八條の二の見出し中「通貨調整後に取得した」を削り、同条第一項中「昭和四十九年三月三十一日」を「昭和五十二年三月三十一日」に改め、「残額の下に(当該事業年度終了の日において、前条第四項又は第六項の規定の適用があつた後の同条第四項に規定する繰越控除残額があるときは、当該繰越控除残額のうち政令で定める金額を控除した金額)」を加え、同項第一号中「昭和四十六年十二月二十日以後に行なつたこと」を削り、「有するもの」の下に「(以下この項において「長期外貨建債権残高」という。)」を加え、「当該長期外貨建債権を、当該長期外貨建債権残高に改め、金額の合計額」の下に「(次号において「期末換算債権金額」という。)」を加え、「こゝを」を「超える」に改め、「部分の金額」の下に「又は物品の購入、役務の受入れ、金銭の借入れその他これらに準ずる取引により生じた長期外貨建債務で、同日において有するもの(以下この項において「長期外貨建債務残高」という。の)同日における帳簿価額の合計額が、当該長期外貨建債務残高の金額を同日における外国為替の売買相場で換算した本邦通貨表示の金額の合計額(次号において「期末換算債務金額」という。に満たない場合のその満たない部分の金額(当該超える部分の金額と当該満たない部分の金額とがある場合には、これらの金額の合計金額)」を加え、同項第二号を次のように改める。

二 長期外貨建債権残高の当該事業年度終了の日における帳簿価額の合計額が、当該長期外貨建債権残高に係る期末換算債権金額に満たない場合のその満たない部分の金額又は長期外貨建債務残高の同日における帳簿価額の合計額が、当該長期外貨建債務残高に係る期末換算債務金額を超える場合のその超える部分の金額

第六十八條の二第二項中「行なわれる」を「行われる」に改め、「金銭債務」の下に「(外国為替の売買相場の変動による損失を生ずるおそれがないものその他の政令で定めるものを除く。)」を加え、同条第五項中「準備金の金額」の下に「のうちに政令で定める金額」を加える。

第七十四條の次に次の一条を加える。

(日本勤労者住宅協会の財産形成融資に係る分譲住宅の保存登記の税率の軽減)
第七十四條の二 日本勤労者住宅協会が、雇用促進事業団から勤労者財産形成促進法第九條第一項第二号に規定する資金の貸付けを受けて、昭和四十九年四月一日から昭和五十二年三月三十一日までの間に、同号の勤労者の持家として分譲する住宅用の家屋で政令で定めるものを新築した場合において、当該家屋につき受ける所有権の保存の登記に係る登録免許税の税率は、大蔵省令で定めるところにより当該家屋の新築後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九條の規定にかかわらず、千分の一とする。

第七十五條の次に次の一条を加える。

(公的医療機関の看護婦養成所等の家屋の保存

登記等の税率の軽減

第七十五条の二 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十一条に規定する公的医療機関の開設者（地方公共団体を除く）又は社会福祉法人が、昭和四十九年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間に、その設置する看護婦若しくは看護婦の養成所において直接教育の用に供する家屋として政令で定めるものを新築し、又は新築後使用されたことのない当該家屋を取得してこれを当該教育の用に供する場合に、当該家屋の所有権の保存又は移転の登記に係る登録免許税の税率は、大蔵省令で定めるところにより当該家屋の新築後一年以内に登記を受けるものに限る、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、所有権の保存の登記にあつては千分の一とし、所有権の移転の登記にあつては千分の六とする。

第七十七条第一項中「昭和四十九年三月三十一日」を「昭和五十一年三月三十一日」に、「行なわれた」を「行なわれ」に改め、「取得した土地」の下に「（都市計画法第七十七条第一項の規定により市街化区域と定められた区域のうち、政令で定める区域以外の区域内にあるものを除く）」を加える。

第七十七条の三中「行なう」を「行う」に、「昭和四十九年三月三十一日」を「昭和五十一年三月三十一日」に改める。

第七十七条の四中「昭和五十年三月三十一日まで」を「沖繩県の区域以外の地域内にあるものについては昭和四十九年三月三十一日まで、沖繩県の区域内にあるものについては昭和五十一年三月三十一日まで、それぞれ」に改める。

第七十七条の五中「昭和四十九年三月三十一日」を「昭和五十一年三月三十一日」に改める。

第七十八条の三第一項中「昭和四十九年三月三十一日」を「昭和五十一年三月三十一日」に改め、「（昭和四十二年法律第五十六号）」を削り、同条第二項中「当該事業協同組合等が」の下に「公害防止事業団から、」を加え、「第十八条第三号の規定に

より公害防止事業団から譲渡を受けて」を「第十八条第二号の建物とともに譲渡を受けたその建物の敷地の用に供されている土地又は同条第三号の規定により譲渡を受けた土地で、当該事業協同組合等が」に改める。

第八十一条第一項中「同法第四条に規定する卸売市場整備基本方針が定められた日から二年以内」を「昭和四十九年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間に、昭和四十九年三月三十一日」を「昭和五十一年三月三十一日」に、「これを」を「超える」に改め、同条第二項を削る。

第八十九条を第八十九条の二とし、第六章第三節中同条の前に次の一条を加える。

（揮発油税及び地方道路税の税率の特例）
第八十九条 昭和四十九年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間に揮発油の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる揮発油に係る揮発油税及び地方道路税の税額は、揮発油税法第九條及び地方道路税法第四條の規定にかかわらず、揮発油一キロリットルにつき、揮発油税にあつては二万九千二百円の税率により計算した金額とし、地方道路税にあつては五千三百円の税率により計算した金額とする。

2 前項の規定による揮発油税及び地方道路税については、地方道路税法第七條第二項、第九條第二項、第十條第一項、第十二條第三項及び第十三條第一項中「二百八十七分の四十四」とあるのは「三百四十五分の五十三」と、「二百八十七分の二百四十三」とあるのは「三百四十五分の二百九十二」とし、これらの規定を適用する。

第九十条の五を第九十条の八とし、第九十条の四を第九十条の七とし、第九十条の三を第九十条の六とし、第六章第三節の次に次の一節を加える。

第三節の二 自動車重量税法の特例
（用語の意義）

第九十条の三 この節において「自動車」、「検査自動車」、「自動車検査証の交付等」、「届出軽自動車」若しくは「車両番号の指定又は「乗用自動車」、「車両重量」若しくは「車両総重量」とは、それぞれ自動車重量税法第二條第一項又は第七條第二項に規定する自動車、検査自動車、自動車検査証の交付等、届出軽自動車若しくは「車両番号の指定又は「乗用自動車、車両重量若しくは「車両総重量をいう。

2 この節において「貨物自動車」とは、貨物の運送に供する自動車で、政令で定めるものをいう。

3 この節に規定する小型自動車及び軽自動車の別は、道路運送車両法第三條に定めるところによる。

（自動車重量税率の特例）
第九十条の四 昭和四十九年五月一日から昭和五十一年四月三十日までの間に自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受ける検査自動車及び届出軽自動車に係る自動車重量税の税額は、自動車重量税法第七條第一項の規定にかかわらず、次に掲げる自動車の区分に応じ、一西につき、次に掲げる税率により計算した金額（道路運送車両法第六十三條に規定する臨時検査に係る自動車にあつては、当該金額に〇・五を乗じて得た金額）とする。

一 検査自動車のうち自動車検査証の有効期間が二年と定められているもの（道路運送車両法第六十一條第二項の規定により自動車検査証の有効期間が短縮される自動車を除く。）

イ 乗用自動車（ハ及びニに掲げる自動車を除く。）

(1) 車両重量が〇・五トン以下のも
一万円
車両重量〇・五トン又はその端数ごとに一万円

(2) 車両重量が〇・五トンを超えるもの
七千円
車両重量一トン又はその端数ごとに一万円

ロ イ、ハ及びニに掲げる自動車以外の自動車

(1) 車両総重量が一トン以下のもの
一万円
車両総重量一トン又はその端数ごとに一万円

(2) 車両総重量が一トンを超えるもの
七千円
車両総重量一トン又はその端数ごとに一万円

ハ 軽自動車

(1) 車両総重量が一トン以下のもの
五千円
車両総重量一トン又はその端数ごとに五千円

(2) 車両総重量が一トンを超えるもの
三千五百円
車両総重量一トン又はその端数ごとに三千五百円

ロ イ、ハ、ニ及びホに掲げる自動車以外の自動車

(1) 車両総重量が一トン以下のもの
五千円
車両総重量一トン又はその端数ごとに五千円

(2) 車両総重量が一トンを超えるもの
三千五百円
車両総重量一トン又はその端数ごとに三千五百円

ニ 軽自動車

(1) 車両総重量が一トン以下のもの
五千円
車両総重量一トン又はその端数ごとに五千円

(2) 車両総重量が一トンを超えるもの
三千五百円
車両総重量一トン又はその端数ごとに三千五百円

三 届出軽自動車

イ ロに掲げる軽自動車以外の軽自動車
ロ 二輪の軽自動車

一万五百円
五千円

2 前項の規定は、道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二条第二項に規定する自動車運送事業又は通運事業法（昭和二十四年法律第二百四十一号）第二条第二項に規定する通運事業を営業者がこれらの事業の用に供する自動車及び道路運送法第二条第五項に規定する軽自動車等運送事業を営業者が当該事業の用に供する軽自動車については、適用しない。

3 第一項の車両重量及び車両総重量の計算に關し必要な事項は、自動車重量税法第七条第三項に定めるところによる。
（軽自動車である検査自動車の暫定的取扱いの停止）

第九十条の五 自動車重量税法附則第十二項の規定は、昭和四十九年五月一日から昭和五十一年四月三十日までの間に道路運送車両法第六十条第一項又は第七十一条第四項の規定による自動車検査証の交付を受ける、又は受けた軽自動車である検査自動車（昭和四十九年五月一日前に車両番号の指定（同法第六十条第一項の規定による車両番号の指定を含む。）を受けたことがあることが政令で定めるところにより明らかにされたものを除く。）については、適用しない。

2 前項の規定の適用を受ける軽自動車に係る自動車重量税法第七条第一項の規定の適用については、当該軽自動車のうち、乗用自動車である車両重量が〇・五トンを超えるものにあつては、その車両重量は〇・五トン以下であるものとみなし、乗用自動車以外の自動車である車両重量が一トンを超えるものにあつては、その車両重量は一トン以下であるものとみなす。
第九十二条中「第九十条の四第一項」を「第九十条の七第一項」に、「第九十条の五第一項」を「第九十条の八第一項」に改める。

附則

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和四十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 第十八条、第五十二条及び第六十六条の五

第一項の改正規定並びに第十三条の二及び第四十五条の三の改正規定中繊維工業構造改善臨時措置法に係る部分、特定繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第 号）の施行の日
二 第二十八條の六第二項第三号、第三十四条第二項第一号、第六十三條第三項第三号及び第六十五條の三第一項第一号の改正規定並びに第三十四條の二第二項第一号の改正規定、第四十一条の二第二項の次に一項を加える改正規定及び第六十五條の四第一項第一号の改正規定中宅地開発公団に係る部分、宅地開発公団法（昭和四十九年法律第 号）の施行の日

三 第三十三條第一項第三号の三及び第六十四条第一項第三号の三の改正規定、都市計画法及び建設基準法の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第 号）の施行の日
四 第三十四條の二第二項に三号を加える改正規定中同項第八号に係る部分及び第六十五條の四第一項に三号を加える改正規定中同項第九号に係る部分、生産緑地法（昭和四十九年法律第 号）の施行の日
五 第三十四條の二第二項に三号を加える改正規定中同項第九号に係る部分及び第六十五條の四第一項に三号を加える改正規定中同項第九号に係る部分、国土総合開発法（昭和四十九年法律第 号）の施行の日

六 第三十七條第一項の表の第五号の次に一号を加える改正規定及び第六十五條の六第一項の表の第五号の次に一号を加える改正規定中公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第九條第一項の規定に係る部分、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第 号）の施行の日
（所得税の特例に關する経過措置の原則）
第二条 改正後の租税特別措置法（以下「新法」という。）第二章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、昭和四十九年分以後の所得税について適用し、昭和四十八年分以前の所得税については、なお従前の例による。
（少額国債の利子の非課税に關する経過措置）
第三条 新法第四条の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に購入する同条第一項に規定する国債について適用する。
2 新法第四条第一項に規定する個人が、施行日前に購入した改正前の租税特別措置法（以下「旧法」という。）第四条第一項に規定する国債で同日において同条に規定する要件を満たすものを有する場合には、当該国債については、その者が同日において新法第四条の要件に従つて購入したものと同みなして、同条の規定を適用する。
3 前項に規定する個人が、施行日において新法第四条第一項に規定する国債で昭和四十八年十二月一日から施行日の前日までの間に同項に規定する販売機関の営業所等において購入したものの（前項の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において「旧国債」という。）を有する場合には、当該旧国債に係る利子（施行日以後に支払を受けるべきものに限る。）につき同日以後最初に支払を受ける日（その日が昭和四十九年十二月三十一日後である場合には、同日とし、施行日以後これらの日間に当該販売機関の営業所等において新法第四条第一項に規定する

国債で同項の規定の適用を受けようとするものを購入する場合には、その最初に購入する日とする。）までに、同条第二項において準用する所得税法第十条第三項に規定する特別非課税貯蓄申告書又は同条第四項に規定する申告書を当該販売機関の営業所等を経由してこれらの規定に規定する税務署長に、当該旧国債に係る新法第四条第一項に規定する特別非課税貯蓄申込書を当該販売機関の営業所等に、それぞれ提出し、かつ、その提出の際同項第一号に規定する保管の委託又は登録がなされるときは、当該利子については、当該旧国債は施行日に当該販売機関の営業所等において購入したものと、これらの申告書及び申告書は同日に提出されたものと、当該保管の委託又は登録は同日に行われたものと、それぞれみなして同条の規定を適用する。
4 前項に定めるもののほか、旧国債に係る新法第四条の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。
（勤労者財産形成貯蓄の利子所得等の非課税に關する経過措置）
第四条 新法第四条の二の規定は、施行日以後に購入し、信託し、又は購入する同条第一項に規定する財産形成貯蓄について適用する。
2 新法第四条の二第二項に規定する勤労者が、施行日前に購入し、信託し、又は購入した旧法第四条の二第一項に規定する財産形成貯蓄で同日において同条に規定する要件を満たすものを有する場合には、当該財産形成貯蓄については、その者が同日において新法第四条の二の要件に従つて購入し、信託し、又は購入したものとみなして、同条の規定を適用する。
3 前項に規定する勤労者が、施行日において新法第四条の二第二項に規定する財産形成貯蓄で昭和四十八年十二月一日から施行日の前日までの間に同項に規定する金融機関の営業所等において購入し、信託し、又は購入したものの（前項の規定の適用を受けるものを除く。以下この条

において「旧財産形成貯蓄」という。）を有する場合において、当該旧財産形成貯蓄に係る利子又は収益の分配（施行日以後に支払を受けるべきものに限り。）につき同日以後最初に支払を受ける日（その日が昭和四十九年十二月三十一日後である場合には、同日とし、施行日以後これらの日前に当該金融機関の営業所等において新法第四條の二第一項に規定する財産形成貯蓄で同項の規定の適用を受けようとするものを預入し、信託し、又は購入する場合には、その最初に預入し、信託し、又は購入する日とする。）までに、同条第二項において準用する所得税法第十條第三項に規定する財産形成非課税貯蓄申告書（同項に規定する証する書類の添付があるものに限り。）又は同条第四項に規定する申告書をこれらの規定に規定する勤務先及び当該金融機関の営業所等を経由してこれらの規定に規定する税務署長に、当該旧財産形成貯蓄に係る新法第四條の二第一項に規定する財産形成非課税貯蓄申込書を同項に規定する勤務先を経由して当該金融機関の営業所等に、それぞれ提出したとき（当該旧財産形成貯蓄が同項第二号に規定する無記名の受益証券に係る貸付信託又は同項第三号に規定する有価証券である場合には、その提出の際これらの規定に規定する保管の委託又は登録がされるに限り。）は、当該利子又は収益の分配については、当該旧財産形成貯蓄は施行日に当該金融機関の営業所等において預入し、信託し、又は購入したものと、これらの申告書及び申込書は同日に提出されたものと、当該保管の委託又は登録は同日に行われたものと、それぞれみなして同条の規定を適用する。

4 前項に定めるもののほか、旧財産形成貯蓄に係る新法第四條の二の規定の適用に必要事項は、政令で定める。

（民間外貨債の利子の非課税に関する経過措置）

第五條 内国法人が昭和四十九年三月三十一日以前に発行した旧法第七條に規定する外貨債につ

き支払う同条に規定する利子については、なお従前の例による。

（個人の減価償却等に関する経過措置）

第六條 新法第十一條第一項の表の第四号及び第五号の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をしてその事業の用に供する同項に規定する特定設備等については適用し、個人が同日前に取得又は製作若しくは建設をした旧法第十一條第一項の表の第四号の設備をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

2 新法第十三條の二第一項第一号の規定は、昭和五十年分以後の所得税について適用し、昭和四十九年分以前の所得税については、なお従前の例による。この場合において、昭和四十九年分の所得税に係る旧法第十三條の二第一項第一号に規定する中小企業構造改善計画を実施する者の判定その他同号の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

3 新法第十三條の二第二項第二号の規定は、昭和四十九年分の所得税につき旧法第十三條の二第一項第一号の規定の適用を受けることができる者の同年分の所得税については、適用しない。

4 個人が昭和四十九年四月一日から昭和四十九年三月三十一日までの間に取得し、又は建設した旧法第十五條第一項に規定する耐火建築物等を同項の事業の用に供した場合における必要経費に算入する償却費の額の計算については、なお従前の例による。

5 個人が昭和四十九年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間に取得し、又は建設する旧法第十五條第一項に規定する耐火建築物等のうち政令で定めるものを同項の事業の用に供する場合については、同項中「昭和四十九年三月三十一日」とあるのは「昭和五十一年三月三十一日」と、「建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二條第七号に規定する耐火構造を有

する建物その他の政令で定めるもの」とあるのは「租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第 号。以下「昭和四十九年改正法」という。）附則第六條第五項に規定する耐火建築物等のうち政令で定めるもの」として、同条の規定の例による。

6 前項の規定の適用がある場合における新法第十三條、第十三條の二、第十六條の二、第二十八條の三、第三十三條の六及び第三十七條の三の規定の適用については、新法第十三條第一項、第十三條の二第一項、第二十八條の三第一項、第三十三條の六第二項及び第三十七條の三第二項中「第十四條から第十六條まで」とあるのは「第十四條から第十六條まで（昭和四十九年改正法附則第六條第五項を含む。）」と、新法第十六條の二第二項中「第十一条から前条まで」と

あるのは「第十一条から前条まで（昭和四十九年改正法附則第六條第五項を含む。）」とする。

7 旧法第二十八條又は第二十八條の二に規定する個人がこれらの規定に規定する納付金（附則第十四條第一項又は第二項の規定により従前の例によることとされる旧法第五十六條の二第一項又は第五十六條の三第一項に規定する納付金を含む。）を納付した場合については、なお従前の例による。

（みなし法人課税を選択した場合の課税の特例に関する経過措置）

第七條 昭和四十九年分の所得税に係る新法第二十五條の二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第二項第一号		七百万円	六百万円
第三項第一号ロ		百分の三十四・一	百分の三十二・四
第五項第二号		七百万円	六百万円
第二項第二号		百分の六十	百分の六十二
第三項第二号		七百万円	六百万円
第五項第一号		七百万円	六百万円

2 新法第二十五條の二第四項の規定（同項の事業を開始した場合に係る部分に限る。）は、施行日以後に当該事業を開始する場合について適用し、同日前に当該事業を開始した場合については、なお従前の例による。

（住宅取得控除に関する経過措置）

第九條 新法第四十一條第一項の規定は、昭和四十九年一月一日以後に同項に規定する家屋の新築の工事に着手し、又は新築された当該家屋で新築後使用されたことのないものを取得する場合について適用し、同日前に旧法第四十一條第一項に規定する家屋の新築の工事に着手し、又は新築された当該家屋で新築後使用されたことのないものを取得した場合については、なお従前の例による。

第八條 新法第三十七條第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する資産の譲渡をする場合について適用し、同日前に旧法第三十七條第一項に規定する資産の譲渡をした場合については、なお従前の例による。

2 新法第四十條の規定は、施行日以後にされる

(住宅貯蓄控除に関する経過措置)

第十條 新法第四十一條の第三項第二号の規定は、施行日以後に締結する同項の規定による住宅貯蓄契約について適用し、同日前に締結した旧法第四十一條の第二項の規定による住宅貯蓄契約については、なお従前の例による。

2 昭和四十八年十二月三十一日以前に締結した契約に係る新法第四十一條の第三項第四号の規定の適用については、同項中「七年以上の期間」とあるのは、「昭和四十九年一月一日以後七年以上の期間」とする。

3 前二項に定めるもののほか、この法律の施行に伴う第二章第五節第二款の規定の適用に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(法人税の特例に関する経過措置の原則)

第十一條 新法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人(法人税法昭和四十年法律第三十四号)第二條第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(法人税率等の特例に関する経過措置)

第十二條 旧法第四十二條の規定は、法人の昭和四十五年五月一日から昭和四十九年四月三十日までの間に終了する事業年度分の法人税については、なおその効力を有する。

2 新法第四十二條の規定は、同条第一項に規定する内国法人の昭和四十九年五月一日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用し、当該内国法人の同日前に終了する事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。この場合において、同日から昭和五十年四月三十日までの間に終了する事業年度の所得に対する法人税に係る同条の規定の適用については、同条第一項第一号中「百分の三十」とあるのは「百分の二十八」と、「七百万円」とあるのは「六百万円」とし、同条第二項中「七

百万円」とあるのは「六百万円」とする。

(法人の減価償却に関する経過措置)

第十三條 新法第四十三條第一項の表の第四号及び第五号の規定は、法人が施行日以後に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。)をしてその事業の用に供する同項に規定する特定設備等について適用し、法人が同日前に取得等をした旧法第四十三條第一項の表の第四号の設備をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

2 新法第四十三條第一項の表の第十二号の規定は、施行日以後に同号に規定する政令で定められる工事の施行に伴う取得又は建設に係る同号の設備について適用し、同日前に旧法第四十三條第一項の表の第十一号に規定する政令で定められた工事の施行に伴う取得又は建設に係る同号の設備については、なお従前の例による。

3 新法第四十五條の第三項第一号の規定は、法人の特定組織工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律の施行の日以後に開始する事業年度の同号に掲げる資産の償却限度額の計算について適用し、法人の同日前に開始する事業年度の旧法第四十五條の第三項第一号に掲げる資産の償却限度額の計算については、なお従前の例による。この場合において、同号に規定する中小企業構造改善計画を実施する者の判定その他同号の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

4 新法第四十五條の第三項第二号の規定は、法人の特定組織工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律の施行の日以後に終了する事業年度の同号に掲げる資産の償却限度額の計算について適用する。ただし、法人が同日以後最初に終了する事業年度において、旧法第四十五條の第三項第一号の規定の適用を受けることができるときは、当該事業年度については、この限りでない。

5 法人が昭和四十五年五月一日から昭和四十九

年三月三十一日までの間に、旧法第四十六條の第二項に規定する特定合併を行った場合における減価償却資産の償却限度額の計算については、なお従前の例による。

6 法人で政令で定める事業を営むものが昭和四十九年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間に、旧法第四十六條の第二項に規定する特定合併を行った場合には、同項中「昭和四十九年三月三十一日」とあるのは「昭和五十一年三月三十一日」と、同条第二項中「政令で定めるものを営む法人」とあるのは「昭和四十九年改正法附則第十三條第六項に規定する政令で定める事業を営む法人」と、同条第四項中「第五十一條の二」とあるのは「第五十一條」として、同条の規定の例による。

7 前項の規定の適用がある場合における新法第五十一條の二の規定の適用については、同条第二項中「第四十三條から前条まで」とあるのは、「第四十三條から前条まで(昭和四十九年改正法附則第十三條第六項を含む。)」とする。

8 法人が昭和四十一年四月一日から昭和四十九年三月三十一日までの間に取得し、又は建設した旧法第四十八條第一項に規定する耐火建築物等をその事業の用に供した場合における当該耐火建築物等の償却限度額の計算については、なお従前の例による。

9 法人が昭和四十九年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間に取得し、又は建設する旧法第四十八條第一項に規定する耐火建築物等のうち政令で定めるものをその事業の用に供する場合については、同項中「昭和四十九年三月三十一日」とあるのは「昭和五十一年三月三十一日」と、「建築基準法第二條第七号に規定する耐火構造を有する建築物その他の政令で定めるもの」とあるのは「昭和四十九年改正法附則第十三條第九項に規定する耐火建築物等のうち政令で定めるもの」として、同条の規定の例による。

10 前項の規定の適用がある場合における新法第

四十五條の三、第四十六條、第五十一條、第五十一條の二、第六十四條から第六十五條まで、第六十五條の七、第六十五條の八及び第六十七條の四の規定の適用については、新法第四十五條の三第一項、第四十六條第一項及び第五十一條第二項中「第四十七條から第四十九條まで」とあるのは「第四十七條から第四十九條まで(昭和四十九年改正法附則第十三條第九項を含む。)」と、新法第五十一條の二第二項中「第四十三條から前条まで」とあるのは「第四十三條から前条まで(昭和四十九年改正法附則第十三條第九項を含む。)」と、新法第六十四條第六項(第六十四條の二第六項及び第六十五條第六項において準用する場合を含む。)、第六十五條の七第七項(第六十五條の八第七項において準用する場合を含む。及び第六十七條の四第六項中「第四十七條から第五十一條まで」とあるのは「第四十七條から第五十一條まで(昭和四十九年改正法附則第十三條第九項を含む。)」とする。

11 法人が昭和四十三年四月一日から昭和四十九年三月三十一日までの間に取得し、又は建設した旧法第四十八條の二第一項に規定する原油備蓄施設をその備蓄の用に供した場合における当該原油備蓄施設の償却限度額の計算については、同項中「昭和五十年三月三十一日」とあるのは、「昭和四十九年三月三十一日」として、同条の規定の例による。

12 新法第五十一條の規定は、法人が施行日以後に取得等をしてその事業の用に供する同条第一項に規定する共同利用施設について適用し、法人が同日前に取得等をした旧法第五十一條第一項又は第五十一條の二第一項に規定する共同利用施設をその事業の用に供した場合における当該共同利用施設については、なお従前の例による。

13 新法第五十二條の規定は、法人が施行日以後に同条第一項に規定する費用又は負担金を支出する場合について適用し、法人が同日前に旧法第

五十二条第一項に規定する費用を支出した場合については、なお従前の例による。

(法人の準備金に関する経過措置)

第十四条 旧法第五十六条の二第一項に規定する特定組合が昭和四十一年四月一日から昭和四十九年三月三十一日までの間に同項の承認を受けた同項に規定する構造改善事業計画に従い、当該特定組合の同項に規定する組合員等が納付する同項の納付金又は当該特定組合が積み立てる中小企業構造改善準備金については、なお従前の例による。

2 旧法第五十六条の三第一項に規定する特定下請組合が昭和四十五年五月一日から昭和四十九年三月三十一日までの間に同項の承認を受けた同項に規定する振興事業計画に従い、同項に規定する特定親事業者及び特定下請事業者が納付する同項の納付金又は当該特定下請組合が積み立てる下請中小企業振興準備金については、なお従前の例による。

3 新法第五十六条の三第一項に規定する探掘権者又は租鉱権者である法人の昭和四十九年四月一日以後最初に終了する事業年度における同条の規定の適用については、同項中「当該事業年度において」とあるのは、「当該事業年度及び当該事業年度の直前の事業年度において」とする。

4 新法第五十六条の十一第一項に規定する証券業を営む法人の昭和四十九年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間に開始する事業年度における同条の規定の適用については、同項第一号中「百分の五十」とあるのは「百分の六十」と、同項第二号中「百分の二十」とあるのは「百分の二十五」とする。

5 新法第五十六条の十二の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。
(法人の資産の譲渡の場合の課税の特例に関する経過措置)

第十五条 新法第六十四条、第六十五条の三、第六十五条の四及び第六十五条の六の規定は、法人が昭和四十九年一月一日以後に行うこれらの規定に該当する資産の譲渡(新法第六十四条第二項の規定により取用等による譲渡があつたものとみなされる行為を含む。)に係る法人税について適用し、法人が同日前行った当該資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

2 新法第六十三条、第六十五条の五及び第六十五条の七から第六十五条の九までの規定は、法人が施行日以後に行うこれらの規定に該当する資産の譲渡に係る法人税について適用し、法人が同日前行った当該資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。
(合併の場合の清算所得の課税の特例に関する経過措置)

第十六条 旧法第六十六条第一項第八号に規定する卸売市場整備基本方針が定められた日から二年以内の同号に規定する認定を受けた法人が合併をした場合における清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。
(鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例に関する経過措置)

第十七条 新法第六十六条の五の規定は、法人が施行日以後に取得し、又は製作する同条第一項に規定する試験研究用資産について適用し、法人が同日前に取得し、又は製作した旧法第六十六条の五第一項に規定する試験研究用資産については、なお従前の例による。
(法人の転廃業助成金等に係る課税の特例に関する経過措置)

第十八条 新法第六十七条の四の規定は、法人が施行日以後に同条第一項に規定する転廃業助成金等の交付を受ける場合について適用し、法人が同日前に旧法第六十七条の四第一項に規定する転廃業助成金等の交付を受けた場合について

は、なお従前の例による。

(登録免許税の特例に関する経過措置)

第十九条 新法第七十七条第一項の規定は、施行日以後に行われる同項に規定する交換により取得する土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、同日前行われた旧法第七十七条第一項に規定する交換により取得した土地の当該登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2 新法第七十八条の三第二項の規定は、同項の政令で定める組合員又は所屬員が施行日以後に受ける同項に規定する登記に係る登録免許税について適用し、これらの者が同日前に受けた旧法第七十八条の三第二項に規定する登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。
3 卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)第四条に規定する卸売市場整備基本方針が定められた日から二年を経過する日までの間にされた同法第七十三条第一項の規定による認定に係る

旧法第八十一条第一項各号に掲げる事項についての登記で当該認定があつた日から一年以内に受けるものに係る登録免許税については、なお従前の例による。

4 旧法第八十一条第二項に規定する特定合併に係る同条第一項第二号又は第四号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。
(揮発油税及び地方道路税の特例に関する経過措置)

第二十条 次の表の上欄に掲げる法律又は条約の規定により揮発油税及び地方道路税の免除を受けて施行日前に揮発油の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた揮発油について、同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における揮発油税及び地方道路税の税額については、新法第八十九条の規定を適用する。

免 除 の 規 定	追 徴 の 規 定
揮発油税法第十四条の二第二項	同法第十四条の二第七項
揮発油税法第十六条の四第二項	同法第十六条の四第三項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)第十一条第一項	同法第十一条第三項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十二条第一項	同法第十二条第三項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十三条第一項	同法第十三条第三項において準用する関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)第十五条第二項、第十六条第二項又は第十七条第四項
租税特別措置法第九十条の二第二項	同法第九十条の二第二項において準用する揮発油税法第十四条の二第七項
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づき施設及び区域	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づき施設及び区域

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十二号)第七條(日本国における國際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四条において準用する場合を含む。)

並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第十條第二項又は第十一條第二項（これらの規定を日本国における國際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第三條第二項において準用する場合を含む。）

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障條約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う關稅法等の臨時特例に関する法律第八條（日本国における國際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四條において準用する場合を含む。）

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の實施に伴う關稅法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百十二號）第二條

日本國とアメリカ合衆國との間の相互協力及び安全保障條約第六條に基づき施設及び區域並びに日本國における合衆國軍隊の地位に関する協定の實施に伴う關稅法等の臨時特例に関する法律第八條（日本國における國際連合の軍隊の地位に関する協定の實施に伴う所得稅法等の臨時特例に関する法律第四條において準用する場合を含む。）

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に關する法律(昭和二十九年法律第百十二号) 第二

3 この法律の施行の際揮発油の製造場及び保税地域以外の場所（沖縄県の区域内の場所を除く。）で揮発油（揮発油税法第十六条第一項又は第十

六条の二第一項の規定の適用を受けるものを除く。）を所持する揮発油の製造者又は販売業者が（その数量（二以上の場所である場合において、その数量）が五キロリットル以上であるときは、当該揮発油についての数量）が五キロリットル以上であるときは、当該揮発油の製造者でないときはこれとみなし、これを揮発油の製造者とみなし、施行日に当該揮発油につき、四千九百円の揮発油税及び九百円の地方道路税を課する。

4 前項の場合においては、税務署長は、揮発油税にあわせて地方道路税を徴収する。この場合において、税務署長は、その所轄区域内に所在する同一人の貯蔵場所にある揮発油に係る揮発油税額及び地方道路税額を合算し、当該合算し

第三項の規定による揮発油税及び地方道路税については、地方道路税法第七条第二項、第九条第二項、第十条第一項、第十二条第三項及び第十三条第一項中「二百八十七分の四十四」とあるのは「五十八分の九」と、「二百八十七分の二百四十三」とあるのは「五十八分の四十九」として、これらの規定を適用する。

て、これらの規定を適用する。

第三項に規定する者は、同項の規定に該當する揮発油の貯蔵場所並びに当該場所ごとの当該揮発油の所持数量及び課税標準数量（当該所持数量から揮発油税法第八条第一項の規定により控除される数量を控除した数量をいう。）を記載した申告書を、施行日から一月以内に、その貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

次の各号に掲げる場合において、当該各号に掲げる揮発油の製造者が、政令で定めるところにより、当該揮発油が第三項の規定による揮発油税額及び地方道路路税額を徴収された、又は徴収されるべきものであることにつき、当該揮発油のもどし入れ又は移入に係る揮発油の製造場の所在地の所轄事務署長の確認を受けたときは、当該揮発油税額及び地方道路路税額は、揮発油税法第十七条及び地方道路路税法第九条の規定に準じて、当該揮発油につき当該揮発油の製造者が納付した、又は納付すべき揮発油税額及び地方道路路税額（第二号に該当する場合には、同号に規定する他の揮発油の製造場からの移出により納付された、若しくは納付されるべき又は保稅地域からの引取りにより納付された、若しくは納付されるべき若しくは徴収された、若しくは徴収されるべき揮発油税額及び地方道路路税額）にあわせて、その者に係る揮発油税額及び地方道路路税額から控除し、又はその者に還付する。

二 前号に該当する場合を除き、揮発油の製造者が、他の揮発油の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた揮発油で第三項の規定により揮発油税額及び地方道路税額を徴収された、又は徴収されるべきものを揮発油の製造場に移入し、当該揮発油をその移入した製造場から更に移出した場合、当該揮発油の製造者

(租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正)

第二十一条 租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

附則第一条第二号及び第三号中「昭和四十八年」を「昭和四十九年」に改める。

附見第三条第二項中「昭和四十八年法律第十
六号。以下「昭和四十八年改正法」を「昭和四十
九年法律第 号。以下「昭和四十九年改正

法」に、「新法」を「昭和四十九年新法」に、「第六号」を「第八号」に改め、同条第四項中「おける

る法律（昭和四十九年法律第 号）による改正後の租税特別措置法（以下「昭和四十九年新

法」という。)に、「新法」を、昭和四十九年
新法に、「前二条(昭和四十八年改正法)」を「前

二条(租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第十六号。以下「昭和四十八年改正法」という。))に改め、同条第六項中「新法

第十一条を「昭和四十八年改正法による改正後の租税特別措置法（以下「新法」という。）第十一

附則第十一条第四項中「新法」を「昭和四十九

年新法」に、「第六号」を「第八号」に改め、同条第五項中「新法」を「昭和四十九年新法」に、「第四十六条の二」までを「第四十六条まで」に、「第五十一条の三」までを「第五十一条の二」まで「に」、「第六十五条の六、第六十五条の七」を「第六十五條の七、第六十五條の八」に、「第六十七條の四の規定」を「第六十七條の四並びに昭和四十九年改正法附則第十三条第六項の規定」に改め、「第四十六条の二」第四項」を削り、「第五十一条第一項」を「第五十一条第二項」に改め、「第五十一条の三」第三項」を削り、「第六十五條の六第七項（第六十五條の七第七項）を「第六十五條の七第七項（第六十五條の八第七項）に、「第六十七條の四第六項」を「第六十七條の四第六項並びに昭和四十九年改正法附則第十三条第六項の規定によりその規定の例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第四十六条の二第四項」に改める。

（租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十二條 前条の規定による改正後の租税特別措置法の一部を改正する法律（次項において「改正後の昭和四十八年改正法」という。）附則第三条第三項及び第四項の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同条第三項に規定する減価償却資産をその事業の用に供する場合について適用し、個人が同日前に取得又は製作若しくは建設をした当該減価償却資産をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

2 改正後の昭和四十八年改正法附則第十一条第四項及び第五項の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同条第四項に規定する減価償却資産をその事業の用に供する場合について適用し、法人が同日前に取得又は製作若しくは建設をした当該減価償却資産をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

（沖繩振興開発特別措置法の一部改正）

第二十三條 沖繩振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「第八十一条第一項」を「第八十一条」に改める。